平成 21 年第 1 回定例会会議録

平成21年 第1回菊池市議会定例会会期日程表(会期16日間)

月 日	曜日	区分	日 程
3月 3日	火	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決 定・議案上程・提案理由説明・質疑・委員会付託
3月 4日	水	休 会	議案調査
3月 5日	木	本会議	一般質問
3月 6日	金	本会議	一般質問
3月 7日	土	休 会	(市の休日)
3月 8日	日	休 会	(市の休日)
3月 9日	月	本会議	一般質問
3月10日	火	委員会	(総 務 第1委員会室)
3月11日	水	委員会	常任委員会 (文教厚生 第2委員会室) 常任委員会 (経 済 第3委員会室)
3月12日	木	委員会	(建 設 第4委員会室)
3月13日	金	休 会	議事整理
3月14日	土	休 会	(市の休日)
3月15日	日	休 会	(市の休日)
3月16日	月	休 会	議事整理
3月17日	火	休 会	議事整理
3月18日	水	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成21年 第1回菊池市議会定例会会議録(目次)

3月	3日(火曜日	<i>)</i> 本会議	貝
1.	議事日程第1	号·····	67
2.	本日の会議に	Z付した事件	69
3.	出席議員氏名	i	71
4.	欠席議員氏名	ı·····	72
5.	説明のため出	l席した者の職氏名	72
6.		l席者······	
7.			
8.	開 議		74
9.	日程第1	会議録署名議員の指名	74
10.	日程第2	会期の決定	
11.	日程第3	企業誘致促進特別委員会の中間報告	74
12.	日程第4	議案第4号から議案第45号まで上程・説明・質疑	76
13.	日程第5	議案第46号上程・説明・質疑・討論・採決	96
14.	日程第6	請願第1号及び陳情第1号から第2号上程	98
15.	日程第7	委員会付託	98
16.	日程第8	報告第1号上程・報告	.02
17.	日程第9	休会の議決	.04
18.	日程第10	散会	05
3 月	4日(水曜日	l) 休 会	
3 月	5日(火曜日	l) 本会議	頁
1.	議事日程第2	号······1	09
2.	本日の会議に	[付した事件	09
3.	出席議員氏名	i1	09
4.	欠席議員氏名	i1	10
5.	説明のため出	席した者の職氏名	10
6.	事務局職員出	J席者······1	10
7.	開 議	1	.11
8.	日程第1 -	-般質問	11
((1) 栃原茂樹	ł君質問······-]	11

	「新市建設計画について」	111
	○企画部長 石原公久君答弁	111
	栃原茂樹君再質問	112
	○企画部長 石原公久君答弁	113
	栃原茂樹君再々質問	115
	○企画部長 石原公久君答弁	116
(2)	栃原茂樹君質問	116
	「市税について」	117
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	117
	○経済部長 後藤 定君答弁	117
	栃原茂樹再質問	118
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	120
	栃原茂樹再々質問	120
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	121
休	憩	····121
開	議	····121
(1)	怒留湯健蓉さん質問	122
	「新庁舎建設と移転について」	122
	○企画部長 石原公久君答弁	123
	怒留湯健蓉さん再質問	
	○市長 福村三男君答弁	
	怒留湯健蓉さん再々質問	····127
	○市長 福村三男君答弁	128
(2)	怒留湯健蓉さん質問	····130
	「産廃問題早期解決のための「環境保全協定の一部変更協定書」の履行	
	について」	130
	○市長 福村三男君答弁	····132
	怒留湯健蓉さん再質問	····132
	○市長 福村三男君答弁	133
	怒留湯健蓉さん再々質問	
	○市長 福村三男君答弁	····137
昼食	t休憩······	
開	議	139
(1)	本 降	130

	「環境保全協定について」	·139
	○市長 福村三男君答弁	·141
	森 隆博君再質問	·143
	○市長 福村三男君答弁	·144
	森 隆博君再々質問	·146
	○市長 福村三男君答弁	·147
(2)	森 隆博君質問	·147
	「福祉施設の管理業務について」	·147
	○市民部長 村山 隆君答弁	·148
	森 隆博君再質問	·150
	○市民部長 村山 隆君答弁	·152
	○市長 福村三男君答弁	
	森 隆博君再々質問	
	○市長 福村三男君答弁	·154
(3)	森 隆博君質問	·154
	「平成20年度税収見込みについて」	·154
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	
	森 隆博君再質問	
	○市長 福村三男君答弁	
	森 隆博君再々質問	·156
休	憩	
開	議	
(1)	東 裕人君質問	·157
	「雇用問題について」	·157
	○経済部長 後藤 定君答弁	
	東 裕人君再質問	
	○経済部長 後藤 定君答弁	
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	
	東 裕人君再々質問	·160
	○経済部長 後藤 定君答弁	
(2)		
	「国保税について」	
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	·162
	東 裕人君再質問	.163

	○市民部長 村山 隆君答弁	·164
	東 裕人君再々質問	164
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	165
(3)	東 裕人君質問	165
İ	「子どもの「貧困」解消へ」	165
	○教育長 田中忠彦君答弁	166
(4)	東 裕人君質問	167
ļ	「生活保護について」	167
	○市民部長 村山 隆君答弁	·167
	東 裕人君再質問	167
	○市民部長 村山 隆君答弁	·168
(5)	東 裕人君質問	168
1	「中小企業振興基本条例について」	168
	○経済部長 後藤 定君答弁	·169
	東 裕人君再質問	·169
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	·169
	東 裕人君再々質問	·170
	○経済部長 後藤 定君答弁	·171
休	憩	
開	議	
	外村國敏君質問	
1	「定額給付金について」	
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	·172
	外村國敏君再質問	
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	
	外村國敏君再々質問	
	○総務部長 緒方希八郎君答弁	
	外村國敏君質問	
1	「地域振興券について」	
	○経済部長 後藤 定君答弁	
	外村國敏君再質問	
	○経済部長 後藤 定君答弁	
	外村國敏君再々質問	
	○市長	.170

(3) 外村國敏君質問	181
「子育て支援について」	181
○市民部長 村山 隆君答弁	181
(4) 外村國敏君質問	182
「合併後4周年を迎え市の考え方」	182
○総務部長 緒方希八郎君答弁	182
外村國敏君再質問	183
○総務部長 緒方希八郎君答弁	184
外村國敏君再々質問	
○市長 福村三男答弁	
9. 日程通告 散会	186
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	頁
1. 議事日程第3号	
2. 本日の会議に付した事件	
3. 出席議員氏名	
4. 欠席議員氏名	
5. 説明のため出席した者の職氏名	
6. 事務局職員出席者	
7. 開 議	191
8. 日程第1 一般質問	
(1)泉田栄一朗君質問	191
「みどりのリサイクルについて」	191
○市民部長 村山 隆君答弁	191
泉田栄一朗君再質問	192
○企画部長 石原公久君答弁	193
(2) 泉田栄一朗君質問	193
「子どもの無保険について」	194
○市民部長 村山 隆君答弁	194
泉田栄一朗君再質問	194
○市民部長 村山 隆君答弁	194
(3)泉田栄一朗君質問	195
「小学校「農業科」について」	195
○教育長 田中忠彦君答弁····································	.195

	泉田栄一朗君再質問	196
	○教育長 田中忠彦君答弁	197
	泉田栄一朗君再々質問	197
	○市長 福村三男君答弁	197
昼食	t休憩······	198
開	議	198
(1)	森 清孝君質問	199
ſæ	らいのりタクシーについて」	199
	○企画部長 石原公久君答弁	199
	森 清孝君再質問	200
	○企画部長 石原公久君答弁	200
(2)	森 清孝君質問	201
「抴	b域通貨「一会」について」	201
	○経済部長 後藤 定君答弁	201
	森 清孝君再質問	202
	○経済部長 後藤 定君答弁	
(3)	森 清孝君質問	204
「農	と業の振興について」	204
	○経済部長 後藤 定君答弁	204
	森 清孝君再質問	
	○経済部長 後藤 定君答弁	
	森 清孝君再々質問	
	○経済部長 後藤 定君答弁	208
	○市長 福村三男君答弁	
	憩	
	議	
	山瀬義也君質問	
「環	環境問題について」	
	○市長 福村三男君答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	山瀬義也君再質問	
	○市長 福村三男君答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	山瀬義也君再々質問	
	○市長 福村三男君答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
佅	趙	.999

開	議223
(1)	坂本昭信君質問223
Γ <u>þ</u>	才政について」223
	○総務部長 緒方希八郎君答弁223
(2)	坂本昭信君質問
「棄	新庁舎建設について」······224
	○市長 福村三男君答弁224
	坂本昭信君再質問225
	○市長 福村三男君答弁225
(3)	坂本昭信君質問226
Γf	主民サービスについて」226
	○総務部長 緒方希八郎君答弁227
	坂本昭信君再質問227
休	憩227
開	議227
	二ノ文伸元君質問228
Γį	青果市場跡地について」
	○教育長 田中忠彦君答弁229
	二ノ文伸元君再質問229
	○市長 福村三男君答弁·······230
	二ノ文伸元君再々質問230
9. 日和	呈通告 散会231
3月7日	3(土曜日) 休 会
3月8日	3(日曜日) 休 会
	日(月曜日) 本会議 頁
	事日程第 4 号·······235
	日の会議に付した事件235
	\$\$美員氏名····································
	常議員氏名····································
	月のため出席した者の職氏名·······236
	务局職員出席者······236
7. 開	議·······237

8. 日程第1 一般質問	237
(1)本田憲一君質問	237
「本市の農業の現状と今後の取り組みは」	237
○経済部長 後藤 定君答弁	238
本田憲一君再質問	239
○経済部長 後藤 定君答弁	241
(2) 本田憲一君質問	242
「教育予算について」	242
○教育長 田中忠彦君答弁	243
本田憲一君再質問	243
○教育長 田中忠彦君答弁	245
本田憲一君再々質問	246
○市長 福村三男君答弁	246
(3) 本田憲一君質問	247
「産廃について」	248
○市長 福村三男君答弁	248
本田憲一君再質問	249
○市長 福村三男君答弁	249
本田憲一君再々質問	250
○市長 福村三男君答弁	250
休 憩	
開 議	250
(1)中山繁雄君質問	250
「幼・保育園の民営化について」	251
○市民部長 村山 隆君答弁	251
中山繁雄君再質問	252
○市民部長 村山 隆君答弁	252
(2) 中山繁雄君質問	252
「学校環境問題について」	253
○教育長 田中忠彦君答弁	
(3) 中山繁雄君質問	
「農業問題について」	254
○経済部長 後藤 定君答弁	255
中山繁雄君再質問	255

	○市長 福村三男君答弁····································
(4)	中山繁雄君質問256
۱B	DFの経過後の跡地の利用について」256
	○市民部長 村山 隆君答弁256
	中山繁雄君再質問256
休	憩
開	議257
(1)	坂井正次君質問257
「行	「政改革について」
	○総務部長 緒方希八郎君答弁258
	○市長 福村三男君答弁····································
	坂井正次君再質問259
	○総務部長 緒方希八郎君答弁260
	○市長 福村三男君答弁261
(2)	坂井正次君質問262
「璟	環境保全協定について」
	○市長 福村三男君答弁····································
	坂井正次君再質問264
	○市長 福村三男君答弁····································
(3)	坂井正次君質問267
「縚	経済対策について」267
	○経済部長 後藤 定君答弁······268
	坂井正次君再質問269
	○経済部長 後藤 定君答弁······269
	坂井正次君再々質問270
	○経済部長 後藤 定君答弁······270
(4)	坂井正次君質問270
「有	「害鳥獣対策について」270
	○経済部長 後藤 定君答弁······271
	坂井正次君質問271
「児	B童の安全について」
	○建設部長 岡崎俊裕君答弁・・・・・・271
休	憩272
盟	議

(1) 木下雄二君質問272	
「奨学金について」272	
○教育長 田中忠彦君答弁272	
木下雄二君再質問273	
○教育長 田中忠彦君答弁274	
(2) 木下雄二君質問274	
「道路整備について」	
○建設部長 岡崎俊裕君答弁275	
(3) 木下雄二君質問	
「裁判について」	
○総務部長 緒方希八郎君答弁276	
木下雄二君再質問277	
○市長 福村三男君答弁····································	
(4) 木下雄二君質問	
「集落支援員について」	
○企画部長 石原公久君答弁278	
木下雄二君再質問279	
○企画部長 石原公久君答弁279	
(5) 木下雄二君質問	
「環境整備基金について」280	
○市民部長 村山 隆君答弁280	
木下雄二君再質問281	
○市長 福村三男君答弁282	
木下雄二君再々質問283	
○市長 福村三男君答弁284	
休 憩	
開 議	
(1) 隈部忠宗君質問285	
「老人福祉について」	
○市民部長 村山 隆君答弁286	
○教育長 田中忠彦君答弁287	
隈部忠宗君再質問287	
○市民部長 村山 隆君答弁288	
○教育長 田中忠彦君答弁288	

	隈部忠宗	ド 君再々	質問…	• • • • • • •		• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • • •	·····28	,9
	○市長	福村三	男君答	\$弁…		• • • • • • • •	• • • • • • •		•••••		•••••	28	39
(2)	隈部忠宗	采君質問		• • • • • • •		• • • • • • • •	• • • • • • •		•••••		•••••	·····29	0
「定	全住促進に	こついて	`」 	• • • • • • •		• • • • • • • •	• • • • • • •					29	0
	○企画部	『長 石	原公夕	君答	弁	• • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • •	•••••			29	0
	隈部忠宗	< 君再質	問	• • • • • • •		• • • • • • • •	• • • • • • •		•••••			29	1
	○企画部	『長 石	原公夕	君答	弁	• • • • • • • •	• • • • • • •		•••••	• • • • • • •	•••••	·····29	12
(3)	隈部忠宗	采君質問		• • • • • • •		• • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • •	• • • • • • • •	•••••	·····29	12
「農	業の振興	限につい	て」…	• • • • • • •		• • • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	•••••			29	13
	○経済部	『長 後	藤 5	君答	弁	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	•••••			29	13
	○企画部	『長 石	原公夕	(君答	弁	• • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	•••••			·····29	14
	隈部忠宗	 君再質											
	○経済部				弁								
	○企画部				弁								
	隈部忠宗												
	○市長												
9. 日程	通告 散	対会	• • • • • • • •	• • • • • • •		• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	•••••	• • • • • • • •		29	18
	日(火曜				(総務・			-					
	日(水曜		常任委	長員会	(総務・	文教區	享生・	経済	・建設	<u>(</u>			
	日(木曜				(総務・	文教區	享生・	経済	・建設	<u>(</u>			
3月13	日(金曜	翟日)	休全										
	日(土曜		休会										
	日(日曜												
	日(月曜												
3月17	日(火曜	翟日)	休全	<u>×</u>									
	日(水曜												頁
	日程第5												
	の会議に												
	5議員氏名												
	5議員氏名												
	目のため出												
6. 事務	5局職員出	∄席者⋯	• • • • • • • •	• • • • • • •		• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • •	• • • • • • •		• • • • • • • • •	30	13

7.開 議	305
8. 日程第1 各常任委員長	305
• 総務常任委員長報告······	305
• 文教厚生常任委員長報告	308
• 経済常任委員長報告······	311
• 建設常任委員長報告······	312
委員長報告に対する質疑	316
(1) 森 隆博君質疑	316
計 論·····	318
(1) 東 裕人君討論	319
採 決	319
9.委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	320
採 決	320
10. 追加議事日程(第3号の追加1)	321
日程第1 議案第47号 上程・説明・質疑・討論・採決	321
日程第2 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	324
日程第3 議事第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	327
日程第4 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	328
日程第5 意見書案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	330
日程第6 意見書案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決	331
日程第7 意見書案第4号 上程・説明・質疑・討論・採決	332
11. 閉 会	334

第 1 号

3 月 3 日

平成21年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成21年3月3日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告
- 第4 議案第 4号 菊池市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
 - 議案第 5号 菊池市第三セクター経営検討委員会条例の制定について
 - 議案第 6号 菊池市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定について
 - 議案第 7号 菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 9号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
 - 議案第10号 菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
 - 議案第11号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
 - 議案第12号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定に ついて
 - 議案第13号 菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
 - 議案第14号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第15号 菊池市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 平成20年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
 - 議案第19号 平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第20号 平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)

- 議案第21号 平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第22号 平成20年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第23号 平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)
- 議案第24号 平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第25号 平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予 算(第4号)
- 議案第26号 平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第27号 平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第28号 平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2 号)
- 議案第29号 平成20年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第30号 平成21年度菊池市一般会計予算
- 議案第31号 平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第32号 平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第33号 平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第34号 平成21年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第35号 平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第36号 平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第37号 平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第38号 平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第39号 平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第40号 平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第41号 平成21年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について

(菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ)

- 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市四季の里旭志)
- 議案第44号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第45号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明・質疑

- 第5 議案第46号 工事請負契約の締結について
 - 上程・説明・質疑・討論・採決

第 6 請願第 1号 医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構再春荘病 院・菊池病院の存続・拡充を求める請願書

陳情第 1号 WTO農業交渉に関する要請

陳情第 2号 市町村管理栄養士設置に関する陳情書

まで一括上程

第7 委員会付託

第8 報告第 1号 平成19年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告につ いて

---()-

上程・報告

第9 休会の議決

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告

日程第4 議案第 4号 菊池市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議案第 5号 菊池市第三セクター経営検討委員会条例の制定について

議案第 6号 菊池市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定 について

議案第 7号 菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

議案第10号 菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

議案第12号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の 制定について

議案第13号 菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

議案第14号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第15号 菊池市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 議案第16号 菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 議案第18号 平成20年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
- 議案第19号 平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第20号 平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第 2号)
- 議案第21号 平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第22号 平成20年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2 号)
- 議案第23号 平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第4 号)
- 議案第24号 平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4 号)
- 議案第25号 平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計 補正予算(第4号)
- 議案第26号 平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予 算(第3号)
- 議案第27号 平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第28号 平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第29号 平成20年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第30号 平成21年度菊池市一般会計予算
- 議案第31号 平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第32号 平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第33号 平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第34号 平成21年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第35号 平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算

議案第36号 平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計予算

議案第37号 平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計 予算

議案第38号 平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第39号 平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算

議案第41号 平成21年度菊池市水道事業会計予算

議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について

(菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ)

議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市四季の里旭志)

議案第44号 辺地総合整備計画の変更について

議案第45号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明・質疑

日程第5 議案第46号 工事請負契約の締結について

まで上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 請願第 1号 医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構再春荘 病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願書

陳情第 1号 WTO農業交渉に関する要請

陳情第 2号 市町村管理栄養士設置に関する陳情書

まで一括上程

日程第7 委員会付託

日程第8 報告第 1号 平成19年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告 について

上程・報告

日程第9 休会の議決

出席議員(27名)

1番 東 裕 人 君

2番 泉田 栄一朗 君

3番 森 清 孝 君

4番 藤野敏昭君

5番 樋口正博君

6番 二ノ文 伸 元 君

7番 中 山 繁 雄 君 8番 水 上 博 司 君 9番 \equiv 池 健 君 治 10番 怒留湯 健 蓉 さん 11番 坂 本 昭 信 君 宗 12番 隈 部 忠 君 13番 奈 田 臣 也 君 葛 原 14番 勇次郎 君 下 雄 15番 木 君 16番 坂 井 正 次 君 17番 博 森 隆 君 18番 Ш 瀬 義 也 君 19番 本 田 憲 君 20番 栃 原 茂 樹 君 21番 松 本 登 君 22番 恭 君 工 藤 23番 境 則 和 君 24番 彰 北 君 田 外 25番 村 或 敏 君 26番 徳 永 隆 義 君 27番 横 \blacksquare 輝 雄 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

三 市 長 村 男 福 君 収 入 役 髙 本 信 男 君 総 務 部 長 方 希八郎 君 緒 企 画 部 長 原 公 久 君 石 市 部 隆 民 長 村 Ш 君 経 済 部 長 藤 後 定 君 建設 部 長 岡 崎 俊 裕 君 七城総合支所長 松 畄 敬 君 旭志総合支所長 中 村 榮 光 君

泗水総合支所長 上林正章 君 企画部首席審議員 木 村 靖 弘 君 財 政 課 長 Ш 上 憲 誠 君 総務課長兼選挙 山田 浩 文 君 管理委員会事務局長 教育委員長 久 川 寬 實 君 育 忠 教 長 \blacksquare 中 彦 君 教育次長 Ш \Box 正 司 君 水道局長 牧 茂 君 農業委員会事務局長 島 千 秋 君 五.

事務局職員出席者

事 務 局 長 岩 木 精四郎 君 議 事 課 長 永 田 哲 士 君 総務審議員 高 田 早 苗 君 議 事 係 長 上 田 敏 雄 君 ○議長(北田 彰君) 全員、起立をお願いします。 (全員起立) おはようございます。 着席をお願いします。 _____ 午前10時09分 開会 _____ ○議長(北田 彰君) ただいまの出席議員は26名です。定足数に達しておりますの で、ただいまから、平成21年第1回菊池市議会定例会を開会します。 ここで日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。 監査委員から平成21年1月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例 月出納検査の報告があっておりますので、ご報告申し上げます。なお、詳細につい ては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。 以上で諸般の報告を終わります。 ····· 午前10時10分 開議 ○議長(北田 彰君) これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 ____ 日程第1 会議録署名議員の指名 ○議長(北田 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員 は会議規則第81条の規定により、中山繁雄君及び水上博司君を指名します。 ····· 日程第2 会期の決定 ○議長(北田 彰君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。 お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る2月24日の議会運営委員 会におきまして、本日から3月18日までの16日間とすることに結論をみており ますが、これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり] ○議長(北田 彰君) ご異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から3月18日までの16日間と決定しました。 -----O-----

日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告

○議長(北田 彰君) 次に、日程第3、企業誘致促進特別委員会の中間報告を議題と

します。企業誘致促進特別委員会から付託中の案件について中間報告の申し出があっております。

お諮りします。本件は申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) ご異議なしと認めます。

したがって、企業誘致促進特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。 企業誘致促進特別委員長の発言を許します。特別委員長、坂井正次君。

「登壇」

○企業誘致促進特別委員長(坂井正次君) おはようございます。企業誘致促進特別委員会からの中間報告につきまして、議会の許可をいただきましたので、委員改選後の昨年6月から活動経過報告をさせていただきます。

第1回目は、7月24日に開催いたしました。

協議内容は、

- ①事務引継ぎについて
- ②企業誘致状況について
- ③工業団地の状況について
- ④年間事業計画についてであります。

まず、事務引継ぎにつきましては、水上前委員長さんから1年間の活動状況と懸案事項について説明を受けております。次に、平成19年度企業誘致状況については、新設4件、増設2件、計6件の立地協定が調印され、総投資額34億円、新規雇用予定者が約160名であるとの報告を受けました。

次に、工業団地の状況について、委員より、川辺工業団地の造成及び田島工業団地についての質問があり、執行部より、川辺工業団地については、地権者の協力が得られるよう積極的に取り組んでいくとの答弁であり、田島工業団地についても県を始め関係機関と連携を密にしながら情報収集に努め、誘致ができるよう取り組んでいくとの答弁でありました。

第2回目は、8月24日に新委員の挨拶および意見交換を目的に、北田議長や村上副市長、執行部とともに県庁を訪問しました。また、前川県議も同行していただき、助言等をいただきました。県からは、島田商工観光労働部長をはじめ、小野上企業立地課長や担当者が対応されました。島田商工観光労働部長の挨拶の中で、県の企業誘致の取組み状況について説明を受け、県も企業誘致に、努力をしており、順調に運んでいるとのことでありました。その後、企業の動向や誘致方法について、活発な意見交換を行いました。

第3回目は、11月26日に開催をしました。 協議内容は、

- ①企業誘致の状況
- ②旭志川辺地区工業団地整備計画、スケジュールについて
- ③県畜産流通センターの改修について説明を受けました。

川辺工業団地建設に関して、県から用地取得、農振除外、上下水道の整備、国道からのアクセス道の整備等、本市への依頼事項についての説明がありました。また、県畜産流通センター改修に関しましては、委員から、ある程度の助成をしてでも田島工業団地へ移転要請をしたらどうか等の意見がありました。

第4回目は、1月14日午前中、議長、正副企業誘致特別委員長、執行部より石原企画部長及び水上企業誘致対策室長で県経済連を訪問し、上村会長、松岡常務、武部専務に対しまして県畜産流通センターの田島工業団地への移転が図られるよう、要望してまいりました。

午後からは、委員会を開催し、田島工業団地への移転に対し、県畜産流通センターからの要望が提出されていましたので、その要望内容と今後の対応を協議したところであります。

執行部から要望についての内容説明を受けてみると、大変厳しい内容ばかりであり、委員からは、条件が厳しいので、再度、調整をしていくべきではないかとの意見が多く出されたところであります。また、この問題は、状況を見極める必要があるので執行部が回答する場合は、その点を踏まえるよう要望をいたしました。

以上、これまでの活動経過をご報告いたしました。ただし委員会改選当時と現在では状況は一変し、世界同時不況で輸出産業の自動車産業、半導体、電気製品産業等輸出が激減、深刻な経営不振に陥っております。状況としましては、企業誘致は大変な状況でありますが、本委員会は食品、食品加工、医療等の分野はまだまだ可能性があると思われますので、そういった可能性のある分野での企業誘致に努めてまいりたいと考えています。

議員各位にご協力を賜りますようお願いを申し上げ、中間報告といたします。

○議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4 議案第4号から議案第45号まで一括上程

○議長(北田 彰君) 次に、日程第4、議案第4号から議案第45号までの42案件 について一括議題とします。 提出者の提案理由の説明を求めます。 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) おはようございます。本日、平成21年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から 3月18日までの16日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろし くお願いいたします。

提案理由を申し上げます前に、昨年暮れから実施いたしました菊池市地域通貨「一会」について申し上げます。一昨年末から続いておりました原油価格高騰が食料や飼料及び原材料の高騰を招き、本市の基幹産業であります農業や商工業に深刻な打撃を与えました。また、昨年からのアメリカ発金融不安が世界的な不況を生み、円高と相まって国内の経済が疲弊し、事業者や消費者の方々には、閉塞感や不安感などが見受けられました。

このような状況の中、昨年9月の議会定例会で緊急経済対策として、「地域通貨事業」をはじめ、「菊池市原油価格等高騰に伴う緊急支援事業」の予算を計上し、議会のご承認をいただいたわけですが、「一会」につきましては、お蔭をもちまして大変好評でこの事業が景気刺激のひとつになったものと思われます。

次に、緊急雇用対策につきましては、100年に一度の経済危機と言われる今日、 製造業を中心に雇用調整が進められ、特に期間従業員や派遣労働者などの非正規従 業員に対する解雇や雇用契約の中途解約など失業問題が生命に関わる深刻な社会問 題となっております。

本市といたしましても、こうした状況にいち早く対応するため、昨年12月に「緊急雇用対策会議」を開催し、菊池市内の従業員10名以上の製造業62社に対するアンケート調査、またハローワーク菊池への雇用状況調査等実施いたしました。これを踏まえて、本年1月13日に私を本部長とする「緊急雇用対策本部」を設置いたしまして、雇用確保の対策として市臨時職員を採用するための関係予算を先般の臨時議会で議決をいただいたところでございます。お陰様で、早速今月から10名の方が職務に精励されております。

一方、このような不況の中にありまして、明るいニュースも届いております。熊本県では、本年2月議会で新たに城北・城南地域に「地域連携型インキュベーション施設運営事業」を実施することが検討されておりましたが、この度、菊池・鹿本地域の中心であり関係機関の立地環境が良いことから、七城総合支所に施設設置が

予定されることになりました。「インキュベーション」というのは、「ふ化」という意味でいわゆる卵がかえることを表わし、新規に事業を起こした人や創業まもない企業に経営のノウハウ等を修得させる機関でございます。インキュベーション施設には、製造業を中心とした3社とマネージャーと呼ばれる経営実務に詳しい専門家が入居する予定で、マネージャーは、地域の方々の創業や地元企業の経営等の相談にも応じてもらえるとのことです。また、入居業の方は最長3年で退所しなければなりませんが、そこで創業期間を送られた入居企業の中には、地域に根付かれる企業もあると思われ、この施設の設置は、菊池市の産業振興につながるものと期待されています。

それでは、平成21年度の予算編成方針及び上程いただきました議案の概要につきまして、述べさせていただきます。

国は、「経済財政改革の基本方針2008」において、国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築し、財政健全化へ向け歳出歳入一体改革を徹底して進めることといたしております。また、「基本方針2008」を踏まえ、引き続き、歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係経費、投資的経費等の地方歳出全般について徹底的な見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制し、地方団体の自助努力を促しております。地方行財政の運営にあたっては、地方分権改革の推進に伴い、自己決定・自己責任のもと、簡素で効率的な行財政システムの構築が求められるとともに、公会計制度や地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、徹底した情報開示のもと、自主的な改善努力による財政健全化が求められております。

本市においても、集中改革プランに基づき、行財政改革の取り組みを確実に推進する一方で、取り組みの成果を予算に反映させ、市民サービスへの還元に努めなければなりません。

さらに、社会環境の変化と多様化する行政需要に的確に対応していくために、行政評価に基づき、義務的経費も含めた事務事業全般の見直しを進め、財源の捻出を図りながら、新たな行政需要に応えていくなど、最小の経費で最大の効果を上げる効率的・効果的な行財政運営に取り組む必要がございます。しかし、来る4月に市長選挙が行われることに伴いまして、政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心にした、いわゆる「骨格予算」として編成させていただきました。

歳入面について申し上げますと、先ほどから申し上げていますように世界同時不 況の中で、個人消費の低迷、企業収益の減少、雇用情勢の悪化など日本経済が依然 厳しく、先行き不透明な状況が続いております。

このような中、自主財源の中心となります市税を試算いたしました。税目ごとに

見てみますと、製造業関連の業績悪化による収益の減少により、市民税、特に法人市民税が約3億9,000万円の減収となる見込でございます。また、基幹税目であります固定資産税の償却資産につきましては、企業の設備投資控え等の影響で約8,400万円の減収が見込まれます。

このようなことから、市税全体では対前年度比10.3%減、金額にして5億2,400万円の減収により、45億6,800万円を見込んでおります。地方交付税は全国枠で増額確保、さらに別枠として「雇用創出」や「地域の元気回復」を基本に地方財源の充実の一部として増額されることを踏まえ、対前年度比6.3%増の76億5,000万円を見込んでおります。税源不足の一部を補てんする臨時財政対策債は対前年度比59.1%増の9億7,470万円を見込んでおります。また、国庫支出金は経常経費充当分であり14億8,700万円、県支出金も同様に14億6,30万円を見込んでおります。

一方、歳出面につきましては、新規並びに政策的なものにつきましては予算計上しないことを原則としております。ただ、新規事業や政策的経費でありましても、教育関係など緊急性が高く、また、生活に密着した事業や、当初から予算化していなければ市民生活に影響を及ぼすと思われるものにつきましては住民福祉、市民生活の低下を招くことのないように配慮した中で、当初予算に計上しております。

このような基本的な考えに沿って編成した平成 2 1 年度予算規模は、一般会計 2 7 億 3 , 8 0 0 万円の減、 1 2 . 6%になります、で 1 9 0 億円、特別会計 1 4 4 億 2 , 2 0 0 万円、企業会計 5 億 9 , 0 0 0 万円、合計で 3 4 0 億 1 , 2 0 0 万円となっております。

続きまして、上程いただきました議案の概要につきまして、述べさせていただき ます。

議案第4号から議案第17号までは、条例の制定と一部改正であります。主なものは、経営が著しく悪化する恐れがある第三セクターに対し、その経営状況等の評価と存続を含めた経営改革策の検討を行うため、付属機関としての委員会を設置するため条例の制定や本年2月3日になされた菊池市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、市長等の給与の額を一部改正する条例、並びに少子化対策の一環として子育て支援を充実強化し、乳幼児等の医療費について、これまで小学校3年生までだったものを6年生までに引き上げ、保護者の経済的負担の軽減を図るよう条例の一部を改正するものです。

次に、議案第18号から議案第28号までの平成20年度各会計の補正予算全11会計、並びに議案第29号の水道事業会計補正予算につきましては、事業確定による減額補正等をお願いするものです。

また、別冊となっております議案第30号、平成21年度菊池市一般会計予算から議案第41号、平成21年度菊池市水道事業会計予算までの12議案につきましては、平成21年度の各会計予算案でございます。先ほどご説明したとおり、骨格予算となっております。

議案第42号、43号の公の施設の指定管理者の指定については、この度完成しました「菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ」及び「菊池市四季の里旭志」の指定管理者を指定するための議決をお願いするものです。

次に、議案第44号、辺地総合整備計画の変更については、重味、桜ヶ水の2辺地につきまして、平成18年度に同計画の議決をいただいておりますが、その一部に変更が生じましたので法律の規定により議会の議決をお願いするものです。

最後に、議案第45号、市道路線の認定については、道路法の規定に基づき、議 会の議決を求めるものです。

以上、上程されました議案につきましてご説明を申し上げました。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位にお かれましては、これらの議案につきまして慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただ きますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) おはようございます。

それでは、議案について説明をいたします。議案は条例関係及び補正予算関係議案と新年度予算関係の別冊並びに参考資料として新旧対照表を添付いたしております。

今回上程いたしますのは、議決案件43件、報告案件1件でございます。 それでは、菊池市議会定例会議案の方をお願いしたいと思います。

開けていただきまして目次をご覧いただきたいと思います。議案第4号から議案第6号までの条例の制定に関する議案3件、また議案第7号から議案第17号までの条例の一部を改正する条例案11議案、また議案第18号から議案第29号までが平成20年度各会計補正予算12議案であります。また、議案第30号から議案第41号までが平成21年度各会計の新年度予算12議案で、別冊となっております。議案第42号から議案第45号までの4件と別冊となっております議案第46号のその他の議決案件合計5件でございます。及び報告案件1件となっております。

それでは、議案第1ページをお願いします。議案の1ページでございますが、議 案第4号、菊池市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてでございま すが、提案理由といしまして、介護従事者の処遇改善を図り、第1号被保険者の介 護報酬の改定に伴う増加額の提言及びその軽減に係る経費等に充てるため制定する ものでございます。

開けていただきまして、2ページが制定する条例でございます。

第1条で設置の目的、第2条が基金でございまして、積み立てる額は国からの臨時特例交付金の額といたしております。

次に、右の議案第5号、菊池市第三セクター経営検討委員会条例の制定についてでございますが、提案理由といたしまして、執行機関の付属機関として設置する委員会については、地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして、条例で定める必要がございますので制定するものでございます。

開けていただきまして4ページでございますが、制定する条例でございます。第 1条が委員会の設置の目的でございます。経営が著しく悪化している、あるいは悪 化の恐れがある第3セクターの経営状況等の評価と存続を含めた経営改善策の検討 を行うことを目的に検討委員会を設置するよう総務省の指導がなされておりまし て、第3セクターの今後のあり方を明確にするため設置するものでございます。

第2条が所掌事務、第3条が組織でございまして、委員6人以内で組織するといたしております。

次に、右のページでございますが、議案第6号、菊池市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定についてでございますが、提案理由といたしまして、人口減少、少子高齢化を迎える中で、都市の無秩序な拡散を防止し、中心市街地における都市機能の集積の促進をより一層図るため、用途地域のうち全ての準工業地域について中心市街地の活性化に大きな影響を与える店舗、遊技場、映画館等の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を指定するために制定するものでございます。

開けていただきまして、6ページが制定する条例でございます。第4条が建築制限で、右のページの別表のとおり大規模集客施設制限地区内において建築をしてはならない建物を規定いたしております。第7条において、この条例に違反した罰則規定を設けているところでございます。

開けていただきまして、9ページでございますが、議案第7号、菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、今回の一部改正は、統計法の全部改正並びに統計報告調整法の廃止に伴いまして、これらの法令を引用しております条項中の用語の整理を行うため条例の一部を改正するものでございまして、条例内容そのものの変更はございません。

次に、開けていただきまして11ページの方をお願いしたいと思います。特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

でございますけれども、開けていただきまして12ページ、一部を改正する条例でございます。別表に新たに設置いたします第3セクター経営検討委員会の委員の日額報酬を追加し、また明るい選挙推進協議会委員及び母子保健専門職につきましては、報償費で処理いたしておりましたものを日額報酬に改めたため別表に追加するものでございます。

右の13ページでございますが、議案第9号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして14ページが一部を改正する条例でございます。今回の改正は、平成21年1月19日に菊池市特別職報酬等審議会に対しまして、市長、副市長及び収入役の給料の額について諮問を行ない、審議会におかれましては3回の審議を経られまして市長に対して2月3日に答申がなされました。この答申を尊重し、市長及び副市長の給料の額を改定するものでございます。市長の給料の額を現行の83万円から2万5,000円減額いたしまして80万5,000円、また副市長給料額を現行の64万2,000円から1万3,000円減額し、62万9,000円とするものでございます。

なお、収入役につきましては、次年度中途に法律に基づく任期が終わるため、現 状のまま据え置くとの答申でございましたので、これを尊重し、据え置きとするも のでございます。

附則で、平成21年5月1日から施行するといたしております。

次に右のページ、15ページになりますけれども、議案第10号、菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして16ページが条例の一部を改正する条例でございます。今回、国家公務員の勤務時間の見直しに伴いまして、本市職員についても所要の改定を行うものでございます。今回、休息時間が廃止され、昼休みの1時間のうち12時から12時15分までの15分間につきましては、改正前は勤務時間でございます休息時間でございましたが、改正によりまして勤務時間外の休み時間となるものでございます。現行の始業時刻午前8時30分、昼休みであります12時から1時までの1時間、終業時刻の午後5時15分の勤務体系につきましては、改正前と改正後も全く変わりはございません。この改正によりまして、結果として勤務時間が現行の週40時間から週38時間45分勤務となるものでございます。

次に、右のページ、議案第11号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今回の一部改正は、ただいまの議案第10号の改正に伴いまして、定年後に再任用された短時間勤務職員の時間外勤務手当の算定基礎となります1日の勤務時間を現行の8時間から7時間45分と

する改正でございます。

開けていただきまして、18ページが改正する条例でございますが、なお、本市 にはこの該当する職員は現在在職いたしておりません。

右の19ページでございますが、議案第12号、菊池市放課後児童クラブ施設条例ページの一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして20ページでございますが、このたび菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブが新たに開設されたことに伴いまして、条例第2条の名称及び位置に当該クラブを追加するものでございます。

右の21ページになりますけれども、議案第13号、菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、少子化対策の一環として子育て支援を充実強化し、乳幼児等の医療費について保護者の経済的負担を軽減するため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただき22ページが一部を改正する条例でございます。乳幼児等医療費助成対象年齢を現行の0歳から小学3年生までを0歳から小学6年生までに改正し、助成対象年齢を3歳引き上げるものでございます。

附則で、この条例は平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日以後の 医療費から適用することといたしております。

次に、右側の23ページ、議案第14号、菊池市介護保険条例の一部を改正する 条例の制定についてでございますが、開けていただきまして24ページが条例の一 部を改正する条例でございます。今回の改正は、介護保険制度の改正及び3年毎の 介護保健事業計画の見直しに伴いまして収入に応じた保険料区分について、平成2 1年度から介護保険料の改定を行うものでございます。

次に、右の25ページ、議案第15号、菊池市文化財保護条例の一部を改正する 条例の制定についてでございますが、提案理由といたしまして、文化財保護法の改 正及び十分の整備を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、26ページが条例の一部を改正する条例でございます。 第1条の2において、文化財の定義について明文化をするものでございます。また、 第2条の2組織で、文化財保護委員会の任務並びに会長・副会長の職務について、 より詳細に定めるものでございます。中ほどの第5条第3項の改正でございますが、 これは市指定の有形文化財について国及び県の上位指定があった場合は、市の指定 は排除されるとする見なし規定を明記する改正でございます。下段の方になります けれども、第18条第6項の改正も市指定の無形文化財の方についての見なし規定 を規定するものでございます。

右のページの27ページの第29条第2項の改正も、市指定の史跡名勝天然記念

物についての見なし規定でございます。

開けていただきまして29ページでございますが、議案第16号、菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今回、空調設備の設置に伴い、その使用料について規定するため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして30ページが一部を改正する条例でございます。メインアリーナの空調設備使用料を1時間につき6,000円とし、市外利用者についての割増料金については適用しないものといたしております。

附則で、この条例は平成21年7月1日より施行することといたしております。 開けていただきまして、右のページでございますが31ページ、議案第17号、 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。開けて いただきまして32ページ、条例の一部を改正する条例でございます。今回、市営 住宅福本団地の下水道接続工事により共益費を改定するものでございまして、別表 第2表中福本団地合併浄化槽及び給水施設等を福本団地給水施設等に改め、共益費 を1,000円とするものでございます。

次に、議案第18号から議案第28号までの11議案につきましては、平成20年度の各会計の補正予算、また議案第29号が平成20年度の水道事業会計補正予算でございます。

それでは、補正予算の主なものについて説明します。

33ページ、議案第18号、平成20年度菊池市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

開けていただきまして 3 4ページ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4億 6, 4 1 1 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 6億 3, 9 2 1 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

44ページを開いていただきたいと思います。44ページ、事項別明細で主なものを申し上げます。

歳入の主なものでございますけれども、款1市税、目1固定資産税で、償却資産税の確定による4,300万円の増、開けていただきまして46ページをお願いします。中ほどの款13使用料及び手数料、目4衛生手数料1,315万8,000円の減額補正は、ごみ袋の販売数の減とエコヴィレッジ旭のごみ処理量の減によるもの。また、款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金4,570万1,000円の減額補正のうち生活保護費負担金4,005万円の減額補正は、医療扶助分が更正医療へ移行したことによる減と施設入所者2名の退所による事務費の減でございます。

次に、48ページをお願いします。款14国庫支出金、目3民生費国庫補助金5,

491万8,000円の補正のうち高齢者福祉費補助金7,354万6,000円はまちづくり交付金事業費補助金で、菊池地域交流センター、老人福祉センター建設事業の用地購入費、地質調査、登記及び事務費の国庫補助で、補助率は国100%でございます。中ほどの目7土木費国庫補助金5,493万2,000円の補助のうち節2道路橋梁費補助金は、市道3路線の道路整備事業に対する補助率の減及び事業の減に伴う1,162万円の減額補正と、まちづくり交付金事業補助金の事業確定に伴います道路改良分546万円と整備事業に対する2,269万円の増額補正でございます。その下の節4都市計画費補助金3,840万2,000円の補正のうち主なものは、まちづくり交付金事業でございます街路事業及び高質空間事業の事業確定に伴うもの、目9教育費国庫補助金3,33万9,000円の補正のうち主なものは、泗水西小学校屋内運動場の施設整備費補助金の事業確定によるもの。

開けていただきまして50ページ、上から2つ目になりますけれども、款15県支出金、目3民生費県負担金1,972万5,000円の補正のうち主なものは国民健康保険基盤安定負担金で、保険税減額分及び保険者支援分の確定によるもの。下から2つ目になりますが、目4衛生費県補助金のうち主なものは、リサイクルセンター建設延期による3,109万1,000円の減額補正。

開けていただきまして 52 ページ、 53 ページの上から 2 つ目になりますけれども、節 2 畜産業費補助金 2 , 154 万 3 , 00 円の減額補正は、事業の中止及び利子補給の減によるものでございます。

その他、国庫支出金、県支出金及び地方債等につきましては、事業の確定並びに 実績を見込んだところの増額及び減額補正でございます。

次に、58ページをお願いします。歳出でございます。款2総務費、目1一般管理費、節13委託料のうち主なものは、四季の里旭志の和解に伴う訴訟委任契約委託料の補正、目2人事管理費、節の3職員手当等7,043万5,000円の補正は職員の退職に伴います特別負担金で、退職手当組合へ支払うものでございます。

開けていただきまして60ページ、款2総務費、目8企画費のうち、節15工事請負費1,277万9,000円の減額補正は、市民広場再整備事業の事業縮小による減、また目9地域振興費、節13委託料のうち1,990万3,000円の減額補正は、川辺地区の新工業団地整備促進のための委託料でございまして、平成20年度において事業促進のための経費がほとんどいらなかったために減額するものでございます。一番下の目11情報化推進費のうち、開けていただきまして63ページ、節13委託料120万8,000円の補正は、法務局跡のLAN配線工事並びに七城総合支所内に新規企業または創業まもない企業の支援を行うインキュベーション施設を整備するものに伴い、新電算室の空調、電気設備等の工事を行うものでありま

す。すぐ下の節15工事請負費112万9,000円の補正も、インキュベーション 施設整備に伴います総合支所のサーバー室を移設するものでございます。

次に、少し飛びますが74ページをお願いします。74ページ、款4の衛生費、中ほどの目3塵芥処理施設費、節の11需用費のうち燃料費2,000万円は、エコヴィレッジ旭の燃料費の変動による減額補正でございます。その下の目4塵芥処理施設建設費9,918万2,000円の減額補正は、リサイクルセンター建設事業の延期に伴う委託料及び工事請負費の減額補正でございます。一番下段の目3農業振興費、開けていただきまして76ページになりますが、節19負担金補助及び交付金のうち説明の資料、節、燃料価格高騰緊急対策資金利子補給補助金2,308万5,000円の減額補正でございますが、これは借入申請が大幅に遅れ、年末に貸付実行が集中したこと等、補正時には年度内を想定しておりましたが12月31日までの利息に対しての利子補給であったために減額となったものでございます。中段の目6畜産業費1,300万円の減額補正は、事業に対する希望者が少なかったため、また事業主体の事情で事業実施が困難となったため減額補正をするものでございます。

開けていただきまして、78ページをお願いします。下段になりますけれども、款6商工費、目2商工業振興費、節19負担金補助及び交付金のうち、中小企業近代化等資金利子補給補助金456万3,000円の補正は、原油・原材料高騰など中小企業を取り巻く環境の急激な変化によりまして、予定をはるかに上回る資金借り入れがあったための増額補正でございます。

ただいま説明申し上げました以外の補正につきましては、主なものといたしましては事業の確定並びに実績見込み等によります増額及び減額補正と、特別会計の確定に伴います繰出金の補正、その他の多くの減額につきましては、それぞれの費目におきまして執行残見込額を減額補正したものでございます。

次に、97ページをお願いします。議案第19号、平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算から201ページを開けていただきたいと思います。201ページになりますが、議案第28号、平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算までの10議案の各特別会計の予算並びに211ページの議案第29号水道事業会計補正予算につきましては、それぞれの事業につきまして事業費の確定あるいは実績を見込んだ増額及び減額補正でありますので、詳細については説明を省略させていただきます。

それでは、次に議案第30号から議案第41号までの茶色の別冊となっております平成21年度の一般会計、各特別会計、水道事業会計の当初予算につきまして説明をいたしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今回の平成21年度当初予算につきましては、先ほど市長が説明申し上げましたとおり4月に市長選が行われるということで、政策的な予算につきましては市長選後に組むことといたしておりまして、今回の当初予算につきましては骨格予算とさせていただいているところでございます。この骨格予算はあくまで1年間を通した通年予算を計上しているものでありまして、平成17年度合併時におけます一定期間のみの予算計上をいたしました暫定予算とは異なるものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、この骨格予算につきましての基本的な考え方を申し上げたいと思います。 まずは、義務的経費でございますけれども、人件費、扶助費、公債費につきまし ては、年間の所要見込額を計上いたしております。また既に継続費、あるいは施設 の維持管理に伴います指定管理委託等の債務負担行為、あるいは長期継続契約など の後年度の負担を約束しているものにつきましては、継続的にこの事業を図る必要 があるということで、これも年間の所要見込額を計上いたしております。

それから、次の2点につきまして特殊事情ということがございます。

まず1点目でございますが、市民の皆様の安全・安心といった観点からの各種健診や予防接種などの医療福祉関係の要望につきましては、通年予算として計上いたしております。第2点目は、最近の社会情勢の悪化による経費の動向を考え、経済対策につきまして政策的予算でございましても緊急な予算対応を行う必要があるものや年度当初からの事業を行わなければならないものにつきましては、予算の裏付けが必要となりますので、年度当初の事業執行に支障を来たさないなどの配慮をして今回の骨格予算として組ませていただいているところでございます。昨今の大変厳しい環境であることから、骨格予算と言えども事業については集中改革プラン、行政評価、これを前提として社会環境の変化と多様化する行政需要に適格に対応するために義務的経費を含めた事務事業全般の見直しを進め、予算編成に取り組んできたところであります。

なお、新規事業さらには事業につきましては、今後十分な検討を行った上で市長 選後の肉付け予算に計上することとなります。つまり、今回の骨格予算と市長選後 の肉付け予算と合わせたものが例年の当初予算と同じということになります。

それでは、各新年度予算の説明につきましては、茶色の予算書の前に綴じてある と思いますけれども、平成21年度の予算に関する資料説明を開けていただきたい と思いますけれども。よろしいでしょうか。

それでは、1ページをお願いします。1ページが平成21年度菊池の財政規模でありますが、一般会計につきましては、先にご説明いたしましたとおり、政策的経費及び普通建設事業等の投資的経費を除いた骨格予算により編成いたしております

ので、対前年度と比較しまして27億3,800万円、12.6%の減の190億円となっております。国民健康保健事業特別会計の減額は、退職被保険者の療養給付費において、65歳以上の退職者医療該当者が一般被保険者へ変更になったことや老人保健医療拠出金が後期高齢者医療制度への移行をされたことに伴う減額でございます。

次に、老人保健医療特別会計の減額でございますが、平成20年3月をもって老人保健法が廃止され、後期高齢者医療保険制度へ移行されたことに伴いまして、前年度においては1カ月分の医療費を計上しておりましたが、今年度からは平成20年3月分診療分までの遡及分だけの計上となるため減額となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への保険料負担金の減が主なものでございます。介護保険事業特別会計につきましては、介護報酬単価が3%引き上げられることに伴いまして、介護サービス給付負担金が増となったものでございます。

次に、簡易水道事業等特別会計につきましては、水源迫間統合簡易水道事業における事業費の減、並びに繰上償還が減となったことによるものが主なものでございます。公共下水道事業特別会計につきましては、西寺、野間口地区の汚水管渠工事が平成21年度において完了するため、事業費の減及び平成20年度に行いました借入金の借り換えに伴う繰上償還金の減が主なものでございます。

特定環境保全公共下水道特別会計につきましては、泗水町桜山地区内の汚水管渠 整備の事業料の増によるものでございます。

地域生活排水処理事業特別会計につきましても、合併処理浄化設置基数の減が主なものであります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、公営企業経営健全化計画に伴います 財政融資資金の5%以上6%未満の繰上償還の増が主なものでございます。

特別養護老人ホーム特別会計につきましては、施設介護サービス事業における施設清掃業務委託の減が主なものでございます。

一番下段の水道事業特別会計につきましては、起債の繰上償還がなくなったこと によります減が主なものでございます。

開けていただきまして、2ページをお願いします。平成21年度目的別歳入予算の状況についてでございますが、一番上の市税につきましては、開けていただきまして4ページの性質別歳入予算の分析を併せてご参照いただきたいと思います。年間総予算を計上しておりますが、最近の社会情勢によりホンダ関連や電気機器関連の大幅に減収が予想されますために、法人市民税の法人税割を3億5, 939万2, 000円減額し、あわせて個人の市民税につきましては翌年度と課税となりますた

め、昨年の後半からの景気低迷の影響は平成22年度において大きく影響されることとなります。固定資産税につきましては、新築家屋件数の伸び悩みにより減額といたしております。また、市たばこ税は、喫煙者の減により前年の実績に基づき算定いたしております。交付金につきましては、国有財産所在市町村交付金としての竜門ダム関連交付金の算定標準額が2分の1から4分の3へ変更になったことに伴う増額分を見込んでおります。

それでは、また2ページの方に戻っていただきたいと思います。地方譲与税から地方交付税につきましては、地方財政計画等の見込みにより予算計上をいたしております。特に地方交付税の増額につきましては、前年度決算額を基に個別算定形式としまして間伐や学校耐震化をはじめ、地域の知恵を生かした事業を推進し、地域の雇用創出をする必要経費として交付税の臨時費目として地域雇用創出推進費の創設、あるいは後期高齢者医療給付費負担金の増、介護給付負担金の増、並びに今回14回の妊婦検診の助成費用の増を盛り込んでいるところでございます。分担金及び負担金の減は、低所得者が増加したことと第三子の入園者が増えたことによります保育料が減となったものでございます。使用料及び手数料の減は、衛生費における家庭系一般廃棄物処理手数料の減が主なものでございます。財産収入の減は、基金に対する預金利子の利率低下による歳入減、及び土地売払収入の減が主なものでございます。国庫支出金、県支出金、繰入金、市債につきましては、今回が骨格予算ということで建設事業費の投資的経費を除いております関係上、大幅な減額となっております。

次に、右のページ、3ページになりますが、平成21年度目的別歳出予算の状況を説明いたします。先ほど説明申し上げましたとおり、今回が骨格予算となっておりますために、各目的別経費においても政策的経費、投資的経費の予算の計上はなされておりませんので減額となっております。

それ以外の部分のところで主なものを申し上げます。議会費2億4,486万1,000円で7.3%の伸びとなっておりますが、増額の主な要因は、議員の当選人不足による再選挙により1名の増となりますために、報償費等の増でございます。

次に、総務費は22億7,938万円で、マイナス18.5%でございますが、内 訳といたしまして骨格予算でありますので、新庁舎建設のための基金と企業誘致促 進事業の予算を計上いたしておりません。そのほかでは、税源移譲に係る所得変動、 経過措置としての住民税還付金の減と市民広場再整備事業の見直しによる減が主な ものでございます。

次に、民生費は63億9,648万4,000円で、マイナス0.4%でございますが、旭志老人憩いの家の建設事業の完了による減、また繰越事業でございました次

世代ハード交付金事業としての私立保育園整備の減が含まれております。

次に、衛生費は16億1,575万9,000円で0.6%の伸びとなっております。増額の主な要因は、リサイクルセンターの建設事業の中止による減はありますけれども、し尿処理費用としての広域連合への負担金の増、ごみ処理費用としての 菊池環境保全組合への負担金の増及び現在5回の健診から14回までに増やします 妊婦健診診査委託の増等が挙げられます。

次に、農林水産業費16億9,310万1,000円でマイナス11.7%となって おりますが、これは投資的経費以外では農業集落排水事業特別会計への繰出金の減 が主なものでございます。

次に、商工費は1億5,022万2,000円でマイナス40%となっておりますが、その主な要因は、第3セクターでございます四季の里旭志への出資金の減でございます。

次に、土木費は7億8,722万7,000円でマイナス67.1%となっておりまして、骨格予算でありますので普通建設事業につきましては肉付けの補正予算で計上することといたしておりますので、大幅な減となっております。

その他、菊池川水辺公園整備事業の完了、並びに特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金の減がございます。

次に、消防費は7億8,887万1,000円で、マイナス6.6%となっております。これも防火水槽設置等の投資的経費を肉付け予算で計上するためが主な減となっております。

次に、教育費16億3,587万9,000円はマイナス21.3%となりますが、減額の主な要因は、大分国体開催に伴う斑蛇口湖ボート場改修工事、また七城総合グラウンドテニスコート改修工事の完了に伴うもの。

最後に公債費につきましては、過去に借り入れた貸付利率 6.0%以上 7%未満の 高利の地方債について公的資金補償免除繰上償還を行うため増額となったものでご ざいます。

歳出合計 190億円で、伸び率マイナス12.6%、27億3,800万円の減となっております。

以上が平成21年度各会計の概要についてご説明いたしました。

それで、前の議案書の方に戻っていただきまして、219ページをお願いします。 茶色の一番最初の頭に綴じてある分でございます。一番最初、議員書の一番前でご ざいます。その219ページでございます。一番頭に綴じてある分の219ページ でございます。この分です。議案と書いてある分でございます。よろしいでしょう か。 それでは、219ページでございますが、議案第42号、公の施設の指定管理者の指定については、公の施設であります菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブについて、指定管理者として菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブを指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定の期間でございますけれども、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

開けていただきまして、220ページでございますが、議案第43号、公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、公の施設でございます菊池市四季の里旭志について、指定管理者として株式会社四季の里旭志を指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間といたしております。

次に、右の221ページでございますけれども、議案第44号、辺地総合整備計画の変更についてでございますが、提案理由といたしまして、辺地総合整備計画を変更するにあたっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございますためにお願いするものでございます。

開けていただきまして、222ページが計画の変更の理由でございます。辺地地域であります重味地域、金峰区において、消防施設の整備が遅れており、早急にその施設整備を実施することで、火災発生時の不安を解消するもの及び旭志麓地域桜ケ水において、市道の改良工事の施行延長を追加することにより、辺地地域外との地域間格差の解消を図るものでございます。

主な変更内容は、重味地域が平成21年度防火水槽設置工事1カ所を追加するもの、また旭志麓地域が平成21年度施工の道路改良工事の施工延長を110m追加するものでございます。

右側の223ページが重味辺地、開けていただきまして224ページが桜ヶ水辺 地の計画書でございます。

次に、右のページ、議案第45号、市道路線の認定についてでございますが、開けていただきまして226ページの市道の8路線につきまして市道認定をお願いするものでございます。

以上、議案についてご説明をいたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長(北田 彰君) 以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時15分 開議 午前11時25分

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 森 降博君。

[登壇]

○17番(森 隆博君) それでは、質疑を行いたいと思います。

ページはですね、平成21年度の一般会計の予算書の174ページをお願いしたいと思います。この中の款の8の消防費、項の1消防費、目の常備消防費であります。節の中で負担金補助及び交付金ということで6億4,000万円、広域連合負担金ということになっておりますが、広域連合が計画しております高機能消防司令センター建設負担金についてお尋ねをしたいと思いますが、1点目としまして、高機能司令センターの建設に対しまして、菊池市の負担割合額を教えていたたぎたいと思います。

2点目に、大津菊陽が空港周辺整備助成金というのの対象の町ということでありまして、南消防署に設置した場合は4,000万円の助成金が付くというようなことで修正動議が出されまして、北消防署で予定しておりましたが南消防署に設置するというふうなことになったわけであります。その修正動議の内容としましては、北消防署に改築設計業務委託が84万円、南消防署の増築設計業務委託が483万3、000円という、増額の修正動議でありました。そういうことで、現実にその空港整備の助成金4,000万円が入ってくるというようなことでの負担割合の金額になっておるのかということを教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節の19の 負担金補助及び交付金の6億4,000円の件でございます。この広域連合負担金に ついて消防の方はということでございますが、これは全額常備消防に対する負担金 の額が全額でございます。

それと、2点目の空港周辺環境整備事業助成金の4,000万円が補助として、助成金としては入るということでの話だろうと思いますけれども、現実的には、先週、広域連合の事務局長がまいりまして、この件についての説明をうかがったところで

ございまして、4,000万円につきましては翌年の事業の申請が前年度の9月までという形でなっておって、もう申請時期が過ぎておったということで、これについては助成金がないということでございます。ただし、この助成金がない分についての4,000万円については、それぞれ構成市町にその負担金として今回要求しているということでございまして、約1,500万円が菊池市の負担分としてこの4,00万円の歳入減に対する負担金が見込まれているということでございます。以上でございます。

○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

[登壇]

○17番(森 隆博君) 中については大体わかりましたが、これはですね、菊陽町の 12月の議会だよりでありますが、この中にはもうはっきりこう空港整備のそうい った助成金が付くというようなことで、この南消防署の方に決定したというような 文言を入れてですね、もう町民に配付してあります。そのようなことになりますと ですね、やはり来ないからその4市町村で割るというようなことじゃなくてですね、 やはりこれはやっぱり委員会でも少しこう審議をいただかんとなかなか納得のいか ん点が出てくるんじゃなかろうかなというふうに思っているわけであります。大体 北消防署に設置した場合はですね、と南消防署の差額といいますのが、やはり総額 で増築工事の南消防署に増築の設計するばかりで483万3.000円、増築工事の 施工管理費が207万円、増築工事が8,628万円というようなことでですね、9, 318万3,000円、この中から4,000万円が来るということで5,318万3, 000円が大体こう平等的な負担金だろうというふうに理解をしとったわけです ね。今のこの予算の中でそういった形で入っておるならですね、こういった点につ いてはやはり所管の委員会の方でもう1回きちっと審議をしていただくというよう なことでいかんとですね、一応これを認めるというようなことで連合議会の方は各 町村の議会が終わったということで3月26日まで伸ばしております。であります ので、これを認めないというわけにもいかないかもしれませんけれども、やはり中 身をですね、ぴしっと説明をいただいた後に今後やっていかんと、なかなか後で、 後々までですね、これは消防の16年度の合併の約束ごとがですね、順番制が狂っ てきたというようなところもあります。まずはこの司令センターを19年度までに は設置するということでありましたし、そしてあそこの西消防署が震度5でだめだ と、耐震の補強をやらんといかんというような結果も出ておりましたので、西消防 署の建て替えを次にやるということでありましたが、今回、この菊陽町の広報に書 いてありますように、聞きますとここを本部機能というようなことで救急司令セン ターを1億円ほどかけて造った後は、この改築工事もやって本部機能をやるという

ようなことになってきますと、本当にこう西消防署の建て替えに回す金もなくなってくるし、各負担金の問題がかなり出てくると思います。

それと、今、2市2町でやっておりますけど、ちょうど菊池市が4町村で合併しているというようなことで、連合の負担金が4町村分払いよるということで、うちが約9億円ぐらいの税額になってきておると思いますが、合志市が6億円ぐらいだったと思います。菊陽が3億円というようなことでありますので、やっぱりそういった負担金の見直しといいますか、そういったものの絡みもですね、いろいろ出てくるところもありますし、そういうようなことでこの中身についてのですね、見直しをやるというような考えて的な問題がですね、執行部の方で考えておられるかということを最後に確認したいと思うんですけど。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇」

○総務部長(緒方希八郎君) 広域連合の規約の中に、いわゆる経費については構成市町で負担すると。その負担金の額については、広域連合で決定したものをもって要求するという形になっております。事務方として、いわゆるそれぞれの構成市町村として、その要求額について変更というのはちょっと考えられないと。いわゆる広域連合の議会、また執行機関があるわけですから、そちらの方でやはりその決定額について議論をお願いしたいと。それをもって負担金として市は事務方、菊池市の方としては予算化するという考えでございます。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

「登壇」

○17番(森 隆博君) ですから、一応もうこういった予算計上で、一応多数決というような形で決定したから予算計上上げてありますけど、この修正動議の内容がですね、4,000万円来るということであってですね、そういうことで認めたものが、今のになって来ないということになりますと、やはり後々の問題が出てきますので。そしてまたこの予算を認めた後に連合の議会というようなことになっておりますので、この議会最初にですね、この所管の委員会の方でやはりこれに対してはちょっとピシャッとした内容ば詰めていただいて、そしてやはり理解した上でですね、出すというようなことを最終的にとらんと、なかなか皆さん方の合意が取れんじゃないかなという不安がありますので、そういうような形でですね、やっていただきたいということを、なかなか部長にそういう点はやってくれと言っても、それは無理かもしれませんけど、そういうような形を取らんとこの問題は解決しないんじゃなかろうかというふうに思いますので、ということで、今後よろしくお願いしたいと

思います。答えは、もういいです。

○議長(北田 彰君) 横田輝雄君。

[登壇]

- ○27番(横田輝雄君) 議案第30号の83ページ、ちょっと変則的な質疑になろうかと思いますがご了解をいただきたいと思いますが、その19番目の負担金補助及び交付金、この中に予算の組み込みがしてありません。だから、昨年度まではこの予算を組んでありましたけれども、それは骨格予算だということ、政策的なものは外すということですが、これは恒例的にいろいろと事業はやっておることを外してあるわけですから、このことはどういう意味で市長さんはお外しになったか、これは市長に質疑をしたいと思います。と言いますのは、具体的に言いますと毎年恒例的に、これは3カ市町村が中心になってやっておりました招魂祭ですけれども、宗教的なことがあるということで遺族会の方が中心という形だけのものになっております、もう議会の中で形だけというのはちょっとおかしいと思いますけれども。それを今年は全く予算を組んでないということですから、その辺をどう市長はお考えか、お尋ねをします。
- ○議長(北田 彰君) 暫時休憩します。

	O
休憩	午前11時37分
開議	午前11時39分

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 市民部長、村山隆君。

「登壇」

○市民部長(村山 隆君) 新年度の予算につきましては、骨格予算ということで、市 単独補助金についてはすべて落としてあるというようなことであります。今、委員 さんおっしゃったように、英霊顕彰会等については4月にありますので、その点に ついては今後検討していきたいと思います。以上、お答えします。

[登壇]

- ○議長(北田 彰君) 横田輝雄君。
- (横田輝雄君) 今の答弁では、4月ありますので検討しますということですが、これは4月4日ということは以前からずっと決まっていることですから、やっぱりはっきりした答弁をいただいてですね、本来であればこれに項目でも載せて、骨格予算と言えどもですね、1,000円での項目でもあれば話はわかりますけれども、それも全くないということですから、ちょっと変則的な質疑ですがということでお尋

ねをしております。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

- ○市長(福村三男君) 確かに計上してなかったということですが、財政的な立場において市の単独補助金についてはすべて外したといったこと、先ほど部長の方が申し上げましたが、これについては4月4日だったですかね、ございますので、予算対応をしておくべきだったと思います。これにつきましては、予備費をもって充当させていただきまして、支障がないように対応をさせていただきたいと思います。
- ○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) これで質疑を終わります。

日程第5 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長(北田 彰君) 次に、日程第5、議案第46号を議題とします。提出者の提案 理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 議案第46号、工事請負契約の締結については、平成20年度 総合体育館空調改修工事について、株式会社上田商会と工事請負契約を締結いたし たく議会の議決を求めるものです。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位にお かれましては議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお 願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 新旧対照表の前になると思いますけれども、別冊となっております議案第46号、工事請負契約の締結について説明申し上げます。

それでは、議案第46号、工事請負契約の締結について、総合体育館空調改修工事につきましては、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分関する条例第2条、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負とするとの規定に基づきましてお願いするものでございます。空調改修工事につきましては、2月2日に指名審査会を行ない、2月23日に入札を実施したものであります。その後、事務処理を終え仮契約を完了したものでございます。

別冊の第1ページにありますが、議案第46号、工事請負契約の締結について、 1、契約の目的といたしまして、平成20年度総合体育館空調改修工事。工事場所 といたしまして、菊池市亘地内。契約方法として、指名競争入札。契約金額でござ いますが、1億4,910万円。契約の相手方といたしまして、熊本市平田2丁目8 番24号、株式会社上田商会、代表取締役上田修司。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三池健治君。

○9番(三池健治君) 質疑を行います。

この体育館空調工事はですね、議会の議決が必要だと思うですけれども、この議会の議決の必要の前に3月の広報紙で4月からもう空調工事が始まるんで体育館は休みにしますということが載っておりました。議決の前にですね、そういうことが広報紙に出されていいのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

「登壇」

○教育長(田中忠彦君) お答えしたいと思いますが、体育館の利用については、一般の市民の皆様に利用していただくわけですけれども、使用する際に混乱しないようにということで早めに広報したわけでございますけれども、少しそういう面で配慮が足らなかった面もあったかなという感じはしますけれども。

以上です。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 質疑を終わります。

議案第46号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会の付託 を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 **彰君**) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。議案第46号については、原案のとおり可決することにご異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 請願第1号及び陳情第1号並びに陳情第2号

○議長(北田 彰君) 次に、日程第6、請願第1号及び陳情第1号並びに陳情第2号 が今定例会までに提出されました請願・陳情であります。その内容については、お 手元に配付しているとおりです。

日程第7 委員会付託

○議長(北田 彰君) 次に、日程第7、委員会付託を行います。

議案第4号から議案第45号まで及び請願第1及び陳情第1号並びに陳情第2号までの45案件をお手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願い申し上げます。

平成21年 第1回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	四
刊癿女貝云		
	議案第 7号	菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
	***	について
	議案第 8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
		する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 9号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
総務	20.1.11	する条例の制定について
常任委員会	議案第10号	菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
		改正する条例の制定について
	議案第11号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
		する条例の制定について
	議案第18号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
	議案第30号	平成21年度菊池市一般会計予算
	議案第44号	辺地総合整備計画の変更について
	議案第 4号	菊池市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定に
		ついて
	議案第12号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条
		例の制定について
	議案第13号	菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正
文教厚生		する条例の制定について
人 权 序 工	議案第14号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ
		いて
	議案第15号	菊池市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定に
常任委員会		ついて
吊任安貝云	議案第16号	菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定に
		ついて
	議案第18号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
	議案第19号	平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予
		算(第4号)
	議案第20号	平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予
		算(第2号)
	議案第30号	平成21年度菊池市一般会計予算
	議案第31号	平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算

付託委員会	議案番号	件 名
文教厚生	議案第32号	平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
	議案第33号	平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第34号	平成21年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第40号	平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
	議案第42号	公の施設の指定管理者の指定について
常任委員会		(菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ)
市任安只云	請願第 1号	医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構再
		春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願書
	陳情第 2号	市町村管理栄養士設置に関する陳情書
	議案第 5号	菊池市第三セクター経営検討委員会条例の制定につい
		て
 経 済	議案第18号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
常任委員会	議案第30号	平成21年度菊池市一般会計予算
市任安只云	議案第43号	公の施設の指定管理者の指定について
		(菊池市四季の里旭志)
	陳情第 1号	WTO農業交渉に関する要請
	議案第 6号	菊池市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の
		制定について
	議案第17号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定に
		ついて
	議案第18号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
	議案第23号	平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
建設		(第4号)
)	議案第24号	平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
		(第4号)
	議案第25号	平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別
常任委員会		会計補正予算 (第4号)
	議案第26号	平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補
		正予算(第3号)
	議案第27号	平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予
		算(第4号)
	議案第29号	平成20年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)

付託委員会	議案番号	件	名
	議案第30号	平成21年度菊池市一般会計予算	
7-tı. ⊐⊓.	議案第35号	平成21年度菊池市簡易水道事業	美等特別会計予算
建 設	議案第36号	平成21年度菊池市公共下水道事	事業特別会計予算
	議案第37号	平成21年度菊池市特定環境保証	全公共下水道事業特別
V1.15 = 1 A		会計予算	
常任委員会	議案第38号	平成21年度菊池市地域生活排	水処理事業特別会計予
		算	
	議案第39号	平成21年度菊池市農業集落排力	k事業特別会計予算
	議案第45号	市道路線の認定について	

日程第8 報告第1号 平成19年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告 について

○議長(北田 彰君) 次に、日程第8、報告第1号を議題とします。提出者の報告を 求めます。

教育長、田中忠彦君。

「登壇」

○教育長(田中忠彦君) 平成19年度の教育委員会の事務に関する点検評価について ご報告いたします。

議案の第20号、この議案集をお願いしたいと思います。議案集の233ページをお願いしたいと思います。報告第1号、平成19年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定によりご報告いたします。

教育委員会の事務事業の外部評価につきましては、昨年12月市議会定例会に関係条例を提案いたしまして、一部修正はかかりましたが可決いただいたところでございます。その後、昨年中に委員会候補者への就任のお願いを行ない、年明けまして本年1月13日に第1回目、1月30日に第2回目の評価委員会を開催して、評価委員会としての報告書のとりまとめができましたので、去る2月9日開催の教育委員会に諮り承認をいただきましたので、今回その内容等につきまして議会に報告させていただくものでございます。

それでは、資料に基づき報告書の内容についてご説明させていただきます。議案集の236ページをお願いいたします。教育委員会の事務事業の点検評価の趣旨目的につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、平成20年4月から教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することにより、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たそうというものでございます。点検評価にあたりましては、客観性を確保するために法律の規定に基づき本市の教育行政に関し学識経験を有する5名の方にお願いいたしましたが、委員さんの名簿のつきましては235ページに記載のとおりでございます。

なお、本年度の点検評価の対象は237ページに記載の平成19年度に教育委員会が実施しました主要な25の事業でございます。点検評価の方法としましては、 菊池市で実施しております行政評価で作成しました評価シートを基に240ページ に添付しております。評価基準により、必要性、有効性、目的達成度、効率性の4 つの観点から評点付をお願いしたところでございます。評点は5段階とし、改善を要するものを1点、検討を要するものを2点、妥当と思われるものを3点、良好と思われるものを4点、適格と思われるものを5点とし、その合計点数よりA、B、C、Dの4区分による総合評価をしていただきました。A区分は総合点数10点以上で、かつ各項目事の評点に2点以下がないもので、計画どおりに事業を進めることが適当なものと位置づけております。B区分は、合計点数は10点以上あるが、各項目ごとの評点に2点以下のものがある。2点以下があるもので、事業の進め方の改善の検討を要するものと位置づけております。C区分につきましては、合計点数が6ないし9点のもので、事業規模、内容、または実施主体の見直しが必要なものと位置づけております。D区分につきましては合計点数が5点以下のもので、事業の抜本的見直し、休止、廃止の検討を要するものと位置づけております。そういう基準の基に25の事業を評価していただいた結果、238ページから239ページに一覧表として掲載しておりますように、総合評価では事業番号2番の中学校図書整備事業だけがB評価であり、残り24事業につきましてはA評価という結果になっております。

今後の事業の方向としましては、改善が8事業、継続が17事業となっております。各事業ごとに評価委員会としてのコメントをいただきましたが、その中で改善の方向が示されたもののみ紹介させていただきます。

まず、事業番号1番、2番の小学校・中学校の図書整備事業ですが、学校図書館 及び蔵書数の充実は必要。よって、予算の増額が望ましいと指摘されております。

次に、14番の中学校海外派遣事業でございますが、児童生徒に海外への視野を 持つ機会をつくることは重要だが、交流先については検討する必要があるとのご指 摘でございます。

次に、20番の生涯学習事業ですが、少子高齢化により社会教育の充実が求められており、市民のニーズに対応できる事業展開や内容の充実を図るためには予算の増額が必要とのご指摘でございます。

次、21番目の社会教育振興事業でございますが、時代を担う青少年の育成には PTAや青年団、女性の会と、そういう等との連携する必要がありますし、予算の 削減は行うべきではないとの指摘でございます。

次に、22番の各種イベント事業でございますが、市民体育祭については旧市町村でも実施しているところもありも20年度実施を踏まえて再検討の必要がある。 地域住民の親睦交流のためには大切な事業であるとのご指摘でございます。

次に、23番の生涯スポーツ事業でございますが、高齢者の健康増進に寄与していると思うが、実施内容、参加人員、講師の人選には再検討の必要がある。民間で

もできる部分があるのではないかとのご指摘でございます。

最後に、25番の教養講座事業ですが、各講座の参加者が減少、横這い傾向にあることは課題、市民のニーズに応える講座の開設と指導員の人選は再検討の必要ありとのご指摘でございます。

以上が各事業についてのご指摘でございますが、委員の皆様からご指摘、ご意見をいただきました事項につきましては、早速今後の事業指向にあたりまして検討してまいりたいと考えております。

その他にも評価そのものに対するご意見等もいただいております。それは、今回主要事業として25事業を評価対象といたしましたが、その中には小中学校の営繕工事等、評価の如何に関わらず、今後も当然取り組んでいかなければならない事業なども含まれておりましたので、来年度以降については評価対象事業のあり方について検討してもらいたいというものや、評価委員会の開催時期をもっと早くできないかなどといったものもございました。委員の皆様からのご意見はもっともなことでありまして、教育委員会としましても来年度以降の評価にあたっては十分検討していきたいと考えております。

以上、平成19年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告とさせていただきます。以上です。

○議長(北田 彰君) 以上で報告を終わります。

報告第1号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条5の規定により報告に留めます。

日程第9 休会の議決

○議長(北田 彰君) 次に、日程第9、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日4日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) ご異議なしと認めます。

よって、明日4日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日は休会ですので、会議を明後日の5日午前10時から一般 質問を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。		
		O
	散会	午前11時58分

第 2 号

3 月 5 日

平成21年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成21年3月5日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問						
	— () ——					
本日の会議に付した事件						
日程第1 一般質問						
出席議員(27名)						
	1番	東		裕	人	君
	2番	泉	田	栄-	一朗	君
	3番	森		清	孝	君
	4番	藤	野	敏	昭	君
	5番	樋	П	正	博	君
	6番		ノ文	伸	元	君
	7番	中	山	繁	雄	君
	8番	水	上	博	司	君
	9番	三	池	健	治	君
	10番	怒昏	習湯	健	蓉	さん
	11番	坂	本	昭	信	君
	12番	隈	部	忠	宗	君
	13番	奈	田	臣	也	君
	14番	葛	原	勇》	欠郎	君
	15番	木	下	雄	<u> </u>	君
	16番	坂	井	正	次	君
	17番	森		隆	博	君
	18番	山	瀬	義	也	君
	19番	本	田	憲	_	君
	20番	栃	原	茂	樹	君
	21番	松	本	// •	登	君

22番 工 藤 恭 一 君

23番 境 和 則 君 24番 北 彰 君 田 外 村 25番 或 敏 君 26番 徳 永 隆 義 君 27番 横 輝 雄 君 田

自己 / ナ> 1)

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長 福 村 \equiv 男 君 収 入 役 髙 本 信 男 君 総 務 部 長 緒 方 希八郎 君 企 画 部 長 石 原 公 久 君 市 民 部 長 村 Ш 隆 君 済 部 経 長 後 藤 定 君 設 部 長 建 岡 崎 俊 裕 君 七城総合支所長 松 畄 敬 君 中 村 光 旭志総合支所長 榮 君 泗水総合支所長 上 林 正 章 君 企画部首席審議員 木 村 靖 弘 君 財 政 課 長 Ш 上 憲 誠 君 総務課長兼選挙 Ш 田 浩 文 君 管理委員会事務局長 教育委員長 久 Ш 寬 實 君 教 育 忠 長 中 彦 君 田 教 育 次 長 君 Ш 正 司 水 道 局 長 \equiv 牧 茂 君 農業委員会事務局長 島 千 秋 君 <u>Ŧ</u>.

事務局職員出席者

事 岩 精四郎 務 局 長 木 君 議 事 長 課 永 \blacksquare 哲 士 君 議 事 雄 係 長 上 田 敏 君 主 任 主 事 荒 崇 之 木 君

○議長(北田 彰君) 全員、起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。 着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○議長(北田 彰君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長(北田 彰君) 日程第1、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告があっておりますので、これより順次質問を許します。 はじめに、栃原茂樹君。

「登壇」

○20番(栃原茂樹君) おはようございます。市長におかれましては、市長選も間近に迫りまして、大変ご苦労多かろうと察しながら、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に新市計画についてでございますが、新市共通経費の定義について、 それから当初計画における旧市町村別の共通経費事業名及び事業費。次に、平成2 1年2月現在の旧市町村別の共通経費及び事業費を一応お尋ねいたします。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

「登壇」

○企画部長(石原公久君) おはようございます。

合併協議を進める中で、新市建設計画は新市が誕生することにより行う事業、新市の根幹事業、もしくは重要プロジェクト等に該当する事業、旧市町村単位で残す事業など、各事業を分類してまいりました。4市町村からは数多くの新市建設計画事業が提出されましたが、とても10年間で実施できる事業ではございませんでした。財政計画上、実施可能な普通建設事業は合併特例期間と言われる合併後10年間で、総額約429億円でありました。その事業費に合わせて事業計画の調整が行われました。共通事業の定義につきましては、新市が誕生することにより行う事業、

新市の根幹事業もしくは重要プロジェクトなどに該当する事業でございました。その対象事業は13事業ございまして、一般廃棄物最終処分場建設事業に7億円、リサイクルプラザ建設事業15億円、新庁舎建設事業で30億円、新庁舎周辺整備事業10億円、生涯学習センター18億円、保健福祉センター建設事業12億2,000万円、田園空間整備事業5億円、配食センター施設整備事業5億9,000万円、ほたる交流館整備事業4億円、アンテナショップ開設事業6億円、防災無線整備事業10億円、これは本体でございます。防災無線の個別受信機整備事業6億3,000万円、菊池グリーンロード5億円であり、総事業費は約134億7,000万円の計画がございました。その中で田園空間整備事業、配食センター施設整備事業、ほたる交流館整備事業、アンテナショップ開設事業の4事業につきましては、庁内で協議した結果、実施しないことで共通事業から削除いたしております。

次に、合併後共通事業として妥当であると判断した事業についてご報告いたします。現時点で50の事業を共通事業に追加いたしております。その主なものを申し上げますとエコヴィレッジ旭施設整備追加工事、私有林造林事業、小中学校営繕事業、消防施設整備事業などであります。共通事業は、定義について先に答弁いたしましたように、新市が誕生することにより行う事業や新市の根幹をなす事業としておりましたが、新市において共通として取り扱う事業として、新たに生命財産の保護に関する事業、教育関係事業、観光関係事業、国庫負担金関係事業の項目を追加したものであります。その事業費としましては、平成21年2月現在で約205億円となっており、これを旧市町村ごとに割り戻した事業費は旧菊池市47億6,00万円で、率にいたしまして51.9%、旧七城町13億9,000万円で15.2%、旧旭志村12億6,000万円で13.8%、旧泗水町17億6,000万円で19.2%となっております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 栃原茂樹君。

「登壇]

○20番(栃原茂樹君) 合併特例債等につきましては、合併当初は合併特例債を旧市町村の標準財政規模で按分した金額が旧市町村の事業費であるというふうに合併協議会で決定をされたと私は記憶をいたしております。それが全体事業で分割されたというのは、いつからそうなったのか。それから、共通経費は当初13事業ですかね、ただいま申されましたけれども。それから、今回21年の2月に50項目追加されたと。50項目追加された中でですね、もっともなことをおっしゃいましたけれども、その中で急傾斜地対策事業とか、砂防事業とか、市道改良事業、農業用施設整備事業とか、土地改良事業、防火水槽事業などが追加されておるわけですが、

これはもう議会にも何もお話もなかったしですね、それから支所あたりに今度大体 共通経費というのはどういうものかと、内容についていろいろお尋ねしますがなか なかわからないと。課長以上ぐらいはですね、こういう大事なことは大体は知って おくべきだと私は考えますが、そういう点については何も課長までは説明はないの か。

それと、標準財政規模割合によると泗水町は3.9%の減額にちょっとなっておりますですね。事業費割合が、先ほど申されましたけれども、標準財政規模による割合に引き戻すと23.1あったのが今度の事業割合ではマイナスの3.9と。こういうのはマイナスになるようなやつはどういう具合に対応されるのか、そのままいかれるのか。

それから、共通経費を追加することがですね、地域性をなくし、早く一体性の情勢が図られるならですね、現在の207億6,373万1,000円の共通経費を新市の総合計ですね、事業費の、3966億3,0237万8,00070円全体を共通経費とした方がよくはありませんか。いかがなもんですか。

それから、共通経費となる新庁舎、それから廃棄物、一般廃棄物とですね、その処理等については、一番目のがわかりやすかわけですね。50も入れるなら、みんなした方がよくはないか。それと同じじゃないかという考えを持つわけですが、その整合性がですね、全く50も追加されたので面食らってわからんようになっとるわけですね。ここの事業費、全部もろうとりますけれども。これが共通経費だろうか。それだったら、全部共通経費じゃないかと。この共通経費の意味がですね、決定されたのは誰か、まず、1つはですね。

それとですね、財政を取り扱う財政課長、その上司の総務部長、事業を行う建設部長、出納を行う会計課長、すべて旧菊池市の職員であると。枠決定において、旧菊池市の事業を意図的に共通枠で支出するような隔たりはないのか。ないだろうと思いますけれども、ないのかと。

それから、標準財政規模率を平成20年度までがですね、事業ベースで山積していたものを一般会計からの持ち出しベースに変更したのは、財政規模率に無理矢理に近づけるためではなかったのか。いろいろな疑問が、我々は説明受けとらんからですね、残るわけです。

以上の点について、お答えをお願いいたします。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

「登壇]

○企画部長(石原公久君) 質問が多岐に渡りましたので、途中もらすことがあるかもしれませんが、またご指摘をいただきたいと思います。

合併特例債についてですが、仰せのとおり、合併のときの協議事項の中で市町村 ごとに割り振った場合にはこうなるというようなご説明は申し上げたと思います。 合併特例債は、合併後の市町村が新市建設計画に基づいて行う事業のうち、特に必 要と認められるものに要する経費について、その財源とすることができます。本市 に認められた合併特例債の借り入れ限度額は、総務省が定めました算式によって標 準全体事業費が算出され、その額の充当率95%で総額が213億円ということに なりました。現在の新市建設計画における旧4市町村ごとの10年間の合併特例債 の充当は、旧菊池市43.4%、旧七城町16.4%、旧旭志村17.8%、旧泗水 町22.4%となっております。これらの旧市町村別に割り戻した事業費割合や合 併特例債の充当割合については、合併時に決められました旧市町村ごとの標準財政 規模割の旧菊池48.4、旧七城町15.1、旧旭志村13.4、旧泗水町23.1% と比較しますと、多少増減はいたしておりますが、概ね守られているというふうに 思っております。当初13事業でやったのが50に変わっていると。これにつきま しては、先ほども申し上げましたとおり、急傾斜等もございますが、生命財産に伴 うものについては共通で取り扱っていこうということになったわけでございます。 防火水槽もしかりでございます。火災に対応するための生命財産を守るという観点 から、これは地域別で割るものではないというような結論に至りました。

それから、土地改良区の負担金であったり、県道の負担金であったりいたしますが、これは県の負担金が主でございまして、国・県に対する負担金については、こちらからの要望もございますが、国・県で決定してまいりますので、これらについては共通事業として取り扱おうということになったところでございます。

それから、これらのことについての説明はないのかということでございますが、 これまで庁内では協議してまいりましたけれども、地域審議会等には説明をいたし てまいりました。今後におきましては、議員さん方にも資料を提出しながら、こう いったことで今進んでおりますということで資料の提出をし、説明は十分に行って まいりたいというふうに思います。

それから、泗水の方が3.9ポイント下がっているということでございますが、確かに現時点では下がっております。これは、これまでの4カ年間と今後の6カ年間の想定事業も含めた中での集計となっておりまして、今後泗水町におきましてはまちづくり交付金事業によります町の再整備を計画中でございます。その実施に向けては、21年度に国に申請をし、採択を受け、22年度から事業の実施を行うという予定になっております。現在はその費用が泗水の予算の中に含まれておりません。今後泗水の新市建設計画の見直しの中で、その分は調整をさせていただきたいというふうに思います。

それから、共通事業が13から50に増えて、そういうふうに増やしていくなら全体を共通にした方がいいんじゃないかというようなお話でございます。一体性の成就をなるべく早くやっていかなければならないというのも私たちの課題でございます。今、今年21年で前期5カ年間を終了しようといたしております。残り5カ年間の中でそこらあたりは調整を図りながら、新市全体の事業としていかに取り組んでいくかということが大きな課題になってこようと思います。10年後はこの枠も外れてまいりますので、そういった観点から少しずつ一体性の成就ということで考えてを持って進めているところでございます。ただし新市建設計画の標財規模割というものは決められておりますので、これは合併協議会の決定事項でございますので尊重しながらやるべきだというふうに思っておりますし、根底に据えてやっていきたいと思います。

それから、決定権者が総務部長、財政課長、会計課長が旧菊池市ばっかりでというようなお話でございましたが、この決定につきましては、各部長、それから各総合支所長、全部入った新市建設計画の調整会議というものを持っておりますので、その中で検討して決めていっておりますので、旧菊池市がいいようにはできないようになっております。それはみんなで4町村のバランスを取りながら合意の上で進めているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 栃原茂樹君。

「登壇〕

○20番(栃原茂樹君) 早く町村のですね、旧町村の垣根を取るということですが、こんなにやっていたら、かえって我々としては、中身を見ますとですね、この事業もらっていますから、道路改良とかですね、そういうとが生命財産と言えば何でもいろいろに引っかかってくるしですね、やっぱり各町村、防火用水であれば防火用水で、それは生命財産となるしですね、その根拠がですね、生命財産は共通経費でなくちゃならないということが私には理解できないわけです。事業の内容から見れば。やっぱり各町村ごとにできとるところはもうせんちゃいいと、していないところをすると、そらわかります。だから、合併特例債を当初合併協議会で決まったように、それを按分するということでしたから、それを使い切れなかったときは6年かそこら、7年ぐらいしたら使いこなさん町村もあるでしょう。そのときにいるところに配分するというようなやり方の方がですね、1番からずっとこういうやり方、事業を全部見てみますとですね、おかしいわけですよ、やっぱり、共通経費としてするのは。皆したがいいじゃないかと。いいじゃなくてですね、それと同じだということですね、考え方は。これは私の考えですから企画部長は違うとおっしゃるか

もしれませんけれども。だから、議会にも一つも話してないわけですね。話す必要もないと言えばそれまでかもしれませんけれども。やっぱり我々は、やっぱり町村に帰ったときは地域審議会行って初めてわかったわけです、こういうやり方がされとるということがですね。だから議会にもですね、やっぱりこういう当初決めたことから変えるときは、やっぱり相談ぐらいあってしかるべきだと思うわけですよ。決定したのはみんなで決定したて、最終決定は誰がしたんですか。みんなでするのが、最終決定は部長以下ですか、支所長。そこを2点ほどお尋ねいたします。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長(石原公久君) まず、説明がなかったということでございますが、新市建設計画におきましては、地域審議会に報告し、変更があるときは地域審議会の意見を聞いて行わなければならないという規定がございますので、地域審議会に資料を提出し、説明をしてきたところでございます。ただ、現職の議員さん方は地域審議会の中にメンバーとして入っておられませんので、その説明が不足していたという部分につきましては、今後反省し、21年度から議会の議員さん方の方にも説明をしてまいりたいというふうに思います。今、七城、泗水では地域審議会と地元の議員さん方を合同にしたまちづくり勉強会ですか、そういった名前の下に任意で勉強会がなされておるやに聞いております。そういう組織が七城、泗水の方にできておりますので、旧菊池、旧旭志の方にも同じようなそういったまちづくり懇談会といいますか、懇話会といいますか、そういったものを立ち上げていただいて、任意の機関ではございますが、その中で資料も提出し、これから先の各地域におけるまちづくりはどうあるべきかと、事業はどういったものを展開すべきかというものを提案しながら、みんなで協議し、決定をしていただくならばというふうに思っております。

それから、誰が決めたのかということでございますが、最終決定の責任者は市長となるわれでございますが、この会議は私ども部長級、それか支所長級、それから財政課長、そういったクラスの中で協議を重ねながら、その協議会の中で決定をいたしております。そのことについては、各部長の方が課長の方に説明をいたしているものと理解をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 栃原茂樹君。

「登壇]

○20番(栃原茂樹君) いろいろ事業費も多くてですね、大変だろうとは思います。 しかしいろいろやっぱり眺めてみて、これはおかしいなと、そういう疑問を抱かな いようなやり方でですね、やっていただきたい。それから、やっぱり支所の課長までぐらいは、この件についてはですね、十分知って周知するようなやっぱり体制でおってもらわんと、支所に行って聞いてもわからないと、はっきりしたことがですね、そういうこともございますので、大変だろうとは思いますけれども頑張っていただきたいと思います。

次に、2点目の市税についてお尋ねをいたします。温泉ドーム及び四季の里の旧 市町村の入湯税の課税実態は、合併前ではどうなっていたか。

それから、2番目に七城温泉ドームの入湯税を徴収しない理由について、これについてはちょっと前の二ノ文議員さんが質問をされておりますので大体わかっておりますが、あらためてご答弁をお願いいたします。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) おはようございます。

それでは、私の方からは入湯税の課税状況についてお答えを申し上げます。七城温泉ドームの入湯税につきましては、平成14年度が1,781万3,430円でございます。平成15年度が1,863万7,740円でございます。平成16年度が1,513万7,010円となっております。平成15年と平成16年度を比較しますと、おおよそ350万円ほど落ち込んでおりますけれども、これは2月中旬から3月にかけての改装があったために休業により落ち込んだということでございます。

次に、旭志の四季の里の入湯税でございますが、平成14年度は54万4,800円、平成15年度が56万6,250円、平成16年度は56万7,000円となっております。

以上、課税状況についてお答え申し上げます。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

「登壇」

○経済部長(後藤 定君) おはようございます。

私の方は、入湯税を徴収しない理由ということで申し上げたいと思います。有限会社七城町振興公社七城温泉ドームの入湯税につきましては、合併前の平成17年3月にその他の公衆浴場から一般公衆浴場に移行したため入湯税が課税免除となっております。一般公衆浴場に移行した理由といたしましては、近隣の山鹿市第3セクターにおいて温泉使用料が山鹿市内外を問わず大人300円の料金となっておりまして、入湯税が課税免除となっておりました。これに対しまして、七城温泉ドームの温泉使用料は、町外の大人で400円、町内で300円の料金となっており、

そのうち日帰り入浴については60円を入湯税として納めてまいりました。

このように、近隣施設で料金に相違がございますと、おのずと低料金施設に利用客が流れてしまうため、集客面の対抗策としまして、先ほど申しましたように合併前に市内外を問わず大人300円の料金に改定が行われております。料金改定に伴う経営圧迫を抑え、低料金で広く地域住民の健康福祉に貢献していただくことも考慮して入湯税免除となる一般公衆浴場に移行したものでございます。なお、温泉ドームの利用者のうち宿泊客の温泉利用及び家族風呂利用については、熊本県公衆浴場基準条例における一般公衆浴場の定義から外れますので、入湯税が課税されております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番(栃原茂樹君) ただいま聞いておりますと、一般公衆浴場に変更されたから ということでございますが、これは平成16年3月ですね、県において条例改正が 熊本県の公衆浴場基準条例が改正されております。そして、施行が16年の10月 ですね。この改正が行われたのは、一般公衆浴場以外はその他の公衆浴場ですよと いう具合に改正されております。一般公衆浴場の定義というのは、ご承知ですかね。 ちょっと読んでみます。一般公衆浴場の定義ですね。この条例において、一般公衆 浴場とは次に掲げる用語の意義とし、当該各号に定めるところによるということで、 一般公衆浴場、よく聞いとって下さい。温水等を使用し、同時に多数のものを入浴 させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において 保健衛生上必要なものとして利用される入湯施設を一般公衆浴場というふうに定義 がなされております。それ以外については、その他の公衆浴場、一般公衆浴場以外 はその他の公衆浴場に改正されとるわけです。特殊浴場がおのずとその他の公衆浴 場ですね。鹿本の水辺プラザもその他の公衆浴場となっております、いま。菊池市 だけが一般公衆浴場と言うは何ぞやと私は思うわけですね。一般公衆浴場というの は、普通町にある銭湯ですね。前は300m以上離れとらんといかんだったわけで すよ。それと、温泉ドーム・四季の里には奢侈的行為がございますね。一般公衆浴 場には、そういうやつはないわけですよ。だから、全く考え方がですね、これが県 が認可したというなら県の担当の方が恐らく勉強不足だったろうと私は思います、 これは。それか何かのどさくさに紛れて一般公衆浴場にやったんじゃないかと。と いうのが、鹿本の温泉の利用客から取られるからとか云々ということで税法が変わ るわけはないわけですよ。税法は税法としてありますから。地方税法の5条、鉱泉 浴場を有する市町村においては、入湯税を課税するものとなっております。そして

701条、環境衛生とか、消防施設、団員の活動、それに観光関係、そういうもの に充てるために入湯税を課税するものとなっております。なぜ四季の里なり、七城 の温泉ドームが一般公衆浴場ということで認可を受けられておるのか、これは大き な間違いであると。しかし一般公衆浴場であるとするならば、泊まり客が何で取ら れるか。泊まり客でも何でも一般公衆浴場ですよ。市の税条例の中では、入湯税は。 共同浴場及び一般公衆浴場については免除しますとなっております。なぜ取られる のか、一般公衆浴場なのに。2つの顔を持っておるわけですか、菊池市の四季の里 なり、七城の温泉ドームは。2つはないわけですよ、1つしかないわけです。そう すると、なぜお泊まりの方から、一般公衆浴場に入られた入湯税を取られるかとい う疑問が出てきます。そうは思いませんか。どんなに温泉、泊まりだから、旅館だ から、旅館だったらその他の公衆浴場じゃないですか。おのずとそうなってきます。 二刀流を使われるのが、私はどうしても不思議なわけです。宮本武蔵じゃありませ んよ。どっちかが合わないわけでしょう。私は一般公衆浴場という認定をしたのが 間違っていると思うんですよ、定義から言えば。県の方が、これは定義を間違えと られるわけですね。それか、こちらから申し込んだとき、地域の住民の方だけしか 入られませんよと、そういう申請をなされたんじゃないかと。申し上げときますと ですね、平成17年3月19日から3月の26日まで、8日間でですね、合志町か ら356名、鹿本町から147名、8日間でですよ。植木から785名、菊陽町1 63人、大津262人、熊本市から1,738名、それから福岡県から669名、 福岡県外、県外からですね、207名8日間で利用されております。この方が地域 住民の云々ですか。全く違うわけでしょう。だからおのずと一般公衆浴場じゃなく して、その他の公衆浴場だとなるということです。県の条例がここにありますから、 と私は解釈しております。だから2つの顔があるからですね、どちらが正しいか。 その他の公衆浴場であると私は想いますから、お泊まりの方は取っていいと思いま すが、今の条例から、うちから言えば免除ですね。だったら、ここにちょっと調べ ておりますが、20年4月1日から21年2月28日まで、泊まりの客11カ月で 52万2,900円ほど入湯税が入っております。取れないならば、これは戻さな ければいけないわけですね、還付、どうしてするのかということが発生してきます。 そうすると、一方では、これはその他の公衆浴場であるならば取らなければならな い。合併した後ずっと、何十万人て入っておられるが、どうして取るか。これは全 く不可能ですね。特別徴収義務者は温泉ドームですけれども、誰が入ったかわから んから取り先はないわけですね。戻すは戻されるでしょう。宿帳がありますから、 誰がいったということは書類があれば。そういう2つのことが発生しますが、これ に対してはどうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇」

○総務部長(緒方希八郎君) まず、入湯税の課税につきましては、やはり法律に則ってということに判断をしなければならないと。議員の解釈と県の解釈というのは相違があるというようなことでございますが、我々の課税判断としては、県の許可をもって課税しなければならないというふうな形で判断をいたしております。

また、宿泊客についてと一般の利用者との課税のあり方についてでございますが、 先ほど申しましたように、法的にはその他の公衆浴場ではなくて、その後、一般公 衆浴場の許可が変えられたことによって課税が免除になったということでございま す。宿泊者につきましては、この一般公衆浴場の利用者という形の認定はいたして おりませんので、課税をしているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番(栃原茂樹君) 泊まりの場合は一般公衆浴場とは認定していないということ は、総務部長の考えだけですね、それは。税法の考えですか。おたくの考えですね。 それとですね、一般公衆浴場という認定をしてもらったといいますけど、今、県 に行って下さいよ、聞きに。行ったすぐですね、温泉ドームと四季の里はその他の 公衆浴場だと、担当者は変わっておられますよ。だから、そういうところはですね、 ただ県がもう認定受けとるから、そして泊まりは一般公衆浴場とは認めない。一般 公衆浴場と認めとるわけじゃないですか。そんなやり方やったら、税は私たちは信 用しませんよ。ほかの税でもありますよ、いろいろ。そういうことをされとるなら、 ほかんとにも何かなかかて、また考えにゃんごとなります。やっぱり筋は一本通し とって下さいよ、税法は。公衆浴場、一般公衆浴場というのは、七城の温泉ドーム は、あの温泉ドームですから違うところにあるなら別ですけど。それだったら、隈 府でお泊まりの方が一般公衆浴場に、外に出て入ったとするなら、それは取ります か。それと同じですよ。ただ場所が違うだけで。認定を受けるときは、その施設そ のものが一般公衆浴場だとか、その他の公衆浴場だと認定するわけですから。泊ま りであろうと何であろうと、一般公衆浴場に間違いないわけです。取らないと市が しているのに、泊まりは取りますという論法は成り立たないということですよ。今 の税法でですよ、市の税法、市税の。そんなことは成り立たんですよ。県にとにか く疑問があるならですね、今の担当者の方にお聞き下さい。だから私は恐らく前の 担当者の方が、ちょうど改正にあったとき、これがよく理解をされていなかったの か、それともうちの方から申請したときに、地域の方だけしか入られません、こう

いう温泉ですよという申し出をやったのか。それ以外に何もありません。実際は、 その他の公衆浴場です、税法から見て。それから、熊本県の公衆浴場基準条例から 見てですね。これはもう県も納得されております。

以上です。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 先ほど申しますように許可権者は県でございます。その申請は有限会社七城振興公社でございます。あくまでその判断について、今されているのを市でどうこうとすることはできないということで、有限会社七城振興公社の方で、できればそういう判断であればやっぱり許可の取り直しをしていただいて、課税対象になっていただくというのが一番の形ではないかというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 栃原茂樹君。

「登壇」

○20番(栃原茂樹君) もう3回目ですから、よくお逃げになりましたですね。指導する立場にあるんじゃないですか、市としては。第3セクターは、半分以上は市が出資しているんですよ。それをこうなったら第3セクターだと。そういうことはありませんよ。そういうことだから、いろいろ疑問が起こってくるわけですよ。とやかくくどくは言いませんけれども、やっぱりほかの税のこともございますからですね、やっぱりこういうとには十分注意してもらわないと、言いたくはございませんけれども、これがずんずん広がったら、ちょうどですね、20年ぐらい前この問題は出てきたわけですよ。うちが入湯税課税した、ところが南関の方では課税していなかった、新聞に堂々と載りましたよ。うちも課税しないというのを、私が課税しました。そういうこともありますから、笑い者にならないように十分注意をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○譲攴	(北田	彰君)	ここで、智時休憩します。

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

○10番(怒留湯健蓉さん) 一般質問をいたします。

お願いをしておきました2題について、順番に沿って進めてまいります。

最初に、新庁舎建設の移転について市長にお伺いをいたします。新菊池市は、今 から4年前の2005年の3月22日、様々な課題を抱えつつ、大いなる妥協の産 物として誕生いたしました。合併へ至る議論の蛇行、紆余曲折は今に語り継がれて いるところですが、ともかくも合併へこぎ着けられました。難産であった新菊池市 の誕生は、すぐさまその最初の大事業である首長選挙に突入しました。現福村市長 を含む3者による熾烈な戦いが繰り広げられたことは、これまた市民の語りぐさと なっています。あれから4年、今、改選の時の時を迎えました。私たちの住むこの 町は、誰言うともなく、昔から政争の激しいところだということですが、私は4年 前の新市最初の首長選に際し1つの期待がございました。それは、新菊池市は志し も新しくスタートを切ったのですから、新市最初の首長選は、それまでの悪しき政 治風土を一掃し、新時代にふさわしい市民主権の地方自治を開くためにこそ行われ なければならないということでした。そしてそのことは、候補者、有権者双方に意 識されなければならないということでした。私はその想いをもって、いささかの関 わりを持ってきたところですが、新市初代の市長に福村市長が当選就任され、以来 4年、任期を終わろうとしていらっしゃいます。果たして悪しき政治風土は払拭さ れたでしょうか。新時代にふさわしい市民主権の地方自治は開かれたでしょうか。 答えが見えないまま、そして手がけられた事業が未完のまま改選は目前に迫ってい ます。福村市長は、昨年の9月議会において、行政の連続性及び執行権者の責任を 基に2期目への出馬を表明されました。その後、とかくの風説の中、去る2月5日 には旧七城町長であられた緒方氏が立たれることが公表されました。有権者は、大 いなる関心を持ってお二人の一挙手一投足を見守っています。今回の首長選の争点 は何か、政策の違いは何か、そういう世論の中で2期目へ望まれる現職候補者であ る福村市長に私がお伺いしたいのは、1つには新庁舎の問題です。この件に関して は、私はこれまで確か4回ほど一般質問において疑義を呈する内容を持って取り上 げています。しかし毎回、いずれのご答弁も全方位を気遣われる域を超えるもので はありませんでした。このバランス感覚は、これまでは有効であったでしょうが、 今時選挙戦においては、それは通用しません。有権者は、これまでのご答弁の範囲 では判断のしようがないからです。有権者の1人として、私もそうです。ですから、 今回あえてこの質問をさせていただくことといたしました。新庁舎の移転建設を2 期目、福村市長はどう考えておられるのか。これは今時改選の最も大きな関心事で す。仮に新庁舎の移転建設を争点にすることを避けられるとすれば、それは現職候

補として誠実な政治姿勢とは言えません。

質問に移りますが、まずお伺いしたいのは、この4年間、内外に大きな変化が起こりましたが、そのような情勢の中で新庁舎の移転建設の問題に関して市民世論はどう変化したか。具体的な動きにはどのようなことがあったか。また、一方で国・県の施策、方針、経済の状況の動きはどう変化したかをお示し下さい。

以上、1点目です。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

「登壇]

○企画部長(石原公久君) 合併からの4年間で新庁舎の建設と移転問題に関しましては、市民の皆様から多くの陳情、要望等があっております。新庁舎問題の再検討を求める要望につきましては、平成17年9月に立町親栄会から合併協議会の確認事項の白紙撤回を求めるなどの7項目の質問が提出されました。同年10月には、隈府地区区長会から旧市町村庁舎のリニューアルで機能は果たせるとの意見が出されました。また、同年11月には菊池地区区長会を代表とする25の個人及び団体から、新庁舎建設の再検討を求める陳情書が提出されました。さらに、平成18年5月には、平成17年、18年度の菊池地区区長会及び菊池市商店街連合会の連名によりまして、新市庁舎建設の再検討を求める署名が1万933名の署名簿とともに提出されました。そして、同年12月5日には菊池地区区長会ほか20の団体・個人から新市庁舎建設計画の凍結を求める要望書が提出されました。その後、18名の市議会議員の皆さんから、新庁舎建設基本構想、基本計画素案の凍結を求める申し入れが行われております。反面、合併協議項目の履行を求める要望として、同年6月に泗水区長会、泗水町商工会ほか5団体の連名により新庁舎建設は合併協議会の決議場所に建設するよう要望がなされております。

このように、多くのいろいろな立場の市民の皆様から要望等をいただき、市長は 熟慮に熟慮を重ね、平成18年12月に新庁舎建設の凍結を決断されたものです。 凍結の理由につきましては、広報におきまして市民の皆様へもお知らせしてきたと おりでございます。凍結後におきましては、七城地区や旭志地区の地域審議会及び 泗水地区での説明会を開催しておりますし、泗水地区区長会をはじめとする有志の 方々から抗議をいただくなど、合併時の確認事項を遵守するよう強く意見をいただ いたところでございます。

次に、国・県の施策の方針についてですが、小泉内閣の行政改革の中で、平成16年に三位一体の改革が打ち出されました。この改革により、税源移譲と国庫補助負担金の問題が二転三転し、大幅な補助金の削減が図られ、交付税への依存度が高い本市財政をさらに圧迫する結果となりました。また、昨年の原油高に伴う燃油や

飼料価格等の高騰やアメリカ発の金融危機から日本経済も減速し、国・県市町村の 財政計画は今後どう変化していくのか、来年度の税収も5億円を超える減収になる など、予想もつかない状況にあるというふうに思っております。

以上のように、状況は変化してきているものと思われます。 以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番(怒留湯健蓉さん) 交付税の話もちょっと触れられましたが、本市の交付税依存率は33%ぐらいですよね。一般会計が210億円ぐらいの中で70数億円を交付税に頼っているということですが、その3分の1を国に頼っている交付税も縮減の一途であるということについては、肝に銘じておかなければならないというご認識であったかと思いますが、そうですね。

それから、三位一体の改革も触れられまして、これは合併に前後して打ち出され ました。大幅な補助金のカットというのは、国からの補助金カットというのは、直 ちに菊池市の補助金カットにもつながってきましたね。一昨年は一律に補助金を1 0%カットしたということで大変不評をかったということもありました。そういっ たその緊縮財政というのは、教育部門も福祉部門も例外なく直撃しているという状 況がありますね。私の最近の話、ちょっと多い話なんですけれども、高齢の親御さ んを抱えて仕事を続けられるかどうかと、続けなければ食べていけないと。しかし 親御さんを安心して預ける、すぐ預けられるところがないというような非常にせっ ぱ詰まったご家庭が増えています。今、日本経済の低迷を実感しているということ でしたけれども、まさにそのとおりだろうと思います。新庁舎建設などに象徴され るような箱物が構想されるときは、その足下で市民の命や暮らしが脅かされている という実態にですね、しっかり目を向けていただきたいと思います。市民世論の変 化はどうこうということと、自治体を取り巻く厳しい環境というのが認識されてい るようですので、それを基にして2番目の質問に移りたいと思いますけれども、議 会においても新庁舎移転建設の問題は、今期の大きな課題でありました。それは、 首長改選を前にますます重要な意味を帯びてきています。この4年間を振り返りま すと、議会にも17年12月議会での新庁舎建設計画の見直しを求める要望書、同 じく17年12月議会では同内容の陳情書、19年3月議会でも同内容の要望書が 上げられしております。いずれも見直し再検討を求める内容となっておりまして、 これは議会ではそれぞれ不採択と、議長預かりという結果ではありましたが、私た ち議員は、その都度、それぞれの信念に従って己の見解、姿勢を明らかにしてきま した。なかんずくお触れになりましたように、18年12月ですね、12月議会で

したね、議員有志によって市長に提出した新庁舎建設基本構想、基本計画素案の凍 結を求める申し入れを議決したことは重い意味があると言わなければなりません。 また、市民民意の表白として市長に出された署名や陳情書、私も開示請求で調べて みたんですね。今、3つほどご紹介がありましたが、多分私が調べたものときっち り重なっていると思いますので、私の見解とちょっと確認をするために申し上げて みますと、17年9月のなぜ移転をするのかという質問書の形にこれはなっており ました。17年10月の将来の財政負担を増大させないことと、建設予定地が県営 畑総事業の当該地であることから、移転建設の整合性を問う、そういう意見書の中 身になっておりました。それから、17年11月の新庁舎建設の再検討を求める陳 情書、そして18年5月の新庁舎建設の再検討を求める署名簿の提出、これは1万 399名か、ですね。それから18年6月の、これは合併時の約束事である新庁舎 建設が合併協議会の決議場所に建設されることを求める要望書、これはおっしゃい ましたね。これも私も調べて存じております。それから18年12月のまちづくり 三法の改正により、都市機能を市街地に集約する国の方針を重く見て、新庁舎移転 建設計画の凍結を求める要望書が上がっておりまして、これらがその6通ですが、 間違いありませんね、ご紹介あったものとぴっちり一致しますね。この6通のうち 5 通までが疑義もしくは再検討を求めています。議会に上げられた新庁舎意見建設 に関しての要望書、陳情書等の内容、また本会議における議員の質疑、質問等の内 容は、議員としての責任を問われる大きな課題でありました。それは、私ども今後 も変わらず、議員はこの課題を背負っていかなければなりません。

一方、市長に対する市民の皆さんからの直接請求といいましょうか、直訴がこれだけ多く上がっていることは驚きでありました。合併当時の状況からすれば、今日の疑義申立の騒動は宜なるかなという思いがいたしますけれども、2期目を続投なさろうとされている首長、市長の肩には、福村市長の肩には、今これらの市民の皆さんの切なる思いが重くのしかかっているのではないでしょうか。合併時には想像できなかったことです。法定協の想定を超えた事態に立ち至っています。この環境の激変は、新庁舎の移転建設の問題に対しても、例外なく、その根本的な見直しを迫っていると言わなければなりません。福村市長の再出馬の理由である行政の連続性及び執行権者の責任は、論理的でかつ意味を持っています。そうであれば、なお現状をわかりやすく、市民、有権者に伝えていただかなければなりません。行政の連続性及び執行権者の責任のその最たるものが新庁舎移転建設に係る政策であろうからです。現時点では、両候補者ともに新庁舎の移転建設については明言を避けておられるようです。もちろん、双方に戦術があるのでしょうけれども、相手の出方次第ということでしょうか。しかし、態度をあいまいにしたまま何とか乗り切ろう

というご方針であれば、それは有権者には歓迎されないでしょう。

お伺いいたしますが、今回の選挙において、合併時の諸条件、環境は、もはや崩れ去っていることを市民有権者にきっちり説明されるべきだと思われますがいかがでしょうか。これは、部長答弁というよりも、市長がお答え下さい。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 合併協議会に関します情報につきましては、合併協議会だより を持ちまして全戸に配布をして、地域住民の皆様にそれまでの協議の項目のすべて にわたりまして協議の経過と結果について周知を図ってまいったところでございま す。新庁舎建設につきましても、旧市町村ごとに住民説明会を開催し、ご理解を得 てきたものと、このように考えております。市町村合併の効果として、私たちがお 知らせしてきましたものは、1つに広域的な観点に立ったまちづくりとして公共施 設のバランスのある配置、また2つ目にはこういった公共施設の広域的な利用によ る利便性が向上するということが2つ目でありました。その中で、最もと言いまし ょうか、一番期待されたのが財政基盤の強化ではなかったのかなと思います。ご案 内のとおり、三位一体改革がスタートしておる中におきまして、財政基盤が非常に 脆弱な自治体が増えているという中で合併が進められたわけであります。その効果 につきましては、国・県はもとより、4市町村が1つになることによりまして、行 政経費の削減が期待されております。議員定数が少なくなる、あるいはまたこの役 所におきましても首長が4人が1人になり、それぞれの役職のものが4人のものが 1つになるということが削減効果として期待をされたと思います。その結果、合併 後の行財政改革による効果もございますが、地方自治体の一つの財政力を示す財政 力指数というものは確実に伸びてきておりまして、合併効果は表れてきていると、 このように考えております。これは市民の皆さんをはじめとしまして、合併に関わ っていただきました多くの方々の努力の賜であると考えております。合併時の諸条 件、すなわち合併合意事項の数々につきましては、これは4市町村の住民による大 切な約束事でありまして、これまで施策の、この約束事を中心として取り組んでま いったところであります。しかしながら昨年のご指摘の原油高騰やアメリカ発の金 融危機の影響を受けまして、国内企業はもとよりといたしまして、本当に国際的に もそれぞれの操業時間の短縮、あるいは在庫の調整に大きく舵を切り、大企業まで もが相次いで大幅な経営の赤字に転落をし、雇い止めがあったり、あるいはまた解 雇があったり、派遣社員から正社員にそのことは及ぶなど、過去に経験したことの ない急激で大きな社会問題、すなわち100年に一度の危機を迎えているというこ とだと思います。この回復ということについては、本当に見通しが立たないという

ことでありまして、当分の間といいましょうか、相当の期間について、この厳しい 経済状況というのは続いていくのではないかなというふうに思わざるを得ません。

このことからいたしましても、来年度は大幅なこの本市といたしましても税収減ということが見込まれておりまして、その状況を見極めなければ、新たな事業への取り組みというものについては大変取り組めないものではないのかといった危惧を抱いているところであります。今後は、大きな方向転換を余儀なくされることを十分考えられますが、そのような状況につきましては、この合併の協議事項である、合意事項であるということも踏まえまして、広報等を通じまして市民の皆様へ、随時詳細にわたってお知らせをしていくように努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

「登壇」

○10番(怒留湯健蓉さん) 前回のご答弁と重なって、ご認識は同じだと思いましたけれども、答弁の中には出てきませんでしたが、私たちは新庁舎移転建設の問題を抱えながら夕張ショックを経験しましたよね。これは、中央政府にとっても、私たちのまちにとっても、これほど生きた教科書は私はないと思うんです。あの夕張ショックから急速に市民の動きというのは大きく舵を切ったような気がいたします。お上の言うようにしていたら、とんでもないことになると。自分たちのことは自分たちで決めたいというのが各地の住民運動の、住民投票を含めた、そういう運動のうねりではないかと思います。

ただいまのご答弁でも、原油高騰やアメリカ発の金融危機が直接、間接に本市にも暗い陰を落としていると。この分だと、新たな事業には取り組めないばかりか、大きな方向転換を余儀なくされてくると、言ってみれば一種の覚悟のような認識が示されました。大変おこがましい言い方ですけれども、為政者には、政治家には想像力と洞察力、それから動いている、今動いている民意をつかむことが求められ、とても大事だと思います。この広報等でお知らせするということでありましたけれども、それはもちろんのことです。この選挙戦の中ででこそ、ぜひ言葉を尽くして現状を訴え、その中で新庁舎移転建設の課題に対する政治姿勢を明らかにしてほしいと私は思います。強くお願いをするところです。

3回しかありませんので、最後の質問に移りますが、現職というのは大変辛い立場だろうと思いますけれども、出馬にあたっては、その理由を新人もしくは元職よりも、さらに詳しく説明する責任があると思います。なぜならば、出馬のご決意は4年間の市政運営の中から導き出された結論であろうからです。そうであれば、その結論の根拠というものが市民有権者に伝えられなければなりません。合併によっ

て発生した新たな課題は、今日はなお、様々な分野に散見されます。そこには、一 過性のものと今後の政策により時間をかけて是正されなければならないものとがあ りますが、いずれもその解決はこの4年間の行政の最高責任者として市政運営にあ たってこられた福村市長の責任によるところが大きいと私は思います。そういう意 味で、有権者の期待は大きいと思われますが、福村市長はこの4年間、議会の円滑 な運営をおもんばかり、あるいは市民にいたずらな混乱を招かないようとの配慮か、 新庁舎移転建設に関しては明言を避けてこられた向きがあるようです。あるいはも しくは、明言のための信頼にたる機会がなかったのかもしれません。それは、結果 的には合併後の菊池市、新菊池市地域間の意識調整や平準化に大きく貢献したかも しれません。しかし、事ここに及んでは、これまで重きを置いてこられたこのバラ ンサーという役割から一歩踏み出して、自らおっしゃるところの菊池丸の舵取りし ての進路をしっかりお示しいただかなければなりません。将来は、現在よりさらに 厳しいことが予想されると、先の答弁でも、2番目の答弁でもおっしゃいました。 そういう今日の状況下において、100億円とも言われる巨費をかけて新庁舎を移 転建設することは、無謀というほかありません。有権者は、もっと生活に密着した ところでお金を使って下さいと願っています。2期目、新庁舎の移転建設の問題を、 課題をどう取り扱われるのでしょうか。要望書・陳情書・意見書に表れた民意は、 見直し・中止を求めたものが圧倒的に多かった。これは無視できないはずです。か くなる上は、住民投票等の手法を持って、今日での新しい民意を新たに問い直さな ければならないと思われますが、そのご意思をお聞かせ下さい。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

○市長(福村三男君) ご指摘のとおり、地方自治体のあり方というのが大きく今変わろうとしておりますし、また変わりつつあります。すなわち自己決定、自己責任ということでありまして、地方分権の時代を今迎えているということであります。そういった地方分権の受け皿をつくるために、地方自治体、すなわち基礎的自治体の体質と体力と、それからその受け皿となるべき許容力といいましょうか、そういったものがなければいけないということで、基礎的自治体の小さな自治体から、やはりこの5万人、10万人という基礎的自治体を大きくして、そして受け皿となるように専門知識を持っている職員があったり、あるいは共通的な利益、利活用ができる施設があったりということを求めた合併ということであったと思います。これが将来の合併の未来図ということであろうかなと、このように思います。ちなみに、菊池市は合併して今まで旧の菊池市はどうだった、あるいは旧泗水町、旭志、七城については単独で県内で比較するときに県下一というものがあったのかというふう

に思います。今、菊池市は合併いたしまして地域面積が広くなりまして、48市町村の中で8番目にたしかあると思います。あるいはまた農業は県下一だと言われておりますが、300億を超えて県下一と言っていいと思います。合併していなければ、その地位は、菊池地域としてはあったかもしれないけれども、市町村自治体としてのこの地位は確保できてなかったと思います。また、工業の出荷高等につきましても1,700億円程度の売り上げを上げておりまして、これも県下の中では4番目に入っております。あるいは商品の販売高につきましても、これもやはり約1,000億円近くありますけれども、これも県下においては48市町村の中で4位にあります。そういった中において、14市の市の中での市民の所得では3番目に菊池市はあります。いろんな意味におきまして、合併したことによって、このスケール的なものがメリットになっている部分がかなりあるということだと、このように思っているところであります。

新庁舎の建設問題につきましては、怒留湯議員、度々ご質問をいただいておりま して、何か緩やかな答弁にしか終わっていないということでございまして、いわゆ る合併のそういった効果というものを上げていくためには、まずはやはりこの4つ の市町村の住民が融和していくことではないかと。そしてみんなでよいしょと荷物 を持ち上げて協力していこうということをつくっていかなければならないという中 において、その心の結束が、いわゆる本当の意味でのこの合併ということに至ると いう思いを持ちながら、答弁の中にあいまいさもあったのかもしれません。国内の 経済状況の不安定さとか、あるいはこの用地の確保の問題だとかといったものが、 今、庁舎の周囲には様々な問題が多く抱えております。合併後の行財政改革におき まして、真剣に取り組みまして、補助金のカットやあるいは人件費の削減を行いま して、財政基盤の強化を図ってまいりましたが、世界的なここに金融危機におきま して、企業の業績不振が続いているというご指摘のとおりであります。経済はいつ 回復するかわからない状況にあることから、新庁舎建設は市の財政等へ大きな影響 を及ぼすことが考えられております。併せまして、市内の小中学校の耐震化という 新たなこの財政需要がスタートいたしておりまして、金額にいたしまして約45億 円ということであります。そういう緊急性を求められているようなこのような状況 下におきまして、私といたしましては、今、庁舎建設をすべきではないと、このよ うに考えております。今後、合併の合意ということについては捨てがたいものがあ ります。これは大切にしなければなりません。これを根幹といたしまして、改めて、 例えばこの新市の建設の再検討委員会といったものを立ち上げるなどして、庁舎を 含めまして数々の施策の整合性というものが求められてくると思っております。合 併の精神に立ち返りまして、協議を重ねて、加えて市民の皆様はもちろんでありま

すが、学識的立場にあられる方々にもお加わりをいただきまして、検討や、あるいはその結果の提言などを受けまして行政の推進の基本として考えていきたいと思います。二分化した考え方を一本化していくことが、まず第一で努力をしなければなりません。しかしながら、市民の民意というものは最も大事なご指摘のとおりであります。この大切なものにつきましては、必要に応じて民意を問うということが必要で避けて通れないときが来るかもしれないと、そういう決意は持っているということをお伝え申し上げたいと思います。

○議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

「登壇」

○10番(怒留湯健蓉さん) いくらか踏み込んだご答弁で、民意を問うということでありましたので、それは重く受け止めて見守っていきたいと思います。

次に進みます。2番目、産廃問題早期解決のためにお伺いをいたします。産廃問 題が、今日またこのような形で再燃していることを私は非常に残念に思います。思 えば、本年は九州産廃がかの地に操業を開始して確か27年目、部長、7年目ぐら いですかね、なると思います。この膨大な時間の中に、地元を中心とした我々旧菊 池市民は、そして菊池市当局もまたどれだけ多くの犠牲を強いられてきたでしょう か。元を正せば、産業廃棄物を排出する企業に処理義務のない、加えて水源地への 立地規制のないこの国の法律、廃棄物の処理と清掃に関する法律に行き着くわけで すが、この法律に見るように、自然を守る、水源地を守るよりも企業を擁護する国 策の中で、日本中の水源地が都会の企業のごみ捨て場になっていきました。そこに は例外なく利権の横行があり、暴力があり、政争がありで、産廃紛争は現代に日本 の歪みを象徴する国家的な課題となっています。残念ながら、菊池の産廃紛争もま た同じようなパターンをたどり今日に至っています。この30年近い紛争は、市民 多数の度重なる浄財の供出と夜・昼なきボランティアの集積といえます。この間、 地元は孤立させられ、地下水、漂流水の汚染に怯え、ダイオキシンの排出に怯える、 そういう日々の中で、一日千秋の思いで一刻も早い産廃の立ち退きを願ってこられ ました。支援する市民運動もまた、時に県と対立し、市当局と対立し、そして政争 の具とされることに翻弄されながら、三度の裁判を戦うという未曾有の経験をして きました。私は、市民運動の中で事務局の一旦を担い、主に産廃反対同盟ニュース を手掛けてきましたので、菊池の長年の紛争の実態を知るものの1人として、そこ に動いた人間模様や政治の状況を語ることができますが、それはともかく、昨年の 1 1 月ごろから九州産廃発なのか、地元発なのか、あるいは別の発信地があるのか、 あるいはまたそれらが1つになった発信なのでしょうか、いずれにしても非常にわ かりにくいのですけれども、そのあたりの動向から、今日また新たな様相をもって

産廃問題が浮上していることに、市民の一人として、そして議員の端くれとして疑惑とともに危機感を覚えます。ここでは、突然ふってわいたこの騒動に、私たちがとういうスタンスを取るべきか、市民の皆さんが我々に何を求めておられるのかを明らかにするために、数点の質問をいたします。

昨年の11月、九州産廃の方から地元の区長さんなどを経て、非常に変則的な形 で議会に緊急開示された文書、平成19年2月19日ですね、出された九州産廃か らの13項目要求文書と、それに対する菊池市からの回答書についてですが、この ような文書が存在したであろうことは、九州産廃の企業体質を知るもの、そして長 年の紛争に関わってきた者、ましてや契約変更時に様々なリスクを負ったものにと っては想像できないことではありません。しかし、11月の全員協議会が紛糾した ように、それがいわゆる内々で処理されていたことについては、例えそれが部分的 なものであっても、議会から指弾されるのは避けられず、当局には謙虚に受け止め てもらわなければなりません。あれ以来、この文書が、当該文書が一人歩きし、そ れが契約本体に直接かかわる、そして福村市政に大激震を走らせるような重要文書 なのか、あるいは契約のために末節で交わされた文書なのか、いずれにしても針小 棒大に取り沙汰されていますが、当時を知る者として、私には後者だと思われます。 ともあれ、これは重要なことですから後段で触れるとして、最初に申し上げたいの は、11月の全員協議会での市長の姿勢が行政の最高責任者として誠に不十分であ ったということが今日なお言われていることです。したがって、それは12月議会 での東議員への質問へ発展しました。東議員が言われたように、市長を超えて執行 権を行使できる人は誰もいないのですから、百歩譲って文書の存在をご存じなかっ たにせよ、あの場合は副市長の、そして実務担当者の全面的な盾におなりになるの が市長の責任の表明の仕方であったというのがこちら側の論理です。その姿勢が見 えなかったことに対して、議会は不信感を募らせ、消化不良現象を起こしているの ではないかと思います。私は、市長と市役所の信頼回復のために、あえてここで市 長に厳格な反省を求めるとともに、再発防止の約束を求めますが、お答えいただけ るでしょうか。今回の事件が市役所の隠蔽体質として印象づけられたことは大変残 念なことです。皆さんは公務員の守秘義務の狭間にあって、日々の実務の遂行には ご苦労の多いことと察せられますが、市民主権社会と議会制民主主義は情報の開示 と説明責任を求めて止みません。今後は市長自らの情報開示と説明責任をどうお進 めになるでしょうか。また、職員にはどう接し、指導されるでしょうか。また、今 回の事件を庁内のどのクラスで協議、そして総括をされたでしょうか。これも部長 のご答弁は要りません。市長が直接お答え下さい。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

- ○市長(福村三男君) 昨年11月の全員協議会で報告しました九州産廃株式会社からの解決条件に対します回答文書につきましては、本市のごみ処理に関する業務委託等が示されているわけですが、市といたしましては法を逸脱して委託はできないこと、あるいはまた計画変更とか、社会情勢の変化で委託できなくなることから、市のあくまでも努力目標としており、将来を拘束するものではなく、業務委託の実施を確定するものではないと判断し、執行部限りとしたものと考えております。しかしながら、ご指摘のとおり議会や市民の皆様に報告説明をしていなかったことは事実であり、またここに改めてお詫びを申し上げます。今後は私も含めまして、執行部一同、信頼回復に努めますとともに、積極的に情報の公開、説明責任に努めてまいります。このようなことが再び起こらないように、庁議などで協議をいたしまして、各部署におきましてそれぞれで徹底してまいりたいと、このように考えております。
- ○議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

「登壇」

○10番(怒留湯健蓉さん) お詫びをするということでありましたけれども、今後は 庁議などで協議をしていくということでありましたが、協議ではだめです。きっち り総括をしなければだめです。そして要綱をつくるとか、マニュアルをつくるとか して、再発を防止する体制とシステムをつくらなければ私はだめだと思います。も う一度これについてはお答え下さい。

私ここで申し上げたいんですけどね、協定変更のあの大事業の最前線で実務に当たった方は、あの九州産廃を相手に、そして議会を相手に並大抵の苦労ではなかったと思いますね。立派な仕事を成就されたのですから、私はその職員の方々にはこの場を借りてご苦労を労いたいと思います。

質問を続けますが、総括、それからマニュアルをきちんとつくっていくと、再発 防止については、この質問の後に再度お答えを求めます。

次に移りますが、債務負担行為提案の際に示された資料及びその後の資料によれば、今回の騒動の発端となっている平成19年2月19日に出された九州産廃からの13項目要求文書と、それに対する菊池市からの回答書は、協定変更の最後に詰めであったことがわかります。そしてそれと同時に、その前段に平成18年6月28日に九州産廃から出された産廃問題の早期解決に対する会社の解決条件という解決条件の本体があることがわかります。この解決条件の本体には、潤沢な補償額を含めた10項目の多彩な要求が書かれており、その8項目目に補償額とは別に九州産廃に対する菊池市の補償的な代替業務として受託業務6項目が要求されています。

6項目を言ってみますと、平成21年度からリサイクルセンターの運営管理業務を ほしいと。2つ目に、平成30年度からのRDFの処理及び施設管理業務もほしい と。3つ目に、平成18年度から随時ごみの分別推進、これは事業系、家庭系、両 方ということ。それから4つ目に陣内埋立地の廃棄物処理の実施を、これは市の建 設計画の動向によってほしいと。それから、5つ目に不燃ごみの継続的な処理業務。 6つ目がRDFの残渣処理、それから各施設の汚泥処理を要求しています。この6 項目がそれです。よくもここまで要求したものだと思うんですけれども、それに対 する市の回答は、是々非々で示されています。そのために九州産廃はこれを不満と して、それが今日の、後の13項目要求文書へ発展していったと思われます。今年 になって、1月22日、九州産廃はこの13項目要求文書のうち10番目の泗水の ごみに関する項と11番目の市の最終処分場の掘り起こしに関する項が要求どおり に業務委託されないことを理由に契約破棄を通告してきました。誰もが予想しなか った事態ですが、市当局はこの事態をどう分析して対応していかれるのか。13項 目要求文書は、双方確認済みの契約履行の必須解決条件なのか。あるいは、解決条 件本体に属する付随するものなのか。これに対して行政法律の専門家に見解を求め られたか。その回答はどうであったか。それから、九州産廃が理由としている10 番目と、契約破棄の理由としている10番目と11番目の2項は、その契約破棄の 根拠となり得るのか、行政法律の専門家に見解を求められたか、その回答はどうで あったか、お伺いします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇〕

○市長(福村三男君) 市はこれまでどおり九州産廃との協議を進めてまいりましたし、13項目の中の泗水の可燃ごみの処理委託につきましては、平成20年3月28日に公文書をもって実施できない明確な理由を通知をしているところであります。その後、このことに対しましては何ら行動、あるいは発言もなく、8カ月後の11月に突然の協定書破棄の発言に驚いているところで、その真意については把握できていないのが現状であります。しかしながら、市は一部変更協定書の締結に至るまでの数多くの協議や市民の皆様、また議会の議員各位のご理解とご協力を得て協定が成立したことを考えますと、一部協定書のこの破棄には絶対に応じるわけにはまいりませんし、その旨を通知をしているところであります。

次に、九州産廃株式会社からの解決条件に対します13項目の回答文書につきましては、平成18年の6月23日に九州産廃株式会社から要求されていました産廃問題の早期解決に対する会社の解決条件の中にあります各種項目の1つであります6項目の代替業務が拡大したものであります。九州産廃株式会社との協議の本体は、

環境保全協定書に基づく平成18年8月11日に開催をした環境保全協議会や4者 協議での合意事項の4項目であります。この合意事項を基本に、市民の皆様や議会 に説明を申し上げまして、期間短縮の一部変更協定の協議を行ってまいりましたし、 九州産廃株式会社からの解決条件をクリアしてまいりました。このようなことから、 回答書を13項目は必須の解決条件ではなく、要件の一部と思っております。この ことについては、環境保全協定書締結の立ち会い者であります熊本県廃棄物対策課 や市の顧問弁護士との協議の中でも確認しているところであります。また、九州産 廃株式会社からの解決条件に対する市の回答文書の10番目、11番目の項目が協 定書破棄の根拠となるのかということにつきましては、先ほど同様に熊本県や顧問 弁護士と協議を行いました。その結果、協議の本体は環境保全協定書に基づく平成 18年8月11日の合意事項の4項目であり、13項目の一部が実施できない場合 があったとしても、本体を揺るがすものではないと判断しております。また、市か らの回答文書については、文中の表現や文末の努力目標であると記載していること、 なおかつ市と九州産廃株式会社の両者が押印していると。このことから、協定破棄 の根拠とはならないとの判断をいただいておりますし、市の方においてもそのよう に判断をいたしております。

以上、お答え申し上げます。

先ほどマニュアルのことでございますけれども、マニュアルについては、なるべく早い時期に作成をいたしますし、また関係者を含めまして必要な関係者に対しまして組織の中におきます意識を統一していきたいと、このように思います。

○議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

「登壇」

○10番(怒留湯健蓉さん) マニュアルをつくるということでしたので、再発防止に 全力を上げて下さい。

ただいまのご答弁では、非常に整理ができました。文書が解決条件そのものではなくて、それに付随する努力項目であるということですね。したがって、契約破棄の根拠とはなり得ないということですね。そうですね、はい。随分すっきりし、整理ができました。

思いますに、前倒し終了の約束を取り付ける過程においては、九州産廃に対しての里道であったり、農振除外の件でも多くの便宜を図ってきていますよね。それもこれも4年前倒しで埋め立てを終了させるために涙を呑んだことでした。この上契約破棄とはとんでもない了見だと私は思います。もとはと言えば、平成11年に結ばれた最初の環境保全協定で埋立期間を平成30年までとしていますが、その30年が来たその後、県と市は誠意をもって移転先を見つけ、移転費を見るものとする

と書かれている。このおまけがあるから、法外な難題を背負い込むことになっているんですよね。30年まで待ったところで問題を先送りするだけ。そうであれば、一刻も早く終了、廃業で道筋を付けること、これ以外に私たちは産廃問題から解放されることはありません。これまでの苦労を無駄にしないように、粛々と進めていただきたいと思います。

最後になりましたが、資料をたどっていきますと、協定書換という大きな転換期 の双方のきわどいやりとりが立ち上がってきます。名だたるあの九州産廃がよくも 前倒し終了の協議に応じたものだと、今さらながら驚嘆いたします。調印にこぎ着 けられた実績が高く評価される由縁です。振り返りますと、菊池の紛争もまた長引 き、反対運動は出口の見えない絶望的な状況にたびたび立ち至りました。その間、 歴代市長も、歴代議会も何ら決定的な方策を打ち出し得ず、地元の方々はもはや耐 え難い状態に置かれていました。焼却炉については、当時係争中でありましたので、 当面は裁判に委ねるとして、一方の埋め立てについては、何はともあれ1日も早く 出ていってほしいというのが地元の方々と菊池市民の切なる願いでありました。運 動は暗礁に乗り上げ、反対運動から組織違反が相次ぐ危機的な状況の中で提案され たのが平成14年福村市政によるところの環境保全協定書13条、九州産廃の営業 期間の30年までを、平成30年までを可能な限り前倒しして当該地での埋め立て を終了させるというものでした。これを受け、今は亡き当時の地元の地区長さんは、 立場を超え、派閥を超え、日夜をかけて村々を1軒1軒回られたといいます。そし て、現実的な解決策は今やこれ以上にないと、地元の総意として結論づけられたの が可能な限り前倒しをして、当該地での埋め立てを終了させることで協議を取り付 けてほしいというものでした。私は危険を犯して多大なお骨折りをいただいたその 地区長さんとも度々お話をしましたし、地元の集まりにも度々呼んでいただきまし た。その折々にお聞きしたのが、紛争はこの取りまとめられた地区長さんのときし か解決しないということ。そして、この解決策が地元の一致した願いであるという こと。そして、解決へ向けての協議が新たな政争の具とならないようにしてほしい ということでした。そして、地元住民を中心とした市民の最大の利益のために議会、 行政連携して力を尽くしてほしいという声でした。それまでの道のりも長かったわ けですが、諸々の困難な情勢の中、ともかくもこの地元の声をもって可能な限り前 倒しをして当該地での埋め立てを終了させる協議に入っていくことが可能になった わけです。いろいろ資料によっては私も思い返していますが、考えますに今回、昨 年11月に飛び出した文書事件は、社会情勢の変化による、とりわけ経済の冷え込 みによる九州産廃サイドの事情があることは容易に想像できます。しかし何も知ら ない人が聞いたら、九州産廃の一方的な主張が正義のように聞こえる。私たちは

等々と語るあの独特の語り口の中にいくつもの矛盾があることを見抜かなければなりません。ややもすると産廃の論理に取り込まれそうになる。それを見透かして、1月28日の議会の要請に応じたのでしょうか、私たちはあくまでも軸足を地元市民の側において、間違っても九州産廃の言いたけたげな居直りに加担するようなことがあってはなりません。今回の行政の甘さが露呈した文書事件については、厳しく指摘することは当然とした上で、重要なことは今回突き出されてきた問題に対しては、それとは別次元で冷静な、客観的な視座を持たなければならないということです。私たちは一貫して、協定本体を履行させるスタンスを取り、そのために力を注がなければなりません。議会行政は連携して目的を遂行する任務を負っていると確信します。

最後に、産廃問題早期解決のための確実な方を進めていただくために、次の質問 をいたします。

今回問題となっている13項目要求文書のうち10番目の泗水のごみと11番目の最終処分場に係る要綱については、平成28年3月28日、3月28日でもできないと回答していますが、これに対する九州産廃からのリアクションは一切なかったんですよね。7カ月の沈黙の後に11月という時期に突如地元区長さんを通して出てきたことが非常に不自然で、疑問符がつきまといます。これについては、非常に不可解であるというご答弁がありましたので、構いません、これで結構です。

九州産廃は、市議会の非公開の会議の中で12億600万円余りの補償額は、移転費用や機材等を移動する費用とは別だと言いました。私は耳を疑いましたが、覚書、契約書を読み直してみましたところ、補償費用査定書の中には、その費用が含まれていることがちゃんと書かれています。議会での説明という公式の場でのこの類の虚偽の発言は見過ごせません。九州産廃の事実誤認を解く必要があると思われますがいかがでしょうか。

それから、19年3月28日調印の九州産廃株式会社の最終処分場の操業短縮及び埋め立て処分の終了に伴う補償契約書によれば、九州産廃は最終処分場の埋立処分を平成26年11月26日までに終了するとなっています。そして終了については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、産業廃棄物処分業の変更届、処分業の変更届をですよ、速やかに行うものとするとされています。これを受けて菊池市は変更届に基づく産業廃棄物処分業許可証の書換許可書及び最終処分場の埋立処分の終了を確認するものとあります。ということは、当該地での埋立処分の終了とともに九州産廃はこの業を廃止するというこれまでの解釈に相違はないでしょうか。

それから、19年3月15日作成の九州産廃株式会社の営業補償額の査定によれ

ば、12億669万1,000円という補償額は、業の特殊性から移転は困難と認められるため、そもそも移転補償ではなく、期間短縮分の補償と営業廃止の補償であることが改めて確認できます。そのように書いてある。九州産廃は、産業界が低長期に入ったことと、人々の価値観が大量消費から3R意識に移ったこと、また法律もリサイクルへ若干シフトしたことなどの時代背景を読み、廃業を視野に入れた選択をしたと言われています。ここへ至っての脈略を逸脱した騒動は不可解と言わざるを得ません。九州産廃の企業倫理が疑われますが、この際九州産廃に12億669万1,000円という補償額は期間短縮分の補償と公共用地の取得に伴う損失補償基準第43条で規定する営業廃止の補償の場合の規定によって立った営業廃止の補償であるということをきっちり認識していただく必要があるのではないでしょうか。

それから、地元では当初こういう騒動があっていることをご存じない方が多いということで大変心配しておりましたが、過日お聞きしましたところによりますと、先の大型養鶏場の問題を地域挙げて戦われたように、産廃問題については言うまでもなく、規定方針どおり4年前倒しで当該地での埋め立てを終了させることが今も地元の一致した願いに変わりないとの信頼できる筋からのお話でした。ただ今回の問題で、市は裁判を起こすらしいと。昨年の暮れからその準備をしているらしいということが言われているとも伝え聞きましたが、これは考えられないことですけれどもどういうことか。もしくは単なる噂が流されているということも考えられますので、真偽のほどをお聞かせ下さい。

それから、菊池市当局、九州産廃共に環境保全協定の一部変更協定書の履行は法 治国家における自明の理です。履行の決意をお聞かせ下さい。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

○市長(福村三男君) 産廃問題の早期解決につきましては、私が平成13年に市長に就任いたしましたときからの最重要の課題として取り組んできたところであります。これは、合併後の菊池市の初代市長として継続をいたしまして、市民の皆様と一緒に取り組んできた成果が4年間期間を短縮することで補償金を持って菊池市での最終処分場の埋め立てを終了するという一部協定書の締結ができたことでありまして、今、怒留湯議員が述べられましたとおりであります。当初私は菊池市における最終処分場がご存じの本協定において、平成30年までで終わるものだというふうに思っておりました。しかしながら中を見ていると、これは全くこの先送りをしている状況にあって、30年を持って移転先をまた探さなければならないと。お金の問題は別にいたしましても、移転先はなかなか容易に見つかるものではないということ

で、これは不毛の論理になってしまうんではないかと。そのことについて、地元の 皆さん方が1年でも、1日でも一つ早めに終わって、日にちの確定をお願いしたい と、そういうお話であったと思っております。それで、閉鎖する年度を何とかこの 短縮してお願いしたいということで、会社の方と話し合いに入ったわけであります。 しかし、それについてはその当時もう40億円も50億円もというと大変な、強大 なお金の額が提示、話の中では出ておりました。しかし現実問題としてのその補償 というものについて、12億600万円という数字が大まかにでましたときに、こ れについて最も思ったのは、やはりこの市民の税の負担というものを何とかこの抑 えられないかという思いでありまして、産廃税の導入等について検討したことも事 実であります。結果、結局熊本県の方が2分の1を払っていただけるということで 6億円、そしてあと6億円につきましては、県の方が産廃の設置市町村に係ります 交付金によって5億円という産廃税条例によって出していただけるということで、 あと1億円余につきましては、環境保全協力によりますこの基金造成ということで 一般廃棄物をどうせ許可権者、我々がそれを認めないわけにはいかないということ で、迷惑料としてはもらった方がいいんではないかということで、この議会の皆様 方のご理解を得まして条例制定をして貯蓄をしてまいりました。そのお金、今現在 におきましては約1億9,000万円近くお金が、前後のお金が貯蓄をされており まして、それをもって充当することは可能であるということを大まかに市民と、そ れから議会の皆様方にご理解をいただきたいと思って努力をしたところであります。

そういった中におきまして取り組んできたわけでありますが、次期の姿勢については市民の皆様に選択をお任せしなければなりませんが、2期目ももし私が選任していただくならば、市民の付託に応えるべく、環境保全協定書を遵守し、1日も早く産廃問題が解決するように努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、今回の突然の協定書破棄の発言につきましては、私も実際驚いているところでもあります。それまでは、以前と同様に大変信頼関係を基にいたしまして事業を委託し、また話し合いをしておりました。しかし、今回の頑なな九州産廃株式会社の発言や態度には困惑しているというのが実際のところでございます。しかし、先ほども申し述べましたとおり、一部変更協定書の破棄には絶対に応じるわけにはまいりません。補償金に関する九州産廃株式会社の見解につきましては、平成19年3月議会で説明しました内容のとおり、環境保全協定書第13条に伴う環境保全協議会設置要領第4条におきまして、閉鎖に係る諸事項である移転先、撤去もしくは移転費用及び補償については、市と県が会社の意思を尊重し、誠意をもって対応することとなっておりますが、産業廃棄物の最終処分場という特殊性から、市や県が移転先を確保することは大変困難であることから、短縮期間分の補償と言われる

ご指摘のとおり、短縮終了後の営業廃止補償ということを行うことといたしました。 また、その内容は九州産廃株式会社との契約書及び熊本県との覚書でも確認できる ものでございます。

このようなことから、議員のおっしゃるとおり、九州産廃株式会社は埋立処分業を止める、廃業するということであり、会社は間違った解釈をされていると思います。今回の諸問題につきましては、区長会を中心に説明会を開催しておりますし、地元であります水迫地区の区長へも報告をいたしたところでございます。先日、菊池地区区長会の代表の皆様から一部協定の一部変更の協定書の破棄には応じないように頑張ってほしいとの申し入れもございました。また、地元住民の皆様はもちろんのこと、全市民へ正しい理解と正確な情報をお知らせするため、広報誌の3月1日号で産廃問題の経緯及び一部変更協定書の内容とその遵守についてを掲載しております。

最後に、市民の皆様、議会の皆様と一丸となって環境保全協定書を遵守し、産廃 問題の早期解決に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

また、この今回の問題につきまして訴訟を考えているんではないかというお話があっているということでございますが、今回の会社の方から一部変更協定書の破棄について市の顧問弁護士の方に私の方も相談をしております。また仮に会社側から裁判を起こされた場合はどうなるのかといった逆な協議もしております。そのことが噂で市の方が裁判を起こすんではないかというような風潮になっているのかなと、このように考えるところでございます。市の方から裁判を起こすという考え方は、全くございません。

○俄女(礼田 彰石) ここで、昼長寺のため首時体思します。	○議長(北田 彰君	ま) ここで、	昼食等のため暫時休憩します。
-------------------------------	-----------	---------	----------------

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、森 隆博君。

「登壇〕

○17番(森 隆博君) 皆さん、こんにちは。午後からの1番ということで、眠い時間帯に入ると思いますが、よろしくおつきあいの程をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

はじめに、環境保全協定についてということでお尋ねをしたいと思います。

第1番目に、環境保全協定の一部変更に伴いまして4年間の短縮営業補償して1

2億600万円の債務負担行為、議会で認めたわけでありますが、1月22日の4者協議において、九州産廃側は4年間の短縮を放棄するというようなことになっております。債務負担行為のこの12億600万円はどうなるのかというのが、先ほど怒留湯議員の質問と大体重なる面もあると思います。その中で、市長は先ほど市の方から裁判はないだろうということでありましたが、これは業者側から裁判問題があるんじゃなかろうかというふうに思いますので、この債務負担行為に対してどうなるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

2点目に丸秘というようなことで九州産廃と菊池市が13項目の委託契約を行っておったということで、これは目的としましては早期解決のための条件であったというようなことを議会に説明がありましたが、項目の中に、10番目の項目として、回答でもありましたように泗水町のごみ処理は平成20年度より九州産廃に委託すると記載され、泗水の住民の方には偉大なる不安と不信感を与えたのは事実であります。福村市長の方に対しまして、泗水町の区長会の方は、市の執行部、環境課でありますが、説明を受けて、市長に対して1月29日に質問状の提出がなされました。2月10日という期日でありまして、市長の方から回答書が届いておりますが、将来のごみ処理問題について、現在清掃工場建設に伴い、広域的なごみ処理を推進しており、処理区域を拡大し、菊池市全域を対象とした建設計画をお願いしていますというような、これは立派な回答でありますが、なぜこの丸秘の文書と言いますか、委託契約を菊池環境保全組合の正副会議並びに管理者会議、環境保全組合の議会に報告をしなかったのかということでありまして、しなかった目的か、報告できなかった理由があるなら教えていただきたいと思います。

3点目に、平成20年の12月22日、菊池環境保全組合の議会は、菊池市と九州産廃の和解ができるまで菊池環境保全組合の議会が進めております新施設の建設計画を凍結するということになっております。そして、菊陽町の12月の議会の広報で、菊池環境保全組合議会の協議の結果として、1番目に丸秘といったこの委託契約を組合に知らせなかったことは、組合との信頼関係がなくなったと見ていいと。2番目に、旧泗水町が組合から抜けるのはそんなに難しい問題ではないと。3番目に、旧泗水町が抜けた場合、人口1万5,000人が減る分、菊陽、大津、合志で1万5,000人分のごみ処理ができるというようなこと。そして4番目に、この問題は短期間で解決しない。今後は菊池市の動向次第では、さらなる延長が可能になる、そういうようなことを菊陽町の町民に報告がなされております。2月19日に菊池環境保全組合の議会の全員協議会でありますが、どの地区のごみ処理をするのか、枠組みといいますか、処理区域を今年の10月までに決めるということが確認され、出席議員の中から菊池市に10月までに九州産廃との問題を解決するよう

に求めるというような意見が出されたと、相次いだということを熊日にも記載されてありました。市長が信頼関係に努めるとの考えで凍結の解除が望めるのかと。この責任の問題点はどこに、誰にあるのかということで、福村市長の力量で問題解決ができるかということをお聞かせいだきたいと思います。この丸秘に対しましては、今までこれ携わってこられた方でないとわからないと思いますので、今日は本当に不安を持った方も心配して来られておりますので、明確な答弁をいただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 環境保全協定書の一部変更協定書につきましては、去る1月2 2日に市、県、九州産廃株式会社、市民の代表者であります区長会での4者協議を 開催いたしまして、それぞれの意見や質問などを出していただいたところですが、 その場におきまして九州産廃株式会社から一部変更協定書を白紙撤回する旨の発言 があったところであります。さらに1月23日には正式に文書にて一部変更協定書 を白紙撤回する旨の通知がございました。しかしながら、市といたしましては環境 保全協定書を遵守するとともに、九州産廃株式会社からの解決条件に対する市の回 答書の業務委託についても、会社と信頼関係を築くための市の努力目標であり、可 能な限り努力し、業務を委託していることからして、市に何ら瑕疵はなく、一部変 更協定書の白紙撤回には応じられないと通知をしております。このため、九州産廃 株式会社への補償金約12億600万円でございますが、この債務負担行為につき ましては、現状のままでございます。なお、補償金支払い時期につきましては、保 証契約書に基づきまして平成27年3月以降に九州産廃株式会社が業務廃止に伴う 産業廃棄物処分業の変更届によりまして、許可証の書換等を確認後、支払う予定で ございます。

次に、九州産廃株式会社から解決条件に対する13項目の回答書について、委託契約ではなく、あくまでも努力目標とした回答文書でございます。ご質問の菊池環境保全組合の管理者会議や、また議会へ報告していなかった目的と理由につきましては、議員ご承知のとおり、平成18年当時から菊池環境保全組合の東部清掃工場の建て替え案が出ておりました。南部地域におきましては、大変な人口の増加、あるいはまた企業の進出が続いておりました。そういったことで、ごみ量が急激に増加をし、東部清掃工場の処理能力からすれば平成26年度で建て替えが必要であるが、用地選定とか、あるいは環境アセスとか、建設工事等の期間を考慮すれば、この施設につきましてはこの延命化を図らなければそれまでに持たないということでございました。そのためにも、ごみの減量化に関係住民が取り組むとともに、何と

かほかに方法はないのかといったことで、このような協議を進める中で泗水地区の可燃ごみについては市町村合併によって菊池市と合併し、一緒になって新しい新菊池市ということになったわけでありますので、旭志にありますRDFのつくったばっかりのこの施設、エコヴィレッジ旭で処理は泗水のごみはできないのかといった協議がなされてきました。しかし、RDFの施設建設当時におきまして、地元説明会におきまして、菊池、七城、旭志のその当時の広域行政事務組合でつくったわけでありますが、その以外の搬入については行わないということを地元住民の皆様方にお願いをいたしまして、その了解を得て建設をされたものであります。仮に泗水地区の可燃ごみを搬入するためには、そのために地元旭志麓地区の同意を得ることが必要でありまして、早急に対応はできないということを管理者会議や組合の議会で私は説明をしておりました。これにつきましては、環境保全組合から出ている本市の宿題であり、この菊池市としましては、その対応策の1つとして、このRDFとこの民間業者への委託、この選択肢の中の1つが民間事業者の委託を置くということで協議をしたところでございます。

このようなことから、一部変更協定書の協議を行っていた当時におきましては、 民間事業者への業務委託について協議したことは事実でございますし、菊池環境保 全組合議会の全員協議会や管理者会議の会議録にも私の発言が残っているところで ございます。

また、九州産廃株式会社からの解決条件に対する市の回答書は、あくまでも繰り返しですが努力目標でありまして、将来を拘束するものではなく、なおかつ業務委託実施を確定するものではありません。

そのようなことから、回答書に泗水の可燃ごみの処理について記載することを菊 池環境保全組合に事前に説明はしませんでした。

次に、新清掃工場建設計画の一時凍結につきましては、大変ご心配を掛けておりますが、昨年12月の組合議会において、その方針が示されたところであります。市といたしましては、新清掃工場建設計画に関する会議の場で再三にわたりまして菊池市全域を処理区域として建設計画を要望してまいりました。現状といたしましては、旧泗水町が組合の一部権利を持っているわけでありますが、このこれまでの広域行政に係る七城、旭志、菊池市につきましても、全域をひとつやった方が長期的な展望に立てはいいのではないかということで、そのようなことを要望してまいったところであります。

しかしながら、今回の産廃問題につきまして、菊池市からの説明の不足を指摘を されまして、2市2町の信頼関係につきまして疑義が生じているところでございま す。今後は、菊池環境保全組合のごみ処理状況を理解をしていただき、一部変更協 定書を遵守し、協定破棄を撤回するように九州産廃株式会社と協議を行ってまいります。さらに、環境保全組合の管理者会や、また議会に対しましてはこの経緯というものを十分に説明し、その結果等につきましても報告をしてまいります。

また、今回の菊池環境保全組合の新清掃工場の一時凍結につきましては、2市2町のこの信頼関係の修復に努めることは、私、菊池市長であり、さらにまた保全組合の副組合長という責務の一旦でありますので、一時凍結ということの解除に向けまして、さらなる努力をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

「登壇」

○17番(森 隆博君) 再質問をさせていただきます。

今回の3月のこの広報を見ましても、市と県が会社の意思を尊重し誠意を持って 対応することになっており、産業廃棄物の最終処分場という特殊性から、市や県が 移転先を確保することは困難であるというようなことを書いてありますし、最後の まとめの方には、菊池市内における最終処分場の埋め立て操業を終了するとともに、 期間短縮や営業廃止について補償することで、産業問題の早期解決がなされたとい うような文書で書いてありますが、今、説明ありましたように、3月末にですね、 一部変更を、協定の成立をさせ、12億600万円の支払いがされるというふうに 伝えられましたが、実際この金を相手が、九州産廃が受け取ってはじめて成立する というふうに私は理解するわけでありますが、今、産廃側の方の解決問題が10月 までに解決ができるかということがひとつ環境保全組合の議会の方では大きな問題 になっておると思います。これは、菊陽とか大津の議員さんあたりが口頭で申され たのを私が聞いておる分でありますが、やはりそういった丸秘的な、密約的な問題 を抱えている市とは、やはり今後新しい建設計画をやっていく以上、やはり外れて ほしいと。そして、泗水の場合は今までそういった組合組織の中にありますので、 泗水はどうしても外すわけにはいかないと。入れる場合には、泗水の方に今まで議 会もそういった処理施設を持っていないので、できるなら泗水の方にそういった施 設を、場所の提供をしてほしいというようなことも申された方がおられます。そう いうようなことでですね、やはりこの産廃との和解、これが不可能というふうにな った場合ですね、1点目にお尋ねしたいのが、九州産廃がもう26年で短縮、4年 短縮ということで26年でもし埋め立て分だけがもう廃止するということであれば、 やはりこう九州産廃をやはりこう菊池市だけのですね、ごみ処理というような形で 買い取ることはできないのかと。今までの委託契約額だけでも13項目の中に15 億円ほどあります。この次の債務負担行為でも12億600万円と、合わせますと 27億円というような多額のお金を出すわけでありますし、やはりもし菊池市が菊

池環境保全組合から外されるということになりますと、菊池市だけで単独的なごみ処理をやらにゃいかんというような問題も出てきますし、単独でやったとしましても、やはり100億円近い金がかかるんじゃなかろうかというふうに予測できます。今、環境保全組合の方で計画されておるのが140億円というふうに聞いておりますし、それだけかかるような事業をやるんであればですね、やはり、今は産廃は余所からの持ち込みがありますが、菊池市だけの処理をやるということであれば、そんなに問題はないんじゃなかろうかというふうに思うわけであります。

2点目にですね、市長の努力するという考えが、処理区域を拡大し、菊池市全域を対象とした計画を進めることであればですね、やはり旧菊池市、特にこの街中の人から聞いた話でありますが、菊池市のごみ処理施設である旭志のRDF工場が29年に終了する予定ならば、RDF工場を菊池市環境保全組合の議会に場所の提供をし、処理を行えばいいんじゃないかというようなことを申されたわけでありますが、このような考えを本当に市長も持っておられないかということと、そのような発言がなかったかなと。ただ市民だけの考えで申されたかなという、ちょっと不安もありますので、この2点についてお聞かせいただくならと思います。九州産廃を買い取って菊池市が後の運営をやるという問題。そうすると、RDFの工場をこの次、環境保全組合の議会の方に提供し、あそこで全域を含んだ処理をやるかと。

その2点について、お答えをお聞かせ下さい。

○**議長(北田 彰君)** 市長、福村三男君。

「登壇〕

○市長(福村三男君) ただいまご質問が2点についてということでございますが、そのほかにもいろいろとご指摘があったようでございます。産廃問題には、先ほどお答え申し上げましたように、いろいろと長年の経過があります。そして、旧菊池市民の皆様方の本当に大きなひとつの反対運動の成果として怒留湯議員にもお答えいたしたところであります。少なくとも、この産廃が設置されて、この三十有余年経つわけでありますが、いつ終わるともなく続く産廃の非常に不安感、そういったものが地域住民にありまして、そしてそのことが改めて協定という形で平成10年に結ばれて、その期間が20年間、すなわち平成30年までと。そして、繰り返しですけれども、30年までとはなっているけれども、30年後には移転先を確保するということが、いわゆるその協定の中に入っていると見てもいいと思います。そのことを考えましたときに、本当の産廃の操業停止というのはあり得ないということで、そこでこの何とか期間を明確にして終わっていただきたいということが、この操業につきまして見直しをするということについて話し合いに入って、結果的に平成19年、皆さん方のご理解によります約12億600万円の産業廃棄物会社に対

する支払いによって、すべてが菊池市で終わると、移転先も関係ないし、補償金も、移転の費用もかからないということになったということであります。それにつきましては、きれが26年度末、財務整理を経て、27年3月になった時点において、そしてまた明らかに廃業するという届けがなされた、そして受け付けられたとなったときに支払うということですから、この過払いになったりというようなことはあり得ない状況下の中で執行されるということでございます。

保全組合の問題につきましては、10月までということで期限を切られたわけでありますが、これにつきましては誠意を持ってこの話し合いをしていかなければならないと思っております。

また、密約も密約という言葉がございますけれども、先にもご答弁の中に申し上げておりますように、努力目標としてやったと。会社側からすれば条件だというけども、条件であれば、こちらは呑めないということで文言をちゃんと見ていただければわかりますように、努力目標ということで両者の印が押印されているということからしてでありますし、法的解釈も、熊本県側もちょうど一昨日、県の関係委員会が、議会があったそうでありますが、前川県議の言葉によれば、明確に菊池市に瑕疵はないということを県の答弁の中から議会にあったということを言われております。それだけ私たちは、この破棄ということについては、強い意志を持って破棄をしないということを申し上げてきたわけであります。産業廃棄物会社を買い取れというような、買い取れないかという話でありますが、相手があることでもございます。また、そういうことはこれまでの長年の経過の中で、菊池市の中でも、もしもしたらそれを買い取ったらどうかといった話もなかったわけではありません。その集大成的な結果が、4年短縮ということで結論を見ているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、RDFにつきましては、この環境保全組合の方に提供すればというお話でありますが、これは今後の課題ではないかなと思います。少なくともごみが広域化しているという中におきまして、環境保全組合は菊池市の一部であります泗水の皆さん方のごみの処理を適切に行うことにつきましては、先に行われました正副組合長会議におきましても確認をいたしておりまして、いささかなりとも泗水町の町民の皆さん方のごみ処理に弊害はないということで、そのまま引き続きやるということであります。ただ新たに入る希望を持っておりますこの旧菊池市と七城、旭志地区につきましてのごみについては、どうしたものだろうということで何度か確認をされて、これを一緒にやろうじゃないかということの確認はなされたと私は記憶を持っておりますけれども、そのことがやはりこの会議の中におきまして、いろいろな諸課題の中において依頼できたということも現実であります。それについて、や

はり中長期的に考えます場合に、今、菊池市の現状だけで考えればRDFもあります、埋立処分場もあります、あるいはリサイクルセンターも建設予定の中に計画に入っておりました。すべて自己完結型で菊池市ではできるようにはなっております。しかし、長期的に見た場合に、安定的なごみ処理というものを考えれば、コストの問題も含めまして、なるべく一体化してこの郡市でやった方がいいんではないかと、2市2町でやった方がいいではないかということで、菊池市としては一緒にやりたいということを申し上げて今日に至っているということでございます。

そういった中で、この菊池環境保全組合並びにさらには広域連合ということにおきましては、連合の方で最終的にごみまで一体化してやった方がいいんではないかと、そういったご意見も出てきているのも現実でありますので、今後の課題として環境保全組合と広域連合、その中においてRDF関係をどうしていくべきなのかということにつきましては、今後の課題として受け止めさせていただきたいと、このように存じます。

○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

[登壇]

○17番(森 隆博君) それでは、納得いかない点もありますので、再々質問させて いただきますが、合併しまして17年から18年の初めまではですね、確かにそう いった菊池環境保全組合の方が26年ぐらいで満杯になるんじゃなかろうかという 話もありましたが、18年度に入ったころには、もうほとんど菊陽あたりのごみ処 理がですね、そういった努力がされまして、32年ぐらいまではよかろうというこ とで33年から建設できるようにということで協議会の審議がなされておったとい うことで、実際、この努力目標と言われますけれども、これはもう18年に起きた 問題でありまして、その中に13項目というこの産廃との契約がなされ、その中に ですね、予算化されたというのが1つの問題だろうと思います。これがただ努力目 標だけならですね、私たちも不審には思いませんけど、その13項目の中に約15 億円程度の予算を付けてあったということは、これはもう努力目標じゃないという ふうに捉えにゃいかんというふうに思っておりますので、やはりこういったことを やってですね、広域連合の中でやりましょうと言っても、なかなか2市2町という ような形が取れるかなと、それだけの信頼が取り戻せるかということであります。 やはり10月までに菊池市と九州産廃の和解ができるか、できないかがこの大きな 問題点でありますし、本当にこう泗水の住民の方にしますと、そういった市長とこ の前産廃の話の中には、担当の、その時の係長かな、それと副市長と市長さん、こ の3人において、この13項目については確認をしたということを業者の方から言 われました。そういうふうなことで、市長の権限といいますか、そういった勝手に

ですね、利用されて、泗水町のごみ処理を九州産廃に委託したというこの行為はですね、菊池市民にもですね、偉大なる不安を与えたと、これはもう事実でありますので、最高責任者としまして、本当にこうそういった10月までにやるという約束ができるか、できないか、それだけでいいです。できるか、できないかだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

○市長(福村三男君) 十数億円のですね、お金を委託をしたということが述べられましたけれども、これはこれがあろうがなかろうが、ごみ処理は必要でありますから、委託業務としては発生するものであると理解しております。

また、10月までという期限を組合の方から切られておりますから、その期限内 に解決ということで誠意を尽くして頑張って解決したいと、このように思います。

○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

[登壇]

○17番(森 隆博君) よろしくお願いしておきます。

次の質問に入らせていただきます。次は、福祉施設の管理業務についてお尋ねを したいと思います。1点目に、つまごめ荘の施設建設に伴う第1期工事から第3期 工事の工事別の落札業者及び落札額、総工事費、建設に対する返済期間と償還計画、 年度別の返済額をよかったらお教えいただきたいと思います。

2点目に、つまごめ荘の施設サービスの現状及び今後の運営方針についてお尋ねをしたいと思いますが、ユニット型の特老施設として、多くの施設より研修または研修生の受け入れがなされております。現状までの状況をお聞かせいただきたい。介護保険法の改正に対応する事務職員の研修体制及び専門職の指導者の養成的な計画、介護保険法に対する職員の研修、専門職員の人員数、国家試験取得者の介護職員数、そういった免許を持たない方のまた職員数、スタッフの状況をお聞かせいただきたいと思います。ユニット型の介護施設というようなことで、介護職員の研修計画と施設内のパソコンの使用状況というのにちょっと不安を抱いておりますので、ユニット形式の認識といいますか、各ユニットというのは、10人単位のユニット型をした介護施設でありまして、そこをパソコンで結び、入所者の状況、一人ひとりの病状、介護サービスを把握するということが、これはユニットの介護のメリットであります。なぜ1年以上もですね、オープンしてから1年以上もなるのに、そのパソコンが一度も開かれないかということに不安を持ってお尋ねするわけでありまして、本当にこう専門知識を要した指導者がいないためにできないのかということに不安を抱いております。そういうことで、その内容的なものをお示しいただき

たい。

3点目に、菊池市の福祉施設に対する管理者の専門職といいますか、特にこすもす荘とか、ふじのわ荘の養護施設でありますが、そこの中の施設長とか、管理者の国家試験とか、そういった免許習得の状況、福祉サービス計画、そういったものが本当に専門職の方がやっておられるのかについてお示しをいただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

○市民部長(村山 隆君) 議員ご案内のとおり、施設の改築工事を3カ年の継続事業 で実施しました工事別落札者及び落札額について、主たる工事費について申し上げ ますと、第1期管理棟改築工事は、落札者が三和・後藤建設工事共同企業体で2億 7,483万5,000円、機械設備工事が熊本設備株式会社で1億59万円、電気 設備工事が宮本電気工事株式会社で5,239万5,000円、居住棟改築工事は株 式会社生田工務店で1億8,721万3,000円、機械設備工事が有限会社本藤設 備で5,880万円、電気設備工事が九州電工菊池営業所で2,520万円となって おります。第2次工事としましては、管理棟改築工事が株式会社美麗建設工業で9. 507万7,000円、機械設備工事が有限会社本藤設備で1,537万2,000 円、電気設備工事が有限会社水本電工で1,242万1,000円、居住棟改築工事 が豊・豊住建設工事共同企業体で3億4,125万円、機械設備工事が熊本設備株 式会社で1億2,771万1,000円、電気設備工事が宮本電気工事株式会社で5, 113万5,000円でございます。第3期工事につきましては、主に内部の改修 工事を行ったもので、既設棟改修工事が株式会社三牧建設工業で8.715万円、 既設棟機械設備改修工事が熊本設備株式会社で3,013万5,000円、既設棟電 気設備改修工事が宮本電気工事株式会社で1,653万7,000円となっておりま す。総事業費は17億9,216万9,000円でありまして、うち工事請負費は1 6億369万1.000円でございます。その事業に対する財源内訳としましては、 国からの交付金3億5,640万円、施設整備基金3億4,133万5,000円、 起債借入11億8,300万円でございます。また、起債借入については総額11 億8,300万円のうち施設整備事業に11億5,100万円、機械器具整備に3, 200万円を借り入れております。借入の内訳としましては、財政融資資金より6 億3,630万円で、3年据え置きの20年償還、公営企業金融公庫より5億1,4 70万円で3年据え置きの18年償還、機械器具整備が3,200万円で1年据え 置きの5年償還でございます。返済期間は、平成18年9月に利子の償還が始まり、 借り入れを完済するのは平成40年3月となります。建設事業債につきましては、 平成22年度より元金の償還が始まり、平成23年度の1億849万6,000円

をピークに、平成25年度から平成35年度までは、毎年8,314万7,000円の償還額となります。平成36年度からは償還完済がございますので、償還完了の平成39年度まで毎年度減額になってまいります。

2点目のご質問ですけれども、平成20年4月からユニットケアを開始し、これ までの集団的介護からそれぞれの入居者にあわせた質の高いサービスの提供と地域 に開かれた施設としての研修生等の受け入れを行っております。現在までの受け入 れの状況につきましては、高校、大学より介護実習9名、団体事業所より87名、 視察研修41名、福祉施設より8名の145名の実績となっております。また、介 護保険法改正に伴いますところの職員教育、ユニットケア指導のための外部からの 専門職の養成につきましては、介護保険法改正に伴います職員教育について、県の 担当課より県内の関係施設に対し改正内容の説明会が開催されております。その後、 施設において職員での勉強会を行い、不明な点につきましては、その都度、県の担 当者に確認をしております。また、ユニットケア指導につきましては、これまでほ かのユニット型施設での実習やユニットリーダー資格取得に伴う実技講習会の参加 によりまして、介護技術の習得向上に努めてきたところでございます。また専門職 の養成につきましては、第3者から見た専門的な考えを取り入れることは今後の施 設運営においても必要ではないかと考えています。また、スタッフの状況につきま しては、事務職8名、栄養士1名、看護師3名、調理師職3名、介護職28名の職 員が従事していますけれども、専門事務職員につきましては4名、介護職のうち国 家試験取得の職員は20名、免許を持たない職員が8名となっています。介護職員 の研修計画と施設の管理の必要な使用状況でございますけれども、研修につきまし ては毎月1回ユニット会議を実施し、年間6回、全職員での研修会を実施しており ます。ユニットリーダー資格取得実務研修へは、毎年2名参加し、現在4名が資格 を取得しており、他の職員への指導者として技術向上に努めております。

次に、介護保険施設管理室につきましては、現在12ユニットと東館に分かれていまして、入居者の個人情報につきましては、各ユニットにおいて個人ごとにケース台帳として保管しており、パソコンによる管理につきましては、現在のところ導入していません。今後は、他施設の状況について調査・研修等を実施し、導入に向けて検討してまいりたいと思います。

また、養護老人ホームの施設長として管理者の国家試験取得は必要ないかという ご質問ですが、施設長としての国家試験はございません。しかしながら、施設長の 資格要件につきましては、国の基準省令第5条第1項におきまして、次の3点のう ち、いずれかを義務づけられております。

まず1点目に、社会福祉主事の要件を満たすもの。

2点目に、社会福祉事業に2年以上従事したもの。

3つ目に、社会福祉施設長資格認定講習会を受講したものです。ふじのわ荘、こすもす荘の施設長につきましては、社会福祉主事の資格を有しております。また、2年以上の経験もございますので、社会福祉施設の長としての資格要件は満たしております。今後も講習会や研修等を通じまして、その資質の向上、的確性の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、福祉サービス計画は、専門職が行っているかというお尋ねですが、養護老人ホームでは、個別の処遇計画で対応しております。この個別処遇計画は、生活相談員の業務となっております。生活相談員の資格要件につきましては、国の基準省令第5条第2項において、社会福祉主事または同等と認められるものでなければならないと定められております。処遇計画を策定するにあたりましては、生活相談員の資格要件を有する職員を中心として、計画作成、処遇の検証、計画の見直しを実施しております。また入居者の状況は日々変化しており、必要に応じて、随時支援方針や計画を修正し、新たな処遇計画を策定して入所者それぞれに合ったケアを提供するよう心掛けております。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

「登壇」

○17番(森 隆博君) ちょっと再確認をさせていただきます。再質問いたしますけ ど、施設現場でどのような状況で福祉サービスが行われておるのかという、管理者 の認識的な認識不足といいますか、そういったものに疑問を抱きますので、特に介 護認定者、重度障害を持った方の入所の方々に対して、部屋の段差の解消とか、入 浴時の器具等の不足、そういったものに対しましても合併しましてここ4年間、何 の努力もされてないというふうに思います。施設長に尋ねますと、うちの施設は養 護施設であり、介護認定を受けた施設でないので、特別に部屋の改築は考えていな いということでありましたが、現実的には、介護認定の4とか3の方を預かってお られるわけでありまして、本当にこう入所者の世話をされておる介護士の方が大変 な苦労をなさっているような現状でもあります。特に車いすとか、寝たきりの方の 世話をする場合に段差があったり、施設職員の本当にこう大変な苦労話を聞くわけ でありますが、事務所と介護現場の意思の疎通といいますか、そういったものがな されておるのかと。すべてに予算が伴うわけでありますが、最高責任者であられま す市長におきましては、施設の改善とか、施設運営に対しての基本的な考え、そう いったものを持っておられるかというのをお尋ねをしたいと思いますが。つまごめ 荘につきましては、今、私がお尋ねしました、要するにパソコンを使って入所者の

方々の管理というのが、これがユニット一番の特徴でありますが、そういったものに対してもまだはっきりした返事がもらえなかったと思います。1つはですね、個人情報の関係があるからというような話を聞いたこともありますが、個人情報よりも、本当に寝たきりの方々がですね、個人情報が本当に大事なのかと。一番はですね、やはりそのサービスに努めるための施設でユニット型になったわけでありますので、私たちもこの特老関係は、建設計画のときに4カ所ほど見て回りましたが、すべての施設がそのユニットの中にワープロですべての入所者の、どこどこのユニットにおられ、どういうような状況だということが一目瞭然でわかるようにしてありました。そういうことで、余所から研修に来られた方もすぐにわかるような状況にしてあるのですけれども、つまごめ荘は1年以上経ってもですね、そういう状況はまったくない。そして、それをデータを入れるのに金がかかるとかですね、とんでもない話をされるもんですから、どういうような考えであの施設をつくられたかなというのに不審を持っておるわけであります。

それと、空調の保安点検の委託料が義務づけられてあるのかということで不審に思いまして施設側にお尋ねしましたら、ないというようなことでありました。電気設備の保守点検委託とか、エレベーターの保守点検、こういったものは義務づけられてあります。でも空調設備のですね、保守点検委託というのは、そういった義務付けはないということでありますが、つまごめ荘だけで1年間に236万4,000円ですかね、電気保守点検が35万8,000円というようなことで、何で空調の点検費がこれだけ高い予算を組まれておるのかなというふうに思うわけであります。1カ月当たりにしますと約20万円ということで、1カ月当たり1人ですね、職員を張り付けたような金額になっておりまして、本当にこの空調の委託料が妥当な金額なのか不思議でたまりませんので、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

つまごめ荘の職員の方々が退職されるわけでありますが、今年聞きますとそういった施設長をはじめ管理職の方が上から3名の方がやめられる。ふじのわ荘の施設長も辞められるということであります。今、お答えされましたように、確かにそういった経験を持った方がおればいいとか、2年以上の経験があればいいというような説明がありましたが、いきなり辞められた後、どなたをこの次そういったポストに持っていかれる考えなのか。そういったものを考えてですね、ローテーションを考えて今後やってこられたかということもお聞きしたいと思います。

施設の本当の立ち上げにはですね、どこの施設にまいりましても専門的な知識を 持った方がですね、ほとんど最低3年間、建設期間で2年間、立ち上げ後1年とい ったことで従事されて、後々までですね、介護保険法に伴った職員の指導もなされ ております。そういったものが、なぜ、つまこめ荘の場合には専門知識を持った方を入れなかったのか。入れたら何かまずいことでもあったのかというふうに不審を抱くわけでありますが、そういったところに対しまして、やはりこう施設の管理というものに対しましては、本当にこう明確なものを求められるわけでありますので、部長にはですね、なかなか答えにくい点もあろうと思いますので、よかったら福村市長に答弁を求めたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

「登壇」

○市民部長(村山 隆君) まず1点目の施設の段差解消等についてですけれども、こすもす荘におきましては、平成元年度に建設時よりの居室との段差がありましたけれども、その段差を解消しております。しかしながらベランダ等に多少の段差がございますので、今後解消に向けて頑張りたいと考えております。

また、ふじのわ荘につきましても、玄関、浴室につきましては段差解消の改修を実施しておりますけれども、居室については将来的に改修の方向で対応を協議しているところでございます。また入浴時の器具等の不足状態についてですけれども、養護老人ホームへ入所されたときは自立可能であっても、加齢や病気によりまして身体能力が低下しまして要介護状態になるのは避けられません。こうした入所者は介護保険施設でありますところの特別養護老人ホーム等へ生活の場が移るんですけれども、移るのが一般的ではございますが、現状では待機者多数のために施設におけるところの要介護者の割合が高くなっています。平成18年度より養護老人ホームにおいても介護保険の外部サービスの利用が認められまして、多くの方々デイサービス等を利用されています。介護度の高い方につきましては、週3ないし4回のデイサービス時に浴そうなどの設備が整備された施設での入浴サービスの利用で対応いたしております。今後も要介護認定を持った方が増えていくことも予想されますので、入浴設備や介護機器の充実、または職員の負担軽減にも配慮しながら、入所者の方々が安心して生活できるような施設運営に努めてまいりたいと考えております。

また、パソコンの導入等につきましては、先ほど答弁をしましたとおり、今後他 施設等の精査を行ない、導入に向けて検討したいと思っております。

また、つまごめ荘の空調設備の保守点検に関するご質問ですが、確かに法的義務については定められておりません。業務委託の目的につきましては、入居者の皆様が24時間暑さ、寒さによる体調不良を防ぎ、快適にお過ごししていただくためにも、また空調機能が十分に発揮でき、機械の延命を図るためにも委託しているものでございます。当施設におきましては、改築の面積も約2.3倍に増加し、ユニッ

トによる居室の数が増えまして260台もの室外機を設置しております。このような点検箇所の件数からも委託料は妥当ではないかと判断をいたしております。

なお、施設長等々の退職等における今後の人事配置関係等につきましては、申し 訳ございませんけれども市長の方にお願いしたいと思います。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

- ○市長(福村三男君) 職員の人事配置についてということでございますが、特にこのつまごめ荘、あるいは養護老人ホーム等におきまして、資格を必要とする、特に法的資格を必要とする、そういうものについては、やはり適時・適切に配置をしていかなければ、資格がない者を配置するというわけにはいけないわけであります。また、一般の人事配置につきましては、適材適所ということで、なるべく多くの職場を回りながら、広くこの行政の経験を踏んでいただくということでの配置を心掛けております。特に今から介護というものは国民的な大きなこの課題になっているわけでありますし、願わくば職員の皆さん方が一つの経験として介護施設等に経験的な入所をされるというようなこともできないのかなといったものをひそかに思っているところであります。それは自らの将来の介護を受ける立場になるということも含めまして心掛けが必要ではないかなという思いを持っておりまして、今後の課題としていきたいと、このように思っております。
- ○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

[登壇]

○17番(森 隆博君) 今、職員の配置については、十分な配慮をするというような言葉をいただきましたが、どうしてもですね、納得いかない点がありますので再々お尋ねしますけれども、つまごめ荘の建設時期からですね、毎年施設長が代わってきとるわけですよね。計画の建設時期から。そして、またこの次、ようやく立ち上がったら、施設長から総務課長までですかね、3名の方が辞められると、辞表を出されたというようなことでありまして、やはりこれだけですね、介護関係の法律が変わり、専門知識を持っとる方でないとやっていけないというのは現実であります。その中に、毎年毎年職員が代わっていくわ、さあできあがった施設を運営するのに大変だということで辞表を出されるというような状態でですね、本当にこうサービスができているのかということが一つの不安でありますし、そういったユニットケアの中のですね、そういう情報的なものすべてを一目でわかるようにするのがユニットケアというのが基本であったのに、そういったものも今からやるじゃなくてですね、もう1年も経っとるわけですから、やはりそういったものがなぜできなかっ

たというのが一番の大きな問題でありますので、やはり市長がですね、今、そういった方を適材適所的に考えながら置くと言われますけど、置いたとしてもですね、多分1年もせんうちに、また辞められるですよ。実際言って、介護保険法に対応しきるような職員がおらんということですから。おるならば、辞める必要はなかったということです。ということでですね、やはり専門的な方を、やはりせめて1年か2年入れてですね、ピシャッとした教育をやっていく気があるか、ないかだけ、ちょっとお尋ねをしますのでお答え下さい。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

- ○市長(福村三男君) 人事の異動というのは、この行革の中でご案内のとおり48名を5年間で削減するということになっております。今、いわゆるおおよそ倍ぐらいのスピードで削減が進んでおりまして、人事異動もその分だけ激しく動いているということでございまして、2年間この職員の補充をしなかったということもございます。それぞれ慣れた職場に当分の間、長くいていただいて、住民サービスに事欠かないようにやっていかなげればなりませんが、そういう中におきまして、人事配置というのは極めて困難な部分があります。また、ただ業務に支障がないような形で今後取り組んでまいりたいと、このように思いますのでご理解いただきたいと思います。
- ○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

「登壇〕

 \bigcirc **1 7番(森 隆博君)** それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

平成20年度の税収の見込みについてお尋ねをします。本当にこう世界的な景気の悪化に影響が出まして、菊池市内の企業に大きな打撃を与えているのも現状であります。平成19年度菊池市内の企業の法人税、固定資産税が占める割合をよかったらお聞かせいただきたい。平成20年度の見込みが予測できれば、法人等へのそういった還付金の問題も発生するようでありますので、そういった還付額がわかればお示しいただきたいと思います。

2点目に、税収の減による各種事業への影響というようなことで、この前全協の方で国民健康保険税のことがすぐに示されました。そういうようなことで、やはり税収率を91.5で計算してされましたが、実際に90%というクリアはなかなか難しいというふうに私は思いますので、やはりこれを88とか、87になった場合には、国保税のパーセントが今の12から20%まで上がるんじゃなかろうかと予測しますので、そういったことについて、よかったらお示しをいただきたいと思います。

「登壇」

○総務部長(緒方希八郎君) 法人税関係でございますけれども、まず平成20年度の 法人住民税の決算見込み額を6億4,685万8,000円と見込んでおります。平 成21年度の法人住民税は2億655万1,000円を見込んでおり、4億4,03 0万7,000円の減収見込みであります。平成21年度の菊池市一般会計予算の 自主財源であります市税全体につきましては、平成20年度と比較しますと金額に して5億2,363万7,000円の減、伸び率にして10.3%のマイナスとなっ ております。また、平成21年度の法人住民税の還付見込みにつきましては、当初 予算では1,000万円を計上しておりますが、これは当初予算が骨格予算である ことから、見積もりをした時点が、また昨年の10月でございましたので、その後 の景気後退が深刻さを増す中で、各企業の業績修正が相次いでおりまして、現時点 での還付見込みは8,000万円程度を見込んでおりますが、今後の景気動向次第 では1億円を超えることも予想されております。

次に、基幹税目であります固定資産税につきましては、平成20年度の固定資産税の収納においては、景気後退の影響は数字の上では見られません。固定資産税の課税年度は1月1日の価格により課税額を決定いたします。納期が5、7、9、11月の4回となっておりまして、昨年秋以降の世界的な金融不安による景気後退の影響はなかったものと現時点では考えております。

ただ、日本経済は世界経済の減速に伴い、景気後退局面に入っておりまして、今後は下降局面が長期化、深刻化する恐れが指摘されておりまして、景気後退の影響が本年1月1日が課税基準となります。平成21年度において顕著に表れるのではないかと危惧いたしております。特に企業が設備投資します償却資産につきましては、厳しい経済状況の中で設備投資動向も急速に悪化いたしております。平成21年度菊池市一般会計予算当初予算の歳入、償却資産の見積もりにおいて、平成20年度と比較しまして増減率にしまして約14%のマイナスを見込んで計上いたしております。

また、税収の減によります健康保険税への影響ということでございますが、議員仰せのとおりで、先ほどの2月24日の全員協議会におきまして、税率改正案の報告をさせていただいたとおりでございまして、世界同時に不況の中で個人消費の低迷、企業収益の減少及び雇用情勢の悪化等によりまして、非常に厳しい国保財政の運営となり、このままでは国保財政が破綻する危険性があるので、一般会計からの繰り入れを念頭に内部検討をしているところであります。そういうのを報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

[登壇]

- ○17番(森隆博君) 時間があと3分ということになりましたが、熊本県もこの前、 21年度の予算関係出してありましたが、私が一番心配しますのが、税収と市債の 割合ですね、これが税収が落ち込んできて借金が多くなるというと、そうすると実 質収支比率でやはり去年相当悪くなった状況といいますのが、やはり入ってくる金 より使う金が多くなってきているという、そういうところに対しまして、今後です ね、市長がどのような施策的な問題、施策に対して考えておられるか、あと少し、 2分ありますのでお願いします。
- ○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

- ○市長(福村三男君) 今後の財政運営というのは、大きなひとつの、いわゆる舵取りの主なものになると思います。いろいろな場面で行政改革を述べておりますが、それには市民、住民の皆様方のご理解、議会の皆様方のご理解なくしては前に進めないものであります。行政改革プランに基づきまして、今後も本当に必要なものであるかどうかというものを謙虚に見直しながら、そしてご協力をお願いしたいと思っております。ご案内のとおり、この3年余におきまして4億2,000万円程度のこの行革による予算の縮減ができました、節減ができました。このことをただ単なる数字がそれだけ節減できたということだけではなくて、その節減の証として、またその効果として、皆さん方に何をこの、この4億円余について痛みを覚えさせて、そしてまた喜びとしていただくということを感じられるような行革をしていかなければ、ただ単なる痛みだけではいけないと思っております。今後につきまして、税収の落ち込みというのがありますので、この新市建設計画等々につきましても、先ほど申し上げておりましたとおり、やはり検討すべきところを市民の皆さん方で検討いただき、そのご提言を受けて行政の指針としたいと、このように考えております。
- ○議長(北田 彰君) 森 隆博君。

「登壇〕

- ○17番(森隆博君) それでは、今、申されましたように、本当にですね、厳しい 状況に落ち込んでおるというのが現状でありますので、本当にピシッとしたですね、 市政運営をお願いをいたしまして、これで一応終わります。
- ○議長(北田 彰君) ここで、暫時休憩します。

_____O____

休憩 午後1時59分 開議 午後2時08分

 $\overline{}$

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、東 裕人君。

[登壇]

○1番(東 裕人君) こんにちは。日本共産党の東です。一般質問を行います。

今日の厳しい経済状態、雇用の実態は、市民の現在の暮らしと将来に深刻な影響を及ぼしています。誰もがいつ貧困状態に陥ってもおかしくない状態の中で、押し寄せる貧困の波から市民を守る自治体の役割発揮が今ほど求められるときはありません。今回の一般質問は、全体を通してこのことを念頭において質問したいと思います。

はじめは、雇用の問題です。本市では、1月13日に緊急雇用対策本部が設置され、市内事業所への雇用調査、アンケートも行っています。また、1月の臨時議会では緊急対策として補正予算も組まれました。引き続く緊急雇用対策の努力と総合的な施策、計画が急いで求められていると思います。何よりも地方で今何ができるのか、知恵を絞ることが必要です。アンケート結果を今後の雇用対策にどう生かすのか、お聞きします。

また、本市には、各分野で専門的知識を有する500人の職員がいます。本市で有効な雇用対策の手立てはほかにないのか、このすべての職員の知恵を出し合い具体化するなど、打てる手立ては打ち尽くす努力が求められているのではないでしょうか。雇用破壊、失業から市民を守る総合的な施策として、今、本市が考えていることをまずは伺います。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

「登壇]

○経済部長(後藤 定君) 100年に一度と言われる未曾有の経済危機の中、自動車産業や半導体産業をはじめとする製造業の大幅な減産に伴い、本市におきましても非正規労働者を中心とした雇用調整が行われており、今後、正社員を含めたさらなる雇用調整の進行が懸念されているところでございます。

こうした厳しい状況において、市民の皆さんの雇用維持への不安や失業による生活不安を解消するためにも、雇用対策は重要かつ喫緊の課題であると考えております。本市では、当面の緊急雇用対策といたしまして、まず市内製造業を対象にアンケート調査を実施し、雇用の実態把握を行ない、次に雇用支援に関する情報収集、分析及び企画調整を全庁的に行うことを目的に、先ほど申されましたように緊急雇

用対策本部を設置するとともに、相談窓口を商工観光課内に設けて雇用情報の提供や融資相談などを行うことにより、市民サービスの向上に努めてまいりました。その一環としまして、離職者を対象とした臨時職員の雇用に対する予算措置を先の第1回臨時会にお願いしたところでございます。

また、従業員10名以上の製造業62社に対しましては、文書により継続雇用の要請を行っておるところでございます。

先に実施しました雇用実態調査におきましては、契約期間満了等を含めまして、昨年1年間で700名の雇用調整が行われ、さらに1月から3月までの3カ月間で200名を超える雇用調整が行われることが判明しております。本市といたしましては、このような状況を踏まえた上で、今後の雇用対策につきましては雇用の維持と雇用の創出の2点が重要であると考えております。雇用の維持につきましては、雇用する企業側の支援が必要であることから、市独自の融資制度及び融資に係る利子補給、信用保証料補助など、資金繰りの支援を継続して行うとともに、国の支援策であります緊急保障制度及び雇用調整助成金あるいは中小企業緊急雇用安定助成金の活用促進を図っていきたいと考えております。

次に、雇用の創出につきましては、求職者への支援策といたしまして、資格取得 講習会の開催やハローワークとの連携による求職情報の提供や、あるいは生活就労 相談などを継続して行ってまいります。

また、国の交付金事業でありますふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業を活用しまして、雇用調整による離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の生活安定を図るため、地域における継続雇用が可能な新規事業の創出及び次の雇用までの臨時的、一時的なつなぎ就業機会の提供を行いたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

「登壇]

○1番(東 裕人君) では次に、企業、事業所への働きかけについてお聞きします。 市内の事業所への継続雇用の働きかけについて、今、答弁で62社に文書で継続雇 用の申し入れをしましたという答弁でした。そこに留まっていてよいのかどうか、 どう考えているか、お聞きしたいと思います。

それから、市や県の雇用促進の助成金を受け取っている、あるいは4月から受け取る予定の企業には、当然お金も出すわけですから強く働きかけるべきであると思いますがどうでしょうか。

さらには、菊池市単独で、あるいは大津とか菊陽とか、近隣自治体と共同して自

治体としてホンダやソニーなどに雇用を守るよう働きかけてはどうでしょうか。私たちは、大津町のホンダ熊本製作所に直接解雇の問題で申し入れ、懇談を行いました。またホンダ本社にも大量解雇の中止撤回と下請け企業に対する仕事減らしを是正するよう要請を行っています。自治体でも今、雇用を守る働きかけを行うことで、市民の雇用・暮らしを守る自治体の姿勢を鮮明に打ち出すべきではないかと思いますがどうでしょうか。

それから、雇用対策を行っている本市自体が官制ワーキングプアを生み出さないために、本市採用の派遣労働者、嘱託、臨時職員の雇い止めをしないこと、指定管理者の雇用労働調査を行ない、適切な指導を行うことなどが必要であると思いますが、どう考えますか。

以上、お願いします。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

「登壇」

○経済部長(後藤 定君) 市内に新たに立地いたします企業に対しましては、雇用機会の増大を目的として市内在住の新規雇用者に限り600万円を限度に、1人当たり30万円の雇用促進補助金を交付いたしておるところでございます。当然のことながら、補助金の交付を受けた企業、今後受ける予定の企業に対しましては、継続雇用を強く要請したいと考えております。

また、県補助金の対象企業につきましては、特定ができないことから窓口である 県の企業立地課、労働雇用総室等に対しまして働きかけたいと思います。

次に、近隣に立地する大企業への継続雇用の働きかけにつきましては、雇用の維持という面から大変重要であると認識しておりますので、市単独での要請では効果も薄いことから、議員おっしゃいましたように近隣の自治体と歩調を合わせて効果的な方法を模索してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 2点目の臨時嘱託職員の雇い止めを市がしないということが必要ではないかということでございますが、地方公務員制度においては、正職員が任期の定めのない常勤職員としておりますのに対しまして、臨時職員、嘱託職員につきましては臨時的、補助的な業務、または特定の学識経験を要する職務に任期を限って任用されているというところでございます。雇用対策を行う市自体が失業者を生み出しているのではないかということでございますが、雇用対策は市民全体に対する対策でございまして、現在任用されている臨時嘱託職員だけが恒久的に

勤務することになりますと、ほかの市民の方に対する雇用の機会を奪うことになると考えております。法の趣旨、平等性、公平性の観点から、臨時嘱託職員の任期を限って任用することはやむを得ないと判断しているところでございます。なお、国におきましても地方公務員の短時間勤務のあり方に関する研究会にて、臨時嘱託職員の任用のあり方について研究されておりまして、本年度中に制度運用の考え方を地方公共団体の方に周知することとされております。今後、国の動向、並びに臨時嘱託職員の更新状況等を精査しながら、様々な方面から検証し、制度の運用をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

[登壇]

○1番(東 裕人君) 1つ目の企業への働きかけと助成金を受け取っている企業への働きかけについては、当然やるべき仕事ですので、ぜひ強めていただきたいと思います。

それから、ホンダなどへの直接申し入れについては、隣町とはいえ、本市から通っている労働者もいるわけで、菊池も無関係ではありません。40万人が職を失うと言われる3月末は目前に迫っています。やっぱり、こういうその自治体として、そういう企業に働きかけをやれるかどうかというのは、まさにこの構えの問題であるし、お金で言えば費用はかからないわけですから、これはすぐにでもやるべきだと私は思います。

それから、官制ワーキングプアの問題で、ちょっと答弁聞いていると、今、派遣切りとか、期間工切りを行っている企業と同じような言い分じゃないかなというふうにちょっと聞こえました。雇用ではなく任用というふうにも言われていますが、やはりその派遣であろうが、臨時、嘱託であろうが、その不安定雇用労働者、非正規の公務労働者であることには変わりはないわけで、自治体での不安定雇用の増大や民間委託、指定管理者での非正規の増大を官制ワーキングプアの増大というわけですから、ぜひきちんと考えていただきたいと思います。

いずれにしても、雇用対策、本気で取り組むなら、やっぱりその市の姿勢が市民 に伝わるように努力すべきだと思います。

最後に、この機会に雇用対策本部はありますけれども、解雇の問題で労働者が解雇された、あるいは解雇されそうになったときに駆け込める、相談できる解雇相談センターを早急に設置することを求めたいと思います。相談内容によっては、生活保護や住宅など、市の施策で対応できるものや、あるいは労働局や弁護士などにつないで法的解決を必要とするものもあります。そういう相談に機敏に対処できるよ

うに、一定の専門的地域のあるOBの方とかにも協力をいただいて、ぜひ設置すべきだと思いますがどうでしょうか。

また、解雇に泣き寝入りさせないためにも、整理解雇の4要件とか、偽装請負、 違法クーリング、いろいろ解雇や違法な働かせ方、これに関する法律とか、労働者 の権利など知らせる取り組みを今強めるべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) 解雇相談センターにつきましては、管内に労働基準監督署やハローワーク等の専門機関があることから、今後の相談件数に応じて行政OBによる専門員の配置も含めたところでのセンター設置の有無を検討することになると思いますが、当面は緊急雇用相談窓口における業務の一環として対応してまいりたいと考えております。

次に、雇用に関する法律や労働者の権利等を市民に知らせる取り組みにつきましては、市民の皆さんが不利益を被ることがないよう労働基準監督署やハローワーク等の関係機関との連携を密にしながら、図りながら、市の広報紙やホームページ、あるいは回覧等により啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。 以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

[登壇]

○1番(東 裕人君) ぜひお願いします。

次に行きます。次の質問は国保税についてです。国保世帯の平均所得が136万円、合併後の国保増税は大変過酷なものとなっていること、高すぎる国保税は滞納を拡大につながることなど、これまで一般質問や質疑・討論などで国保税の問題について取り上げてきました。県が公表している資料によれば、先ほど市長はどなたかの答弁の中で、菊池は1人当たり市民所得が14市で3番目と言われましたが、これは企業所得も含めてであって、1人当たりの家計所得で見れば菊池市は県内の自治体の下から8番目、1人当たり家計所得は14市では最下位と、こういうところに位置しています。この菊池市のGDPの7割を占めるのが家計所得。世帯の6割以上が国保世帯です。この世帯の懐が直接暖まらないと、地域経済の浮揚も困難であると思います。そのためには、国保負担増をやめ減税に転じることが私は一番の景気対策だと思っています。また、今日の雇用情勢では、社保から国保への切替が進むにつれて払えない国保税の問題が深刻化するのは容易に推測できます。さらに国保は、保険証を取り上げるという制裁措置を持つ制度であり、高すぎる国保は医療から市民を排除してしまいかねません。どうしても払える国保に転換する必要

があると考えます。

そこで、国保税の問題での本市の認識は、この間どう変化したのか、していないのか、はじめに4点伺います。

まず、これまで高すぎて払えない、負担能力を超える、繰り返し訴えてきました。 それでも増税してきました。執行部は、担税力、税の負担能力の問題についてどう 認識されていますか。

2点目に、基金を取り崩して減税を、これまで求めてきました。執行部は、税額 を引き下げるために取り崩すことは考えていないと答弁されてきました。その基本 姿勢は変わらないのでしょうか。

3点目に、一般会計からの繰り入れについては、基本的にしない、こう言ってきましたが、この見解は今でも変わらないのでしょうか。

4点目に、増税回避の方策については、医療費抑制と収納率向上に努めることと言われてきました。では、この間行っている差し押さえ強化で収納率は上がりましたか。上がらなかったのであれば、なぜ上がらなかったのでしょうか。まず、お聞きします。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇〕

○総務部長(緒方希八郎君) まず1点目の担税力に対する認識でございますけれども、 ご存じのように担税力は租税を負担する能力であります。国民健康保険法では、低 所得者階層に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため減額して賦課する制度 が設けられております。低所得者階層世帯の総所得の金額に応じまして7割、5割、 2割の減額を行っておりますし、年金所得者の方々に対しましても軽減判定時に別 途15万円を控除して軽減判定を行っております。また、地方税法の規定により、 客観的に担税力の弱い方に対しましては、徴収猶予、あるいは納期限の延長等によっても納税が困難である場合等の救済措置が設けられております。

なお、平成21年度国保税率の改正案におきましても、税負担の限界ということで一般会計からの繰り入れを念頭に内部検討しているところでございます。このようなことで、担税力に対する認識は十分持っているところでございます。

次に、税額を引き下げるために基金を取り崩すことはということでございますが、基金の処分に関しましては保険給付費等の財源に不足が生じた場合、税収、国庫支出金等の歳入に不足を生じた場合等に基金を活用することとなっております。今回の基金を全額取り崩す計画をいたしておりますが、このままでは保険給付に見合う税収が確保できないための措置でありますので、税額を引き下げるために基金を取り崩すことは考えておりません。

次に、一般会計からの繰り入れにつきましては、基本的にはしない、この見解は今でも変わっていないかということでございますが、国民健康保険税につきましては、先の2月24日の全協で税率改正案を報告させていただいたとおり、このままでは国保財政が破綻するという危険がありますので、一般会計からの繰り入れを念頭に内部検討をしているところであるということをご報告をさせていただきました。今回は、緊急避難的な措置であります。今回の一般会計の繰り入れにつきましては、国民健康保険は市民に最も身近な保険で、最後のよりどころであり、さらには菊池市が運営する保険であること、現時点で社会保険等に加入している方々も、将来退職すればいずれは国民健康保険に加入しなければならないことなどセーフティネットを確保するため、現下の経済状況から判断して一般会計からの繰り入れを検討しているところでございます。

4点目の差し押さえ等の強化で収納率は上がったのかということでございますが、 国保税の収納率は、結果から申し上げますと下がっております。平成21年1月末 と20年1月末の収納状況を比較してみますと、現年分でマイナス1.97ポイン トとなっております。このマイナスの要因といたしましては、収納率の高い75歳 以上の後期高齢者が抜けて、その影響と景気の悪化で所得が伸びなやみ保険税が払 えなくなったことや雇用の急激な悪化でリストラ等により国保に流入されたこと主 な原因ではないかと考えております。なお、滞納繰越分につきましては、平成21 年度1月末で対前年度比プラス1.45ポイントとなっております。この要因は、 捜索、預金、給与の差し押さえ、公売会等による差し押さえの強化によるものだと 考えております。現在、滞納繰り越しと合わせまして、トータルでマイナス3.0 2ポイントが下がっております。収納対策として、2月23日から1週間、総務部 の管理職全員及び健康推進課と税務課職員で国保税の現年度分を主体に一斉臨戸徴 収を実施したところでございます。今後収納率の向上に向け、さらなる努力をし、 前年度以上の徴収率を目指して頑張っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

「登壇〕

○1番(東 裕人君) 今、答弁聞いて、担税力、負担能力については、以前の質問のときには名言をされませんでした。今回、その税負担の限界、この認識をはっきり示されたのは、僕は非常に重要だと思います。

2点目の基金取り崩しについては、以前、鹿児島県の大口市の例も出して求めましたが、税負担軽減のために基金取り崩しをしている自治体は少なくありません。 本市の条例の3点目には、その他市長が特に必要と認めたとき、このときには基金 取り崩しができるとあります。先ほど税負担の限界とまで言われたのだから、市長が認めれば税負担軽減のために取り崩しできるのではないでしょうか。税負担軽減のための取り崩しは可能であると思いますが、どうでしょうか。

それから、一般会計からの繰り入れについては、緊急避難的措置と言われました。しかし、国は自分の出し分を減らす理由もあるんでしょうけれども、一般会計からの繰り入れをやりやすいように、例えば国保財政安定化支援事業など、いろいろ制度として行っています。これまで一般会計からの繰り入れの問題での執行部の説明を聞いていると、一般会計からの繰り入れというのは何か超法規的なイメージであるようなそういう説明もありましたが、これは国保の制度上、繰り入れは可能なのではないですか。

この2点、基金と一般会計からの繰り入れについて、再度伺います。可能かどうか。

さらに一言付け加えるなら、収納対策の問題について言えば、いくら差し押さえを強化しても、そもそも払えない国保だったら収納率が上がらないのは当然ですよね。私のところにも市の担当の方が差し押さえに行った直後に電話が来るとか、こんなことを言われたとか、差し押さえの現場から電話がかかってきます。強権的な差し押さえは、住民とのトラブルを増やすだけです。払える国保にすべきであることを付け加えて、質問は先ほどの2点、基金と一般会計繰入についてお聞きします。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

「登壇〕

○市民部長(村山 隆君) 財政調整基金は、市長の判断で取り崩しはできないかというご質問ですけれども、国民健康保険財政調整基金条例第6条第3項の規定によりまして、基金の全部または一部を市長の判断で処分することができることになっています。また、一般会計からの繰り入れは、国保制度上できるかというご質問ですが、一般会計から国保会計への繰り入れは可能です。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

「登壇〕

○1番(東 裕人君) 可能ということですから、僕は堂々とやっていただきたいと思います。破綻寸前の国保会計だという話もありました。森さんの話にもありました。社会保障及び国民保険の向上を目的に掲げたのがこの国保の制度です。これまで執行部がいくら行ってもやらない、やれないと言ってきたことも、社会保障や財政の角度からしっかり検討すればやれるようになるわけです。もちろん、国庫負担金を減らしてきた国の責任は非常に大きいと思いますが、私は菊池市でも、もっと努力

すれば国保の増税回避、さらに段階的にでも減税に転ずることは可能であると考えます。例えば、財源の問題では、先の2月の臨時議会で決まった地域活性化、生活対策臨時交付金、この地方単独事業のうち09年度以降の事業の前倒し分は2億4,000万円です。本来、やるべき仕事を前倒しでやったわけですから、この2億4,000万円は浮く形になります。これは当然、使途は自由、有効活用すべき新たな財源となります。全部とは言いませんが、控え目に半分、1億2,000万円を活用する。基金が1億3,000万円、合わせて2億5,000万円あります。さらに税額算出の計算式も未納見込み分を上乗せしない、100%での算出をすれば、現行税率でいっても国保は3,000万円黒字になります。さらに一般会計から1億円繰り入れれば、基金取り崩しで1世帯1万円引き下げられます。やれなくはないのではないか、これは提案ですが。現時点では、少なくとも現行税率、基金取り崩し、一般会計からの繰り入れ、100%での算定など、地方としてやれると思われることはすべてやるべきであり、払える国保にしていく必要があると思いますがどうでしょうか。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇」

○総務部長(緒方希八郎君) 現行税率、基金取り崩し、一般会計からの繰り入れにつきましては、先月の全協でも報告しましたとおり、20年度分の所得が確定しておりませんので、所得が確定した時点で税率を何%にするか、また幾ら基金を取り崩すのか、一般会計から幾ら繰り入れるのかは決定したいというふうに思っております。

また、100%の徴収率での算定でございますけれども、100%徴収には限りなく不可能な数字でございます。仮に100%徴収で算定して90%の徴収率であった場合には、700%につきましては受益者負担の原則で、やはり被保険者に課税しなければなりません。現実的に徴収可能な徴収率で算定した方が合理的だと考えております。

以上でございます。

臨時交付金関係につきましては、その使途がもう決まっておりまして、それをその半分とかを国保税に回すことは、それは不可能でございます。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

[登壇]

○1番(東 裕人君) 浮いたのを活用しろということですので。

次に行きます。子どもの貧困解消の問題です。今、保険証のない子ども、就学援

助が生活費に回らざるを得ない家庭の実態、経済的理由で進学をあきらめるなど、子どもの貧困問題が大きく取り上げられています。大人の貧困の増大が確実に子どもを巻き込んで、人生のスタートから学校に通う前も、通っているときも、将来にわたっても深刻な影響を及ぼしています。このことは、一昨日報告された教育委員会外部評価委員会の点検評価報告書でも不況により経済的に困窮する家庭が増えている、こう述べており、一応貧困の問題は認識されているとは思いますが、この問題、子どもの貧困問題はやはり意識して取り組まないと行政の様々な施策の後景に追いやられてしまいがちです。今、自治体として子どものいる世帯の現状、実態をつかんで施策に反映させることが必要だと思います。まずそのためには、一番子どもたちと接する機会の多い教職員が、すぐ目の前に接している子どもの変化を機敏につかんで、現場で、あるいは教育委員会に集中して行政として対処すべきだというふうに私は思います。

子どもの貧困の問題、いろいろありますが、今回は1点だけ、この子どもの貧困 の問題に対して本市はどのように認識しているのか、伺います。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) 子どもの貧困に対する認識ということでございますけれども、 世界的な金融危機や経済状況の影響は大きく、市民の生活や雇用状況等も大変厳し い現状です。保護者の就労状況の悪化や収入の削減は日常生活に影響を及ぼします ので、当然子どもの生活状況のも大きく関わってくるものと思われます。環境の変 化による精神的な不安もありますし、家庭の経済状況の悪化により、子どもの就学 費用が支払えなくなるということにもつながることが懸念されます。本市では経済 的な理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、必要な 費用を援助することによって義務教育の円滑な実施に資するために、就学援助費規 則を制定し援助を行っております。また、奨学資金貸付条例に基づいて学業に必要 な資金を貸し付けることにより、就学の道を開くことを目的とした事業を行ってお ります。この制度以外にも、貸付基準を緩和し、対象を拡大するために打出基金を 活用した奨学資金事業も行っております。経済的な理由で子どもが就学できないと いうようなことがあってはいけませんし、精神的な不安を抱えたまま学校生活を送 ることも望ましくはありません。子どもに接する機会の多い学校現場で不安や変化 を把握することはとても重要なことと考えております。教育委員会としましても、 今後もこの実態把握にしっかり努め、支援してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

○1番(東 裕人君) ぜひお願いしたいと思います。

総論として認識は伺いましたので、施策の中身、少し言われた就学援助の問題や 進学機会の保障という問題については、次回6月に質問したいと思います。

次に、生活保護についてお伺いします。生活に困窮するすべての国民に対して必要な保護を行ない、その最低限の生活を保障する。この法の目的に則って最後の砦、セーフティネットにふさわしく、今後増大するであろう貧困の拡大に対処すべきであると思います。この生活保護を巡って、今、全国的に起こっている問題について本市ではどうなのか、実態と基本的な考えを伺います。

まず、窓口に行くと、まだ働ける年齢だからとか、今日は相談だけとか、様々な 理由で追い返されてしまう、いわゆる水際作戦という問題があります。北九州門司 区で保護申請を拒絶され、餓死した事件は記憶に新しいところです。本市は、そう いうことはないと思いますが、まずは申請率を伺います。

また、稼働年齢、稼働能力を理由に一律に保護を受け付けないという実態があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、無事申請を受け付けられた後の問題として、本人の意思を無視した辞 退届の強要、こういう問題があります。これはどう考えているのか、お聞かせいた だきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

「登壇」

○市民部長(村山 隆君) 本市の平成20年度における生活保護の相談件数に対する申請件数の割合は、1月現在で85件の相談に対しまして56件の申請で65.9%となっております。また、申請書の受け付けに関しましては、稼働年齢や稼働能力だけでなく、現下の雇用情勢や本人の生活歴を踏まえ、保護の申請権を侵害する行為は厳に慎み、申請の意思を確認して受け付けを行っています。

2点目の辞退届につきましては、本人の任意かつ真摯な意思によるものかを確認 しまして、廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないように十分な確認を心 掛けています。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

[登壇]

○1番(東 裕人君) 稼働能力について、厚生労働省は地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報などを踏まえて行うというふうにしています。働く能力も働く意志もあるけれども、働く場所がない、働くことを会社から拒否される、こ

ういう今日の雇用の現実があります。若年層、中高年を問わず、この立場で厚生労働省の立場で、先ほども言われましたが、しっかり対処していただきたいと思います。

それから、水際作戦とか、辞退届の強要については、これはこういうことはしたらだめですよということですので、ぜひ注意していただきたいと思います。

次に、市民の方の市民の申請権を保障するために、窓口に申請書を置いて、本当に必要な市民が申請しやすいようにすべきであると思いますがどうでしょうか。

また、十分な体制の確保、充実が今後必要となると思われますがどう考えますか。 今の現状で広がる貧困に対処できるのか、現在受給されている方々に目が届くのか、 考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

○市民部長(村山 隆君) 申請書の交付につきましては、保護を受ける要件等制度趣旨を相談者の方に正しく理解されるように十分説明し、相談後、その場での交付もあり、生活保護申請の意思を尊重しながら申請権の侵害がないように対応しているところでございますので、一応現行どおりの対応で今後も進めてまいりたいと考えております。

また、業務体制につきましては、1月現在、217世帯をケースワーカー4名で担当していまして、毎月あるいは3カ月に1回とケースによりまして訪問間隔に相違はございますけれども、1人当たり約55世帯の対応となっております。今後、保護世帯の増加や国の制度改正等の動向を勘案し、必要となれば人事担当課と協議をしながら適正な業務体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

[登壇]

○1番(東 裕人君) あらゆる角度からの自治体の貧困対策を強く求めて、最後の質問に移ります。

中小企業振興基本条例についてお伺いします。昨年の3月議会において、中小企業振興基本条例が制定をされました。それから1年、この議員提案の条例を巡って認識の違いや職員の理解の点で問題があるように思われるので、まず初めにこの条例の中心点、精神は一体何なのか、これは契約は地元でと言う、いわゆる単なる契約条例なのか、地域産業政策なのか、執行部の認識をまず伺います。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

「登壇」

○経済部長(後藤 定君) 商工行政の観点から申し上げますと、中小企業は住民生活に密着し、地域経済や雇用面において重要な役割を担っております。事業所のほとんどが中小企業である本市におきましては、中小企業振興は商工行政の大きな柱であり、中小企業が自ら努力していくことはもちろんのことでありますが、市といたしましても意欲ある中小企業を育て支援していくことが責務ではないかと考えているところでございます。

このような中、中小企業が本市の経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展を図ることにより、本市経済の活性化及び発展に資することを目的としました中小企業振興基本条例が議員提案により制定されました。執行部といたしましても、当然のことながら本条例は商工行政における政策条例と認識いたしております。本条例は、中小企業対策に係る本市の姿勢を改めて内外に示し、中小企業の振興を促すことにつながるものと考えており、条例の趣旨を踏まえ、庁内各部局との連携を十分に図りながら、さらなる施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

[登壇]

○1番(東 裕人君) 政策条例ということですよね。

では、今いろいろおっしゃられましたが、その今言われた認識でこの1年やって みてどうだったのか、検証すべきであると思いますが、検証しているのであれば、 その中身をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 基本条例の中で契約関係、入札関係の件につきましては、今までの一般諮問の中で多く質問がなされ、ご答弁を申し上げたところでございます。基本的には、地元で施工できる工事については地元の建設業に、地元に委託できる業務については地元に、地元で買えるもの、買える物品は地元からということを基本に考えております。これらは、中小企業振興基本条例が制定される前から、さらには合併前の旧市町村時代からの考えでございます。施行から1年後の実態はということでございますので、指名競争入札及び一般競争入札を実施した案件について、平成19年度と平成20年度の実績を比較して申し上げたいというふうに思います。なお、平成20年度は年度の途中でございますので、2月末現在とご理解いただきたいと思います。平成19年度におきましては、建設工事が238件中222件、率にして93.3%を菊池市内の業者に発注いたしております。委託業務

につきましては、109件中40件、率にして36.7%を菊池市内の業者に発注いたしております。平成20年度は建設工事が219件中208件、率にいたしまして95.0%を市内の業者に発注いたしておりますし、委託業務におきましては115件中57件、率にしまして49.6%を市内の業者に発注しているような状況でございます。年度を比較しますと、建設工事が1.7ポイント、委託業務が12.9ポイント、それぞれ増加いたしております。建設工事と比べまして市内の業者に発注します委託業務の比率が低くなっている理由といたしましては、工事とは異なり発注業務に対応できる市内の業者が少ないこと、特に最も発注量が多い測量設計、土木コンサルタント業務等の業者が極めて少数であることによるものでございます。

物品購入につきましては、平成19年度の実績が966件中542件、率にしまして56.1%が地元業者、平成20年度は838件中519件、率にしまして61.9%が市内の業者に発注いたしております。年度比較しますと5.8%が増加いたしております。

なお、印刷物及び家電等の購入につきましては80%以上が菊池市内の業者に発 注いたしております。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 東 裕人君。

「登壇]

○1番(東 裕人君) 今、その実態、この1年やってきたことをお話をされました。 条例の実効性という点から考えると、まだ不十分なんじゃないかなというふうに思います。言われるように、政策条例、これはその地域産業政策であるわけですから、そういうものであるなら、菊池市全地域を対象に産業の振興、保護、育成によってこの地域経済の活性化を図るべきだと思います。ところが実態として、今、報告もありましたが、工事、委託、物品購入において、未だ旧自治体単位での施行になっていたり、担当部署のさじ加減とは言いませんが、バランスを欠くものになったりしているのではなかろうか。予算の適正執行、透明性、公正な競争の確保は、当然の前提として、今一度点検すべきではないかと考えます。この条例を実効性あるものにする上で、一つは実施要項や施行規則などをつくって、やはり基準を明確にすること。それから、成功しているほかの自治体の取り組みを、やはりさらに研究すること。それから、成功しているほかの自治体の取り組みを、やはりさらに研究すること。それから、成功しているほかの自治体の取り組みを、やはりさらに研究すること。それから、成功しているほかの自治体の取り組みを、やはりさらに研究すること。それから、4点目に提携している県立大学との共同研究などで地域産業の現状と課題の調査分析をすること。少なくともこれぐらいはやって、政策条例、地域産業政策にふさわしいものに練り上げるべき だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○**経済部長(後藤 定君)** 1点目の実施要項や施行規則による基準の明確化につきましては、中小企業振興基本条例が理念条例であることから、条例自体に係る施工規則及び要綱は特別に定めておりませんが、中小企業振興施策及び入札契約、物品購入等の業務は、それぞれの関連する規則・要綱等に基づき実施対しているところでございます。

2点目の成功している自治体の取り組みの研究につきましては、本条例の基本方針、趣旨と照らし合わせながら、参考となるべき先進事例等がございましたら、積極的に今後の中小企業振興施策に生かしていきたいと思います。

3点目の地域産業政策の担当者育成につきましては、確かにその分野におけるエキスパートの育成も必要かとは思いますが、他の施策の兼ね合いや職員配置等の問題もあることから、外部研修等を重ねながら担当部署、職員のレベルアップを図ることにより対応してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の熊本県立大学との共同研究による地域産業の現状と課題の調査 分析につきましては、熊本県立大学との包括協定を有効活用するという観点からも 可能な範囲内で協力をお願いし、今後の地域産業施策に役立てていきたいと思いま す。

以上、お答えいたします。

○議長	(北田	彰君)	ここで.	暫時休憩します。
	(7011	+/14/	~ ~ ~ ,	

休憩 午後3時01分開議 午後3時10分

○**議長(北田 彰君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

「登壇〕

○25番(外村國敏君) 通告しておきました4点について質問いたします。

まず初めに、定額給付金についてでございます。定額給付金を含む財源を確保する2008年度第2次補正予算の関連法が、昨日の衆議院本会議で再可決、成立しました。2次補正予算には、国民生活を守り、景気を下支えするため、次のような対策が盛り込まれております。その中の一部でございますが、まず国民生活支援と消費拡大による景気刺激を目的にした定額給付金、国民一人一人に1万2,000

円、18歳以下と65歳以上は8,000円多い2万円が給付されます。65歳未満の夫婦と18歳以下の子ども2人の家庭では6万4,000円になります。子育て応援特別手当は2002年4月2日から2005年4月1日までに生まれた第2子以降の児童1人当たり3万6,000円を支給します。このような今回の第2次補正予算でありましたが、昨日この決定と同時にニュースを見ておりました。早速青森県と北海道の村では、昨日のことでありませんが、今日から給付を始めると報道されました。皆様、ご承知のとおりであります。これは、国より給付金をもらう前に役場で立て替えて給付する、厳しい経済状況の中で一日も早く待ち望んでいる人たちのために他自治体に先駆けてのことであります。また、明日より給付の村もあるとありました。2月27日、総務省定額給付金室の発表では、3月上旬より3月末までに400団体、約22.2%が給付とのことであります。

そこでお尋ねいたしますが、本市の給付方法及び時期はいつなのか。3月いっぱいで給付できるよう事務努力をされたと思いますが、いかがでしょうか。

これが第1回目の質問でございます。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇」

○総務部長(緒方希八郎君) 定額給付金の給付方法と時期についてということでございますが、今回の定額給付金の目的につきましては、ただいま議員仰せのとおりでございます。給付方法ということでございますので、概ね次のような手順で給付を行う予定でございます。

まず、住民基本台帳を基に世帯ごとに定額給付金のリストを作成いたします。このリストは、世帯構成員の指名、年齢、給付額等が記載されます。

次に、このリストを基に申請書を作成し、全世帯に送付いたします。申請書を受け付けられた世帯は、記載されております世帯構成員等の内容を確認していただいた上で、受け取り金融機関名、口座番号などを記載していただきます。また、運転免許証や貯金通帳のコピーを添付していただき、返信用の封筒により、原則郵送で市に提出していただくようになっております。返送されました申請の内容を確認し、間違いがなければ、口座番号等必要な事項を入力し、フロッピーディスクにより金融機関へ渡し、指定された口座に振り込むこととなります。定額給付金事業の市の体制を申し上げますと、総合的な窓口は総務課が担当いたします。職員は兼務で2名が現在あたっております。そのほか、全庁的な対応といたしまして、各課から30名程度の職員を選出し、対応することといたしております。主な仕事といたしましては、申請の内容の確認等を行うこととなります。また、相談者への対応も必要ですので、本庁第3庁舎の1階を専用の執務室として用意いたしております。基本

的には、申請書は郵送で返送していただくところでございますけれども、窓口においでになる方も想定されますことから、総合支所においても申請書を持参された方についてはお預かりできるような体制を取ります。現在の事務の進行状況といたしましては、金融機関や郵便事業者等の協議をはじめ、随時進めております。できるだけ早い時期に給付できるよう努めておりますが、申請書につきましては3月末を目標に現在進めております。

定額給付金のスケジュールでございますけれども、全体的なスケジュールにつきましては、2月20日臨時会後に逐次事務を進めてまいっております。議員仰せのように昨日関連法案が成立したことによりまして、早速今週末の土曜日曜を利用しまして住民情報を基に定額給付金事務のシステムのセットアップを行いまして、その後、直ちに定額給付金リストと申請書を印刷する予定でございます。同時期に臨時の区長文書をお願いし、全市民に対しまして定額給付金の事務を始めたことと、併せまして振り込めサギなどの被害に遭われないように周知をいたしてまいりたいと考えております。先ほども申し上げましたが、3月末に申請書を発送し、受け付けを開始いたします。受け付け後につきましては、先ほど申し述べたとおりでございますが、4月中旬にも第1回目の口座振込ができるように努めたいと考えております。

これらのスケジュールは近隣市町と同様のものでございますが、事務を適切に行うために、庁内の体制づくりはもちろんのこと、そのほか菊池警察署のご指導や金融機関、郵便事業者などとの連携を密にすることも当然でございまして、鋭意協議を行っているところでございます。給付を開始いたしました後は、例えば単身世帯で入院されている場合など、申請の意思があるのに申請できない方などへの周知やその確認作業も行ってまいりたいと思います。給付期間は給付を開始してから6カ月間となっておりますが、この定額給付金の趣旨をよく理解し達成するため、できるだけ早い段階で市民の全員の方が給付金を受けることができますように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 外村國敏君。

「登壇]

○25番(外村國敏君) 再質問いたします。

総務部長の今のご答弁では、3月末に、ちょっと無理だろうと、4月中旬だろうということでございましたが、今、県下でですね、調べてみますと、今日のニュースでも言っていましたが、8町村は3月末まで可能だということでありました。何でその3月は無理なのか、そのことでありますが、定額給付金と子育て応援特別手

当にしましても、国としましては、もしもこの第2次補正予算が通ろうと、通るまいと、その事務費は国から支給しますということだったんです。私はそういうようなことからしますならば、定額給付金の事務費2,760万円、子育て応援特別手当155万円が事務費であります。これだけですね、はっきりと明記したときに、もしも人数が足らんならば、これこそ先ほどの質問でありましたが、雇用対策としてこの方たちを入れて、そしてもう少し早くできなかったのかということに思うわけであります。他市の例をちょっと紹介してみます。これは他県でありますが、埼玉県の上尾市、定額給付金とプレミアム付き商品券の発行経費を盛り込んだ2008年度一般会計補正予算を全会一致で可決、2月13日のことでありますが、16日には定額給付金給付事業の利子を担当する定額給付金対策室を設置、一部でも年度内に給付できるようにと3月中旬までの申請書発送を目標に積極的な準備を進めているとあります。3月中旬に申請書を発送すれば、市民からの申請のスピード次第では年度内に給付スタートが可能とありました。このようなことから考えますと、菊池市は出遅れたのかと思うわけであります。そのことに対して、ご答弁をお願いしたいと思います。

もう1つの例を挙げますと、滋賀県の近江八幡市、先ほどの上尾市はですね、人口は多かったですね、これは。近江八幡市はですね、2月1日市役所内に定額給付金交付対策室を設置して、11人のメンバーを中心に現在通知書の発送や申請書の作成などの準備に取り掛かって、同市の給付対象は2万6,203所帯、市は所帯単位で案内を発送し、振り込み通知番号の返信を受けた上で振り込みか手渡し配付を行う予定で、対策室関係者は速やかに作業に取り組み、早期給付へ全力を挙げると意気込んでおる。

このような例が2つご紹介しましたので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 1点目の遅れることなくということでございますが、この国の21年度の給付金の概算払いというのがこちらの方に連絡があっているのが4月17日でございます。4月17日以降、すぐにでも給付できるような体制ということで、3月末に申請書を発送して、17日以降、早い時期に給付できるような形で進めております。また、すぐにでも申請書が発送できるのではないかということでございましたが、電算システムはもちろんでございます。これは、全県下の多くがRKKコンピュータの方に委託しておりますので、そういう形でそれぞれ調整しながらということで本市においては土曜、日曜という日を取ってシステムのセットアップをするということで今度の土曜、日曜を予定いたしております。ただ、金

融機関等の調整もですね、郵便局、銀行も含めて、非常に振り込みの手数料関係の調整が県下で非常に調整がいけなかった部分もかなりありまして、その辺も全県下でこのような時期になったということでございますので、遅れることなく支給をしたいということで、他の自治体との遅れはほぼないというふうに思います。ただ先ほど申し上げました県下の8町村においては、年度内に支給するということになりましたので、それからするとやっぱり4月にずれ込むということでございますので、そういう形になろうかというふうに思います。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 外村國敏君。

[登壇]

○25番(外村國敏君) 再々質問いたします。

定額給付金、くれば皆さん喜びます。マスコミ等で定額給付金、要るか、要らん か、いろいろそのアナウンサーにつられて、言うなれば自分としては要らんという 人が70、80だったと、そういうのはテレビで放映されていました。ならば、給 付金ができたときにはもらいますか、80%以上はもらうと。こういう矛盾がです ね、人間の心にはあるわけです。いやいや、もらわんていうならもらわんでいいん ですよね、一番からこういうことは必要ないよというならば。しかし、それがです ね、いろいろマスコミなんかでこう皆さんを集めてするときはですね、いかにも偉 ぶってから、わしゃ要らんですばい、こういう感じ。しかし、皆さんはやっぱりそ のことで何のため、景気浮揚のための今回は定額給付金であります。 3 月いっぱい でできる市町村の場合は、確かに立て替えだろうと思います。本市もですね、私が 言いたいのはですね、そこですよ。立て替えするか、せんかは別にしましても、そ れまでの準備ができたか、できないかをお聞きしているんです。3月いっぱいでで すね、そしてできるならば、もしも自分のところの、言うならば予算の中から出し て、これは一応菊池市の場合には8億2, 100万円であります。この金をですね、 一時出そうと。それが、出す、出さんは別にしてもですよ、言いたいのは、それま での準備ができたか、できないかを聞いたんです。余所は近江八幡にしたって、上 尾市にしたって、それはやっているわけですよ。そして、もしも自分の金でできる るならば3月いっぱいで給付しますよと、こういうことです。だからですね、その 努力はされましたかと私は聞いたんです。努力されなかったと言われる、県下であ わせましたということじゃなくて、あのですね、すべて行政の仕事は私は先駆け、 余所よりもですね、市民のため、私たちの市民のためということが基本じゃないか と思います。そういうことからするならば、その努力はされたのかどうか。こうい うことで、当然答弁としては同じでありましょうが、8億2,100万円が今度私

たちの菊池市でそれが使われるわけです。そういうことを考えるならば、もしもで きるならば努力するか、せんか、総務部長。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇」

○総務部長(緒方希八郎君) 市民の皆様に早く給付金が渡るように最善の努力はした ところでございますが、いろんな諸々の状況がありまして、本当であれば年度内と いうのが目標で当初あったんですけれども、国の遅れということもありまして、昨 日の関連法案の成立というような時期的なものもありまして、やはり慎重にした部 分もございます。最善の努力はしたところでございます。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 外村國敏君。

「登壇」

- ○25番(外村國敏君) また、楽しいような質問でありますが、地域振興券であります。菊池地域振興券、一会として12月1日に2万冊、1億1,000万円分、2月1日、1万冊、5,500万円を販売されました。冷え込んだ地域の景気浮揚が目的であり、12月は9日間で1億円が完売され、2回目はですね、そのとき買えなかったという方たちからの話もありましたが、2月1日に日曜日でありましたので物産館や道の駅等で1日で完売。2日目、市役所等では、また2日の日1日で完売と好調でありました。利用期間は3月末までありますが、この地域振興券をですね、現在までのその利用状況、また商店街の反響はどうか、そのことについてお答え願いたいと思います。
- ○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) 販売状況ということでございますが、今回は1人当たりの 購入限度額を平成17年度の10万円から5万円に引き下げまして、多くの皆様に ご利用いただきたいと考えておりましたが、購入者数が3,898名と前回の5,029名より1,100名程度減少しております。この原因は、売り切れることを想 定されまして1人当たりの購入額が多くなったのかなと考えております。一人当たりの購入額といたしましては、前回が約2万9,800円でございましたが、今回は3万8,400円と1万円程度高くなっております。今後は、3月から4月にかけてアンケートを実施する予定でございますので、その結果も踏まえまして地域通貨実行委員会におきまして予約販売の導入など、販売方法の検討などの必要性を感じております。

それから、商店街等の反応ということでございますが、先ほども申しましたよう

に、まだ今後アンケートを採ってまいりますので詳細には把握しておりませんが、 売り上げが伸びたというところが、詳細にはちょっと確認できませんが、三十何% あったかと思います。そして、大体横這いというのもございまして、この横這いと いうのにつきましては、この今の経済状況からすると横這いというのはよかったん じゃないかなという判断をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 外村國敏君。

「登壇]

○25番(外村國敏君) 再質問いたします。

今、経済部長の方からの状況説明がございました。1億6,500万円が4カ月 で動くわけでありますが、購入したくてもできなかった人から、次はいつ販売され るとだろうかとの質問も何人も受けました。そうでしょう。2回目のとき待っとっ たけど1日で終わってしまったなら、当然自分の割り当てまで来なかった人がたく さんおられます。地域活性化のために市も商工会と、商業工業団体ですよね、共に 補助すれば時期も早くできるのではないだろうかと思うところであります。今、全 国各市町村で定額給付金にあわせ、市町村と商工団体と1割ずつ補助して、2割お 得な商品券を販売されるところもありますし、湯前町ですね、これは。2月26日 の熊日新聞紙上では、子飼商店が振興組合、この熊日の新聞でありますが、5.0 00円で購入すると5,500円分の買い物ができるプレミアム付き商品券を3月 2日に発行し、200セット限定の先着順、5月末までに子飼橋側の県道交差点側 から約200mの子飼レトロ通り37店舗で使える。県によりますと、商工会など が同様の商品券を発行するケースはあるものの、県内の商店街が発行主体になるの は珍しいと載せております。これも商店街活性化の一つで、国の定額給付金の支給 を見据えた消費刺激策として発行を決めた。地域の商店街に消費者がお金を落とし てもらう仕掛けとして企画した。各店舗の売り上げアップにつなげたいと理事長は 申されております。このようなこと。南関町でも商工会に100万円補助したとい うことがあります。今、地域振興券が、市だけじゃなくて、このようなことがどん どんとどこでも出てまいっております。国はですね、今回の第2次補正予算、地域 活性化交付金6,000億円が昨年12月末に通過していれば、市の一般財源、1, 500万円は地域振興券に出なくても済んだと思います。確かにそのとおりであり ます。市は、本市のやり方を見本として各市町村ではこのような各地で地域振興券 のようなことがどんどんどんどんできております。だから言いたいんですが、菊池 市は先にしたならば、もう1回、今度はこういうようなことで地域交付金が来たな らば、そのことを皆さんたちと話ながら、そしてもう1回やるならば、今まで買え

なかった人もできるんじゃないかと思うところであります。先ほど部長の答弁がありましたように、今回は1人5万円分が限度であり、3,000人を予定したということであります。報告の中では、3,898人の方たちが利用されたということであります。しかし、人口約5万3,000人と菊池しまして、成人以上、金を使う成人以上だと大体しまして、半分としましても約2万5,000人ぐらいの人たちが利用できるようにならないかと思うところでありますが、今回の地域振興券を販売してみて、いろいろな良い点、さらに見直したらよい点もあったろうかと思いますが、いかがでしょうか。もしもできますならば、そういう反省点を上げていただき、時期の予定はいつごろされるか。もしもできますならば、お答え願いたいと思います。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

「登壇」

○経済部長(後藤 定君) 先ほどの答弁の中でですね、商店の反応という中で、売り上げが伸びたというのが30数%と申し上げましたけれども、25%でございます。 それから、変わらないというのが37%で、あわせて62%の方には貢献できたのかなと。

それから、75%の方がですね、活性化に貢献できたというような回答をいただいておりまして、非常に高い関心とともに好評であったとは理解しております。

今後の発行予定ということでございますが、ご案内のとおり、本市の場合緊急の経済景気対策といたしまして、他自治体に先駆けまして年末年始及び年度末の消費が促進される時期である12月から先行して実施し、さらに3月末までが使用期限となっておりますので、現在のところは定額給付金と併せての発行は予定しておりません。地域通貨事業につきましては、他の自治体でもそのほとんどが経済団体や、あるいは先ほど紹介があっておりましたように、各地の商店街の自発的な取り組みとして実施されておりまして、そのような取り組みが地域経済浮揚の大きな要因になろうと考えております。

このようなことから、今後の取り組みにつきましては、実行委員会での検証、あるいは経済状況を見極めながら、経済団体等で実施される場合に対しまして、市としての支援、あるいは関わりを持っていくべきであろうと考えております。反省点等につきましても、まだ実施中でございますので、今後アンケート等も採りながら検証していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

- ○25番(外村國敏君) 今後する予定は。
- ○経済部長(後藤 定君) 今のところは、定額給付金と併せての発行は予定はないと

いうことでございます。

○議長(北田 彰君) 外村國敏君。

[登壇]

○25番(外村國敏君) 再々質問をいたします。

今後の予定、今のところはないということでありますが、確かに今後はいろいろな反省点を踏まえながら、商工団体との話し合いの中から、新しくこういうような地域振興、地域の人たちが喜んでできるような、買い物できるようなことが生まれてくるんだろうと思います。またそれで市がどれだけ応援できるか、全力でやっていただきたいと思うところです。地域振興券、やったばかりで今回は無理ということでありますが、やり方次第では、私はできるのではないだろうかと思うところでありますが、私だけ思ったってどうもありませんので、最後に市長のご答弁、どうすれば今の菊池市の活性化できるかということからお答え願いたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 地域通貨、一会につきましては、ご承知のとおり、第1回は平 成17年の12月に発行をいたしました。これは、ご案内のとおり、7月に合併を いたしまして、新しい自治体の枠組みができて、新住民として5万2.000人の まちが誕生したわけであります。そういった中で、地域経済の浮揚はもちろんであ りますけれども、住民としてのステータスを持ちたい、あるいはまた一つの大きな 話題性というものして、私たちが一つのこの菊池市だけで使えるという、そういっ たものがあれば非常にいいのではないかと、そういう思いの中で地域通貨、一会と いうのは、その当時におきまして非常に燃油が高くなってきた、ガソリンが高くな ってたときでもありました。それを受けて、17年の12月に発行したわけであり まして、今回は合併して4年、最終期に入っておりますけれども、非常にこういっ た原油高がスタートいたしまして、この9月にご案内のとおり予算をいただきまし て準備を整えてこの発行に、12月になったということでございます。近隣におき ましては、山鹿市あるいは大津町の方で、やはりこの今回の定額給付金と合わせた ような形で計画がされているようでございますが、今、部長の答弁にもありました ように、実施主体というのはこれまでの17年、そしてこの20年の分については 菊池市が主体的にやってまいっております。そういったこともありまして、この次 に発行するとするば、商工団体の方とよく打ち合わせをしながら商工団体と主体的 に取り組んでいただくようにしていかなければならないということだろうと思って おります。本市には、そういった意味では他市に先駆けて、全国的に地域通貨は、 やはり何か熊本県の菊池というまちが出したよと。そして定額給付金のスピード化 を先ほどご指摘になりましたけれども、総理がスピードと言った割にはなかなかい つまで経っても発行できないということもあって、比較対照の中で一自治体が発行 した地域通貨が大変なこの好評を得ているということで全国的な話題になったもの だと思っております。これを受けて、8億2,000万円の今回の臨時交付金、地 域活性化生活臨時交付金につきまして、何とか導入できないのかなという思いは強 いものがあるわけでありますけれども、いかんせん、やはりこの時間的な余裕の中 で、先ほど議員ご指摘の給付をどうするかというのが非常にこのスピードを必要と している中におきまして、どうしてもやはり4月でなければ発行ができないという 状況にあるということでございます。それを一端本人の口座に振り込むなり、ある いはいろんな諸状況の中で現金給付なりする中で、非常に間違いが起きないように、 またいろんな事故に巻き込まれないようにやらなければならないという慎重を期し た交付事務になってくると思います。そういった中で、この地域通貨と絡ませたい という思いは強いのでありますけれども、大変リスクが大きいということで、今回 は同時にすることは避けた方がいいのではないかということでございます。経済団 体、商工会等につきましても4つの商工会、合併の今、一生懸命努力をされており ますけれども、それぞれの会長さんにも出会いの場におきまして、何とかこの地域 通貨、一会の定額給付との問題というものをからめながら考えてみたいものですね ということを申し上げ、それは商工団体の方がひとつ何とか中心的にお考えいただ けないだろうかということは、非公式な場ではありますけれども申し上げてきたと ころであります。そういうバックグラウンドが整ってないということもありまして、 今回は定額給付金との並行した地域通貨は発行はしがたい状況にあるということに ついてご理解いただきたいと思います。100年に一度と言われるこの不況の中に おきまして、景気の先行きというのが全くこの不透明な状況にあるわけでありまし て、今回の地域通貨が少なくとも大変な好評を得て70%以上の方がよかったと思 っておられるということでありますけれども、あとのやはりこの、その地域通貨に 対する不平不満、いろんな問題があると思いますから、そういうものも十分と検証 して、なるべく早い時期にこの経済団体と協議をして、今後発行することを前提と して協議を進めていければ、このように思っております。そのまたこの大きな要因 というのは、これだけ定額給付金が出まして、地域通貨が周辺のまち、特にこの山 鹿市、あるいは大津町、そのほかも取り組むかもしれません。これまでは、山鹿の 方が菊池の地域通貨を買って、新聞の投書欄に菊池はいいなということでこの出て おりました。買い物を菊池で買いたいということを書いてありましたから、今度は この余所のまちが発行するときに遠い町で、八代市が発行するときには影響を考え ません。上天草市が発行するときにも考えませんでした。しかし、周辺の町が発行

すれば、菊池の消費者が余所の町に流れていくという懸念を持たなければならないという中におきまして、ぜひ商工団体についてもご理解とご協力いただきながら、一緒になってこの地域の活性化のために、なんとか地域通貨、一会というものを、またもっともってアレンジして考えていかなければならないと。それはやはりこの今の状況の中において、高齢者の方々、あるいは福祉かれこれに対します障害者の方々などなどについては、一般の地域通貨よりもプレミアをもう少し違う色に付け替えるというようなことも1つではないのかなと。そんな思いをしながら、何とか早い時期に考えてみたいなということを申し上げまして答弁とさせていただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 外村國敏君。

[登壇]

○25番(外村國敏君) 次、移ります。

子育て支援についてであります。12月に乳幼児医療費、小3から小6まで3月に提案がない場合、質問しますと言っておりましたが、今回、条例として提案されております。昨年9月より開会前、8日前までが質問の通告となっておりましたのでこのようなことになりましたが、乳幼児医療費無料化については、以前より何度も質問しておりました。義務教育終了まで無料化だというのが私の持論であり、小3から小6まで無料と、今回提案されていますので大変ありがたく、またお礼を申し上げ、この質問は省きます。

次に、妊婦健診、14回無料化も昨年質問いたしました。そのとき、県の動向を 見ながら検討しますとのことでありました。国は5回以上9回の半分は交付税で支 援するとのことでありましたが、その状況について説明を願いたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

○市民部長(村山 隆君) 妊婦健診14回につきましては、議員ご案内のとおり、国はすべての妊婦健康診査14回分の無料化を実施するために、現行の5回分の公費負担に加え、残りの9回分について平成22年度までに限り、妊婦健康診査臨時特例交付金により対応することを決定しました。本市としましても、国・県の決定を受け、平成21年度より妊婦健康診査14回分を無料化する予定でございます。平成20年度に妊婦届出された方も新しい制度に該当する健診については、その費用を公費負担します。また、熊本県以外の医療機関についても、償還払い等の方法で対応していきたいと思っています。費用は現行の5回分として、1人当たり2万5、790円、420人分で約1,083万円になりますけれども、この金額につきましては交付税措置がされています。今回追加の9回分としまして1人当たり6万3、

000円、遡及分を含め450人分で約2,835万円となります。この2,835万円につきまして2分の1が交付税措置、2分の1が補助金として交付される予定です。ただし、熊本県医師会の事務委託料や受診券作成費用等は含まれていません。1年間の妊婦健康審査費用につきましては、合計で約3,918万円となります。以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 外村國敏君。

「登壇」

○25番(外村國敏君) 再質問いたします。

ご答弁で、2年を限度ということでありますが、すべて14回無料健診となりました。2年後、その後どのように国・県が変わるかわからないわけでありますが、少子化対策の一環としてやらなければならない事業であり、まずは14回無料健診実現で、子どもを生み育てる環境づくりをして大いに喜ばしいことであります。今後の取り組みに次の2年後は期待するところであります。当然、本市としましては子育ての方から、例え国・県がどうあろうとやられるだろうと期待して、このことは終わります。

次に、合併後4周年を迎える市の考え方。早いもので4市町村が合併して4周年を迎えました。初めはお互いにぎこちなく、挨拶もほどほどで、私たち、こちらからおはようございます、またこんにちはと声を掛けないとなかなか返事が返ってこないのがたびたびでした。今はもう慣れたから、大体返ってくる人もありますが、ない人もあります。確かに先日は、おはようございますといったら、ういっすとしか、そして横を通りました。いつも知った人です。その人が家庭で何があったか、これはわかりませんが、そういうことがですね、市民の方からも同じような事例があり、すれ違っても知らんふり、尋ねても素っ気ないとのこともありました。これは、全職員の皆さんを言っているのではありませんが、一部にあったのは事実であります。市民に対する市・町・村職員の対応は一緒のはずであります。4年前、新市となったとき、どのような指導をなされてきたのか、よかったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇〕

○総務部長(緒方希八郎君) 職員に対してどのような指導をしたかということでございますが、ご存じのように、近年の地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化等に伴いまして大きな転換期を迎えており、各地方自治体は自らの責任において時代の変化に対応した高度で独自の行政サービスを提供することが求められています。

このような状況を踏まえ、本市におきましても求められる行政需要に対しまして、 適格かつ迅速に対応できる職員を育成するため、職員の意識改革の推進に努めてま いりました。

まず1つが、自らの業務に対し高い目標を設定し、その達成度を図りながら高い業務能力を育成するための人事評価制度の構築、2つ目が職員の知識と教養、経験を高めるための職員研修の充実で、いずれも今後求められる職員像に照らしながら職員の業務能力向上と意識改革を目的に行ったものでございます。

そのほかも、接遇研修等を逐次開催いたしておりまして、ただいま申されました 挨拶等についても、基本的なことでございますので、そのようなことの取り組みを いたしております。職員の意思改革の重要性は十分認識いたしておりますので、今 後とも積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長(北田 彰君) 外村國敏君。

[登壇]

○25番(外村國敏君) 4年前と現在では、市の職員の市民に対する応対も変わって きたと思います。総合案内も設置してありますし、市民がわからなくなったときは、 そこに尋ねているようでありますし、担当の一人一人の接し方も違うのが当然であ りますが、目の前の機器を扱い、市民が前を通っても知らんふりの人もおります。 高齢者の方たちが玄関を入り、どっちかなときょろきょろしているとき、そのとき に、気の利くというと失礼ですけど、担当によりましては、こんにちは、わからん かったら教えましょうかと言われると、その老人たちは、近ごろの市役所の職員は 指導が行き届いて素晴らしかばい、こういうことを聞きました。本当に市役所に行 ってよかったよと言われたときにですね、本当に、ああさすがにそういう人たちは 指導がいいな、もちろんさっき言いましたように家庭の環境もありましょうが、い ろいろ自分たちが育てたときにどのようにすれば、どのようにしたが皆さんが喜ぶ かということだろうと思います。先日ですね、宇城市の幹部たち、明日への意味を 熱く語るという小冊子、111名の方たちが書いているのを手にしました。抜粋し て紹介します。市長はですね、職員が変われば、その中から一部でありますが、職 員が変われば、またまちも変わるといいますが、これは職員自らが変わろうという 気持ちになることだと思います。現在実施しています目標管理制度も、自ら目標を 立て、有言実行することが結果につながります。それが市民の満足度向上になり、 まちを変えることになります。夢と希望の持てる宇城市を構築いたしましょうと、 この市長の一部であります。次にですね、職員の方が窓口対応の心構えとして、ち ょっと省いて中だけ言いますが、つい最近のことでございますが、窓口においでの

市民の方から、このごろ市役所の空気が変わってきた、職員の態度もよくなって市 役所としての風格が出てきたとお褒めの言葉をいただきました。窓口を担当する一 職員として、大変うれしく思った次第でありますが、その反面、窓口を利用される 方が何ヵ所も移動しなければならないとか、申請が多く、手続きが煩雑だなどの不 満もあり、お小言を聞くことがあります、このようなこと。また、職員の意識改革 もとより、行財政改革は組織改革とを実施して市民主体の総合窓口の設置は必要不 可欠と思っております。これは市民であります。もう1つ紹介します。市民サービ スの向上を目指して、最近のマスメディアによって報じられている公務員の度重な る不祥事や厚遇問題の報道によって、公務員に向けられる目はますます厳しくなっ ています。そこで、住民は公務員に対してどのようなイメージをもっているのでし ょうか。最近見た新聞のアンケート調査によりますと、多くの住民は公務員に対し て仕事が遅い、サービスが悪い、やる気がない、出勤さえしてれば給料がもらえる、 民間に比べて楽な仕事だと言われているようであります。このように、新聞などの 報道によるマイナスイメージで公務員に対して不信感を抱いている人も少なくない と思います。中を飛ばしまして、住民の不信感を取り払い、信頼してもらえるため には、より一層の幅広いサービスや充実したサービスの提供などで、住民の不信感 を払拭し、さらに職員一人一人が仕事にやりがいを持ち、活気あふれる職場であれ ば、少しずつでも信頼される職員、信頼される役所に変わっていくのではないかと 思っています、こういうことが書いてあります。111ページ、まだいっぱいあり ます。

このようなことであますが、まさにこの111名の方たちが人と人との接し方や市民を持った仕事に生きがいを感じた書き方だと私は深く感じました。少なくとも自分が思い、書いたことは必ず実行しよう、やらねばならぬとの決意、発表だと思います。本市でもよい例は高く評価し、見習うべきではないかと思うところでありますが、いかがでしょうか。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 今後の地方分権社会の中では、業務に対する職員の目的意識をさらに高め、職員自らが考えて行動することが最も重要であると考えておりますし、行政業務に対する職員の高い業務目標の設定と遂行能力を高めるとともに、平成20年4月に制定いたしました市職員研修規定に基づきまして、各職務や業務に応じた必要な研修を実施することにより、職員が市民全体の奉仕者としてふさわしい教養と職務遂行に必要な知識、技術の向上が図られるよう努めていきたいと考えております。特に接遇につきましては、職場内研修として、さらに充実を図って

いきたいと考えております。また議員ご指摘の宇城市で行われております職員の早朝スピーチでございますけれども、当初は幹部職員からはじめ、現在では係長級職員を中心に実施しているということでございます。その目的は、職員間の融和と人前で自分の考えを簡潔に述べるための能力開発として実施しているということでございました。本市では、老人ホーム等の施設を中心に業務を主体とした朝礼を行っておりますけれども、市全体で決めた朝礼は実施しておりません。議員ご提案の朝礼スピーチの励行につきましては、職員の意識改革の一つとして受け止めさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長(北田 彰君) 外村國敏君。

[登壇]

- ○25番(外村國敏君) 最後になります。スピーチは今後考えていかれるだろうと思います。1つだけ提案しておきますが、市役所の玄関、玄関を入ったときに大体のその市の状況がわかるんじゃないかと思います。家庭も同じです。玄関を入ったときに、この家はどのような暮らしをされているかということだろうと思いますが、市役所に行ったときに、企業と、銀行とか企業に行ったときに、いらっしゃいませ、こんにちはと声を掛けられます。さわやかな気持ちになります。総合案内の担当者はどうでしょうか。今、総務部長は、接遇として職員研修をやっている。接遇、どれが接遇でしょうか。私は、まずはじめにあったときに挨拶、玄関を入ってきたときに、そのされる方のことをひとつ褒めましたが、すべての方が同じような気持ちになる、これが新しく市民に対する接遇じゃないでしょうか。市の職員の意識改革、こういうところから始まってもよくはないでしょうか。この基本をどのように考えられるのか。最後は市長のご答弁をお願いしたいと思います。
- ○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 挨拶というのはもう当たり前の話でありまして、朝起きたらおはようございます、あるいはまたこんにちは、いろんな言葉があると思いますが、言葉によって人の心と心がつながってくるわけでありまして、ご指摘のとおり、市役所に入ったときに玄関に最初に出会うものが総合案内所であれば、当然のことながらおはようございますということで声をかけるべきだと思います。なかなか行政というのは仕事の延長線上として、あるいは職務として、その場に座っている、仕事をしているといった意味に取っている、狭義に、狭い意味で取っている人たちが多いのかもしれません。人として、とにかく会議が始まるときにはおはようございます、こんにちは。それから会議が終わって、お疲れさまでしたといったことで会

議の最初と最後には挨拶運動をやっているということでございますが、その挨拶運動の会議のときだけに実行して、そのほかの道を行くときにはなかなか実行できてないというのが現実の問題としてあるんじゃないかなと思います。それが身に付くようにするためのものが研修であろうと思いますけれども、その繰り返しによって、人の習慣というものは、その人の体に染み込んでいって、そしてそれが一つの人格形成になってくると思っております。繰り返しすること、そのことがまさにこの職員として、行政職員としての定着した本人の品格、品位にもなってくるという思いを強くしていただいて、今後ともまた職員の指導にあたっていきたいと、このように存じます。

○議長(北田 彰君) 以上で一般質問をこれで終わりたいと思います。

明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

散会 午後4時08分

第 3 号

3 月 6 日

平成21年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成21年3月6日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問						
————————————— 本日の会議に付した事件	O					
日程第1 一般質問	_					
	O		-			
出席議員(27名)						
	1番	東		裕	人	君
	2番	泉	\blacksquare	栄-	一朗	君
	3番	森		清	孝	君
	4番	藤	野	敏	昭	君
	5番	樋		正	博	君
	6番	二八	文	伸	元	君
	7番	中口	Ц	繁	雄	君
	8番	水 _	Ŀ.	博	可	君
	9番	三	也	健	治	君
	10番	怒留	易	健	蓉	さん
	11番	坂	本	昭	信	君
	12番	隈	部	忠	宗	君
	13番	奈	\blacksquare	臣	也	君
	14番	葛』	亰	勇り	欠郎	君
	15番	木	下	雄	\equiv	君
	16番	坂	井	正	次	君
	17番	森		隆	博	君
	18番	山	頼	義	也	君
	19番		\exists	憲	_	君
	20番		京	茂	樹	君
	21番		本		登	君
	22番		· 藤	恭		君

23番 境 和 則 君 24番 北 彰 君 田 外 村 25番 或 敏 君 26番 徳 永 隆 義 君 27番 横 田 輝 雄 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長 三 男 福 村 君 収 入 役 髙 本 信 男 君 総 務 部 長 緒 方 希八郎 君 企 画 部 長 石 原 公 久 君 市民 部 長 村 Ш 隆 君 経 済 部 長 後 藤 定 君 設 部 長 崎 建 岡 俊 裕 君 七城総合支所長 松 岡 敬 君 旭志総合支所長 中 村 榮 光 君 泗水総合支所長 上 林 正 章 君 企画部首席審議員 木 村 靖 弘 君 財 政 課 長 Ш 上 憲 誠 君 総務課長兼選挙 Ш 田 浩 文 君 管理委員会事務局長 忠 教 育 長 田 中 彦 君 教 育 次 長 君 Ш 正 司 水 道 局 長 牧 茂 君 三

事務局職員出席者

事 務 局 長 岩木 精四郎 君 事 議 課 長 永 田 哲 士 君 議 事 係 長 雄 上 田 敏 君

○議長(北田 彰君) 全員、起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。 着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○議長(北田 彰君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長(北田 彰君) 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。 はじめに、泉田栄一朗君。

「登壇」

○2番(泉田栄一朗君) 皆様、おはようございます。今年の冬は暖冬で、梅の花も例年より早く咲きました。雪の量も通常の3分の1だったそうです。自然界が少しずつおかしくなり、地球温暖化が進んでいるのを肌で感じるようになりました。環境問題は、私たちの人間が努力次第でできる最大の行動であると思っております。自然のものは自然に帰す、帰せないものはなるべくつくらない、使わない。捨てればごみ、分ければ資源の精神を一人一人持つことが大切です。

そのことを踏まえ、通告にしたがって質問をいたします。

まず最初に、緑のリサイクルという観点から質問をしますが、その前に菊池市の ごみの可燃物の経路、処理方法についてお尋ねします。また、RDF施設と言われ るエコヴィレッジ旭の操業期間とその後の計画があればお尋ねします。

まず、1回目の質問とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

「登壇」

○市民部長(村山 隆君) おはようございます。

可燃物の処理方法につきましては、地区ごとの状況をまずご説明を申し上げます。 泗水地区におきましては、菊池環境保全組合の東部清掃工場において焼却処理をされております。菊池、七城、旭志地区におきましては、旭志にございますエコヴィレッジ旭において固形燃料化されております。この固形燃料につきましては、大牟田市にあります大牟田リサイクル発電株式会社に運ばれ、発電用の燃料として使用されており、可燃物を固形燃料化することでリサイクルを実施しているところです。 平成19年度の可燃物の処理量としましては、東部清掃工場で処理しております泗 水地区が年間 2, 8 0 0 t 、 1 t 当たりの処理料金が 2 万円程度となっておりまして、エコヴィレッジ旭での処理料は年間 9, 2 0 0 t 、 1 t 当たりの処理料金は 4 万円程度になっております。前にも述べましたとおり、エコヴィレッジ旭では可燃物から固形燃料を製造し、大牟田リサイクル発電株式会社への運搬、そして処理する経費等が必要となるリサイクルをしていますので、 1 t 当たりの処理料金は焼却に比べて割高となっております。

また、その後の計画としましては、現在、菊池環境保全組合への全市加入を要望しておりまして、その運営や維持管理等の経費節減のためにも、ごみ処理の広域化を目指し、菊池郡市が一体となったごみ処理の取り組みを強化しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 泉田栄一朗君。

「登壇」

○2番(泉田栄一朗君) つい先日、菊池市で平成19年度菊池市地域新エネルギー策 定事業として、菊池市バイオマス資源利用活用調査報告書が小冊子でまとめられて おります。バイオマスについて確認しておきます。バイオマスのバイオは、生物資 源、マスは量を表す言葉で、つまりエネルギー源として再利用できる動植物から生 まれた有機性の資源のことです。冊子の中にも書かれてありますが、地球温暖化な ど地球規模で環境問題が叫ばれる中、今まさしく何か対応を求められております。 このような状況の中、菊池市は菊池渓谷や鞍岳に代表される緑豊かな山々や菊池川、 合志川等の清流など、自然環境に恵まれております。この豊かな自然環境を次の世 代へ引き継いでいくためには、バイオマスエネルギーなど、環境に優しい新エネル ギーの活用がますます必要になってくると思っております。先月、北海道の石狩市 に研修に行ってまいりましたが、石狩市では緑のリサイクル事業、平成15年度か らモデル事業として行っておりました。剪定した木の枝や草木、落ち葉を指定の緑 のステーションで回収し、堆肥化された製品を市民に配布するなど工夫を凝らされ ていました。ごみの減量化はもちろん、昨年度は937tが収集され、市民の要望 の高さを示されております。現在、菊池市では庭木の剪定した枝や草取り後の草を 市の袋に入れて出しております。現在、この旧菊池市、旧七城町、旧旭志村は、エ コヴィレッジ旭で固定燃料化されていますが、旧泗水町では菊池環境保全組合で焼

却されております。非常にもったいないと思っております。せっかく自然に生えている植物をわざわざ石油製品のビニール袋に入れて、しかも焼却しダイオキシンを出すというのは、菊池市のバイオマスの精神からかけ離れていると思っております。石狩市のような緑のリサイクルとして剪定した枝、草花、落ち葉をリサイクルできないか。また、将来このような取り組みをする考えがないか、質問させていただきます。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

「登壇]

○企画部長(石原公久君) おはようございます。

本市におきましては、先ほど議員さんの方から紹介がありました菊池市バイオマ ス資源利活用調査報告書というものを取りまとめております。これは、19年度に 独立行政法人であります新エネルギー産業技術総合開発機構の100%の補助を受 けまして、菊池市のバイオマスということで策定をしたものでございます。このバ イオマスに係る新エネルギーの検討項目の1つに、剪定枝や林地残材等を木質系の バイオマス資源として掲げております。本ビジョンは、本市に賦存するバイオマス 資源を有効に利活用するため、地域に適合した新エネルギーの開発導入方法を明ら かにし、資源循環型社会の形成を目指すことを目的として策定したものでございま す。現在、ご紹介ありましたように、剪定枝、草花、落ち葉等につきましては、直 径10cm以下のものにつきまして、泗水地域を除きリサイクルとしてRDF施設 にて固形燃料化いたしております。これらの資源を今後さらに有効に利活用する方 法には、堆肥化のほか木質チップやペレット等に加工して燃料にしたものをボイラ ーやストーブに利活用し、A重油や灯油に代替燃料とすることなどがございます。 このことは、資源循環型社会の形成のための重要課題の一つと捉える必要があると 思われます。また、このような利活用を実現するためには、施設の整備や収集方法、 それからまた費用対効果などを十分に検討する必要があると思います。今後、地域 の皆様方と連携の下に、また他のバイオマス資源の有効利活用も勘案しながら、本 市の自然環境を守るため、バイオマスエネルギーなどの環境に優しい新エネルギー の利活用方法を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 泉田栄一朗君。

[登壇]

○2番(泉田栄一朗君) ぜひ、循環型社会の考え方として、自然環境は豊かな菊池市 においては是非やるべきことと考えております。今後前向きに検討をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。次は、無保険の子どもの医療費について質問します。 このたび、菊池市では医療費の無料化を現行の小学校3年生から6年生まで拡大する旨を提案されましたが、大変評価できることだと喜んでおります。さて、世間では雇用解雇の波が派遣社員のみならず正社員にまで及ぶようになりました。また、解雇までなっていないが残業が減り、所得が減り、国民健康保険料が払えない人が全国的にも増加しておられます。まず、菊池市の保険料滞納世帯の現状を質問します。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

「登壇」

○市民部長(村山 隆君) 平成21年1月末現在の国民健康保険加入状況ですけれども、世帯数で8,333世帯、被保険者数1万7,160人でございます。このうち滞納世帯につきましては、過年度分滞納世帯1,688世帯、現年度分滞納世帯1,329世帯、合計の2,860世帯となっており、国保世帯の34%となっています。また、短期保険証発行世帯数は645世帯、資格証発行世帯数は27世帯で、資格証発行世帯数のうち18歳未満の被保険者数は1名となっています。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 泉田栄一朗君。

「登壇」

- ○2番(泉田栄一朗君) わかりました。北海道の札幌市では、平成20年度から無保険の18歳未満の子どもに対し、特例として保険証を発行しております。親が国民健康保険の保険料を滞納したために無保険状態になっている子どもの救済策です。菊池市では、滞納者が今言われました2,860世帯で、資格証発行世帯のうち18歳未満の被保険者が1名ということを伺いました。その未納者が27世帯のうちということです。今後、滞納者がさらに増加した場合、菊池市は6年生まで無料化になりますので問題ないのですが、中学生、高校生の18歳未満の子どもに福祉の公平という立場から保険証を交付する考えがあるか、質問します。
- ○議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

「登壇〕

○市民部長(村山 隆君) 国民健康保険法の一部を改正する法律が平成21年4月1日より施行することとされたところでございますけれども、改正法の内容としましては、被保険者資格証明書に関し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対する取り扱いを見なすものであります。したがいまして、今回の法改正に該当します資格証世帯のうち15歳未満の被保険者につきましては、6カ月の短期保険証を交付する予定です。その他の被保険者については、現行どお

りの取り扱いとなります。今後も滞納者と十分な話し合いを行いまして、滞納の予防に努め、資格証発行にならないよう努めていきたいと思います。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 泉田栄一朗君。

[登壇]

○2番(泉田栄一朗君) これは要望ですけれども、国民健康法では、中学生を卒業するまでを見直すということですが、菊池市ではぜひ高校卒業まで独自に見直していただきたいと要望します。

次に移ります。小学校の農業科についての質問です。私は、常々農業こそ命を育む産業であると考えております。農業の尊さや誇り、日本の農民が持つ世界最高水準技術、生き物と寄り添いながら生きていった伝統と文化、これは日本の財産でもあります。土に親しみ、繰り返し新たな命が生まれてくる農業は、新たな希望を取り戻し、自分の命を大切にする心が芽生え、まさしく心の教育にもつながると思います。農業にはこのような力があるにもかかわらず、1970年代から次々と農業科の学習が減り、平成元年、1989年には中学校の学習指導要領から農業という文字が消えてしまいました。最近では、小学校低学年で生活科として、また高学年では総合学習として農業が復活してきたようです。田植えをしたり、芋掘りをする学校も増えてきました。菊池の七城小学校では、種籾から米を育て、道の駅で販売するまでの全行程の農作業体験をしたことが新聞で紹介され、素晴らしいことだと思っております。先生のコメントに、苦労して世話をして育てたことでわかる喜びがあったと言われておりました。菊池市として小学校の農業に対する取り組みと現状を最初に伺いたいと思います。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) おはようございます。

市内小学校におけます農業体験学習については議員おっしゃるとおり、生活課や総合的な学習の時間において、すべての小学校で取り組んでおります。各小学校で多少取り組みに違いはありますが、全般的には低学年の生活科では唐芋をはじめ、トマトやなすなどの野菜づくり、中学年以上では学校田を利用した米づくりを行っている学校が多く、苗づくりから田植え、稲刈り、さらに米を使った料理等の農業体験学習を行っています。特色ある小学校としましては、菊池北小学校において古代米の品種であります赤米の無農薬栽培を行ない、それを食材にした独自の料理を工夫して福岡の大刀洗町の菊池小学校との都市間交流事業の一環として実施されております。また、先ほども述べられましたとおり、七城小学校におきましても平成

4年、5年に文科省の勤労生産学習研究校の指定を受けて以来、米づくりを農業体験学習として取り組んでいます。また、今年度からはジャガイモと玉ねぎの栽培にも全校児童で取り組んでおります。

児童のこのような農業体験活動を通して収穫の喜びや働くことの厳しさ、楽しさを自分の体で感じることができる機会を持つことは、職員の観点からも大変重要であると認識しております。さらにこのような体験学習の取り組みにより、農業を理解し、将来的に地域を担う人材の育成につながっていくという認識の下、引き続き小学校における農業体験学習の充実に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 泉田栄一朗君。

[登壇]

○2番(泉田栄一朗君) 菊池市でも多くの取り組みがされている事例を紹介していた だきましたけれども、ここで福島県の喜多方市、ラーメンで有名なんですけれども、 ここの農業教育特区の認定を受け、農業科を実践している事例を紹介させていただ きます。農業科の設置は、2年前、心の教育である農業を小学校の必修科目にとい う新聞のコラムを見て、喜多方の市長が提案したそうです。当初は前例も教科書も なく困惑したらしいのですが、不登校だった児童が農業をし始めて休日も作物の世 話をしたり命の大切さを知り、農業には教育的効果があることを確信したそうです。 市教育委員会、JAの職員ら、また市農業科委員会を結成し、指導計画、副読本を つくり、実施までにこぎ着けたということです。小学校3年生以上の必修科目にし、 20 aの畑で学年別にサツマイモ、粟、大豆、大根、ジャガイモなどの栽培、農業 高校の生徒に米づくりを習ったり、地域の農家との連携もしているとのこと。夏の 草取りの大変さを学び、収穫の喜びを感じるなど、農業体験は心を耕し、自然や命、 人の絆を結ぶこと。また、学校と保護者と農家と農業高校生が協力して地域全体で 教育力を発揮しているそうです。子どもたちを地域あげて温かいまなざしで育てて いくことが大切です。そのまなざしが、学校教育を豊かにし、そのネットワークの 中で育つからこそ、子どもたちがふるさとを好きになり、ふるさとを愛する心を持 つようになるということです。私はこの喜多方市のことを知り、大変感動しました。 熊本県では、南阿蘇に単位性、通信制のくまもと清陵高等学校ができたそうですけ れども、その内容を見てみますと、必修科目にやはり農育という言葉を置いて、南 阿蘇村学を設け、一貫性のある農作業を実践しながら、将来の食農につなげている そうです。菊池市には、伝統ある菊池農業高校もあります。また、豊かな自然、物 産館や道の駅等を中心とした地産地消の精神、また各学校で行われている生活の場 の食育活動等、まさに土壌が整っていると思っております。農業を学ぶ子どもたち

は農業に目を向け、理解し、さらに支援者になり、さらに郷土に誇りを持つ人間に 育つはずだと思います。私は、菊池市こそが小学校で農業科を取り入れるべきだと 考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) 必修科目としての農業科の導入についてでございますけれども、先ほど答弁しましたように、農業に対する思いを幼いころから育んでいく手段としましては、小学校における農業体験の意義、あるいは効果というのは十分認識しているところでございます。そこで、本市で、例えばその農業科というのを必修科目とする場合、その時間をどこで生み出すかが問題になります。そこで考えられるのが、喜多方市と同じように総合的な学習の時間を活用するしか考えられません。ところで、このような中で小学校において学習指導要領の改定が行われました。今回の改定では、国語や算数などの教科の時数が増加しました。また、5年生、6年生では、年間35時間の英語活動が導入されました。これは、すべて総合的な学習の時間から削減されることになりますので、これまでありました総合的な学習の時間、110時間から今後70時間に縮小されます。さらに、本市では3年生、4年生でも英語活動を導入することにしておりまして、その時間を20から25時間することにしておりますので、総合的な学習の時間が45時間となります。

このような状況の中で、議員ご指摘の農業を小学校の必修科目とする場合、いわゆる農業科の導入については非常に困難であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 泉田栄一朗君。

[登壇]

- ○2番(泉田栄一朗君) 今、総合的な時間というものを使ってやるということで、ますますこう時間が減らされているというような現状をお聞きしましたけれども、私も英語とか国語とか、そういうものを否定するものではありませんけれども、今、小学校で一番大事なことは、やはり心の教育ではないかと考えております。そういうようなことで、私がもし市長になるならば、この農業科はぜひ入れたい内容だなと考えております。よければ市長のご意見を聞いて、終わりたいと思います。お願いします。
- ○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇]

○市長(福村三男君) 泉田議員にお答えしたいと思います。

ただいま、教育長が答弁いたしましたように、大変限られた時数、時間数の中におきまして総合学習の時間が、いわゆるゆとりの学習としていろんな意味で利用されてきたであろうと思いますが、必須の科目として英語等々が入り、それで時間が制約されてきている中において、農業というものが広く心を、あるいは人を育てていくという意味においてはご指摘のとおりだと思います。しかしながら、現実に今度はその他の基本的に小学校で学ぶべき学力というのが低下するということに影響を与えてはならないということで慎重をきしていかなければならないことだと思います。また、農業そのものにのみならず、一つの生活習慣という中におきます農業という位置づけをした場合に、やはり自分たちの家のそれぞれの庭先でつくるだとか、あるいはまた地域におきます水環境的な環境において、地域ぐるみにおいて農業に参画するだとかといった時間を地域においてつくることも一つではないのかなと、このように思います。

そういった意味も含めまして、菊池市は喜多方市と同じように農業特区を受けております。ただ旧菊池市だけの範囲になっておりますけれども、20 a を保有することによって、農業が営農できるということで、他にないような特区を取っておりますので、一般のお勤めになっている方々におきましてもそういうことは可能であるということでございます。

また、さらにはそういった方々については、趣味のこの農業であったり、あるいはまた体験的な農業であったり、あるいは大きくその経営規模を拡大していくための基礎的な農業経験というもの、そういうものを得る場としてファームきくちの設立をして、現在珍しい、全国的には珍しい自治体が関与した農業生産法人が設立をされておりますので、そういったものも複合的に考えながら、これからの課題として受け止めさせていただきたいと、このように思います。

○議長(北田 彰君) 泉田栄一朗君。

「登壇」

○2番(泉田栄一朗君) ぜひ、将来の菊池市の50年先、100年先を見据えて、菊池独自の教育の独自性を出していただきたいと思いまして、検討をしていただくということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長	(北田	彰君)	ここで、	暫時休憩します。	

	O
休憩	午前10時29分
開議	午前10時39分

○議長(北田 **彰君**) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 清孝君。

[登壇]

○3番(森 清孝君) おはようございます。

私は、地域社会の維持振興という観点から、3つの事項について質問を行います。 農業や農村問題に詳しい熊本大学の徳野貞雄という教授がいらっしゃいます。そ の方が、月刊農業くまもとアグリという本の中で、組織組を基に集落単位での各世 帯の構成や余所に出ておられる家族の動向あたりをしっかり調査した方がいいとい うその必要性を提案されております。それに基づいて私の集落を調べてみましたと ころ、3人暮らし以下の世帯が半数あることに驚きました。農山村は漁村も似たよ うな状況にあると思われます。そんな中で、よそごとと思っておりました路線バス の廃止もあり、今、高齢者を中心にあいのりタクシーへの要望が高まっております。 このことは、12月の定例会で水上議員も質問されましたけれども、再度お尋ねを いたします。

まず、あいのりタクシーの仕組み、その概要と水源地域線、龍門地域線、泗水西地区線、それぞれの1運行の利用者数及び年間の利用者数などはどうなっておりますか、お尋ねをいたします。

2つ目、それぞれ市の負担額はどうなっておりますか。お尋ねをいたしまして、 最初の質問といたします。よろしくお願いします。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長(石原公久君) あいのりタクシーは、中山間、山間地域をはじめとした公共交通空白地域の自宅等から市街地や街中までを事前予約制の乗合タクシーで結ぶものでございまして、現在、水源地域線、龍門地域線、泗水西部地域線の3路線の運行を行っております。利用者の料金は、通常のタクシー運賃の4分の1程度で、市は実際にかかったメーター運賃と利用者の支払った料金との差額をタクシー事業者に運行欠損額の補助として支払うことになりますが、予約がなければ運行しないこと、予約の状況に応じて小型タクシーを複数出したり、ジャンボタクシーを出したりすることで経費の圧縮を図っています。

次に、利用者数でありますが、市の広報や新聞報道等にありましたように、平成 16年の8月に小木地域及び迫間地域の一部の地域と旧原線沿線とその延長地域で の運行が始まり、先月これまでの利用者数が総数3万人を超えたところでございま す。今年度は1月までの運行実績で申し上げますと、1運行当たりの利用者数は、 水源地域線で10.1名、龍門地域線で4名、泗水西部地域線で2名となっており ます。年間ベースに換算しますと、水源地域線で約8,400名、龍門地域線で約2,900名、泗水西部地域線で約900名がご利用になる見込みであり、前年度と比較して水源地域線で2%、龍門地域線で15%程度利用者数が増加するものと予測いたしております。今年度の運行費ベースでの補助金の見込額を申し上げますと、水源地域線で対前年比104%の560万円、龍門地域線で対前年比115%の240万円、泗水西部地域線は40万円程度と見込んでおります。増加の主な原因は、平成19年12月から国がタクシー運賃の値上げを認可したことによりまして運行費が上昇し、市の負担が5%程度増加したものであります。水源地域線と龍門地域線の補助金の見込額に運行予約の処理費用を加えますと行政負担は年間940万円程度になりますが、バスが運行していたころは年間2,600万円ほどかかっていたことから、運行地域が拡大し、住民サービスが向上にしたにもかかわらず、大幅な経費節減ができているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 森 清孝君。

「登壇]

○3番(森 清孝君) 再質問を行います。

次に、これからのことという意味でお尋ねを申し上げます。泗水東地域の運行についてお尋ねをいたします。急いでほしいという強い要望もありますけれども、その運行開始日はいつごろになりますか、お尋ねをいたします。

また、その次に興味がありますのは料金のことでございますけれども、どのような設定をお考えになっているのか。例えば、桜山地区、永地区、住吉あたりのことでお答えを願いたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長(石原公久君) 泗水東部地域への運行の見込みでございますが、市は平成21年度中のできるだけ早い時期にあいのりタクシーでの運行を目指し、現在地区ごとの料金や運行区域の設定など、運行計画を詰めているところでございます。乗合タクシー事業における地区ごとの料金設定は非常に難しく、国からの許認可をいただく際の大きなポイントとなりますので、現時点では正確に申し上げられませんが、過去の事例から申し上げますと、田吹、永出分地区の場合は200円、桜山、永地区の場合は300円、住吉地区では300円から400円程度になるものと想定されます。この料金は、あくまでも想定値でございますので、参考程度に考えていただきますようお願いいたします。

今後は、こうした運行計画を詰め、地域内のタクシー事業者との協議はじめ、当

該地域の両端を運行しています路線バス事業者や関係者との協議を行い、また住民の皆様とも打ち合わせを行ってまいりたいと考えております。国の許認可を得るまでには菊池市公共交通会議での了承、バス対策ブロック協議会への承認など、様々な交渉や協議をクリアしていく必要がありますが、できるだけ早い時期ということで努めてまいります。運行開始に向けて最善を尽くしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 森 清孝君。

「登壇」

○3番(森 清孝君) できるだけ早くということを求めまして、次の質問に入ります。 昨日、外村議員さんの方から地域振興券について質問がありました。ダブること もあるかと思いますけれども、商工の振興というような観点から地域通貨、一会に ついてお尋ねをいたします。欲しくて並んだけれども手に入らなかったという市民 の声がいくつかありました。それに基づいてお尋ねをいたします。500円券11 枚綴りを5,500円というような感じで10%のプレミアムが付いておりまして、 買う人は500円の儲けというとおかしゅうございますけれども、得になるわけで ございます。そのようなことで、結構人気があるわけでありますがお尋ねをいたし ます。一会購入者は何名ぐらいで、平均購入額はいかがですか、お尋ねをいたしま す。

次に、発行場所、発行額はそれぞれいかがであったか、お尋ねをいたします。 発行の方法、周知のやり方についてはどうでありましたか、お尋ねをいたします。 ()議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) 地域通貨一会の販売状況について、まずお答えいたします。 1点目の購入者数でございますが、前回の平成17年度の反省点としまして、多 くの方が購入できるようにというご意見をいただいておりましたので、1人当たり の限度額10万円を今回は半分の5万円としたところでございます。しかし、結果 といたしましては3,898名と、前回の5,029名より1,100名程度減少い たしました。これは、売り切れることを想定され、1人当たりの購入額が多くなっ たことが原因と考えております。1人当たりの購入額の平均は、前回約2万9,8 00円に対しまして今回は3万8,400円となっております。

2点目の発行場所、発行額でございますが、発行場所は市役所及び各総合支所並 びに各物産館の8カ所でございます。発行額につきましては、12月に2万冊、額 面にいたしまして1億1,000万円分、2月に1万冊、額面としまして5,500 万円分の合計 3 万冊、額面としまして 1 億 6 , 5 0 0 万円分でございます。販売所は、それぞれの発行額は本庁で 7 , 5 0 0 冊で 2 5 %、七城総合支所が 3 , 4 0 0 冊で 1 1 . 3 %、旭志総合支所が 1 , 9 0 0 冊で 6 . 4 %、泗水総合支所が 2 , 5 0 0 冊で 8 . 3 %、第 3 セクターでは菊池観光物産館が 4 , 0 0 0 冊で 1 3 . 3 %、メロンドームが 4 , 8 0 0 冊で 1 6 %、旭志ふれあいセンターが 1 , 5 0 0 冊で 5 %、養生市場が 4 , 4 0 0 冊で 1 4 . 7 %となっております。

次に、3点目の発行の方法、あるいは周知の方法についてお答えいたします。発 行の方法につきましては、1人5万円を限度といたしまして、販売所窓口で地域通 貨購入申請書を記入いただきまして発行いたしました。

次に、周知の方法でございますが、11月号の市の広報紙に予告告知を掲載いたしまして、12月号に詳しい内容を掲載し周知を行っております。12月の広報紙とあわせ、取扱店一覧表を各戸に配布いたしております。その中にも、内容を掲載し、周知を図っております。2月販売分につきましては、回覧により周知を図っているところでございます。また、取扱店にはポスターとのぼりを配布し、消費者に周知を図りました。なお、本市の緊急経済対策としての取り組みがマスコミ等に取り上げられ、地元紙や地方紙及びテレビで放映されたこともございまして、反響が大きかったものと思われます。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 森 清孝君。

[登壇]

○3番(森 清孝君) 現在、まだ検証中という部分もあろうかと思いますけれども、 再度お尋ねをいたします。商店等よりの換金請求というのはどの程度あっておるん でしょうか。お尋ねをいたします。

また2つ目としまして、実質1,500万円の市の負担となった事業でありますけれども、その効果についてはいかがお考えであるか、お尋ねをしたいます。

また、定額給付金支給のタイミングでの一時発行についてはどうですかということを思っておったわけですけれども、昨日外村議員への答弁の中で計画はないというようなことでございました。その答弁の中に、今後は経済団体独自の取り組みや実行委員会等への市の支援として考えているというようなお答えもあっておりました。

そこでお尋ねをいたします。今後の発行について商工会、そして商工会としてですね、市への要望や計画の兆しというのはありますんでしょうか。お尋ねをいたします。

また、団体主体の発行となりますと、その前段としまして、団体の合併という必

要もあろうかと思いますけれども、そのような合併に関する状況、市としてどうい うふうに捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

「登壇」

○経済部長(後藤 定君) ご質問の1点目、換金の状況についてお答えいたします。 換金につきましては、月2回の振り込みと10万円未満の請求に関しましては、週 2回現金で換金できることとしております。換金状況は、2月末日現在で69. 7%の換金率となっております。年末年始の消費拡大に貢献できたものと思っております。

2点目の事業効果についてでございますが、地域通貨、一会の発行後の検証につきましては、現在利用期間中でございますので、3月から4月にかけてアンケートを実施する予定でございます。アンケート依頼数は、購入者から抽出して300名、取扱店336店舗を予定しております。また、実行委員会での意見集約及びアンケート終了後に結果が判明次第、市民の皆さんに広報などでご報告いたしたいと考えております。

検証とまでは言えませんが、1月中旬に12月の利用額が50万円以上の取扱店に簡単なアンケートを実施しました。39店舗に依頼し、32店舗から回答をいただいておりますが、その中で地域通貨の取扱店になって前年の売り上げと比べてどうでしたかとの設問に対しまして、売り上げが増えたと回答して店舗が25%、変わらないと回答した店舗が37%でございまして、現在のこの消費の冷え込みにより購買力が低下している中で、この地域通貨事業が地域経済に与えた影響は大きいものがあると思われます。また、今回実施しました地域通貨の取り組みは、菊池市の活性化に貢献したと思いますかという設問に対しましては、75%の店舗が活性化に貢献したと思うとの回答でありまして、地域通貨事業への期待感が伺えるものと思っております。

3点目の商工会の要望や計画の兆しということでございますが、現在、事業実施期間中でもありますので、商工会の要望等のとりまとめは行っておりませんが、非公式には商工会等からの一部要望の話もあっているようでございます。従いまして、事業が完了した後、実行委員会での検証あるいは経済状況を見極めながら、昨日市長答弁にもありましたとおり、諸々の条件等が整いました場合は、時期及び内容などを十分検証し、発行を検討することになるものと思っております。

それから、団体の合併状況等の絡みといいますか、そういった部分につきましては、現在その辺の十分な把握ができておりませんので、今後またご相談申し上げながらですね、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思い

ます。

○議長(北田 彰君) 森 清孝君。

[登壇]

○3番(森 清孝君) 続きまして、地域振興策の中でも重要と思われます農業振興策 についてお尋ねをいたします。間口の広い問題で非常に難しい問題であるというふうに思いますけれども、農業振興策と物産館ということでお聞きをしたいというふうに思います。市内4つの物産館の農産品の販売額は年間それぞれどのぐらいございますか、お尋ねをいたします。

2つ目、それぞれの物産館にそれぞれの生産者の登録の仕組みがあると思います けれども、その数はおおよそどのようになっておりますか。また、生産者1人当た りのおおよその販売額は、おわかりになればお答えを願いたいというふうに思いま す。農業は基幹産業と言いながら、就業平均年齢は60歳を超えております。煎じ 詰めますと苦労に見合うリターンのなさが原因というふうに考えます。この流れを 取め、農業の大切さを市民共有の認識とするためにも、食べ物の大切さを小学生か ら教え込みたいと、このように思います。先ほど泉田議員も似たようなことをおっ しゃいましたけれども、農業に従事している人たちの集団だけで農業の振興策を図 りましても、そもそもその就業人口が低いわけでございますので、少ないわけでご ざいますので、なかなか思うようにまいらんというふうに思います。そこで、子ど ものころから食物の大切さを指導しながら、農業の大切さを教え込むということも 必要ではなかろうかというふうに思っておるわけであります。食べ物副読本、農業 副読本というものがあればなというふうに思う次第であります。教育委員会の方で はいろいろそういうこともやっておるというようなふうな先ほどの答弁でございま したけれども、農政サイド、農業振興の考え方としまして、農業振興の手立てとし てそういうことを考えたらどうかというふうなことを思うわけでございますが、い かがでございましょうか、お尋ねをいたします。

それから、畜産の盛んな本市の農業にあって、法整備に基づく堆肥舎等の整備の 状況をお尋ねしたい、このように思います。よろしくお願いします。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

「登壇〕

○経済部長(後藤 定君) 1点目の道の駅と農業振興につきましては、本市4物産館の平成19年度の年間農産品販売額につきましては、菊池観光物産館が約1億4,900万円、うち出荷登録者分が約1億3,800万円でございます。七城町特産品センターメロンドームが約9億3,900万円に対しまして、出荷登録者分が約6億9,400万円で、73.9%を占めております。旭志ふれあいセンターが約3

億円、うち出荷登録者分が約1億6,100万円でございます。有朋の里泗水養生 市場が約4億7,200万円で、うち出荷登録分が約4億5,800万円と、97% を占めております。4物産館の農産品販売額合計は約18億6,000万円でござ いまして、うち出荷登録者の物産館における売り上げは合計で約14億5,100 万円と約78%を占めております。出荷登録者の販売額は、平成15年度時点と比 較しますと約1億1,000万円、8.5%増加している状況にございます。同じく 平成19年度における出荷登録者の状況といたしましては、菊池観光物産館が22 1名、七城町特産品センターメロンドームが294名、旭志ふれあいセンターが2 75名、有朋の里泗水養生市場が341名となっており、物産館の合計で1.13 1名となっており、出荷登録者の1人当たりの販売額につきましては、菊池観光物 産館が約62万円、七城町特産品センターメロンドームが約236万円、旭志ふれ あいセンターが58万円、有朋の里泗水養生市場が134万円となっており、物産 館の平均で約123万円となっております。出荷登録者数は、平成15年度時点か ら1,100名程度で、ほとんど変わらず推移しておりますが、1人当たりの販売 額は物産ごとにばらつきはありますものの、平均額で見てみますと約18万円、1 7%増加している状況にございます。

次に、2点目の食育と農業振興でございますが、学校における農業理解活動につきましては、国・県から職員に伴う教材等の配布のほか、平成20年度ではJA、信連、農林中央金庫によるJAバンクでJAバンク食農教育応援事業が創設され、その取り組みの一つとしまして、農業と食、農業と環境、農業と経済等をテーマとする小学校高学年を対象とした補助教材の贈呈が行われました。本市におきましても、市内小学校5年生全員に贈呈され、農業生産や農産物流通の現状、食品の価格形成の仕組み、農山村や里山が果たす環境保全機能など、農業に対する理解を深める取り組みに生かされております。また、市内小学校では、野菜や米づくり、栽培した農産物を使った料理等の農業体験学習が行われておりますので、関係機関の対応を生かしながら連携を保ってまいりたいと考えております。

3点目の生活環境と農業振興につきましては、平成11年11月に家畜排泄物法が施行されました。施行後5年間の猶予期間が設けられ、平成16年11月1日から本格的に稼働しております。市といたしましても、家畜排泄物法の本格的な施行を前に、畜産農家に対して国・県補助事業や融資事業及び畜産環境リース事業による堆肥舎等の建設を強力に推進してまいったところでございます。その結果、堆肥舎等の建設は順調に進み、野積みや素堀り等は大幅に減少してきてはおります。平成17年5月末時点の全畜産農家が580戸でございまして、環境3法対象農家が493戸、そのうち整備済みの農家が488戸で、5戸の農家が未整備でございま

した。しかし、その後、国・県の補助事業や市の単独事業を利用して堆肥舎等を整備され、現在の簡易対応を含む整備率は100%となっております。しかし、堆肥の過剰散布や液肥として利用が認められているスラリーの散布により、悪臭に対する苦情も寄せられております。今後も県や農業団体と連携を取り、堆肥やスラリー散布を速やかに耕運するよう指導し、住環境の保全に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 森 清孝君。

「登壇」

○3番(森 清孝君) 再質問を行います。

スーパーも物産館のように地産地消コーナーを設置しておるところも珍しくなくなりました。一方、物産館の方も徐々にではありますけれどもスーパーのようになってきたような気もいたします。農業振興の方策の1つとして、物産館を今後どのように活用すべきと市としてお考えでございますか、お尋ねをいたします。

2つ目、食育ですけれども、ヨーロッパには命が一番大事と、2番目は食べ物という考えがあるそうでございます。私、西日本新聞で連載をまとめました食卓の向こう側というシリーズを読んでみましたけれども、食べ物の歪み、食の歪みが体の歪みとなり、農業の歪みとなり、社会の歪みとなるというようなことが詳しく書かれております。多くのことは、この食のことを解決すれば社会問題解決するんじゃないかというような話がいっぱい載っております。そこで遠回りでも、やっぱりこう各部署連携して、教育のことは教育委員会ではなくて、子どもたちから食の教育、農業振興が必要であるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) まず、物産館の活用といたしましては、農業振興の1つとして、本市におきましては第3セクターが運営する各物産館を地産地消の拠点として運営いたしております。近年の食の安全・安心に対する関心の高まりより、消費者と生産者の信頼関係が求められる中、各物産館においては地域農業者の方々かと運営する第3セクターとが協調、連携し、安全・安心・新鮮な農作物の直売を通して、消費者の方々に信頼される現在の姿があり、ブランド化の推進、さらに農家所得の向上へとつながっているものと考えております。

さらに、各物産館の独自事業といたしまして、収穫体験や第3セクター同士が連携したツアー事業などの取り組みにより、本市農業のPRが行われているところで

ございます。物産館の振興は、本市農業の振興の1つとして、あるいは小規模農家の受け皿として重要なポイントであると考えておりますので、市といたしましても物産館の取り組みをさらに磨きをかけていくよう連携した対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、各部各課を連携した子どもたちからの農業振興につきましては、先ほど申しましたように、教育委員会や学校における取り組み状況がございます。このような農業体験活動を通して、収穫の喜びや働くことの厳しさ、楽しさを自分の体で体験できる機会を持つことは職員の観点からも重要でありますし、農業を理解し、地域を担う人材の育成につながるものでありますので、今後も連携を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 森 清孝君。

[登壇]

○3番(森 清孝君) 物産館と食育について、3度目のお尋ねをいたします。いわゆる農産物の直売というよりも、付加価値を付けた加工品の優位性ということは多くの人が認めているところでございます。本市の物産館は、余所と比べますと成功の部類であるというふうに思いますし、関係者一同頑張っておられると高い評価をするものであります。しかしながら、加工分野をどう扱うかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。物産館によりましては、弁当、餅、団子、漬け物、人気商品があるところもございます。より出品者の所得を増やすためには、加工も必要であろうというふうに思います。この加工分野についてどうお考えか、お尋ねをいたします。

2番目ですけれども、先ほどお話がありましたJAグループ系統から小学5年生に贈呈されました三部作は、読んでみますと農業理解を深める上でとてもよい資材だと思いました。学校現場での活用を期待するものでございます。ただ、地域性の非常に強いのが農業です。本市の農業理解を深めるためにも、将来農業の応援団となってもらうためにも、食の分野から切り込んだような資材の作成も農業サイドで必要ではないかと、このように思うものであります。違った意味での農業振興と言えばいいでしょうか。このように思いますが、いかがでしょうか。農業は基幹産業であるというようなことは選挙になればどなたもおっしゃることでありますけれども、最後に市長のコメントがありますれば、同時にお聞きしたいと、このように思います。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤 定君。

「登壇」

○経済部長(後藤 定君) 加工の振興策につきましては、議員ご指摘のとおり、農作物を単に生産販売するだけでなく、こだわりの農産物づくりや加工などによって付加価値を高めることは重要なことであると認識いたしております。ご紹介いただきましたように、市内物産館の設立後、農産物の直売に加え、加工という付加価値を高める取り組みを進めてまいりました。物産館の加工施設のほか、出荷者の方々が自宅等で加工された農産加工品の開発、販売が進められており、これまで多くの加工グループが設立されているところでございます。特に有朋の里泗水養生市場では、道の駅弁の取り組みに力を入れられており、平成19年度の決算では弁当総菜の売り上げが約1億1,500万円、前年比14.7%の伸びで、全体売り上げの約23%を占めており、農家所得の向上が図られているところでございます。

このように、活力ある取り組みをモデルとして、各物産館と連携し、さらに磨き 上げながら付加価値を高める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目の本市の農業の理解を深める副読本の作成につきましては、先ほど答弁いたしましたように、現在、各機関からの贈呈いただいた副読本等を活用している状況でございます。現時点では具体的な計画はございませんが、今後の課題として受け止めさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 基幹産業として菊池市の農業があるということで、それに対す る思いといことを述べよということでございました。県下一の農業地域であると、 生産高におきまして300億円を超えた売り上げを持っておりまして、それが大変 大きな付加価値を持っているということでご指摘のとおり、その中心的な役割を果 たしているのは、当然組織的なこのJA組織というものが大きな役割を持っており ますとともに、我々行政からすると一番身近なこの我々が出資をしております第3 セクターが地域の一つのシンボル的なものも含めまして、地産地消を推進している ということで先の部長の答弁のとおりだと思います。そして、地域経済におきまし ては約30億円を超える売上高がいろんな農産品をはじめといたしまして、農産加 工物などなどを含めるが、それだけの大きな経済が地域の中で動いているというこ とでありまして、そういった観点から、この第3セクターにつきまして、しばらく の猶予を持ちながら、本当にこの他の参入する一般公募におきましても負けること のないような、そういったこの総合評価を受けられるような地域一番店としてのそ れぞれの物産館が頑張ってほしいということでお願いを申し上げまして、5年間の 指定を延長するような形にさせていただいたわけであります。今後につきましても、 そのやはりその地域地域の産物として何がふさわしいかというようなことで、売り 上げの内容等についてもばらつきがあります。そういった意味では、泗水町におい ては弁当がメインになっておりますが、弁当の食材は果たして地産地消をどういっ たパーセントを占めているのか、あるいはこのそれぞれに団子とかいったものがあ りますが、あるときには1人のおばあちゃんが1人で1,000万円を超える売り 上げをしていたというお話をされておりました。今は本当に落ち込んだとおっしゃ るから、いくらぐらいになっていますか、正直にどのぐらいですかと言ったら、大 体400万円ぐらいとこうおっしゃっていましたけれども、1人でおばあちゃんが その400万円を年間で所得として上げられる。もちろん、年金維持とおっしゃら れますが、生きがい対策にもなっているということではないのかなと思ったところ であります。また、旭志におきましては、旭志ブランドとして定着しております旭 志牛が1億円を超える勢いに今なっておりまして、これもまた地域の畜産農家の皆 様方に対しましては大きな影響力を持ってくるようになってくるんではないのかな と。ただ、流通が非常に複雑なために、目に見えて自分のものがこの店に並んでい るということを確認しづらい状況であります。しかし、そのほか、豚肉とか等々に つきましては、明らかに自分たちの出荷したものであるということが目に見えてお りますので、地産地消、これは地域を循環型といいましょうか、自分のところで出 したものがそこで売れて、そしてさらにそれが原料として地域でまたその求められ ると、そういう循環的な経済であり、農業についても、やはり団子をつくれば菊池 の麦を使った麦の粉でやってほしいという、そういう循環型の農業の中から発生し てくるような経済効果というものを求めることによって、他に求めていくことによ って、町外、市外に流れていかないように経済を留めていくべきだろうと、こうい うふうに昨今考えているところでございまして、さらにそういうことを徹底して地 域循環型のひとつの農業、あるいは経済というものを構築していきたいなと、この ように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1 時から開きます。

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山瀬義也君。

○18番(山瀬義也君) 昼からの一番でございまして、大変こう昼食後でございまして、眠い中と思いますけれども、ご静聴をお願いしたいと思います。

昨日から、産廃問題について、環境問題についてということで、2人の議員が質問されておりますけれども、私は私なりに、今までの経過を含めてちょっと説明しながら質問したいと思います。よろしくお願いします。

環境問題について、旧3カ町村の議員の皆さんに申し上げたい。産廃処理場を中 心とした山々に降った雨水は、鉾の甲川に流れ、立門で菊池渓谷の水と合流し、そ の直下で竜門ダムへ流入しております。このダムから旭志、泗水、七城、合志の台 地を農業用水として潤っております。菊池市全体ほか、また菊池川、迫間川下流域 は、地震やその他の災害で産廃処分場から有害物質が流れ出る危険等にさらされて いるのです。産廃問題は、決して旧菊池市の問題ではありません。新菊池市の問題 であります。農振除外、2本の市道の払い下げまでの経過、平成15年9月議会、 117ページの環境保全協定書に関する市民部長の答弁を読んで下さい。市道は、 各町を阻止する最後の砦であったのに、これをやすやすと九州産廃側に払い下げた。 市は13条を拡張ありきとしているが、当時の部長答弁は、拡張問題が協定凍結ま で合意が付いていないことを明確に述べている。九州産廃は、農業者ではないので、 当該地を買うことはできません。そこで会社が考え出したのが土地所有者関係者を まとめた農業法人の設立です。この法人が農振除外申請を出しました。当該拡張地 に関する市長答弁の流れを調べてみました。平成13年の市長選挙の公約で、市長 は、いの一番に産廃処分場拡張を阻止しますと公約をされました。産廃処理場が水 迫地区の候補者立ち会い会集会では、私が市長選挙に当選したら一番に農業法人を 立ち上げて拡張予定地を買い取ると約束されています。13年9月議会で、一耕作 者が耕作の意思があるのに市が優良農地を買い上げるのはいかがか。また2番目に、 農用地回収は議会の同意があれば手続きを踏む。3番目に、農地がキーワードにな る。4番目に、拡張を阻止するために移設移転を進めている。5番目に、農地買上 の意識はいささかも揺るぎない。6番目に、移設が実現していけば、農地を買う必 要がないので、移設の方向で進める。14年の12月議会では、拡張予定地を10 年間守ることができるかという不安があると。16年3月議会では、農振除外の最 終処分判断は市長である。16年6月議会では、拡張予定地の農地利活用は第三者 協議会を設置して審議をしてもらう。産廃反対同盟は、農地を守るため、みんなで 人築をし、飼料の種を蒔き、約10ha余りの農地を守ってきたのです。これらの 答弁をまとめてみますと、農振除外については全く脈路がなく、ときには議会の責 任にしたり、ときには市民の責任にしたりして、結局は会社が望むよう結果、つま

り農振除外に軟着陸してしまったのです。産廃施設の許認可権は県にあります。そ の中で、菊池市が産廃のこれ以上の拡張を止めるには、協定書13条であり、拡張 地内を走る2本の市道を守る、この2つが最後の砦でありました。拡張を県の公共 関与の遅れを補うため認めていますが、最後の砦を外したら、次から次へと要求を 重ねてくるのが会社のやり方であります。暫定公共関与地以外に農振除外地が残っ ている限り、会社はこれを処分場として利用していくのは当然です。農振除外をし たことは、会社に大きく利をなすことになってしまいました。県の公共関与の現状 は、進捗状況は、21年度に基本計画、環境アセス、22年度に実施設計、23年 度に工事着工、25年後半に完了ということになっております。26年から搬入と いう予定でありますが、これまたどうなるかわかりません。45万㎡ということに なっております。場所は南関で、県の公共関与事業計画が進んではいるが、26年 の搬入は遅れるものと予想されます。県は、産廃事業の許認可者でありながら、九 州産廃の拡張という処理能力にあぐらをかいて、公共関与事業に前向きではあるが、 まだ未定である。平成14年の県議会において、前川県議の質問の中で、産廃処理 場の処理能力は4年、また民間の施設運営よりも公共で行ない、少しでも協定期間 を短くすべきだと述べています。平成16年6月県議会では、知事からの示された 案を市民に説明して責任を負いたいと明言されています。菊池市は、県議と共同し て公共関与事業を促進すべきです。県政界の幹事長で重鎮であります。実力のある 県議をもっと菊池市のために力強く後押しして働いてもらわなければなりません。 環境整備基金については、平成16年以降は積み立てを実施していないようでござ います。基金を使って維持管理すべき環境保全をどう維持するのか。会社が協定を 守っていないことを市は守るように申し入れているのか。この問題は、木下議員が 6月、9月議会において質問され、答弁として産廃税競争激化などを理由に積み立 てがなされていないとの答えがありました。しかし、議事録を読み返すと、市長は なぜにこれほどまでに会社側を擁護するのか、理解に苦しみます。特に、平成16 年6月議会で市長の答弁の中に、九州産廃の前田社長は、企業人としてのプライド、 一人の市民としての責務、それに基づく決断を高く評価していると述べられていま す。環境整備基金は、本来周辺地域の環境整備に積み立てることになっております。 しかしこれを補償金の財源に充てるというのは、金を会社から預かっただけの話で はありませんか。また、移転費用、補償についても協議会設置要領の中で協議する とは書いてありますが、菊池市が負担するとは書いてありません。市長が4年間短 縮をお願いしたので市が半分見るようになったという受け止めでございます。市長 は、協定書の操業期間の短縮に務めた努力は認めますが、残念ながら市は環境保全 協定書の本質を理解せずに、事を進めてしまいました。端的に言えば、13条は拡

張増設ありきではなく、先に拡張増設の是非を協議するということから始まるのです。だから、産廃施設の許認可権が県にあることを考えれば、13条は拡張を止める切り札だったのです。一方で、県の公共関与事業の早期促進を図ることにより、公共関与施設が早期に完成すれば、排出業者は問題のない県の処分場へ産廃物、廃棄物を処理します。結果として、会社は処分場を閉鎖せざるを得なくなります。つきまして、拡張はなかったはずであります。

今述べたことから、反対同盟の最後の考えがそうでありました。県の公共関与は延々として進まず、仮に県内に設置する場所が決定しても、これまでの論議の中では公共関与地の操業には5年はかかると言われています。仮に建設地が決定されているとしても、今の時点であと5年というのは最短で平成26年であります。かろうじて4年の短縮に間に合うということです。これまでの計画からして、実現不可能でしょうか。さすれば、市道を払い下げてしまって許可した農振除外措置は何であったのかということになります。今回の早期解決のための条件は、すでに実行されているものもあり、明らかに会社に対する、実に大きな利益供与となります。議会はこのことをしっかり認識しなければなりません。

例えば、公共関与事業が大きく遅れた場合に考えられること、拡張は既に県の暫定的公共施設になってしまったのでしょうか。もしそうでなければ、これまでの議会答弁は重大な誤りであったかもしれません。つまり、会社は公共関与で位置を平然として従来どおりの目的に使用することになります。市長は公共関与が完成せぬうちに、期間短縮が定まらないうちに会社に便宜供与してしまったことと同じです。この状態では操業期間短縮に大きな支障が出て、結局は当初の20年間操業に後戻りするわけです。早期解決要件を供与してしまったことは、菊池市に対して重要な損失を与えることになりかねません。公共関与事業の遅れは許されないわけであります。

次に、丸秘と書いてあった取り扱い注意、年度別の産廃物処理予算の見通し、合計 1 4 億 9,5 8 0 万円の 4 年間短縮の解決条件の入った環境保全協定の一部変更協定書、努力目標と書いてある。 1 3 の項目の解決条件について、1 2 月、2 月の2回、九州産廃の会長、社長に他の議員と同行で聞き取り調査に行ってまいりました。そのときの話でございますが、今まで会社と市長との関係は、会社の施設のバイオマスの管工事も市長の管工事会社にお願いした。 2 回の選挙も会社上げて応援した。会社の一般廃棄物許認可のときも、前田会長がうちの会社の売り上げがあがる。会社処分場に持ち込む県内外の各自治体から環境協力金などを取れば市も潤うとの話も私の提案である。現在、環境協力金、1 年目が t 当たり 1,0 0 0 円、2 年目が 2,0 0 0 円、1 6 年に 1,5 2 5 万 9,0 0 0 円、1 7 年に 2,3 4 8 万 6,

000円、18年に2,466万4,000円、19年に2,529万3,000円、20年に2,591万4,000円、計の1億4,661万6,000円となっております。市長と同会社の信頼関係がわかりました。13項目の解決条件は、代替業務なので、議会、市民に説明、公表して承認を得て下さいと。会社からは協議の中で何回となく述べてきた。また努力目標は市長が代わっても次の市長が守るように、議員が代わっても次の議員が守るように入れておきますという話が市からあった。13項目については、約束を守ります。信じて下さい。金庫の中にしまっておいて下さい。市の方からお願いしたとはっきり言われました。13項目の条件は、3年前ぐらいから協議の中に出ているが、なぜ議会に説明、相談はなかったのか。一部変更協定の前に13項目と受け入れていいか、悪いか、議会に相談説明をしなかったりが約束のできない泗水のごみ、またほかのを入れて4年間短縮の一部変更協定書が会社から白紙となっているが、今まで議会・市民を信頼をせず進んだことが菊池環境保全組合のごみ問題にも大きな問題になっている。また別の事業、菊池広域連合消防の問題にまで発展している。これらの関係する団体の信頼関係はどのようにしていくのか、大変こう疑問でもあります。

そこで質問をいたしますが、平成10年の11月17日の環境保全協定書の凍結時の前任者の協定書の内容に対する考え方、思いなどは事務引き継ぎの中で伝わっていたのか。市長にはどのように引き継がれたのかをお示し下さい。

2番目に、公共関与が遅れてはならない条件、県の公共関与事業は、九州産廃の 4年間短縮の終了とあわせて処分場が操業開始すべきである。地元県議とともに県 に強く働きかける考えはどうなのか。

3番目に、3年前から解決条件が協議の中で話されている。13項目の解決条件、調印の前に債務負担行為前になぜ議会に相談がなかったのか。努力目標の意味が会社に言っていることと議会に言っていることが意味が違うようであるが、これはどうなっているのか。市には瑕疵はないと言っているが、議会、市民、菊池環境保全組合には瑕疵はないのか。議会市民の説明は、会社の説明とはまるっきり違うがどうなっているのか。また、市が会社に4年間短縮をお願いした方で会社からお願いしてはないということですが、そのところもお聞かせ願いたい。解決条件は、すべて市が認めてもらったから調印したと言っているが、これはどうなっているのか。先ほどとちょっとだぶりますけれども、市民、議会、何でこう説明、相談がなかったのか。この点もさっきと併せてご説明願いたいと思います。

それと、4番目に菊池広報の3月号でありますが、広報の内容は、市長答弁と同じで一般市民には意味が通じない、わかりにくい。箇条書きにして報告すべきと思いますが、その点についてのお答えを願いたい。

まず、第1回目の質問といたします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 山瀬議員の方から数多くの質問をいただきましたが、大まかに 今3点に絞られているのかなと思います。ただ、今発言の中におきまして、会社に この、九州産廃ですが、会社の方を擁護するようなことをやってきたんではないか というご発言がありましたが、全くそのようなことではなく、解決に向かって会社 とお互いの信頼関係を築いてきたということであります。また、私が何か会社を、 自分の会社を持っているかのようなご発言でありましたし、そのことが会社の方と も請負か何かの関係があるかのようなご発言でありますが、私自身会社を持ち合わ せておりませんので、全く私に関係のないお話というふうに受け止めたところでご ざいます。平成10年に締結しました環境保全協定書につきましては、産廃問題の 解決に向けた大きなこれは成果でありまして、今後の協議の方向性が確定した有意 義なものであると、このように認識をしております。その意味からしましても、当 時この問題に携わってこられた市民や議会、あるいは区長会などの思いは、本当に いかばかりだったかと認識をして、感謝をしているところでございます。しかしな がらその後、ダイオキシン濃度が協定で定められました基準値を超えたり、また処 分場の一部かさ上げが行われるなど、地元住民の不安は消えませんでした。また、 環境保全協定書で定めた20年後の、いわゆる平成30年度には九州産廃株式会社 の意思を尊重し、誠意を持って市及び県は移転先を探し、移転費用や補償金につい て協議しなければなりません。特に移転先につきましては、また南関のお話があり ましたけれども、産業廃棄物の最終処分場の特殊性からいたしましても、移転先を 確保することは容易なことではないと思われまして、特に地元の皆様方がこの協定 の中身の中で移転先がこの30年に協議をしなければならないということに不安が られていたことでございます。

このようなことから、平成10年の環境保全協定書を基本としながらも、1日も早く産廃問題の解決をするためには、埋め立て期間を短縮しまして、移転先の問題、あるいはまた補償金問題などを解決することが大変重要でありますことから、平成19年の3月に一部変更協定書の締結に至ったところでございます。これにつきましては、昨日のご質問に怒留湯議員、森議員の中にもお答え申し上げてまいりましたけれども、地元地域の、特に水迫地区の皆様方が強い思いを持ってこの期日が確定していないという判断の下に、1年でも早く何とか確定的に菊池市で終わることをこの約定していただきたいという思いを強く受け止めておったところであります。次に、県の公共関与による産業廃棄物処理場の施設建設につきましては、議員が

おっしゃりますとおり、平成25年度からの供用開始の予定で県は事業を推進されております。これもまた同じように産業廃棄物をつくるという、そのつくられる立場につきましては、自分たちの地域には絶対ほしくないということでいろいろと反対的な意向も強くにじみ出ております。それを何とかこの我々県民といたしまして、熊本県が主体的になって公共関与の施設をつくるべきであるということは、我々の14市の市長会でもそうでありましたが、全県下の市町村長会、あるいは議長会などにおきましても、県に公共関与を求めてきた立場ではありますけれども、具体的な箇所が決まってまいりますと、地域住民の理解を得るのには容易なことではないということで現状に至っていると思っています。市といたしましても、この計画どおりに完成することを期待しておりますし、引き続きこのような県下の市長会等を通じまして要望してまいりたいと、このように思っております。

次に3番目でありますけれども、九州産廃株式会社は、市が4年間の期間短縮をお願いし、協議する中におきまして、会社の健全な運営と存続を重要な課題としておられます。たくさんの従業員を抱えているということでございまして、解決条件といたしまして、それに代わる代替業務の要望をしておりました。市も会社のこのような思い、意思を尊重しまして、必要な業務は委託したいと考えておりますが、法を逸脱したような委託はできないこと、あるいはまた計画の変更やこの社会的情勢の変化で委託ができなくなること、さらにはまた費用対効果等を考慮しながら協議を進めてまいったところであります。また、回答書の内容が市の業務に、委託に関することから、県は直接的に関与でないことから、市と会社の2者間の協議を行ってまいりました。また、議会においては将来を拘束するものではなく、業務委託の実施を確定するものではないと判断しておりましたし、そのようなことから市の努力目標であるとした回答文書であることから、議会へ報告しておりませんでした。繰り返しですけれども、義務的な、あるいは責任を負うようなものではないと、約束ではないと。あくまでも努力目標であるということで、この回答文書であるということでありますから、議会に対します報告をしていませんでした。

こういったことから、市の回答書の13項目は市の努力目標であり、市は瑕疵はないと、そのように判断をしております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 山瀬義也君。

[登壇]

○18番(山瀬義也君) 1番の質問については、地元意向を踏まえて皆の思いでやったということでございました。その前任者の思いは考えてということでございます。 もうそれはいいですが、2番目の県の公共関与に対しても計画どおり進むように 県に働きかけをしていくということでございます。これは、4年間短縮、これが事実になればですね、その時点で必ず県の方さん移行するというような形を持っとかんと、そこでまたもめてきますと大変微妙になってきますから、この点もよろしくお願いしたいと思います。

3番目の中では、代替業務の委託含めてですね、これは正当だという考えの今言葉でございました。将来性はないからということでございますけれども、やっぱりその中の会社と2者協議の中の努力目標、これは市はあくまでも努力目標と言いますけれどもですね、やっぱり会社側からすれば、会社に行っていることは、これは市長が言いなったっですかね。例えば市長が次に代わっても次の市長が守るように、議会が次の議員さんに代わっても次の議員が守るように、努力目標と入れときますということですね。ですから、私たちはあくまでも市の方から話、説明聞きますとですね、そら皆さん方が言うとは、本当に正しいことだと思いますけれども、そこが全く違うわけなんですね。ですから、そうなればですね、議会もやっぱり再度業者を含めて、両者を立てて両者の話を聞いていかんといかんごとなりますから、この点についても本当の話はどこまであったのかですね。協定のときに会社は市が努力目標と書いて、13項目、約束しますと、自分の方から言うから印鑑をついたということでございますから、この点はこう大変大事な問題なんですね。この点について、もう1回お願いをしたいと思うんですが。

また、市は瑕疵はない。ですから、その努力目標を含めたお互いの思いで印鑑つ いたときの思いがですね、それいっちょで大きく変わるわけなんですね。市は会社 にとって瑕疵はない。会社は、市にとって瑕疵はない。どぎゃんなるわけなんです か。そうすると、市は議会に、市民に、菊池の環境保全組合の方ですね、これに対 しては瑕疵はないわけなんですね。結局、例え努力目標であっても、入れてはいけ ない泗水のごみまで入っとる。このことは大変な問題なんですね。それで今、菊池 環境組合の方、保全組合の方、またそれが飛び火して菊池広域連合の消防の業務の、 例えば緊急指令システム、この問題においてもですね、もう菊池の言うことは信用 ならんと。南部の町、市からそうなんですよ。ですから、入口のところをですね、 ぴしゃっと整理しとかんと、そこが一番問題なんですよ。ですから、あなたたちは 瑕疵はない、落ち度はないと言ってもですよ、現に業者が今、白紙という形でやっ てきとるわけなんですね。これが後どうなるかわかりませんよ、今からのことです から。もう菊池環境保全組合の方は、将来のごみ問題については凍結だということ、 10月までに菊池は回答しなさいということになっとるですね。菊陽の議会なんか、 菊池は加てないという形で決議したということを聞きましたから、本当に重要な菊 池市に対しての問題になってきます。この点についての市長の考え、どうですか。

ですからその違いをですね、はっきりこう述べて下さい。本当にどこまで行ったのか。今だから、もう私たちは向こうが開き直って破棄するならば、私たちもならこっちで落ち度はにゃあぞと。両方からそういう形になるなら、一切話が進まんわけなんですね。困るのは市民ばっかりですよ。そうするとですね、市民の方たちは、議会は何だて、債務負担行為を認めたて。その前にいろいろな問題があったっでしょうと、13項目、あなたたちも認めたのと一緒になりますよという話、こちらに来るわけなんですよ。ですからこの点について、もう少し詳しく、丁寧に、事実を話していただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 再質問でございますが、私が説明、また答弁しております内容については、事実に基づいて言っておりますので、繰り返しになるかと思います。今、山瀬議員の方から4年短縮することと、県の公共関与によります廃棄物処理場ができること等の関連性を言われておりますが、これにつきましては私は菊池市の産廃処分場と県の公共関与というのは関係はないと思っております。私たちは、少なくとも県民としては、少なくともこの熊本県180万の県民の施設として企業誘致をしているわけでもありますし、そういった排出責任において企業が本来なすべきことができない社会状況になっている。企業ができない分だけ民間に委託をするという形を取らざるを得ない。その民間に取る形において、民間の処分場が必要になってくるということでもあります。民間の処分場に対しまして大変な嫌悪感、あるいは不信感というものが地域住民に芽生えていることは、これまでの我々の地元における産廃に対する問題と同じであります。

そういうことからして、熊本県は企業一つの誘致をするという意味におきまして、県そのものが独自の公共関与による施設をつくるべきであるということを我々は述べて県に対して要求、要望をしてまいったところであります。それに対して、全県下の市町村について、その構成メンバーとして組織をつくるのに協力をしてほしいという要請がありまして、ほとんどのところは関与されたと思いますが、一部におきましては、やはり利害関係が絡むということで参加をされてないやにも聞いております。こういうことでありまして、県の方の施設ができれば、菊池市の方がどうなるということではなくって、菊池市にある今の、現在の処分場の施設というものは、それができようが、できまいが、民間の経営によってこれまで30年余やってこられたわけでありますから、それを拡張することによって未来につなげて事業を展開しようというのは、企業だろうと思います。そんなことになったら大変困るということがありますので、協定を結ばれたと。その結ばれた内容が30年までで終

わるという内容ではなかったと。30年までとして、そのときに移転先、あるいは 移転費用、補償費用、そういったものをこの市と県が誠意をもって会社と協議をす るとなっているということでありまして、これが移転先というものについては、補 償金というものと違って、この場所を探すということは非常に不可能に近い状態で あるということからして、何とかこのその場で終わってしまうための営業補償、損 失補償、そういったものをひとつ市の方が提示をして、そこで確実に菊池市の産廃 処分場は移転先を探すことなく終わってしまうということを選ぼうということで、 あえてこの前倒しということで臨んだわけであります。それには大変な経済的な負 担が絡むということになりますけれども、それが議会と市民の行為が得られるとす れば、その協議を深く進めながら協議を進めて詰めていきたいということで申し上 げ、理解を得ながら話し合いを進めてまいりまして、そしてこの協定が見直しにな ったということでございます。その中におきます項目の中の代替業務というものが ありますけれども、これはもう繰り返しになりますけれども、あくまでも努力目標 として入っております。これは文章を、文脈を見られましても、また文末の方に書 いてありますように、この会社と市のひとつの信頼関係を構築するための努力目標 とすると、はっきり書いてあります。これについては、また山瀬議員は法律的な判 断を含めながらいろいろと検討してこられたものだと思いますけれども、私たち行 政といたしましては、この弁護士、顧問弁護士、あるいは県の方も数日前に関係す る委員会が開かれて、前川県議の言葉によりますれば、その中での質問によりまし て、この菊池市がいろいろとまたあっているようだけれどもどうなっているんだと いう質問の意味に対しまして、県の方の行政側としては、菊池市が協定の見直しを やっていること、それから13項目の内容等々について菊池市に責任があって、そ の協定が破棄されるような要件には当たらないと、菊池市に何ら瑕疵はないという 答弁がありましたということを聞かせていただきまして、県も菊池市と同様の考え を持っているということでありまして、白紙撤回にはならないと、市民が困ること にはならないと、そういう私なりに考えているところであります。また、環境保全 組合の関係につきましては、長くなりますけれども、環境保全組合のごみが、特に この南部の方につきましては企業の立地がたくさん進んでおりまして、そこで、ご みの出る量が相当増加しておる時期があったということでございます。それに基づ きまして、何とかこの泗水町が菊池市と合併したことによって、現状の組合の中か らひとつ抜けていただいて、泗水のごみを菊池市で処理をしてほしいと、そういう ことになったわけであります。そこで菊池市でやるにはどこでするのか。環境保全 組合の方々は単純に旭志に設置したRDFの新工場でやればいいではないかという 思いだったんですが、私たちはRDFは地元との協議の中において、他の町のごみ

は持ってこないということを前提として同意をいただいていたということもありま して、そのことにつきまして、合併したから泗水の町のごみを同じ市民のごみとし て受け入れをお願いするということについては、一定の時間、期間をいただかなけ れば皆様方にはお話ができないという状況にありますということで、しばらく時間 を貸していただきたいということを組合議会の中で申し上げてきたところでありま す。そういうこととあわせまして、今の26年までで埋め立てを終了するというこ の協定の見直しというものを相合わせながら考えますときに、この一般廃棄物につ きましても九州産廃の方の容量、枠というものが、容量があるということもありま すので、これについて泗水のごみが選択肢の1つとして民間委託というものも今日 までやっておりますし、その選択肢の1つにあるということも議会の中で、この環 境保全組合議会の中でも申し上げ、首長にもそういった会議の中で申し上げてきて おります。それは、昨日お答えしましたように、会議の中の会議録の中にも掲載を されているところであります。ですから、絶対に白紙には戻さないと。そのことに よって市民に迷惑は掛けないということは言えると思います。10月までというの は、議会の、環境保全組合議会の中でそういったことに相成っておりますけれども、 それまでの期間という中において、やっぱり誠意を尽くして会社側との話を進めて、 迷惑のかからないような形に持っていきたいなと、このように考えております。

○議長(北田 彰君) 山瀬義也君。

[登壇]

○18番(山瀬義也君) 今、市長の答弁ありましたけれども、あくまでも市は落ち度はないと。県に聞いても、弁護士に聞いてもということでございますけれどもですね、この点については本当に市と市長なのか、副市長なのか、担当だったのかですね、いろいろ話があるわけなんですね。例えば代替業務の中の約15億円、その中の話の中においてもですね、陣内のごみの掘り起こしの問題、3年間の中で1年1億ずつ、3年間なっておりますけれども、これは実際、10億、20億がたあっとじゃなかっですか。こういうとをですね、市の方からあそこも掘り起こして持っていけばかなりの量がありますからとかいう形になっとるわけなんですね。なら、業者にはそういう予算的なことを、金額まで入れてですよ、そして示して、そしてあとはこれは努力目標だけんて、行政のすることですかね、そういうことは。行政はそれぐらいやっぱり、やりとりをやるわけなんですかね。不思議でたまりませんよ。そして、恐らくはそれについての予算化してきて、議会の承認を得んといかん。それも現に、もう入札もせんで、そんまま委託しとることもあるでしょう、陣内とか。例えば、公共機関のごみの収集合めても、入札をとったと言ってありますけれども、この段階以下でしてもらえば、お宅に落ちますからて、そういう関係まであるとで

すよ。これは業者から聞いた話ですからですね、そのどこまであなたたちが否定す るか知らんばってん、そういう関係の中で今まで業者との信頼関係が来て、調印し て、入れてはいけない泗水のごみまで入れて、私たちは落ち度はありません、通り ますかね。会社に対してはお互いビジネスですから、瑕疵がないと言ってもいいか わからんばってん、なら私たち議会、市民、菊池関係保全組合、これに対してはで すよ、そのお陰でみんながどぎゃんした方向に結論ば出せるとかなという形。不審 になってしもうとるわけなんですね、菊池に対して。もう将来の菊池郡の合併も、 菊池は加てませんよと言いよる。それぐらいになっとるときにですよ、のおのおと 私たちは瑕疵はありませんから、堂々と県も弁護士もお宅たちの言うとか正しいで すよと言いよると。あなたたちがどげん言うたっちゃ相手がおることですよ。何回 言っても答弁は変わらないと思いますが、あと1回市長、そこのところを明確に、 そしてですね、市長、13項目を約束して、お宅のうちにも来とるでしょうが、ち ゃんと社長が。そのとき何て言っとるですか、手握って守りますからて、約束しま すからと言うてある。それまですれば、業者でもですね、市は本当にこら13項目 全部やっとばいなと思うとは当然じゃなかですか。私たちは、一切その業者の味方 でもありませんよ。でも、もしうちからは白紙、言うなら協定は絶対これは守って もらうと言いよる。相手がおることですから。ということは、今のままでは進みま せんよ、前には。もう少し真剣に受け止めてもらわんとですね、最後の質問ですか ら、すべて総括してお答え下さい。そして、市民、議会、菊池広域連合、菊池環境 保全組合、この信頼関係を取り戻すためにはどういう方法が一番いいか、市長、あ なたの責任を含めてですよ、真剣に考えて下さい。そのことを質問いたしまして最 後とます。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) この問題、軽く考えているわけでも何でもありません。ただし、この真実は一つしかないと思っております。業者側の言い分を信じるのか、市民が、皆様方がこの行政を信じていただけるのかということではないのかなと思っております。業者の方の言い分に偏れば、これを約束という言葉に置き換えられたり、あるいはまたこの責任ということになってきたり、条件ということになったりしてまいりますが、我々行政という立場におきましてのこの協定の見直しというのは、あくまでもこれはそういう約束ごとの一つの中において、確かに協定の見直しをやった。その中の1つとして代替業務のことについては、できることとできないことがあるということがあるわけであります。それで、できないことと言えば、今、例えばリサイクルセンターをつくる、そのときにはリサイクルセンターの委託を考えま

しょうということになっておりました。だけども、それをそれじゃ条件としてやっ たとするなら、会社はできるか、できないか、ものを条件として自分たちを認めて されるのかと。あるいは陣内のごみの問題が数十億かかるだろうと。数十億円もか かるようなやつを条件として、実際、現実不可能かもしれないというものを約束と して、条件として会社はそれを呑んだのかと、逆な立場になれば自ずからわかるん じゃないかなと思います。あくまでも責任ではなくって約束ごとであっても、努力 目標としての約束事であるということであったということでございます。陣内につ きましても、この今、排水がどういうふうな水質かということで調査をしておりま すが、もしやはりこの水質が基準値を超えるような、流域住民に迷惑をかけるよう なことがあれば、何かの対策をしていかなきゃならないということになるのかもし れませんけれども、全国どこの地に行きましても、廃棄物は今まで本当に法律が定 まっていないときにそのような自然堀で埋めていたところがたくさんあると思いま す。ただ今現実的には、これは本当に無害化になってきつつある、あるいは無害化 しているんではないかと思われるぐらいに水質基準をちゃんと保っているというこ とでありますから、そういったもの一つを取りましても、会社の立場から見た場合 に、そんな大きな仕事というのが約束されるか、されないか、わからないというよ うなことの中で、それじゃ印鑑を押されたのかと思えば、やっぱりこの努力をして くれるであろうというお互いの信頼関係の中で押印してくれたものだと思います。 また私の家に来てそういうその絶対約束守りますとか、やりますとか言ったとかと いうのは、私は来られたのは何度もよく来られておりましたので、その内容的にそ の約束がどうだったなんて言った記憶も何もありません。これはあくまでも言った、 言わないになると思いますが、行政は前の前任者に対しての引き継ぎはどうかと言 われますが、気分的な、気持ち的な引き継ぎじゃなくて、やっぱり書類を持ってそ の協定書があると。その協定書をどう判断するかということで、そのお互いの業者 と行政というのが判断が一致すればそのような方向に進んでいくし、もし不一致に なれば、やはりこの訴訟ということになってくるのかもしれませんが、昨日申し上 げましたように、行政としての訴訟を考えることはさらさらありません。ただ、こ の努力目標としたことは努力目標でありますよということをちゃんと説明申し上げ ながら、そしてその実行を迫っていくということしかないというふうにお答えした いと思います。

- ○18番(山瀬義也君) 市長、あれは、どぎゃんですか、市民とか、議会とか、菊池 行政組合とか、瑕疵は全然思うとらん。
- ○市長(福村三男君) はい、今の現状においてですね、いわゆる破棄になったときに、 破棄になれば、協定見直しが破棄になれば、それは当然大きな責任が出てくるとい

うことになります。それはもちろんこの債務負担行為も解消しなければならないということに当然なるでしょうし、このことが市民は何を望んでいるか、白紙撤回を望んでいるわけではないわけでありますから、白紙撤回にならないようにするためにはと言いましょうか、白紙撤回にならない要件としては、この項目が努力目標であるということが正当性があるか、ないかということだと思います。努力目標であるということに今言っていますように、当事者である市も、そして立会人である県も、同じ同一の考え方で法的解釈を持っているから、瑕疵責任というものは市にないということであるということであります。ですからその先については、何か結果が出て、もし市がそういった瑕疵がないと言ってたけれども責任が生じたよとなれば、議会にも、市民にも当然市長の責任というのは問われるということだと、このように思っております。

- ○18番(山瀬義也君) さっきの陣内の掘り起こしのごみは、お宅の方が言っとだろうが、あそこが掘って持っていきなっとえらいことになるでしょうがて言うてあるでしょうが。それはどぎゃんなるですか。
- ○市長(福村三男君) そんなことは私は言った覚えもありませんし、それは努力目標 の中に書いてあるからそういうことを実行する、しないというのは別だと。あくま でも、それで数値が入っているとか、入ってないと言いますけれども、どんなもの が仕事として、代替が予測されるかといえば、学校のごみがありましょうとかです ね、陣内のごみの方がもしかしたらあるかもしれませんでしょうというのは、そう いう予測というのはあって、それが13項目になって、それで最初は6項目だった ですか、それから次にまた出てきて13項目に上がって、それを積算というよりも、 具体的な積算じゃなかったと思いますが、先ほど出ていましたようにRDFのエコ ヴィレッジに委託すればこの4万円かかると。それから、この環境保全組合の方で 処理すれば焼却だから2万円で終わるというようなことがあったように、そういう この概算的な予算の中でどのぐらいのボリュームがあるとだろうかと、そういうな のは当然会社側の方にしましても、行政の方にしましても、試算的なものはやると。 本当に計算緻密なものじゃなくって、こういった仕事があるんじゃなかろうかと。 これは、しかし条件じゃありませんよと。条件があるとすれば、もっと精密な数字 を出して、積算書を出して、そしてしかも債務負担が伴うわけですから、このこと が議会に上げられて否決されるようなことがあれば、それは約束もなんも果たせる わけじゃありませんから、あくまでもこの努力目標ですよというのは、文書を見て みられて、単純に見られて、これは努力目標とはっきり書いてあるというのが率直 な市民の考えだと思います。市民の皆様方が、やっぱり努力目標だと思って、思っ てというよりも努力目標と解釈されている状況であって、法的にもそういった解釈

になっていると。それを私たちは会社の方に求めていくということで、会社が破棄 するに至るような要因はないと、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長(北田 彰君) ここで、暫時休憩します。

休憩 午後1時52分
開議 午後2時02分

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○11番(坂本昭信君) それでは、質問させていただきます。

私の質問に対しましては、怒留湯議員、森議員、外村議員がほとんどされてしまいましたので、私が聞くところは余りありませんけれども、それなりにせっかく通告していましたのでさせていただきます。

アメリカ発の金融危機で、日本の経済も大変危機的な状況にある中でございます。 このような中で、08年度と09年度の歳入歳出の比較はどのようになっているか。 よろしくお願いいたします。最初の質問といたします。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 08、09年の当初予算に対する歳入に対する税収がということで、どのような影響があるかという形でお答えさせていただきたいと思います。これにつきましては、開会日の議案の説明、あるいは先日の森隆博議員に対する答弁でも申し上げましたけれども、平成21年度における景気低迷によります税収減は、法人市民税、個人の市民税に対しまして、直接影響を受けるということが想定されまして、対前年度比10.3%の約5億2,000万円の減収と試算いたしております。また、その他におきましては、株の暴落で株式等譲渡所得割交付金は、対前年度比87.2%マイナスの減額を想定いたしておりますし、また配当割交付金は対前年度比70%マイナスの700万円の減額というふうに、かなりの影響が出るということに見込んでおります。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 坂本昭信君。

「登壇」

○11番(坂本昭信君) 本年度の当初予算は骨格予算でありまして、3月の議会で改めて質問いたしますが、義務的経費が当初予算の大体ということでございましたが、

投資的経費が今から、去年と比べてみますと投資的経費が入っていませんので、当初予算が去年と同額といたしますと27億3,000万円余りあるわけでございますが、その肉付けをするにあたりまして、要望と申しますか、申し上げてみたいと思います。合併をやりまして、合併少々の痛みはですね、住民も我慢しますけれども、今の住民の痛みはですね、我慢できるような痛みじゃありません。ずっと回ってみますと、どうも住民の痛みが本当に痛み止めを打っても聞かないような状態でございます。このような中でございますので、3月の議会の予算に対しましては経済浮揚をですね、その上にメリハリを付けてやってもらいたいと思うわけでございます。

以上で、第1問目は終わります。

2問目でございますが、庁舎建設についてでございますが、歳入が減る状況の中でどのように考えておられるか、お尋ねいたします。昨日も怒留湯議員から縷々質問がありましたが、合併協の決議案件で建設すると最初の間は市長も答えておられましたけれども、このごろになりますと段々とトークダウンされまして、リーダーシップが見えないような状況でございます。このような中でどうされるのか、お尋ねいたします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

○市長(福村三男君) 財政状況につきましては、ただいま先ほど総務部長の方が述べ ましたとおり、今後税収の減額が見込まれまして、さらに厳しい状況になるのは紛 れもない事実であると思います。合併の際の説明におきましては、周辺部が取り残 されはしないかとの問いに対しまして、新市の均衡ある発展のための事業を展開す る旨説明を行ってまいりました。この新市の均衡あるまちづくりの取り組みといた しましては、隈府地区を中心とした中心市街地活性化計画をはじめ、菊池地区及び 旭志地区におきましては、国土交通省の補助事業でありますまちづくり交付金事業 を活用し、街路事業や高質空間整備事業、また市営住宅の整備、老人憩いの家やグ ラウンドの整備を進めているところでございます。また、この泗水地区におきまし ては、まちづくり交付金事業の平成21年度採択に向けまして、市営朝日東団地の 建て替え事業や地域交流センターの建設、公園整備計画を策定しているところでご ざいます。泗水地区の代表の議員さん方の方からも、特にこのことについては強く 要請が受けられております。苗畑跡の土地用地の買収ということにもなろうかと思 います。七城地区におきましても、今回の国の緊急対策事業によります地域活性化 生活対策臨時交付金事業によりまして、七城地区の核となります温泉ドームの歩行 浴施設整備で約8,000万円、メロンドームのメロン光センサー選果機導入に約

7,000万円の事業費を計上し、地域の振興と活性化を図っております。また事業主体は熊本県の方になりますが、新産業創出新規企業立地促進及び企業立地促進等によります産業集積づくりのためのインキュベーション施設、インキュベーションというのは卵がふ化するというふ化だということをご説明申し上げましたが、このインキュベーション施設を県北地域の拠点といたしまして、七城総合支所に設置すべく誘致運動に努めましたが、今回、県の決定を受けたところでございます。また、植木インター菊池線の間所周辺の改良事業、旭志鹿本線の国道387号線までの改良事業などにつきましても、今後七城の議員の皆さん方、地域審議会の方々との合同のまちづくり懇談会を開催し、新たな事業を検討してまいりたいと、このように考えております。

このように、合併後それぞれの地域の活力が継続できますように努めているところでございます。新庁舎建設は、合併協議会の確認事項であり尊重されなければならないと思います。昨日怒留湯議員の方にもお答えいたしました。しかしながら、今、国際的な金融危機のあおりを受けまして、本市の法人住民税や個人住民税の歳入が少なくなるということで今部長答弁がありましたが、今後新庁舎建設に限らず多くの事業を見直さなければならないと、このように考えます。

このように、歳入見通しが立たない現状の時点におきましては、新庁舎建設事業 を具体的に進めるべきで、時期ではないとこのように考えておりまして、経済財政 状況というものを今後十分見極めさせていただきたいと、このように考えておりま す。

○議長(北田 彰君) 坂本昭信君。

「登壇」

○11番(坂本昭信君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

昨日、市長も言われましたように、昨日怒留湯議員の一般質問に答弁されておられました。今朝の新聞にも書いてありました。それはよくわかっております。でもですね、昨日の答弁でありましたけれども、すべきでないと発言されました。でもですね、庁舎検討委員会もございます。財政難の中に基金の積み立て条例もあります。そのようなのはどういうふうにされるか、お答えいただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

○市長(福村三男君) お答えいたします。

基金の積み立てをどうするかということでございますが、現状の財政計画というのは、本当に急激な冷え込みによって歳入の削減といいましょうか、激減が見込まれます。そういう状況の中で、新たなる事業として発生してくるものが非常に多額

に上ってきていると。それが一番大きなものが学校の校舎の安全性を保つというこ との耐震ということで申し上げたところであります。そういう事業を膨らませるも のと同時に、医療と福祉、特に国保会計につきましても論議をされておりますよう に、一般会計からの緊急避難的な繰り入れもやむを得ないではないかと、言葉を2 つにしたわけでありますが、そういう状況下にありますということで、今後の財政 というものを全体的に見直しを掛けなければ、新しい事業であったり、本当に必要 なもの、事業というものを見過ごしてしまうということにもなりかねないというこ とで、財政計画見直さなければならないということだと思います。そういうことに なれば、この新市の建設計画の裏打ちする財政計画の見直しは、すなわち新市建設 計画というものにも及ばざるを得ないということになってまいりますから、それに ついては、当然、今あります庁舎建設検討委員会の皆様方にお諮りを申し上げなが ら、そして地域審議会の方にもお諮りしていかなければなりません。ただその前段 におきましては、この選挙後におきまして、もし私がこの場に立っているとすれば、 立たせていただいているとすれば、そこで改めてこの新市の再検討委員会という仮 称、そういったものをつくって、昨日お答えいたしましたように広く市民のご意見 と、それから学識的な立場において、これから将来予測される行政の需要、サービ スの内容、そういったものをつぶさに検証しながら、どういうこの選択肢があるの かと、いくつもの選択肢があると思います。そういったものを出し合った中で、こ の庁舎建設検討委員会並びにまた地域審議会等にお諮り申し上げまして、そして方 針を定めていかなければならないと、このように考えております。

基金問題については、今の現状については、その財政の方としては積み立てるという余裕はないということでございます。

○議長(北田 彰君) 坂本昭信君。

「登壇]

○11番(坂本昭信君) よろしくお願いします。

それでは、3番目質問いたします。行政の基本である住民サービス、住民の満足度の向上はどうするかについて質問いたします。これも昨日外村議員が質問されましたが、私なりに考えてみますに、今、市長も度々おっしゃられますように、失業者、解雇者が非常に多いわけでございます。そのような中にあって、介護士の不足が言われている現状であります。国においては、インドネシアあたりから募集するような現状であります。その中にあって、我が菊池市にですね、菊池市なりのやり方があるのじゃないかなと思うわけでございますが、その1週間に3日でも4日でもその臨時職員のようにしてその何と申しますか、ベテランの介護士の介護実習といいますか、そのような形で雇ってもらって、そしてやっぱりその資格を取って将

来の福祉増大になろうという、介護増大になろうということにつきまして、少しで もその勉強させていって、そして資格を取らせるような考えはないか、お尋ねいた します。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇」

○総務部長(緒方希八郎君) 議員仰せのとおり、高齢化が進む中で介護の充実は誰もが安心して老後を送りたいというすべての国民の願いではないかと思っております。介護保険制度がスタートした平成12年度以降、2回の介護報酬が引き下げられておりまして、介護従事者の離職率が非常に高く、人材確保が困難な状況と聞いておりますし、また本市におきましても介護士の採用職員の試験をいたしましたけれども、現実的には採用ができなかったという現実もあります。今回、平成21年度の介護報酬改定が実施されますけれども、介護職員の不足は深刻化の一途をたどっている状況であります。その改善として、ヘルパーをはじめ介護従事者の人材育成については、市としても大変重要なことと認識をいたしておりますし、また市として対応できる分があるならば、当然高齢者対策という意味からしまして取り組むべきというふうに考えております。議員の質問に対しては、一つの提案として受け止めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(北田 彰君) 坂本昭信君。

「登壇〕

- ○11番(坂本昭信君) それでは最後になりますけれども、やはりもう度々不況の話ばかりで、暗い話ばかりでございますけれども、実際、お金がなく再就ができない場合はどうするかということを考えてみますとき、やはりお金がないならば知恵と汗を出さなければどうにもならないということでございます。このようなことで、やはり議会も執行部もですね、大分苦労しながら議会運営、行政運営をしていかなければならないと思いますけれども、やはり知恵と汗を出し合ってですね、お互いが腹を割って話し合って、隠しごとなく素直に話し合っていけばおのずと道は開けると思います。このようなことでよろしくお願いいたします。終わります。
- ○議長(北田 彰君) ここで、暫時休憩します。

休憩	午後2時18分
開議	午後2時26分

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番(二ノ文伸元君) 本日、最後となりました。気合いを入れてやりますので、どうぞ執行部の方にはよろしくお願いをいたします。

今回、この青果市場跡地についてのみ、一本に絞って質問をさせていただきます。 この件についての質問は、私が平成18年6月議会、そして19年の12月議会、 木下議員が平成20年9月議会、横田議員が前回の議会、そして私が今回3度目と 合計5回目の質問となると思います。それだけこの問題は隈府小学校に通う児童や 第一幼楽園に通う園児、それとその保護者にとって学習の面や安全確保の面からも 非常に大事なことだろうと思っております。皆さんもご存じのとおり、平成19年 11月に隈府小学校のPTAと第一幼楽園の保護者会から菊池市議会には陳情書、 そして福村市長、田中教育長の執行部に対しては2,000名の署名とともに要望 書が出されております。菊池市議会に対しての陳情書は、平成19年12月議会に おいて、当時木下議員が委員長を務めておられた文教厚生常任委員会へ付託がなさ れ、内容を現地調査も含め慎重に審議がなされました。そのときの委員長報告には、 次の通りです。隈府小学校の駐車場設置は、確かに必要である。駐車場設置以前に 青果市場跡地は非常に老朽化が激しく、児童たちの登下校の際の非常に危険な状態 にあるため、青果市場の買収利用と合わせて安全指導や通学路の管理について万全 を期すようにとの意見がありました。特に第一幼楽園の駐車場については、職員駐 車場を別の所に移し、送迎等のスペースを確保すること、また青果市場の横のロー プでの現在の対応については、改めて簡易フェンスを設置し、安全対策の改善を早 急に行うよう要望し、全会一致で採択したとなっております。本議会でもこの件に ついての委員長報告に対する質疑は何もなく、全議員が全会一致だったと私は認識 しております。また、執行部に対しては先ほども申しましたように、福村市長、田 中教育長あてに要望書が提出されているところであります。特に福村市長に対して は、隈府小と第一幼楽園の保護者会役員並びに会長より直接2,000人分の署名 を添えて手渡してお願いがなされております。それから、前回議会での横田議員の 方から幼保小中一貫教育を見据えたときに、隈府小学校が青果市場跡地を含め総体 的に必要であると提言もなされております。私も全く同感であります。それと、現 在3月でこれから春一番はもう吹きましたか、2番、3番と、いつ、何時突風が襲 うかもわかりません。特にこれから8月、9月と台風シーズンが近づいてまいりま す。現況では安全対策は大丈夫かなと非常に心配であります。

ここでお尋ねですが、1点目、署名2,000名分に対してどのような感想を感じておられるか。それに対しての対応はどのようにされるのか。

2点目、台風シーズンを含め、安全対策をどのようにされるのか。

3点目、現在の隈府小学校を中心とした幼保小中一貫教育を見据えたときに、青 果市場跡地の必要性についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) お尋ねの青果市場跡地についてのことは、お話ありましたように、議会で陳情書に採択がなされているところです。これは、これもお話になりましたが、平成19年11月21日付で各地市立隈府小学校PTA会長、菊池市立第一幼楽園保護者会長名で2,000名の署名をもって提出されたものです。そのため、教育委員会としましては、青果市場跡地の必要性を考え、平成20年度において青果市場跡地の不動産鑑定を行ったところです。今後の予定としましては、土地の利用計画を立てて、土地の取得に取り組んでまいりたいと思います。

次に、青果市場跡地の安全管理についてでございますけれども、これまでも文教 委員会等の指導もありまして、柵による立ち入り禁止区域の設定や児童への安全指 導を行っておりますけれども、今後もさらに学校への指導とともに地権者にも児童 の安全について支障がないよう管理を強く要望したいと考えています。

また青果市場跡地の利用については、隈府小学校の体育館耐震補強工事や校舎の 改築工事、プール改築工事等、総合的に考えながら検討してまいりたいと思いま す。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 二ノ文伸元君。

「登壇]

○6番(二ノ文伸元君) 所得に向けてということで、私も大分気合を入れて質問をしたつもりです。一歩前に進んだかなとは思いますけども、まず1点目にですね、このことは2,000名分の署名の宛名ですね、これは田中教育長と、先ほども申しましたように福村市長の名前に対して署名が出されたと思います。そのことを踏まえて、無投票になるならいいですよ、今度の市長選が。選挙になるわけですから、結果がどのようなことになるかはですね、これはわかりません。そうなったときに、もしものことがあるやもしれません。やはり、福村市長に対して申し入れがあったわけですから、2,000名分。これはやはり福村市長の今現在の任期に対しての陳情であったと思います。やはりこのことは、市長がいつ、どのように、自分の任期内にやってもらわなくては、この2,000名分の要望が無駄になると思います。この時期をですね、はっきりとこの場で申していただきたい。私はそのように考えておりますので、市長の、めったに市長の意見とか、答弁は求めませんけれども、

このことに関しては、私はあえて答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

- ○市長(福村三男君) 青果市場跡地の用地の取得でということでございまして、これ まで数多くの議員の皆さん方からご質問があったことを繰り返し今お話をいただき まして、改めて2,000名の皆さん方の署名を真摯に受け止めているところでご ざいます。限られた任期の中で結論を出せよと、こういうようなお話でありますが、 用地の売買というものについての必要性というものは、この隈府の第一幼楽園の専 用的な駐車場がないと。また隈府小学校がクラブ活動をするにいたしましても幼稚 園との離合かれこれがなかなかできにくくて、登下校する子どもたちも危険性があ ると。加えて、個人所有でありますけれども大変屋根がこの傷んでおって、屋根瓦 が落ちそうになっている。また、台風時期を迎えれば非常に危険であるというよう なご指摘でありまして、後半の部分の個人の持ち家であるものについての危険の防 止というのは、当然この所有者の方に求めていかなければならないということであ ります。しかしこれが不幸にして落下してくるということになれば、それを避難措 置をつくることもまた我々行政の役目であろうと思います。これから、教育長の答 弁にありましたように、必要性というものは非常に認識をしておりますので、条件 の整備といいましょうか、こちらの方からすれば、やはり相手、売り手側の方のお 気持ちがどこにあるのかわかりません。要は、それをなんとかしてほしいという整 備を求める2,000名の方々の署名でありました。この後、条件の整備を務めな がらご期待に添うように、そしてしかもなるべく期間内に、任期中に解決ができれ ばなと思いますが、交渉ごとでありますからどうなっていくかわかりませんが、謙 虚に受け止めて努力をさせていただきたいと、このように思います。
- ○議長(北田 彰君) 二ノ文伸元君。

「登壇」

- ○6番(二ノ文伸元君) 2歩か3歩ぐらい進んだと思います。是非ですね、進めて下さい。何の障壁もありません。議会だって全会一致なんですから。そこのところをですね、しっかりお願いして、質問を終わります。
- ○議長(北田 彰君) 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。 次の一般質問は、3月9日午前10時から行います。 本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。			
	散会	午後2時38分	

第 4 号

3 月 9 日

平成21年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成21年3月9日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問						
————————————— 本日の会議に付した事件	O					
日程第1 一般質問	_					
	O		-			
出席議員(27名)						
	1番	東		裕	人	君
	2番	泉	\blacksquare	栄-	一朗	君
	3番	森		清	孝	君
	4番	藤	野	敏	昭	君
	5番	樋		正	博	君
	6番	二八	文	伸	元	君
	7番	中口	Ц	繁	雄	君
	8番	水 _	Ŀ.	博	可	君
	9番	三	也	健	治	君
	10番	怒留	易	健	蓉	さん
	11番	坂	本	昭	信	君
	12番	隈	部	忠	宗	君
	13番	奈	\blacksquare	臣	也	君
	14番	葛』	亰	勇り	欠郎	君
	15番	木	下	雄	\equiv	君
	16番	坂	井	正	次	君
	17番	森		隆	博	君
	18番	山	頼	義	也	君
	19番		\exists	憲	_	君
	20番		京	茂	樹	君
	21番		本		登	君
	22番		· 藤	恭		君

23番 境 和 則 君 24番 北 彰 君 田 外 村 25番 或 敏 君 26番 徳 永 隆 義 君 27番 横 田 輝 雄 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長 福 村 三男 君 収 入 役 髙 本 信 男 君 総 務 部 長 緒 方 希八郎 君 企 画 部 長 石 原 公 久 君 市民 部 長 村 Ш 隆 君 経 済 部 長 後 藤 定 君 設 部 長 建 岡 崎 俊 裕 君 七城総合支所長 松 畄 敬 君 中 村 光 旭志総合支所長 榮 君 泗水総合支所長 上 林 正 章 君 企画部首席審議員 木 村 靖 弘 君 財 政 課 長 Ш 上 憲 誠 君 総務課長兼選挙 山 田 浩 文 君 管理委員会事務局長 忠 教 育 長 田 中 彦 君 教 育 次 長 正 君 山 司 農業委員会事務局長 千 秋 君 島 <u>Ŧ</u>. 三 水道局長 牧 茂 君

事務局職員出席者

事 木 精四郎 務 局 長 岩 君 事 課 長 議 永 田 哲 士 君 議 事 係 長 上 田 敏 雄 君 主 任 荒 崇 之 主 事 木 君 ○議長(北田 彰君) 全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お	1	1	ふ	<u>_</u> "	7	1.5	士	オ	
401	(d.)	ф.)	$\overline{}$	\subset	VΨ	\mathbf{a}	9	c

午前10時00分 開議

○議長(北田 彰君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長(北田 彰君) 日程第1、一般質問を行います。
はじめに、本田憲一君。

[登壇]

○19番(本田憲一君) おはようございます。本日、最初に一般質問をさせていただきます。

昨年の春からの穀物の高騰、そして異常価格によります燃油、そして暮れから追い討ちをかけるように米国のサブプライム問題、全世界で景気は異常な状況であります。高をくくっていた日本政府も、対策に乗り出したものの、今後の予想も立たない状況でもあります。政権与党の公明党の提案で打ち出しました定額給付金、2兆円の高額予算、どこまで効果が上がるのかと思います。先日の農業新聞で、将来の畜産、酪農対策に、そして1,900億円の財源確保と伝えていました。実に、給付金の10分の1であります。国民の7割以上の方々が、ほかの使い道をと望んでいたにも関わらず、この予算は先日通過し、もう交付も始まっているとお聞きします。今の政権は、なぜ国民の世論を無視し、このような予算を通したのか、不思議でたまりません。

質問事項に移ります。まず、本市の農業の現状、今後の取り組みについて。2番目に、教育予算について。最後に、産廃問題についてお尋ねいたします。

まず、本市の農業の事業費と隣接の農業の事業費、また対応についてお聞きいたします。

次に、各種の補助金事業、本市の対応はどうなっているのか、お聞きいたします。

3番目に、農・商工連携の取り組みについて、本市の状況、また今後の対応についてお聞きいたします。

4番目に、後継者、または担い手、近隣の市町村との比較についてお尋ねいたします。

まず、最初の質問にお答えをお願いします。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) おはようございます。

近隣の市、町との比較でございますが、山鹿市、合志市、菊陽町及び大津町との 状況を、平成20年度で比較いたしますと、まず当初予算額につきましては、本市 が総額217億3,800万円、うち農林水産業費が19億1,699万4,000 円で構成比8.8%となっております。次に、山鹿市が総額261億5,000万 円、うち農林水産業費が22億5,738万9,000円で構成比8.6%、合志市 が総額153億1,000万円、うち農林水産業費が3億7,307万5,000円 で構成比2.4%、菊陽町が総額97億1,661万円でうち農林水産業費が2億 6,458万円で構成比2.7%、大津町が総額106億4,840万7,000円、 うち農林水産業費が7億4,076万4,000円で構成比6.9%となっており、 割合といたしましては、本市が一番高い状況にあります。

農家戸数及び販売金額1位の部門別農家数を、2005年度農林業センサスの販売農家で比較いたしますと、本市が2,800戸、耕種2,097戸、畜産486戸、その他217戸でございます。次に、山鹿市が3,433戸、耕種2,898戸、畜産175戸、その他360戸でございます。合志市が672戸、耕種511戸、畜産132戸、その他29戸でございます。菊陽町が559戸、耕種475戸、畜産52戸、その他32戸でございます。大津町が864戸、耕種661戸、畜産142戸、その他61戸となっております。

次に、補助事業等の対応でございますが、国・県補助事業に対する単独の補助上乗せは、本市、合志市、菊陽町では実施されておりませんが、山鹿市が集落営農の育成に係る事業に限って補助率10%の単独上乗せ、大津町においても集落営農の育成に係る事業に限って、例えばコンバイン導入であれば、補助率30%以内で補助金額の上限450万円以内の単独上乗せを実施されております。

単独の家畜導入事業につきましては、1頭当たりの補助単価及び予算額は、本市が上限5万円で総額1,000万円、山鹿市が繁殖牛上限10万円、乳牛上限7万円、種豚上限1万円で、総額1,838万2,000円。合志市が、肥育牛上限2万円で総額45万円。菊陽町が繁殖牛導入に対し、総額190万円で予算内の頭数割りでの補助になっております。大津町では、単独の補助はありませんようであります。

その他、独自の単独事業につきましては、本市では酪農牛舎への簡易バッキ施設 導入補助による畜産環境対策に300万円、農業者の高齢化と農地条件に制約のあ る中山間地域農業の振興策といたしまして、果樹の有望品種の選定実証のモデル事業に116万7,000円、イノシシなどの稲作物被害防止を目的とした電柵設置費に対する補助に100万円、未利用地の活用、労働力の省力化、規模拡大の推進を目的としました里山付近における家畜放牧のモデル事業に200万円などを取り組んでおります。山鹿市では、肉用牛、乳用牛の受精卵移植事業に125万円、放牧事業に40万円、牛群検定事業に42万円などが交付されております。合志市では、市内生産の有機質肥料の購入に対して補助する有機質肥料促進事業に360万円が交付されております。次に、菊陽町では、畜産環境対策としまして、消臭剤購入補助に81万円、簡易バッキ施設導入補助及び耐火施設補助に150万円などが交付されております。大津町では、畜舎消毒等の環境対策補助といたしまして、管内5畜産団体に対し、総額523万円が交付されております。

3点目の本市における農・商工連携事業につきましては、七城町商工会と泗水町商工会との共同プロジェクト事業といたしまして、両地域の特産品である米やメロン、牛乳などの農作物を活用いたしました新たな地域ブランド「ななみ」の開発に取り組まれており、今年2月にスイーツと米粉のパスタが商品化されたところでございます。このほかにも、市内各物産館を拠点といたしまして、地元生産者組織との連携により、消費者ニーズに合った安全・安心農作物の生産や農産加工品の開発、地域産品の紹介、販売も進められております。農・商工連携した様々な取り組みにつきましては、商工業者や農業者、行政の三者だけでの力では難しい面もあるものと思っております。商工会やJA、観光協会、旅館組合など、関係団体と一体となって、つながりを深める取り組みを行ってまいらなければならないと考えるところでございます。

4点目の、農業後継者に対する優遇措置につきましては、本市では農業後継者の育成といたしまして、30万円の新規就農奨励金の交付や5万円の結婚祝金の交付を行っております。合志市が新規就農奨励金といたしまして20万円の交付、菊陽町が結婚祝金8万円の交付が行われておりまして、山鹿市、大津町では行われておりません。商工業後継者に対する優遇措置につきましては、本市では後継者育成助成金といたしまして30万円、結婚助成金5万円の交付を行っておりますが、隣接の市、町においては行われていないようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 本田憲一君。

「登壇]

○19番(本田憲一君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

部長の方から、本市の基幹産業であります農業の支援に対して説明がありました

が、西日本一を有します屈指の農業地帯でございます。特に、畜産は全国にも名をとどろかせる地帯でもございます。今、部長の方から構成比として、菊池市8.8%、山鹿市が8.6%といわれました。導入事業につきましては、本市の戸数345戸、頭数1万6,764頭、山鹿市の場合166戸に4,115頭の家畜がおります。その中で、本市の単独での補助事業は1,000万円でございます。隣の山鹿市は1,838万2,000円となっております。この西日本一の畜産地帯で、いつも基幹産業が農業といわれます市長、私はまだまだ単独での事業、また支援が必要だろうと思います。このことについて、もう一度部長の方から答弁をいただきます。

そして、受精卵移植に対しては、本市はまだ事業費も計画しておられません。山 鹿市の場合は125万円の事業費も計画し、優秀な基礎牛を輩出しているとお聞き いたします。基幹産業の農業、畜産地帯の本市、ぜひとも行政の支援が必要だろう と思います。部長の見解をお聞きいたします。

次に、国は幾種の補助事業をできるように設定しております。農業関係で補助金 を活用するのが、今後の農業経営には最も重要だろうと思います。経済部の中で、 専従の職員の配置を考えていないか、お聞きいたします。

次に、農・商工連携についてお尋ねします。今、部長の方からも農・商工の連携についてお述べいただきましたが、七城町の青年部、そして泗水町の青年部、一緒に農畜産物で開発してやりました。その商品が、「ななみの恵み」という商品として、七城町の工業団地のIMコーポレーションで製品を完成しております。それともう一つ、菊池市の環境保全型農業経営者の研究会で、先週「菊池川」という製品を開発されております。素晴らしい逸品でございます。この販売、また製造に携わっている地元の農産物、全国に広めようとしておられますので、ぜひとも農・商工連携のつながり、これを進めるのは、私は行政の仕事だろうと思います。再度、部長の見解を求めます。

次に、後継者の取り組みでございます。合併前の七城町では、新規就農者に年30万円、そして3ヵ年間、総計90万円ということで農業経営にプラスになるようにということで、いろんな展開をやっておられました。合併後は、今申されましたように、30万円の1年の奨励金が出ております。元に戻せとは言いませんが、できますならば、本市の将来を担う後継者に、私はまず結婚祝金の増額の必要があると思います。今、5万円お祝い金をやっておられますが、できますならば、50万円、あるいは結婚式費用の半分にもなりますように、ぜひともこの結婚祝金の増額をお願いしたいと思います。

2回目の質問といたします。

「登壇」

○経済部長(後藤 定君) 家畜導入事業の市単独補助は、平成19年度までは650万円でございましたが、農家の強い要望によりまして、本年度から、議員先ほどおっしゃられましたように1,000万円に増額したところでございます。併せまして、単県補助の家畜導入事業にも取り組み993万6,000円を確保しているところでもございます。今後も補助事業に積極的に取り組むとともに、市単独補助をうまく組み合わせ、菊池牛ブランドの確立に努めてまいります。

次に、受精卵移植事業への取り組みについてでございますが、本年2月より、熊本県酪農農業協同組合連合会が事業主体となりまして、新受精卵野外実証試験事業が実施されております。この事業は、優秀な黒牛の受精卵を搾乳牛に移植するもので、助成金額は受精卵と技術料を含めまして1万4,500円となっております。現在、農業団体で申し込みを受け付けておりますので、積極的に活用いただければと考えております。また、市単独の事業といたしまして、雌雄判別精液の助成事業を進めるよう、検討しているところでございます。この事業を実施することによりまして、酪農家が優良メス牛を確保することができますので、経営の安定につながるものと期待しているところでもございます。

2点目の補助事業専従者の設置につきましては、現在、本町総合支所間で十分連携を取りながら、補助事業の推進、実施にあたっているところでございますが、定員適正化計画を進めているところでもございますので、現在の体制で対応をしてまいりたいと考えております。今後の新規事業等の展開によりましては、人員確保が必要な状況があると思われますが、その際には要望をしてまいりたいと考えております。

3点目の、農・商工連携につきましては、農産物の供給サイドから見ますと、市場や顧客ニーズを踏まえた売れるものづくり、農林水産物の高付加価値化、マーケティングカの強化を図るために、技術開発力やマーケティングカなどの優れた商工業者との共同による新商品等の開発、販売促進等の取り組みの進展が期待されるものでございます。そのためには、まず人的交流や情報交換により、相手、商工業を知り、共通の目的、利益になろうかと思いますが、これらの確認や連携内容を詰めていきなら、具体化していくことが必要であります。いかにして実践し、目標を達成していくかが、最大の課題ではなかろうかと考えております。先ほどの答弁でご紹介いたしました「ななみ」ブランドの取り組みにつきましては、今後発展・拡大し、地域への波及効果を期待するところでございます。議員ご指摘のとおり、まずは農・商工の結び付け、つながりを深める部分から取り組んでいく必要があります

ので、関係機関、団体等の連携を深めながら、どのような方法が効果的かも含めまして、取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の、新規就農奨励金及び結婚祝金の引き上げにつきましては、合併前の各地域の対応状況がある中で、新市における事務事業の調整には中間案を採用したものもあるため、地域によっては額の減少になった部分もある一方で、このような施策がなかった地域では、新たな施策の実施となっております。現在の農政は、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策など、地域農業全体の維持・保全を図る直接支払的制度が進められておりまして、国・県と併せ、市といたしましても財政対応を行っている状況でございます。農業の担い手不足、高齢化という農業情勢の中で、後継者育成は重要なものと十分認識しておりますが、現状では額の引き上げにつきましては、困難と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 本田憲一君。

[登壇]

○19番(本田憲一君) 残念ながら、後継者に、あるいは担い手に対しての市の当局は冷たいように、私は受け取りました。ですけどですね、1つ要望といいますか、お願いをしておきますが、今の国の補助事業、農家ではなかなか把握することが難しゅうございます。私はぜひともですね、国が補助事業を組んで、農家の元気のために、また中小企業の元気のため、自治体の元気のためということで素晴らしい事業があります。ぜひとも、この補助事業を活用していくのが、私は自治体の今後の方針の1つにしてもらいたいと思いますので、すぐとはいいませんですけど、ぜひともこの補助事業を活用するための専従班の検討は、よろしくお願いいたします。

次に、教育予算についてお伺いいたします。学校の安全・安心は保たれているかということでお聞きいたします。先の臨時交付税で、小中学校の耐震調査が実施するという事業の方が、先の臨時議会で決定しております。この調査によりまして、今後耐震強化の方法、あるいは期間、またどれくらいの調査に対して事業費を教えていただきたいと思います。

次に、食の安全・安心についてお聞きいたします。先だってのですね熊日で、地元産を小中学校の食材に、給食食材に利用しているというのが載っておりました。 熊本県は37%で、全国で5位ということで載っておりましたが、本市の取り組み 状況はどうなっているのか、お聞きいたします。

それから、各学校にパソコンの設置があると思います。このパソコンは教育関係で、先生たちのパソコン状況についてお伺いいたします。市の職員556名ですかね、おられますが、全員パソコンを、ノートパソコンの利用をされておりますが、

この学校に対してはですね、相当各学校で開きがあるように聞きました。ここにもらっておりますが、先生15人で11台のパソコンの所持があるところもあるし、11人で、また10台のところもあります。少ないところは、先生25名で2台、また34名で4台、なぜこんなふうにばらつきがあるのか、お聞きいたします。以上、教育長の方から、よろしくお願いいたします。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

「登壇」

○教育長(田中忠彦君) まず、耐震調査については、先ほどご紹介がありましたように、今年度の地域活性化生活対策臨時交付金を利用しまして、小学校、中学校それぞれ合計で25棟の耐震診断を実施する予定で、これですべての学校施設の耐震診断が完了します。そこで、その後のことでございますけれども、耐震診断の調査を行ったあとは、その改修の優先度を、優先順位を決めましていくわけですが、その条件として、まず危険度の高いものから、さらに施設の用途や規模など教育現場に影響の大きいものから工事を進めてまいります。その金額についてということですが、大体事業費合計が、大体42億1,657万円程度と考えております。

その他、次に、学校における給食、学校給食における地産地消の割合についてでございますけれども、厳密な意味での菊池産の食材の割合については、残念ながら調査資料がありませんが、新聞で公表されております県産品という定義で申しますと、熊本県全体が37.8%に対しまして、菊池市では49.7%の品目割合となっております。全国で最高となっている佐賀県の44.2%を上回っている状況でございます。なお、給食の主要食材でありますお米につきましては、100%を地元菊池産米を使用しております。

その他、次にパソコンのことでございますが、各学校における教職員に対するパソコンの配備状況ですが、現在の配備率は35%、124台でございます。現在、リース委託契約更新時にパソコンの拡充を図っているところですけど、各学校でリース契約期間が違っているため、学校により導入時期が異なります。したがって、その数が今違うということでございます。今後も更新時に合せて、できる限り学校の要望にしたがって、それに沿うような教職員に対するパソコンの導入を図って参りたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 本田憲一君。

「登壇」

○19番(本田憲一君) 今、更新時でパソコンの整備が違うということでありましたが、124台ありますが、1人当たりですね、先生の数から直せば、ちょっと 2.

8人に1台ということで、本当に少のうございます。今、やっぱりパソコンを利用して教材づくり、またいろいろな情報を先生たちも共有できると、私は思いますので、ぜひとも補助金を学校の方にもですね、ぜひとも交付されまして、先生1人に1台ということでしてもらいますよう、よろしくお願いいたします。

そしてですね、玉名の場合、この臨時交付金で各学校に100万円の交付金を交 付され、いろいろな学校の教材に利用されているとお聞きしております。本市もで すね、用途をあまり制限しなくてですね、学校の教材にぜひとも一般会計からでも 繰り出してもらいたいと思います。それからですね、今地産地消で本市の場合はど こまで地産地消が本市の食材でしているか把握はできていないと、今教育長の方か ら言われました。同僚のですね、中山議員がですね、学校給食の地産地消について 質問しておりますので、その中から見ますと、小学校でですね、給食費が3,70 0円、中学校で4,400円ということで答弁されております。そして、そのとき に地元の和牛、赤牛を約120kg程度使用されていると、教育長の方から答弁が なされております。そしてその後、地元産の産業の振興の面からも推進してまいり たいと考えておりますということで答弁をされておられます。その後、食肉のどれ くらいの本市の食材を使っておられるのかわかりますなら教えていただきたい。そ して、私が思いますには、子どもたちにですね、この菊池に生まれて育って、本当 に菊池はいいところと思われますように、給食の中でもですね、菊池の本物の食材 を利用していただきたい。先だって、農政部の方でお聞きしました。菊池の最高級 の牛肉、1kg当たり8,000円だそうです。でも、この食材をですね、子ども たちにぜひとも食べさせたいと思いますので、私なりに計算いたしました。3年生 がですね、今5つの中学校で523名おられます。まあ年に何回とも言いません が、ぜひともですね、卒業する前に一度は菊池の素晴らしい牛肉、また素晴らしい メロン、素晴らしい梨、素晴らしい野菜、たくさんありますので、ぜひとも本当に 菊池で育ってよかったなと思われますように、一度は給食に出していただきたい。 この予算は、どうしても教育長の方から市長にお願いしてもらいたいと思います。

それから、もう1つですけど、安全面についてお聞きします。先週の一般質問で、二ノ文議員が、青果市場の安全性についてお聞きなされました。前の委員会で文厚に属しておりましたので、19年の12月に青果市場後の方を現地調査にも行きました。その後、相手との交渉がなされているのか、なされているなら何回なされているのか、お聞きいたします。

以上、2回目の質問といたします。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

「登壇」

○教育長(田中忠彦君) まず、耐震補強関係につきまして、先ほどお答えしたことで少し訂正といいますか、付け加えておきたいと思いますが、先ほど42億円から45億円、43億円ぐらいの話をしましたが、あれは現在19校すべて改修した場合の金額でございますので、その後耐震調査をいたしまして、どれだけになるかというのは、実際の場合十数億円ぐらい変動することがあるかもしれませんので、一応、付け加えておきたいと思います。

それから、パソコンの導入につきましては、もう年次計画を立てておりますので、年次ごとに導入をさせていただきたいと思います。

それから、地産地消のことにつきましては、前回中山議員にもお答えしましたけ ども、赤毛和牛の需要をどれだけしたかということについては、そういうのをでき るだけ需要ができればということで学校にはお願いしておきましたけども、その後 需要があったかどうかについては調査しておりませんけど、恐らくなかったのでは ないかと思っております。地産地消ということで、実際の面としましたら、やはり この食材費の費用は保護者負担となっておりますので、かなり高くなることがあり ます。メロンのこと、あるいは和牛のこと、赤毛和牛、和王ですかね、そのことに ついて試算してみましたけど、ネットメロンを16分の1カットとして子どもに出 した場合、約1食について100円プラスということになります。また、ブランド 和牛の和王のモモ肉を100gをステーキとして出した場合、1食当たりおよそ3 00円程度の給食費のアップとなります。そういうことで、こういった場合保護者 の負担増となりますので、保護者をはじめ生産者等の関係の方々のご理解、ご協力 が必要になるかと思います。市の補助ということに触れられましたけど、できれば そういう方法もあるかもしれませんけど、ただ、メロンだけ、あるいは牛肉だけと いうことでなくいろんな対象が複雑になるかなと思います。品種によってですね、 梨もあるブドウもあると、いろいろありますから、それに対する品目ごとに補助を 出すということになると、かなり複雑な措置になるかなと思いますし、納入業者あ るいは納入組合、あるいは個人的な生産者も多種多様になりますので、そこら辺の 複雑さから、なかなか限定できるのが難しいのではないかなと思っております。基 本的に食材費は保護者負担ということですので、保護者の理解と必要がなるかと思 われます。できるだけそういった地元の産を食するということは、努めてまいりた いと思いますけども、高級品についてどれだけかということは、ここについては厳 しいのではないかなという気がいたしております。

それから次に、安全面のことについてでございますけども、どれだけ地権者と交渉したかということについては、何度か交渉されたということは聞いておりませんけど、回数とですね、中身については承知しておりませんので、ここでご答弁する

ことはできませんが、先日お答えしましたように、購入に、利用計画にしたがって、購入に向けてしっかり努力してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 本田憲一君。

「登壇」

○19番(本田憲一君) 3回目ですけど、市長にお聞きします。

今、地産地消で教育長の方からなかなか難しいということで言われました。これこそですね、行政のですね、対応でいろいろな方法で取り入れるということは、私は可能と思います。例えば牛肉にしても、メロンにしても、菊池に生まれて一度ぐらいは最高級を食べさせたいというならですね、私はこれこそ農・商工連携じゃないですけど、いうならば私はメロン農家も牛肉農家も、全額とはいいませんが、ある程度は応援してくれると思います。ぜひとも菊池に生まれてよかったという子どもたちになりますように、市長の方からも、私はぜひともこれは実行してもらいたいと思います。

それから、青果市場の安全について、教育長は言われました。私も今朝来るときに、再度あそこを見てまいりましたが、委員会で現地調査に行ったときに、瓦が落ちるから、ぜひともこれはロープじゃなくてフェンスをしてくださいということを言っておきました。今見に行きますと、プラロープで3段階に張ってあります。もし事故が起きてからではですね、これはもう間に合わんとですよ。私はもう専決でもいいし、または補正でもいいし、もう早急にですね、対応するということを市長の方からお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) お答えいたします。食材、地産地消をということの立場におきまして、高級の地元産牛を使う、あるいはまたメロン等を食材に使うということについて、教育長の答弁にありましたように、すなわちこの厳しい環境の中で家庭の、保護者の負担になるということでなかなか採用ができないというお答えでありました。行政の方で何とか考えようということだろうと思いますが、行政の方はやはり今、本田議員おっしゃったように、生産農家の方々が菊池で最高の食材をつくっているということで、そういうことについてが住民があまり認識がなくって、関東、関西の方に出されているというようなことで、地元に密着度が低いということがあろうかと思います。BSEが発生したとき、私たちは多額の市税を費やして生産農家の皆様方に支援をさせていただきましたし、また肉骨粉の焼却等についても

非常に厳しい産廃反対運動の中で、あえてこの牛の出荷ができなくなってしまうということで、危険部位の焼却、それからこの不良の山積みになった骨がどうしても保管できないということで、苦渋の選択をしました。そういうこともあって、牛肉フェア的なもので地元の生産農家の方々を中心とし、あるいは自営中心として、市民の皆様方に菊池は肉用牛の日本一の地域だよということを何とかアピールするためにということで、一度JAの菊池の支所でやっていただいたことがあったと思います。そのときには、確か山瀬議員のA-4だったですか、初めてあんな肉を食べさせていただきましたが、そんなことをひとつ、やはり行政もJA、あるいは生産農家も一体化して、地元にただ単なる学校教育の中の一部ということにとらえず、地域上げてできるような体制を整えていく、その中の1つの学校の食育の中に生かせればなというふうに思います。確か、昨年は七城町におきましてメロンの産地であると、主産地であるというこということで、子どもたちの学校にということで小学校、中学校に試食をしてもらおうということでメロンを提供を、第三セクターの方からいたしましたが、そういうことが1つのきっかけになって、また消費の拡大になってくればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、限府小学校入口の旧菊池限府青果市場跡地のことにつきましては、これまで何度も多くの議員の方々からご発言があり、ご質問がありました。先ほどありました、昨日ありました二ノ文議員のお答えしていますように、危険性というものについてはあくまでも回避は所有者がやっていただければならないというふうに私は思っておりまして、教育委員会、担当の方から所有者に対しまして、その危険性防止についてはお願いしたいということで言っていると思います。ただやはり、必要性の面におきまして、今後プールの改築、それから校舎等の改築、さらにはこの体育館も同時にリニューアルして耐震化をしなきゃならんということで、同時にあそこに工事が入ってまいります。それで、この後の学校運営というものについて、まだ熟度は高まってないと思いますが、いずれにいたしましても、その必要性については教育委員会の方として用地を求めたいという答弁をさせていただいておりますので、このことについては相手があることでありますので協議をしまして、条件が整えばやはりこの購入の方向に向かっていくということを、私も先日お答えしたとおりでございまして、改めて前の方に進むようなことで協議に入っていくようにしていきたいと、このように思います。

○議長(北田 彰君) 本田憲一君。

[登壇]

○19番(本田憲一君) 相手もおられますということですが、まずは安全第一だろう と私は思います。特に、地主の方からやっぱり管理されるのは、これは当然だろう と思いますが、それをなされていないから皆さん心配しておるのであります。ぜひ とも検討のほど、早急な検討のほどお願いしておきます。

時間もありませんので、まず3番目の質問に、お伺いいたします。産廃問題について、昨年の12月、市長は私が一般質問でお尋ねしましたら、13項目の問題で努力目標と言われて、まだ3カ月残っているからということで市長は言われました。3カ月もうやがて過ぎますが、この間、どういう形で業者との信頼関係を構築されたか。それとも、まだ業者は白紙撤回ということでいろいろ申し込んでおりますが、そのあとどういうふうに業者との信頼関係を構築されているのかお聞きいたします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 産廃問題につきましては、昨年の11月の全員協議会で説明を いたしましたが、それ以降の経過につきまして、ご説明をいたしたいと思います。 11月の21日に全員協議会が行われまして、その同日に産廃の地元地区でありま す水迫区長会へ説明にまいりました。これは、全員協議会におきまして、この議会 に対する報告がなされてなかった、説明がなかったというご指摘を、強いご指摘を いただきまして、皆様方に陳謝をしたところでもありますが、直ちに地元に行こう ということでまいったところであります。12月定例会においての一般質問などに おきましては、市の考え方や今後の対応、方法等についてお答えをしたところでご ざいます。その後は年末にかけまして、菊池地区の協議会の役員会、菊池区長会で すね、区長会の協議会の役員会、さらには菊池地区区長会、泗水地区区長会、七城 地区区長会、旭志地区区長会、それぞれの区長会に対しまして説明を行いました。 産廃問題の経緯と今回の内容を報告をしておるところであります。12月の22日 には、菊池の環境保全組合の全員協議会がありまして、産廃問題につきまして、内 容等について説明を、経過を説明を報告をしたところでございます。また年が明け まして、平成21年1月22日には、市と県と会社、そして市民の代表者でありま す区長会によります四者協議を行いまして、菊池市文化会館で開催いたしました。 市、県、会社からの報告、そして区長会からの質問などにお答えをしたところでご ざいます。この四者協議の場で、九州産廃株式会社の方から一部変更協定書の白紙 撤回の発言がございまして、翌日の1月23日に正式文書で、この白紙撤回の通知 がございました。しかしながら、市にはこれは何ら瑕疵はないということで、一部 変更協定書の白紙撤回には応じられない旨の通知を出したところでございます。こ の間におきまして、今回の九州産廃株式会社からの解決条件に対する市の回答書や 一部変更協定書破棄の通知の問題について、県の廃棄物対策課や市の顧問弁護士の

方と協議を行ってまいりました。そこで、今後どのように解決していくのかという ことにつきましては、これまでの一般質問の方にお答えをいたしましたとおり、県 や弁護士の意見をいろいろとお聞きいたしまして集約し、市、県、会社の三者協議 や市と会社の二者協議を行いまして、その経過や内容等を議会や市民の皆様に報告 しながら、一部協定書の遵守をするということで、また一部協定書は破棄しない と、破棄する要因にあたらないということで、強い信念のもとに問題解決について は、そのような姿勢で臨んでいきたいと、そのように考えております。

○議長(北田 彰君) 本田憲一君。

「登壇」

- ○19番(本田憲一君) 市長、今言われましたが、1月24日の、その協議までは私も参加しましたのでわかりました。その後、業者との接点はなかなかあってないようですが、これこそやっぱり信頼感関係を構築するためにはですね、やっぱり業者との話し合いもぜひとも必要だろうと思います。それから、先日の山瀬議員の質問にも市長は、業者を信じますか、それとも行政を信じますかということで言われました。この13項目のこの条約、条件のですね、密約、これをですね、議会に市長はとうとう丸秘ということで出されておりませんでしたので、私はなかなか市長が業者を信じますか、行政を信じますかと言われましたですけど、本当に今の状況では議会も市長との信頼関係をなくしているのが現状だと思います。それで、4月のまた市長選挙もありますが、この中でもやっぱりこの問題が一番問題になっていて、議員の3分の2近くの方々が相手候補の応援にも駆けつけているのが現状だろうと思います。ぜひとも今後のですね、市長が議会、また市民との信頼関係を保てます、どういうお気持ちでおられるか、最後にお聞きいたします。
- ○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 結論から申しますと、協定書がこの白紙撤回された方がいいのか、白紙撤回されない方がいいのか、市民の多くの方々がこの協定を結んだときの原点に立ち返ったときに、この協定は極めて高い次元において理解をいただいて、そして協定に至ったと思っておりまして、その後、本当に波静かに協定なされたことによって、平成26年度をもって産廃が確実に菊池市から姿を消すという、そういった皆さん方、市民は受け取っておられていると思います。そのことが条件だ、密約だとかという、約ということは約束の約のことでございますが、約束事かのように受け止められている節があると思いますが、少なくとも菊池市が協定を結んだことは約束ではないと、条件ではないと、そのことについて信じていただきたいと。それは皆様方が、議員の皆様方も本田議員さんも協定書を見ていただきまし

て、文言を見ていただいて、ご自分の解釈の上に立って、これが報告があったとかなかったとかということについては、別に置きましてでも考えていただいて、これは約束と取るのか、条件と取るのかという判断をした上で、ぜひひとつご指摘いただきたいと。私はあれを見る限り、素人においても約束ではないなと。

- ○19番(本田憲一君) 市長、あのそっちの方はいいですけど、議会とのですね、 この信頼関係の構築について、市長のお考えを。
- ○市長(福村三男君) はい。それについては、やはりこの協定を破棄しないということを貫いて、諸協定が白紙されなかったときに、あれは密約でもなければ条件でもなかったという証になるのではないんでしょうか。だから、あの協定が守られることが目的でありまして、これを会社の方が仮にこの約束であると、条件であるということを意志を貫いてそのようになったときに、やっぱりあれは密かに約束をしてたんだというふうになるのかもしれませんが、少なくとも我々行政の方からしては、この約束をした覚え、条件ということをつけた覚えはないと。どちらでも同じですけれども、交渉事がある場合には、これこれこういうことをうちの方は条件として求めるというのは、当然といえば当然だと思います。それで、条件と出されたやつに対して、今度は答えを出さなければならないと。答えを出す場合に、私の方は条件としては答えはできませんと。これは努力目標として、この会社の方が提示された条件に対してお答えをします、約束事ではありません、努力目標としてお答えをしたということでございます。
- ○19番(本田憲一君) ぜひともですね、議会とも信頼関係を保たれますように、よろしくお願いいたしまして、終わります。
- ○議長(北田 彰君) ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分開議 午前11時08分

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、中山繁雄君。

○議長(北田 彰君) 中山繁雄君。

「登壇]

○7番(中山繁雄君) おはようございます。

皆さん、予算についてずいぶん質問が出ているようですが、かなり厳しい税収の 落ち込みがあるようであります。その厳しい予算の中で市政の影響はかなり出てく るのではないでしょうか。政務調査費で、東京の立川、福生市を研修させていただ きましたが、市政だより、議会だよりなど、菊池市の紙などの質に比べれば、かなり材質面で節約しているようであります。経費節減など小さな事柄が洗い直していく必要があるのではないでしょうか。

それでは、質問に入ります。幼稚園、保育園の民営化について質問をいたします。予算が少なければ、どこにかにしわ寄せが来るはずです。そこで出てきたのが第三セクターの物産館や特老、幼稚園、保育園、給食、水道などの民間委託の民営化だと思います。この中で、幼稚園、保育園の民営化について質問いたします。東京の福生市の保育園の民営化については、ここでは公立の保育園が4カ所あり、一番大きな問題である職員は1つの保育園に集めたそうであります。将来は、全園民営化する予定だそうであります。

そこで質問ですが、民営化するとなれば、民営化のメリット、経費節減につながるのか。民営化した場合、ある日先生がかわってしまった場合、子どもに影響はないのか。民間の業者を選ぶときの基準、基本はどう考えておられるか。また、福生市では期間を決めて民営化されていますが、当市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

「登壇」

○市民部長(村山 隆君) 本市では、菊池市行政改革大綱及び同実施計画に基づきまして、行政サービスの効率化や市民満足度向上を図る目的として、行政改革に取り組んでいるところです。ここで、公立保育園についてご答弁しますけども、実施計画の中で、重点項目の1つとして掲げられた公立保育所の民営化の検討につきましては、現状の課題、問題点の整理や民営化、あるいは民間委託に関する基本的な考え方であります「菊池市民間委託等推進ガイドライン」に基づき、幅広い角度から民営化の検討を進めております。公立保育園の民営化のメリットにつきましては、少子化による園児の減少が見込まれる中、公立保育園と私立保育園の競合による経営圧迫が緩和されることや、民営化により捻出された財源で、今後の子育て支援、少子化対策などの新たな施策の展開を図ることにあります。

次に、経費削減効果につきましては、私立の保育園、私立保育園では、各保育園でとに国が定める1年間の運営費、いわゆる支弁額の枠内で運営ができているものの、現在の公立保育園では、支弁額以上の実質運営費が必要となっているため、仮に公立保育園を民営化した場合には、実質運営費と支弁額の差額相当分が効果額として見込まれます。また、民営化によりまして、ある日先生が急にかわっては園児に影響があるのではないかといったご指摘につきましては、民営化の先進事例などを参考にしますと、民営化先の社会福祉法人等の保育士と市の保育士が合同で3な

いし6カ月程度引き継ぎ保育を実施することで、園児への影響が出ないよう配慮されておりますので、民営化を実施するといった決定に達した場合には、合同引き継ぎ保育を導入したいと考えております。

民間の事業者を選ぶ際の基準につきましては、国が定めた保育所保育指針にしたがって園児を保育することや民営化前の保育サービスの質を下回らないことはもちろんのことでございますけど、詳細な選定基準につきましては、有識者や保護者の代表者などで構成する事業者選定委員会なるものを立ち上げまして、その中で協議していただくことを考えております。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 中山繁雄君。

[登壇]

○7番(中山繁雄君) 再質問いたします。

民営化するにあたり、大きな問題は運営する法人が営利目的にはしり保育の内容が疎かにならないか。私立になった場合、市、保護者の意見は通るのか。私立になってからの監督責任は、どうされるのか、また質問させていただきます。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

「登壇」

○市民部長(村山 隆君) 民営化によりまして、保育の内容が疎かにならないかという点につきましては、公立、私立とも国が定めました保育所保育指針や児童福祉施設最低基準にしたがって実施されており、現在市内の私立保育園においても基準を満たした保育サービスを実施していることから、民営化になることによりまして、園児への保育の質が下がるということはございません。

また、保護者の意見や要望等につきましては、私立保育園にも保護者会がありまして、保護者の声が直接職員に届けられています。保育園に直接お話づらいことがあるならば、現在でも公立、私立を問わずに子育て支援課でお聞きをしまして、必要に応じそれぞれの保育園に確認したり、保護者のご意見を伝えたりしてまして、民営化後も変わることはございません。なお、指導監督につきましては、児童福祉行政指導監査実施要綱に基づきまして、県と市の担当職員が保育園に出向き、保育内容や保育園の運営について指導監査等を実施しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 中山繁雄君。

「登壇」

○7番(中山繁雄君) 今、経費節減の折、少しでも早急に民営化できるよう、また職員の待遇を第一に考え、早急に民営化できるよう努力していただきたいと思いま

す。

それでは、第2問目の質問をさせていただきます。学校の環境問題について質問いたします。各学校の学習環境の把握について、最近、小学校の保護者の方と話していると、学校の2階の教室が夏場40℃ぐらいになり、暑くて授業に差し支えあると聞きました。最近できた学校なのにどうしてかと思い質問しました。各学校の今述べました苦情といいますか、その環境について苦情の取扱いはどう対応しておられるか。また、公的建物で市の体育館の空調も同様ですが、デザイン優先で窓もなく、空調の設計もない、思いがけなくコストがかっているようであります。また、小学校を見て回っても、外壁も木造で建設時には見かけはいいのですが、2、3年すると色が変わってきています。何年にか一度はペンキを塗らなくてはならなく、早く補修しなければならなくなります。デザイン優先より、機能、窓の取り付けや外装などについて、どう考えておられるか質問します。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) 学校からの直接的な苦情はあっておりませんけども、学校か らの要望につきましては、修理すべき場所や改修すべき、要望がありました場合、 その修理するべき場所や改修すべき危険な場所など、その要望に基づいてまず現場 を調査し、実態把握後、限られた予算の中で、児童生徒への影響の大きい物件から 計画的に改修をしているのが現状でございます。当然、建て替えや耐震補強など単 年度でできない場合は、複数年度にわたって進めることもございます。一方、木材 を使用する校舎についてですが、本来、学校等の不特定多数の人々が使う特殊建築 物は、火災とか台風、自身などの災害に強い建物にしなければなりません。これま では、度重なる災害などの経験を生かし、これらの条件を満たす機能に徹した鉄筋 コンクリート造りの施設を建設してまいりました。しかしながら、近年度は情操教 育の面や生活する上で、無機質的な肌触りはその弊害も指摘されており、特に教育 現場におきましては、やさしさ、暖かさなど有機的な雰囲気が求められています。 それらの考え方をもとに、本市では校舎建築につきましては地場産業育成を含め、 積極的に木材の使用に取り組んでいるところです。それから、デザインについてで ございますが、これは建築にあたっての重要な要素でもあります。デザインの良し 悪しは、それを評価する基準で大きく違いますが、後世に残す大事な文化でもあり ます。本市のできるだけ優れた設計者を選び、設計に臨んでいるところですが、予 算等の関係もあり、十分とはいえない面もあるかと思います。ただし、使用にあた っての機能性は当然最優先すべきで、ご指摘があったことにつきましては反省して いきます。定期的な手入れや不足分の改修など課題を整理し、今後の営繕及び建設

に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 中山繁雄君。

[登壇]

○7番(中山繁雄君) 自分たちの学校は自分たちの手でという思いで、保護者の皆さん、学校の周辺の清掃など行われていますが、市の財政需要などを説明し、自分たちできるところまでペンキ塗りなどは保護者にやってもらいたいという思いで質問を終わります。

次に、3番目の質問をさせていただきます。昨日、森議員が物産館の中で、農家の所得の向上には加工品という言葉が出てきました。付加価値をつけるだけで5倍も10倍の価値がつくわけであります。停滞している所得の向上をさせるためにも、農産加工にこれから目を向けるべきだと思い、質問いたします。

農産物の販売、拡大のための情報収集について。最近私は、大阪のアグリフード 大阪という商談会に参加させていただきました。今まで私たちは、自分の考えだけ で商品を考えてきました。自分の地域にあるもので、画期的物ではなく、二番煎じ やただ真似をしてつくるのが関の山でした。大阪に行きわかったことが、今消費者 がまたバイヤーがどのような品物がほしがっているか。これからどのような品物が 売れるかなど、商談会に行き大変勉強になりました。これからの農業は、生産者か らの消費者、大都市への小売店へどれだけアピールできる商品をつくるかが、農家 の生き残る道だと思います。1つの例が、現在みんなが米粉、米粉と言っています が、もうみんなが取り組んでおります。特に、パン関係が多いようであります。こ れにもやはり、取り組んでいかなければなりませんが、もうパン粉では遅いと思い ます。私は、九州農業試験場によく行きます。ここに行くと、先生から新商品のヒ ントになるようなことをよく聞きます。また、先だっては、バイオクラスター事業 で、熊大の工学部の先生から超臨界という講義を聞きました。頭がパンクしそうで したが、その中で農産物から有効成分だけ抽出できるそうであります。1g何十万 円の世界だと聞きました。これから農産物をどれだけ価値感のある品物にするか、 また年寄りの方でも金の取れる農業をするかが、これが一番の課題だと思います。 菊池は畜産の市です。大阪では、宮崎牛でハーブを食べさせた牛肉、これはなかな か好評でした。今述べたとおり、菊池市は農業の市です。これから企業誘致で企業 を探すのも大変です。経済部として、マーケティング、市場調査、新商品の開発の ため、大学、試験場などの勉強会の出席などの考えはないか質問いたします。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

「登壇]

○経済部長(後藤 定君) 本年度におきましては、県下14市の共同事業といたしまして、農作物を含めた各種の特産品の販路拡大事業を行ってまいりました。その中で、東京や大阪で開催されました「アグリフード2008」という商談会や阿蘇くまもと空港での宣伝販売などに職員が参加しているのは、中山議員もよくご承知のことだと思っております。商談会に参加いたしまして、議員も言われましたが、バイヤーとの商談により売れ筋の商品はどのようなものか、あるいは消費者のニーズはどのようなものかなどを把握することができまして、農作物等の販路や流通の情報収集の有意義な場であると認識しております。今後は、百貨店やバイヤー等との商談会の場や内容を調査し、必要性のあるものについては、本市の第三セクター等と連携した対応を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 中山繁雄君。

「登壇」

○7番(中山繁雄君) ここでちょっと、市長に質問いたします。

松村参議院議員が、現在通産省(経産省)の政務官であります。私たち議員が菊池市の経済の活性化について話しているうち、七城のメロンを主体にジャパンブランドとして、また穴ブランドとして、海外へまた都会に販売しようという話になっております。農家の手取り収入を増やすためにも積極的に取り組む必要があると思いますが、そこで、今月下旬に通産省(経産省)の方に来てくれないかというような話がありましたが、経済部に聞いたら、何か予算がないというようなことでした。せっかく海外輸出などの話が進んでいるのに行けない、これは本当にもったいない話だと思います。ぜひ、職員を通産省(経産省)に行ってもらい、菊池のブランドを海外、また大都会へ販売するためにも出張させていただきたいと思いますが、市長、どう考えかお聞きしたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

○市長(福村三男君) 国の方に対して、通産省(経産省)の方に職員を事情を聞きに行くといいますか、アピールに行くということだということですが、内容について、まだ私の方にも上がってきてもおりません。松村参議院お見えになったときに、また出会いの機会がごく近いときにたぶんあろうかと思いますんで、内容等をま一遍再確認させていただきまして、必要に応じてぜひ対応をしたいと思います。また、中心市街地の活性化問題も抱えてもおりまして、その中活法に基づいてどうするのかといったこともありますので、そういった点もご相談申し上げたいと思っております。予定といたしましては、この1週間、10日以内くらいには、確かお

会いする機会に恵まれるんではないのかなと思っておりますので、そのときにまた 状況を見させていただきまして、その結果については、またご報告もさせていただ きたいと思います。

○議長(北田 彰君) 中山繁雄君。

「登壇]

○7番(中山繁雄君) ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

じゃ、最後の質問、RDFの経過後の跡地利用について質問いたします。泉田議員がRDFについて質問されましたが、平成30年3月で終了とのことでした。市長が、九州産廃との13項目の中でRDFのことが項目の中に入っていたということで、地元の皆さんが心配されておりましたので、期間終了後の跡地をどうされるか質問いたします。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

「登壇」

○市民部長(村山 隆君) エコビレッジ旭の操業期間につきましては、先日、泉田議員の質問にも答弁しましたとおり、地元との協定書に基づきまして、供用開始より15年間となっており、また大牟田リサイクル発電株式会社との供給及び処理契約につきましても、平成29年度までとなっておりますので、操業期間につきましては、平成30年3月31日までの予定です。平成30年度以降につきましては、今後、大牟田リサイクル発電株式会社との協議も必要であり、また本市の平成30年度以降の可燃ごみ処理方法も決定しておりませんので、地元及び大牟田リサイクル発電株式会社に処理を委託しているほかの6組合との協議しながら検討してまいります。また、跡地利用につきましては、大変重要でありまして、より有効な跡地利用が必要になりますので、期限を迎える前に地元住民と十分に協議を重ね決定したいと考えております。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 中山繁雄君。

[登壇]

○7番(中山繁雄君) 今言われましたように、地元住民の皆さん、RDFをつくるときには大変協力をしてもらいました。話を聞いてみますと。跡地を地元の人で有効利用したいという意見も持っておられるようでありますので、今後、今述べられましたように、地元の皆さんと話をしながら進めていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長(北田 彰君) ここで昼食等のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時32分 開議 午後 0時59分

 $-\bigcirc$

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

「登壇」

○16番(坂井正次君) こんにちは。本日は、一般質問をするということで、3月とは言え、まだ寒うございますけど、朝からシャワーを浴び、身を清めてまいりました。真に希望の持てる10年後の本市の姿を見据え、一般質問に移らせていただきます。

まず、行政改革についてでございます。庁舎建設についてでございますが、本市 は4年前に合併をいたしました。何のために合併したかといいますと、今後交付金 が減少し、財政が悪化するために、有利な70%の保障、合併特例債を使いまし て、活性化へ結びつけるためでございます。また、経費、コストの削減を図る。組 長、三役の報酬を合併することにより4分の1に減らすことができる。議員を減ら すことができる。当初、59人でございましたけれども、たぶん来年は23人に減 るのではないかと思っております。そしてまた、庁舎を建て、本庁、支所方式にし て職員を大幅に減らし、人件費の削減に努める等が上げられます。19年度で、税 収50億円、うち人件費が47億円、税収のほとんどが人件費となっております。 この人件費のコスト引き下げ、人員削減が最大の課題になってくると思います。私 は、遮二無二庁舎を建てるという、そのようには思っておりませんけれども、人件 費の削減にはとても有効だと思っております。市町村で合併協議を何年も繰り返 し、約束事として庁舎建設は満場一致で決まったと理解しております。そんな大事 な合併時の約束事でございますが、平成18年11月、議員全員協議会の場で、菊 池市新庁舎基本構想基本計画案の資料が、議員全員に配られました。これは、いろ んな試算表とか工程表とかいろいろありますけれども、最後のページに10年間の 中期財政試算、10年間のシミュレーションを出してありました。10年間で71 億円の赤字に数字はなっております。

ここで質問ですけれども、この10年間の財政試算、財政シミュレーションは、 まともに取っていいのか、間違っていない正しい数字なのか、正しい試算と思われ ますか、執行部にお伺いをいたします。

また、この10年間の中期財政試算シミュレーションを見て、数日間のうちに6 人の議員が赤字で大変な状況だということで凍結にまわり、結果、市長はその後す ぐに凍結すると発表をされました。本市の将来を考える中で、非常に重大な意味を 持つ庁舎建設ですが、ここでまた質問ですけれども、この庁舎建設を凍結する前に、市長は議会に、あるいは新庁舎建設検討特別委員会に、また地域審議会等、どの機関かに打診、審議、協議等をされたのか、されなかったのか、お伺いをいたします。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 平成18年の財政試算について、適切だったかということでございますけれども、平成18年度にお示ししました中期財政試算は、歳入面におきましては当時の地方財政計画や地方財政収支見通しの概算等を基本に試算いたしたところでございます。

当時、庁舎建設は、平成19年度から平成21年度の3年間で計画しており、新市建設計画に沿って平成26年度までのシミュレーションを行った結果、大きな財源不足を生じることとなりました。これを踏まえまして、新市建設計画全体を約80%程度縮小し、事業量の平準化を図ったところでございます。また、職員採用を2年間凍結しましたし、集中改革プランにより、各種補助金等の見直しを行いながら、健全な財政運営をするための諸々の取り組みを行ってきたところでございます。毎年、国や県の動向により、歳入歳出見込みは変わってまいりますが、当時の財政試算といたしましては、適切なものであったと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 新庁舎建設の凍結にあたりましては、先日の怒留湯議員のご質問でもお答えいたしましたが、旧菊池市の隈府を中心といたしまして、1万人あまりの署名を添えた再検討の要望書や旧泗水町の区長会の皆様方を中心とした合併協議会の確認事項遵守の要望書が提出をされました。また、文書や口頭など方法は異なりますけれども、数多くの議員の方々から新庁舎の建設基本構想、また基本計画案の凍結に対する申し入れがあったところであります。

凍結の判断としました理由につきましては、3つほどございますけど、1つ目は、この財政運営というものが非常に厳しいということであります。それはご案内のとおり、三位一体改革というひとつの国の地方自治体に対する大きな足かせが出てきたと。それによって、非常に補助金がカットされ、そしてまた交付税が縮減されるということで、ご案内のとおり、財政の見通しが約束と違うというのが地方にあったわけであります。また、2つ目といたしましては、庁舎用地を含む公共用地につきましては、ご承知のとおり、花房中部二期地区畑総事業、畑地総合整備事業

地内に求めることとして合意を得ておりましたが、この用地を確保ということにつきまして、計画より遅れておりまして、事業に着手できるのが23年度以降になるということでございました。

そこで、この18年の12月に凍結を私は議会で表明したところでありますが、 このような状況の中で、3つ目には平成19年でこの建設の基本設計の予算を、事 業計画の中には上げてございました。8,000万円ほど上げてあったわけであり ますが、この建設時期が遅れるということになりました場合に、そのまま計画どお りに実行しますと、8.000万円の設計はするけれども、用地の見通しは全く立 ってないと。それから、翌年については約7億円ほどの予算を事業計画の中に入れ てございまして、その中には8.000万円の基本設計をもとにした実施計画、実 施設計というのが2億円ほど含まれておりまして、そういうものが用地が決まらな いままにした場合に、手戻りになる可能性が極めて高いと。また、執行権者とし て、首長は何をもってこの基本設計、実施設計に入っていったかということに問わ れるわけでありまして、見通しが立たないままに予算計上は、例え計画といえども できないということで、これについては、やらないということではなくって、やら ざるを、進めることができない状況下にあるということでご理解を求めまして、凍 結をさせていただいたわけであります。二重の経費が、このまま進めばかかり得る ということでございまして、庁舎建設事業に取り組めないとしての、これはどこで どういうふうにして決断したかということでありますが、今申し上げますような状 況、環境渦の中で、計画を止めたわけではないと。凍結をするということでござい ますので、凍結の背景にあるもろもろのことを総合的に判断いたしまして、凍結に 私の意思で踏み切ったところでございます。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 坂井正次君。

「登壇]

○16番(坂井正次君) 市長の説明、ありがとうございました。この財政シミュレーション、財政試算は10年間で赤字総額が71億3,500万円としてあります。大体シミュレーションを出すときは、ほとんどの市町村、自治体はシミュレーションを出すとき赤字にはしないのではないでしょうか。収入、歳入はなかなか努力しても思うようにならないものでございますけれども、支出、歳出はどこかを抑えれば黒字になると思います。しかし、このシミュレーションは、10年間で71億円の赤字、単純に10で割りますと、毎年7億円の赤字であると示されれば、誰もが凍結に回るものかもしれません。

ここに、17年、18年、19年の決算書を持って来ております。決算書により

ますと、17年が実質収支額、黒字の18億5,100万円、うち基金繰入額11億円となっております。そしてこの18年度、18年度は実質収支額、黒字の14億2,200万円、基金繰入額9億4,000万円。そして19年度、実質収支額11億5,000万円、うち基金繰入額6億円。20年度は、まだ出ておりません。実際は、そういったふうになっております。驚くなかれ、この赤字のシミュレーションとの誤差、計算をしてもらえればわかりますけれども、相当な額となっております。基金繰り入れだけでも、これだけ入れております。つまり、誰かは申しませんけれども、3年間でこの50億円ぐらいも違った財政シミュレーションを出して、言葉は悪いですけど、議員、つまり市民を欺いたとしかいいようがありません。このように、実際とかけ離れたシミュレーションを出されたことについて、どのように思われますか、市長に答弁をお願いいたします。

また一点、庁舎建設について、平成19年2月28日付けの熊日新聞で、菊池市新庁舎計画の凍結解除へという見出しで、基金条例案6日提出とありました。この条例案は、可決されました。新聞記事、基金2007年から2009年に3億円ずつ、2010年から2011年に2億円ずつ、計13億円積み立てるとあります。このとき歴史は動いたではありませんけれども、凍結から一転、この記事から見る限りでは庁舎は建設されるように取れますが、開示をされるか否かは、誰とどの機関と協議されたのかと質問をする予定でございました。しかし、通告書を出した時点では、基金を積み立て庁舎建設だと思っていましたが、ところがまたまた歴史は動いてしまいました。先日の一般質問の答弁で、熊日にも載っておりましたけれども、新庁舎の建設基金は積み立てないと、またまた凍結か白紙かというような記事が、私が理解したところ載っておりました。市長の基本姿勢、本心はどちらでしょうか。またまたまた、変わることはございませんか。答弁をお願いします。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

「登壇」

○総務部長(緒方希八郎君) 1回目の答弁でもいたしましたように、シミュレーションにつきましては新市建設計画をそのまま実行した場合においては、そういう形になるということでございまして、先ほども申しましたように、健全な運営をするために新市建設計画では420数億円が新市建設計画で当初上がっていたということでございますが、それを80%に縮小したということで、単純にその20%分になりますと80億円になります。そういう諸々と、あとは職員数が当初、合併時は613名、平成20年4月1日現在は555名ということで、58名の職員の減を行っております。そういう諸々の経費節減、削減をしながら、結果的には18年度以降の決算について、今、坂井議員申されたようなことの状況で、健全に向かって努

力した結果が、こういう財政の決算という状況になったというふうに理解いたして おります。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇〕

○市長(福村三男君) 新庁舎の凍結にあたり、建設の凍結にあたりましては、先日、
怒留湯議員にお答えしまして、そういった中での新市の建設計画の実行をどうして
いくかということで、いろんな事業が庁舎のみならずあるわけでありますが、ただ
いま総務部長の答弁にありましたように、当初の建設計画は、少なくとも4市町村
の皆さん方の心のこもったお互いの約束事項であったと、これは認めておるところ
であります。お互いがそれを確認したわけであります。ですから確認された新市建
設の計画を、やっぱり誠実に実行していかなければならない。ところが、その計画
の事業計画の方と裏打ちする財政計画というのが、先に申し上げますように、やは
りこの国の方針が変わってみたり、補助金、交付税等々の交付が変わってみたりす
るために、歳入が非常に安定してこないということで、将来の財政計画からすれ
ば、約束してある10のものを8かけにしなければ事業が実施できないということ
で、いわゆるこの8かけにして2割の約束事が結果的に落とされているという状況
になって、シミュレーションによって何とか財政が運営できるいようになったとい
うことにお考えいただきたいと、このように思います。

18年の11月に、この財政の中期の財政試算を出しまして、発表が間違ってはいなかったのかと、シミュレーションはおかしいんじゃないかとおっしゃいますけども、それは間違いないことでありまして、54億円当時ありました基金が23年におきましてはなくなってしまうということで、そのときを、そのままいけばそうなっているということでございますが、現状としては約70億円程度の基金があります。それが行政の改革ということの中において、財政が健全化されてきているというふうに受け止めていただきたいと思います。そのまま進めば26年には多額の赤字を抱えるということは、そのときに述べられたところでございます。

新庁舎建設については、用地の確保につきましてが一番大きなものでもあります。このとき申し上げたのは、用地の問題と財政の問題を2点上げました。こういった状況の中で用地の確保の問題に加えまして、財政問題というのがその当時国内における地方財政計画というものがどうなっていくかということで、計画を立てて80%でいくだろうということで立ててあったわけでありますが、この80%の事業を消化するための、いわゆる財源というものについて、税収が大幅に落ち込んできて、非常に、しかもさらにどう落ち込んでいくかわからないという、先の見通し

が全く見えない状況下に国内は今あるという状況下であるというふうに思っております。これが、世界的な世界金融危機から端を発しているということでありまして、このような企業の業績不振というものが続いておりますので、経済が本当にいつ回復するかわからない状況といたしましては、今庁舎を建設するべき時期ではないということを、怒留湯議員にお答えしたところであります。

また、合併特例債ということにつきましても、あと残り6年という期限もありますけれども、返済は返済としてやっていかなければならない部分があるわけでありますので、経済の回復を何とか願い、また待たざるを得ない、べきだと考えております。今後、新庁舎の建設については、先ほどの答弁でも申し上げましたように、様々な意見が両論あるわけでありまして、議会の皆さん方の中にも両論が強くあるわけであります。そういうことを考えますときに、種々の意見が交錯して、なかなかまとまらない場合という場合がよく想定されますが、市民の皆様方の意見をとにかく拝聴しながら、慎重に方針を決めていきたいと、このように考えております。以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 坂井正次君。

「登壇]

○16番(坂井正次君) 不景気であります。税収は落ち込みます。私も、前回の一般 質問では税収の減をということで質問しましたけれども、国はやはり大したもの で、こういうときは景気対策として、景気対策の交付金を打ってきます、打ってく れました、4億5,000万円だったですか。また今後も2兆円程度の景気を打つ と思いますけれども、黒字になるか、赤字になるかは努力次第です。はじめから赤 字と書いたら、よくなったから努力した、それでまあ努力の結果だとは思いますけ れども、試算としてはやはり努力して黒字でどこかを削って出すべきとは思います けれども。これは、この点につきましては、もう少しちょっといきますけれども、 市長の答弁をいただきましたが、庁舎が建設されるかされないかを早く決めないと ですね、総合支所の位置付け、位置付けも行財政改革も中途半端になると思いま す。本当の総合支所の機能は、今は果たしていないと思います。あまりふらふらせ ずに、一貫性を持って取り組んでいただきたいと思います。私が思うには、市は市 長個人のものではない。市民のものなのであります。その市民の代表で私たち議員 が選出されているんでありますから、市の根幹をなす大事な庁舎建設、それからま たあとで質問しますけれども、産廃問題等、議会ともっと協議を重ねて、市民とみ んなで正しく論議し、協議し、納得した形で本市の将来の姿を描きたいものです。 今後は議会、市民と透明性を持ち、対話の中で本市の方向性を決めていただきたい と思います。これは、要望とします。

2番目に、環境保全協定について質問をいたします。13項目の密約と一部変更協定書について質問いたします。今までに、産廃問題につきまして4人の議員さんが詳しく質問されましたので、重複する点も多々ありますので、なるべく重複しないように、少し変えまして質問をさせていただきます。

平成19年3月に議会は12億600万円の債務負担行為を産廃の最終処分場の4年間短縮ということで認め、それを受け福村市長は、19年3月28日に環境保全協定の一部変更を、協定書を産廃と結ばれました。問題になっているのは、協定書を結ぶ22日前に、また議会が債務負担行為を認める前の19年3月6日に、九州産廃の中田社長と福村市長が秘密裏に、あとで重大な問題が生じる13項目の密約を結ばれたということです。しかもこの密約は公に出さず、金庫にしまったということ。この13項目の密約を議会の債務負担行為を審議する場に、公の場に出していたら100%否決されたと、私は思います。これから昨年の11月21日まで21カ月間の間、この密約は公の場に出ることはなかったのです。

ここで、密約という語源を辞典で調べました。密約とは、こっそりと約束すること。秘密の取り決め。まさしく、公に出さず隠したのだから密約だといわれても仕方がないことであります。産廃が去年の20年11月11日、地元水迫地区の住民に協定を破棄するといって金庫から眠っていた密約を公表しました。公表をしたから執行部といいますか、市長も慌てて密約を公表されるはめになったわけでございますが、もし産廃が公表をしなかったら、市長はこの密約を出されたでしょうか。この問題になっている13項目の密約ですが、公に出して困らないなら、市民に迷惑がかからないなら、なぜお互いに金庫にしまわれたんですか。なぜ公の場に出さなかったのですか、質問をいたします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 九州産廃株式会社につきましては、平成の56年に菊池市の、失礼しました。昭和56年に菊池市原地区で産業廃棄物処理を開始されて以来、住民の反対運動、あるいはまた裁判など闘争が続いておりまして、議員ご承知のとおりでもございます。私は、産業廃棄物処分場が、現代社会においては不可欠な施設であると、このように思っておりますし、市民の皆様もいろんな場でそのような認識をされておられると思います。しかし、その処分場の場所が、私たちの足元、地元であり、自然的な重要な1つの水源地であることや長年にわたる操業が続いているということから、1日も早くここで終わってほしいという願いをしていたところでございます。そういったこともありまして、平成19年3月28日に締結をした環境保全協定書の一部変更ということで、協定書を遵守していただくことが一番重

要なことであると思って、そのために最大限の努力をしてまいったところでもあります。3月6日に13項目について密約をしたと、密約とはこっそり約束したということだと述べられましたけれども、何度もこの場でお答えしておりますように、約束ではないということを申し上げているわけであります。条件ではないという、努力目標であるということで、私たち、私たちこの菊池市の瑕疵はないということが法的な解釈においても、また県の方の立場においても述べられているということを繰り返し申し上げてきたところであります。また、そのことについては、会議の冒頭におきまして、そういったことの一般的な事務の流れだったとは申せ、そのことについて議会に対する報告をやってなかったということは謙虚に反省し、おわびを申し上げたところでもございます。

次に、回答書の13項目につきましては、4年間の期間を、短縮をお願いするために、市と県と会社の三者で協議を幾たびも重ねてまいりまして、そして市民や議会へその経緯を報告をしながら、長い年月をかけて一部変更協定書の締結と、このように至ったわけでございます。九州産廃株式会社としましては、期間短縮に伴いまして、今後会社の健全な運営と存続を重要な課題としております。市も会社の意思を尊重し、必要な業務は委託したいと、このように考えておりますが、法を逸脱しての委託はできないこと、あるいはまたこの計画の変更や社会情勢の変化で努力目標といえども委託ができなくなることから、これはあくまでもやはり重ねて市の努力目標でありますとしており、将来を何ら拘束するものではなくて、業務委託の実施を確定するものではないと、このように判断をいたしておりますし、また議会を無視するものではございません。ただ単に、ただ言えることは先に申し上げますように、このことについて公表をしていなかったということについては、本当に反省しているところでございます。

現在、業務委託を実施している項目につきましては、一般廃棄物の運搬及び処理 という特殊な業務であるということでございますので、特に廃棄物の処理業務につ きましては、市内で処理可能な業者は九州産廃株式会社のみであるということか ら、ほとんどが一部変更協定書締結以前からの継続の事業を委託をしているという ことであります。しかしながら、先日の怒留湯議員の質問でもお答えいたしました とおり、議会や市民の皆様へ13項目の内容を報告していなかったことは、重ねて おわびを申し上げたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 坂井正次君。

「登壇]

○16番(坂井正次君) ただ、この密約のおかげで市及び市民が迷惑したといいます

か、困惑をしました。上げてみますと、山瀬議員も言っておられましたが、元菊池 郡市の他の市町村と合志市、菊陽町、大津町等、今後も広域的にともに消防、医 療、環境組合と手を取りあっていかねばならないのに、13項目の密約が発覚して からは、菊池市のイメージが非常に悪くなったと、また信用が、信用性がなくなっ たというような気もいたします。消防の緊急指令システムなど、早急に必要だった のでございますけれども、菊池市の北消防署で決まりかけていたのが信頼関係がな くなり、ご破算になってしまったと。泗水のごみ処理が暗礁に乗り上げてしまっ た。そして何よりも、実行不可能な13項目の密約により、産廃の破棄宣言、そし て4年短縮の一部変更協定書に留まらず、30年で終わりとする環境保全協定まで もが危ぶまれていると、私は思います。何よりも、13項目の密約と今後の廃棄物 処理予算見通しとして14億9,580万円予算化してあること。実際、13項目 の8項目目までは粛々と業務委託を執行されておられる。平成18年から平成20 年まで、8項目目まで、資料を見る限りは執行された金額は2億1,904万5,8 46円であります。残りが12億7,675万円であります。これまで具体化して いれば、努力目標では済まないのではないかと心配をしております。市長は、努力 目標であるから心配ないといわれますが、市長の公印が捺してある以上、また13 項目、別に詳しく予算見通しをしてある以上、相手である九州産廃、旧菊池市民な ら誰もがご存じ、なかなかしたたかで、しかもお金も持っていらっしゃる。本市の 弁護士以上に有能な弁護士さんをお金に糸目をつけず雇っていらっしゃるとも聞き ます。本市も裁判闘争を幾度となくやってきましたが、なかなか勝ったためしはな いと思います。市長も、これは密約ではなく議会にかける、了解を取り、堂々と協 定書を結べば、こんなに苦労することもなかったし、市民に不安を与えなくて済ん だと思います。一市民として、一菊池水源の水が湧き出す地下水で生活している市 民として、願わくば4年短縮の協定書が無事成就することを切に祈ってはいます。 しかし、大変不安であります。不安で済めば良いのですが、最悪のシナリオですけ れども、裁判という形になると思いますが、それは平成27年、最終処分場終了時 に、市が債務負担行為で12億6,000万円を市が払うときに、12億600万 円を市が払うときに、九州産廃が素直に受け取って協定に応じてくれればよいので すが、応じず業務を続けた場合、困った菊池市が協定違反だということで裁判を打 つ。ただし、福村市長は、今度再選されたとしても、このときは任期4年のあとで すので、もういらっしゃらないわけです。私が心配するに、裁判で勝ったことがな い本市が、市長の公印を捺した密約を破ったということで勝てる気がしません、大 変不安であります。しかも、最悪の場合は、27年の3月31日、4年短縮どころ か、4年短縮の協定書を結ぶときの条件で、市は田崎牧場の広大な面積の農振を外

し、埋め立て可能にした。また、処分場の市道を払い下げた。それに、管理型施設 許可を許したことにより、環境保全協定の30年以降も永遠と営業を続けるのでは ないかと、大変心配をしていますが、答弁を求めます。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 密約、密約という言葉が先行いたしますけれども、申し上げま すように、約束ではないということを何度も繰り返させていただいております。法 的な解釈がどうなるかということについては、それはもしも係争にでもなれば、そ れは法廷の場で明らかになるものでしょうけれども、そういうことをする前段にお きまして、今の協定書につきまして、13項目が果たしてこの協定を破棄するに至 るか至らないかという、この点におきまして、至らないという判断を、私たちは弁 護士さんと、それから県の方も含めて持っているということですから、それが破棄 されることは想定の中に入っておりません。約束が、この30年までになって、3 0年になったらどうなるかといったら、これは明らかに本協定が生きているわけで すから、もしこれの見直しがなかったとすれば、30年になった場合、平成30年 になった場合に、これ移転先のことについて、まず第一に大きな難関となってくる だろうと思います。それはやはり、この協定に基づいて、誠意を持って市と県が協 議をして、会社と解決するということになってますから、そのことがあるからゆえ に、あえてこの前倒して何とかしたいと。今、結果論を見てみれば、4年間、わず か4年間で12億600万円もの金を払うのかと、こういうふうに、経過がわから なければ思われる筋も、外部から見られればあるんじゃないかなと思います。しか し、4年間短縮をしなかったらどうなるのかといったら、未来にわたってそのまま 産廃処分場は存置するというふうになるゆえに、あえてこの12億600万円の協 定によってお金を支払うということで、その場で終わるということを選択をしたも のが、協定の見直しであるということであります。

協定の本文につきましては、債務負担が伴う、すなわち条件であったり約束であったりといわれるように、これは皆様方に議決をいただくために議会に提案をしておるし、また市民の皆様方にも、当然交渉の段階に入る段階におきまして、旧菊池におきましてそれぞれの団体、区長会等におきまして協議を重ねて、そしてこの会社の方との交渉に入るということで交渉に入って協定の見直しができたということでございます。ですから、それについては、この約束というのを法律に基づきまして、この協定は生きているというふうに思ってもおります。ただ、この13項目につきましては、どうしてもやはりこの会社の健全な運営というものを考えなければ、今働いておられる方々、会社というものが、その一部の業務を廃止することに

よって社員が、すべてが職を失うという側面もないではないということからいたしまして、必要な業務について委託できるものは委託できるように努力をしましょうということでありまして、相手が出された条件をそのまま条件、条件となぞって言葉でいうのではなくて、条件として提示されたものが、果たしてこの判断、解釈の中においてどちらを取るのかということでありまして、条件を取るとすれば、それは完全にこの協定見直しについての破棄ということに至ると。なら破棄になっていいのかといったら、破棄になったら絶対にいけないわけでありまして、そういう意味でこれまで努力をさせていただき、住民の方々のご理解をいただき、またこの議会の方でもそういった多額の債務負担をいただきました。県の方からいたしましても、約11億円のお金が県の方から歳出されるであろうというふうに思っておりまして、そういう奥の深い問題をたくさん抱えております。

また、泗水の可燃ごみの処理に対して、不安がというようなお話があっておりますけれども、これについては、信頼関係ということにつきましては、先日の森議員の方のご質問にもお答えいたしましたとおり、環境保全組合のごみ処理状況を理解していただきまして、一部変更協定書をひとつ遵守して、協定破棄を撤回するように九州産廃株式会社と協議をして行ってまいります。

また、さらに環境保全組合につきましては、昨日も議会がありましたし、その中で首長さん方については、非公式にこういった状況についてもお話をしておりますが、経緯や結果を随時、今後も報告を管理者会や議会に報告いたしまして、ご理解をいただくように努めてまいりたいと思います。そのことが、市民の不安解消につながるものだと、このように考えておりますので、ぜひひとつ我々申し上げておりますように、これは条件として提示されたものを受け入れたのではなくって、条件と言われてきたけれども、これは努力目標に置き換えて、努力目標としましたと。努力目標と文言があって、それで印鑑を捺してあると、そういうふうにご理解をお願いしたいと、このように思います。

○議長(北田 彰君) 坂井正次君。

[登壇]

○16番(坂井正次君) 無事、成就することを、切に祈っています。

3番目の、経済対策についてでございますけれども、経済振興策で、本市の基幹 産業である農業、観光、商業について質問をいたします。現在、輸出関連企業総崩 れの中で、国内需要といいますか、農業、商業、観光に関しましては、輸出、外需 ではなく、国内需要なので、輸出産業に比べればまだ可能性はあると思います。

そこで、質問ですけれども、農業に関しましては、合併時の予算額と農産物の売 上高、また現行の予算額と農産物の、昨年度のわかる範囲でよろしい、最新の売上 高を示してください。観光にしましては、温泉旅館の合併時の宿泊数、売上高、現 在の宿泊数、売上高。商業に関しましては、合併時の売上高、空き店舗数、現在の 売上高、空き店舗数をお示しください。簡単でよろしゅうございます。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○**経済部長(後藤 定君)** まず、農業費の予算額についてでございますが、市町村合併前の平成16年度と平成20年度の比較につきまして、一般会計当初予算合計とそのうち、農業費、畜産業費、農地費の総額を農業費といたしまして、さらにその構成比をお答えいたします。

まず、平成16年度の旧市町村ごとの予算状況につきましては、旧菊池市の当初 予算合計115億9,000万円。

- ○16番(坂井正次君) 合計で。
- ○**経済部長(後藤 定君)** 合計でいいですか、はい。それでは合計の方を申し上げます。

旧市町村合計の平成16年度当初予算総額は239億7,028万2,000円、 うち農業費総額22億4,033万8,000円、構成比といたしまして9.3%と なっております。平成20年度の本市の当初予算合計は217億3,800万円、 うち農業費17億6,482万4,000円、構成比8.1%となっております。

次に、観光客の入り込み客数につきまして申し上げます。こちらの方も合計の方で申します。合併前が宿泊客数 25 万 2, 902 人、日帰り客数が 601 万 1, 634 人であります。合併後の平成 19 年でございますが、宿泊客数 22 万 5, 623 人、日帰り客数 632 万 4, 174 名でございます。こちらの方は増となっております。旅館組合の収入につきましては、なかなか把握できておりませんけれども、16 年の合併前は、平均消費額につきましても、それぞれ各市町村でばらつきがありますけれども、観光消費額といたしましては、宿泊客で 50 億 39 万 5, 000 円、日帰り客が 164 億 5, 497 万 7, 000 円であります。合併後の平成 19 年につきましては、観光消費額は宿泊客 38 億 355 万 3, 000 円、日帰り客 12

それから、空き店舗でございますが、事業所数としましては、平成16年度が、 これは空き店舗ばっかりじゃございません。事業所数につきましてが、平成16年 度が658事業所、平成19年度が609事業所と7.4%が減少しております。

それから、年間消費販売額につきましては、平成16年度が1,034億4,161万円、平成19年度が930億5,995万円と、10ポイントの減少となっております。

空き店舗の状況につきましては、今後の対応としましては、旧菊池市における商店街実態調査の結果に基づいて申し上げますが、平成16年度の空き店舗率が14.8%、平成19年度が25.4%と、10.6ポイントの増加しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 坂井正次君。

「登壇」

○16番(坂井正次君) 農業に関しましては、やはり9.3%が8.1%に減っているというような数字が述べられました。また、大事なのは観光客でもやはり宿泊してお金を落としてもらわなければならないと、私は思いますけれども、50億が38億円に減少しているという、非常に残念な数字が出ております。空き店舗に関しては、非常にこれ難しゅうございますけど、若干増えているようでございます。

ここで質問ですけれども、合併して4年間、本市の経済の活性化のために農業、 商業、観光でやってこられた施策の目玉はどういうのがあられますか、質問いたし ます。簡単によろしゅうございます。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) 農業施策につきましての補助事業、あるいは融資事業等を 積極的に活用いたしまして、足腰の強い農業、持続的な農業の発展を目指しており ます。そういった中で、経営構造対策により七城地域のハウスリース事業、JA菊 池の北部集荷場、七城集荷場の野菜選果機等の整備事業、それから、広域的な機械 施設の近代化や農家組織による各種機械施設の導入事業で、JA菊池が実施する畜 産総合対策事業による家畜導入、農業制度資金等への利子補給などに取り組んであ ります。それから、農地の意地保全とか環境に配慮した施策といたしましては、中 山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策等を推進しております。そ のほか、市単独の取り組みといたしましては、古代米の産地化や家畜導入事業によ る市内の農産物のブランド化、酪農牛舎への簡易曝気施設導入事業による畜産環境 対策、新規就農奨励金、結婚祝金の交付による口径や対策などを進めながら、新た に平成20年度からは、中山間地域農業の振興策といたしまして、果樹の有望品種 の選定、実証のモデル事業、イノシシなどの農作物被害防止を目的としました電柵 設置費に対する補助、それから、里山付近における家畜放牧モデル事業等でござい ます。観光振興につきましては、菊池観光のイメージづくりといたしまして、おし どり夫婦の里をキャッチフレーズに取り組んでおります。いろんな項目がございま すが、主な部分といいますか、要点だけを申し上げます。それから、菊池総合観光

ガイドブックの作成等によりまして、旅情報誌編集者等を対象に、商談会に参加し、観光情報の提供を行ってまいってきております。さらに、国際観光といたしましては、ビジットジャパンキャンペーンや九州観光推進機構等への事業に参入いたしまして、韓国、中国を中心に積極的に取り組んでおります。それから、九州地域における韓国人のビザ免除を提唱し、韓国人修学旅行生限定のビザ免除措置などを実施するなど、韓国の方でも大変知名度が上がっておるところでございます。それから空き店舗対策につきましては、空き店舗対策モデル事業が1つございます。それから、2つ目に空き家及び空き店舗活用事業がございます。それから、今後といたしましては、今後行っております空き店舗実態調査の結果を踏まえながら、国が推進している所有と経営の分離にも取り組み、さらなる空き店舗の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 坂井正次君。

[登壇]

- ○16番(坂井正次君) いろんな目玉がたくさんございましたけれども、なかなか結果が出ていないようでございます。もっと重点を置いて、大きな予算でも使って、大きな目玉が必要だと思います。本市の経済浮上のために、今後考えておられる農業、観光、商業の施策の大きな目玉を、もう1つだけでよろしいです。各項目に1つだけ、目玉をよければお願いします。
- ○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

「登壇」

- ○経済部長(後藤 定君) 1つということでございますが、いずれにしましても今日の経済状況でございますので、農業、観光含めましてですね、頑張っていきたいというところでございます。
- ○議長(北田 彰君) 坂井正次君。

「登壇]

○16番(坂井正次君) 頑張ってください。よろしくお願いいたします。

有害鳥獣対策について、サル対策についてでございますけれども、龍門地区、水源地区、そして旭志、泗水、七城までにもサルが出没しております。このサルは、今のところ人家に入りこんで食べ物をあさったりもしますが人には危害を加えておりません。犬がいたら、不思議と犬の急所をちぎるそうでございます。そういった被害を受けた犬が何十匹もおります。これは事実です。犬ならまだいいですけれども、赤ちゃん、乳幼児等へ危害を加えたら、犬事ではございませんけれども、他人事では済みません。万が一ということもあってはなりませんので、早急にサル退治

をしていただきたいと思いますけれども、お伺いをいたします。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) ただいま坂井議員さんの方からいわれましたように、市の全域でサルの目撃があっております。特に、菊池地区の山間部におきましては、被害情報も寄せられておりまして、鳳来、穴川地区集落においては頻繁に出没し、食べ物等を取るなど、飼い犬がケガをさせられるなどの被害が十数頭に及んでおるところでございまして、人的被害も懸念されるところでもございます。

対策といたしましては、県との協議により有害鳥獣捕獲を申請し、平成20年12月1日から本年3月20日までの間、菊池市全域を捕獲区域といたしまして、銃器及びワナによる捕獲許可を4回更新しております。捕獲従事者については、委託しております菊池市有害鳥獣捕獲協議会に依頼しております。しかし、なかなか成果というのがですね、表れませんし、またサルも移動範囲が非常に広うございますもんですから、現在のところでは捕獲まで至っておりません。今後の対策につきましては、県及び警察など関係機関と連携いたしまして、捕獲に努めてまいりたいと思っております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(北田 彰君) 坂井正次君。

「登壇」

- ○16番(坂井正次君) 児童の安全について質問いたします。菰入新橋の児童の通学時の安全対策でございますけれども、菰入新橋を通る前川地区、板井地区の児童子どもが主でありますが、この橋は最近、熊本泗水方面から七城、農協、総合支所、また菊池方面へ行くために、また逆に七城地区から熊本、泗水、合志方面へ通勤する人が年々多くなっている現状であります。そんな中、特に児童が通学中、通勤中の車と重なりあって大変危険であります。今までに重大事故も幾度となく発生しております。早急なる安全対策が必要でございますけれども、お伺いをいたします。
- ○議長(北田 彰君) 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長(岡崎俊裕君) お尋ねの菰入新橋につきましては、大変重要な橋だと認識 しております。今後、菊池橋梁延命化修繕計画の策定に取り組みまして、その中で 橋梁の安全点検等を行い、橋梁の修繕、改修等の構造的な問題の検討を行いなが ら、安全で安心できる道路の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長(北田 彰君) 坂井正次君。

「登壇」

- ○16番(坂井正次君) どうもありがとうございました。
- ○議長(北田 彰君) ここで、暫時休憩します。

休憩 午後1時58分開議 午後2時07分

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

「登壇」

○15番(木下雄二君) 皆さん、こんにちは。それでは、通告の順にしたがいまして、質問させていただきます。

まず、奨学金についてお尋ねをいたします。アメリカのリーマンショックが起きた昨年9月より、日本への影響は自動車などの輸出型製造業が打撃を受け、100年に一度の大不況となり、戦後最大の経済危機を迎えています。製造業を中心とした人員削減で、昨年10月から半年間で職を失ったり、失う見通しの非正規労働者は全国で約15万8,000人に上り、現在は正社員のリストラも拡がり始めています。県内でも、昨年10月から今年3月まで、失職したか失職する見通しの非正規労働者は1,854人となり、さらに増加する、増えてくるものと思われます。 菊池市も輸出型製造業の関連企業が多く、約700名の雇用止めが行われ、大変な状況であります。雇用の安定は社会の基礎であり、雇用不安があっては家庭の安定もありません。今後はこのように保護者の雇用状況が悪化したために、子どもたちが経済的な理由によって進学を断念しなければならない状況が、本市においてもさらに増えてくるものと思われます。 菊池市もウチデ基金の活用も含め、奨学金の貸し付けには十分対応していただいていると思いますが、大変な雇用状況の中、増額が必要と考えますが、市の現状と今後の支援策をお示しください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

「登壇〕

○教育長(田中忠彦君) 奨学金の増額についてでございますけれども、平成18年度から平成20年度までの奨学金の貸付状況についてご報告申し上げます。平成18年度は、公立高校10名の申請に対して10名の認定をしています。また、私立高校8名の申請中、7名の認定、各種専門学校が14名の申請で10名の認定、国公立大学が11名の申請で5名の認定、私立大学21名の申請で13名の認定、合計64名の申請で認定は45名です。平成19年度は、この後は分数表示で申し上げ

たいと思います。公立高校は10分の8の認定です。私立高校が9分の8の認定で す。各種専門学校が11分の11です。国公立大学6部の5の認定です。私立大学 8分の6の認定で、44分の38の認定になります。平成20年度は、公立高校が 15分の12です。私立高校が14分の9、各種専門学校が11分の7、国公立大 学5分の4、私立大学19分の9、合計64分の41の認定となっております。次 に、奨学金の額ですが、月額、公立高校が1万8,000円、私立高校3万円、国 公立、これは短期大学も含めますが4万4,000円、私立、これは短期も各種専 門学校も入れますが5万3,000円です。また、平成20年度から始まりました ウチデ基金を活用した菊池市教育振興基金奨学金では、市の奨学金の選考に漏れた 高校生6名、大学生5名に対して、月額、高校1万5,000円、大学3万円の奨 学金を貸与しています。近隣との比較を申し上げますと、公立高校で、菊池市が1 万8,000円に対しまして、玉名市1万5,000円、山鹿市1万5,000円、 合志市2万円です。私立高校では、菊池市3万円に対しまして、玉名市1万5,0 00円、山鹿市2万円、合志市2万3,000円です。公立大学では、菊池市4万 4,000円に対しまして、玉名市3万円、山鹿市3万円、合志市2万3,000円 です。私立大学では、菊池市5万3,000円に対しまして、玉名市3万円、山鹿 市3万円、合志市3万円となっています。また、県下14市の平均は、公立高校で 1万5,100円、私立高校で1万8,300円、公立大学で2万9,900円、私 立大学で3万4,500円となっておりまして、本市の奨学金の額は、他市よりも 高い水準でありますので、奨学金の増額については今のところ考えておりません。 今後とも経済的理由などにより、就学困難な方に対しましては、学用に必要な資金 を貸し付けることにより就学の道を開き、有用な人材を育成してまいりたいと思っ ております。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 木下雄二君。

「登壇]

○15番(木下雄二君) はい、ありがとうございました。答弁によりますと、県下でも菊池市はトップクラスということで安心をいたしました。球磨郡のですね、湯前町では、2月の臨時議会において、保護者の雇用状況が悪化している状況を考慮し、保護者の負担軽減のため奨学金の増額と、新たにですね、入学準備金も対象に加える貸付基金条例の改正案を提案、可決されています。入学準備金の貸し付けは、大学生が20万円、高校生が10万円、いずれも無利子であります。本市も奨学金はトップクラスですので、さらに熊本一、さらには日本一の奨学金制度を目指すためにも、入学準備金の貸し付けも追加する必要があると思いますが、市の考え

をお聞きしたいと思います。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) 湯前町の紹介いただきました入学準備金、まあ入学支度金みたいなものと思いますけれども、いい制度だと思います。ただ、予算が伴いますので、財源の確保ができればですね、実施は可能だろうと思います。今後、予算の確保及び条例等の整備も必要かと思いますので、そういうことを前向きに検討させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 木下雄二君。

[登壇]

○15番(木下雄二君) はい、ありがとうございました。いずれにしましても、市の子どもたちはやっぱり未来を担う大切な宝でありますので、どうぞよろしく検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、道路整備について質問をいたします。最初に、西迫間寺小野線、七坪小楠野線についてのお尋ねですが、この件につきましては、これまで平成12年より何回も質問、要望を続けてまいりました。この路線は、特に小木地区に位置する一般廃棄物処理場の搬入路として車両通行の増により、地域住民に対して今まで32年間も迷惑をかけております。市としても、これまで部分的に改良が進み、住民の方々も大変喜んでおられます。特に、西迫間集落内も地権者の協力により、用地買収及び3軒の家屋移転補償が済み、新築移転されております。私もこれまで用地交渉には協力をさせていただきましたので、執行部のご苦労も十分理解できますので、担当された職員の方々には改めてお礼を申し上げておきます。この路線も、計画から10年以上経過しておりますが、今後も引き続き整備が必要であります。特に、七坪小楠野線の七坪集落内においては、西迫間集落内と同じく一般廃棄物処理場の搬入路として、地域住民に迷惑をかけておりますので早急な対応が必要ですが、現在の進捗状況をお示しください。

次に、柏木護線についてお尋ねいたします。この付近は、平成18年の集中豪雨によって立門木護線が落石によって通行止めになり、木護区の住民3名の方が家に帰れず、不安な一夜を過ごされました。このように、木護区は立門木護線が通れなくなると迂回路がなく孤立してしまいますので、これまで何回も柏木護線の迂回路としての整備のお願いをしてきたところでありますが、前回の平成20年3月定例会の答弁では、昭和53年に市が買収した土地の境界確認作業が遅滞しておりましたが、隣接者への説明を終えましたので、隣接者の条件が整い次第立会いし、確認

をしていただくことになっており、境界立会いができた段階で併用予定の国有林内 の道路整備のため、森林管理者と協議を行い、承認を得たあとで事業に着手すると のことでありましたが、それから1年経過しておりますので、改めて進ちょく状況 をお尋ねいたします。

最後に、県道原立門線についてお尋ねいたします。この路線につきましても、平成18年6月の定例会において質問させていただいておりますが、市の答弁でも観光施設やゴルフ場などのアクセス道路として、多くの観光客が通る重要な路線であるが、道路幅員が狭いことから行楽シーズンには渋滞を来たし、沿線住民や来場者の方々に大変な迷惑をかけていることは十分認識し、県に対して道路改良の要望をしているとのことでありました。また、前川県議への地元区長会の要望のおかげで、その後原味橋付近の地質調査と橋の詳細設計が実施されております。市としても、その後も要望を続けていただき、現況は把握されていると思いますが、現在の進ちょく状況をお示しください。

以上、3路線についてお尋ねいたします。

○議長(北田 彰君) 建設部長、岡崎俊裕君。

「登壇]

○建設部長(岡崎俊裕君) お尋ねの件につき、お答えを申し上げます。

西迫間寺小野線は、計画延長が1, 200mで、整備の区間が970mで、進捗率が80%でございます。残りの230mが未整備状況でございます。完了年度は、平成22年度を予定しているところでございます。

また、七坪小楠野線道路改良工事につきましては、七坪集落内の約360mが未改良であり、七坪集落の皆さんには大変ご迷惑をかけているところでございますが、現在整備を進めております西迫間寺小野線の工事が完了次第、着手する計画といたしております。

次に、柏木護線は、本年度橋梁部分の測量設計と橋梁までの改良済みの約410 mの路面整備を実施中であります。今後は、橋梁の整備及び国有林内道路整備のための森林管理署に協議をし、承認を得た上で、順次事業を着手する計画で進めております。

次に、県道原立門線は、単県橋梁改築事業により、原味橋の架け替えと取り付け 道路の整備を県事業で行うものであります。本年度は、これまでに地元への事業説 明の開催と21年度に予定をされています用地補償交渉のための用地の境界立会い などを実施し、現在は家屋等建物の調査中であります。今後の事業予定としまして は、平成21年度に用地補償交渉、22年度から工事着手と伺っております。

以上、お答えを申し上げます。

「登壇」

○15番(木下雄二君) はい、ありがとうございました。いずれにしても3路線とも、菊池市にとっても重要な路線でありますので、推進のほどをよろしくお願いしておきます。

それでは、次にまいりたいと思います。次に、裁判について質問させていただき ます。旧市営牧場跡地における大規模養鶏場建設問題については、平成18年11 月15日に地元の住民による大規模養鶏場の建設に反対する水迫地区住民の会を結 成以降、私も地元としてともに建設を阻止するために戦ってまいりました。水迫地 区は、豊かな緑と名水100選にも選ばれた菊池渓谷を有しており、この豊かな大 自然を子や孫に永久に引き継いでいくことが私たちの責務であるとの思いから、水 迫区長会、水迫清流会が核となり、菊池市民への署名活動、議会への請願など全市 的な運動を展開し、平成19年2月4日には「大規模養鶏場建設即時中止を求める 総決起大会」が開催されました。このような様々な闘いの努力の結果、大規模養鶏 場の建設は中止となり、養鶏業者コスモチキンを支援していた日本ハム並びにホワ イトファームを撤退させることができたのであります。その後、平成20年8月6 日には、市長自ら文書にて、市のこれまでの行政の対応に対して謝罪され、土地の 買戻しを遵守することとし、菊池市環境基本条例に基づき、地域環境に配慮した土 地利用が図れるよう最善の努力をし、今後においては市が責任を持って問題解決に あたってまいりますとの確約もされました。しかしながら、現在も土地の買戻しを はじめ、問題が幾つも未解決であります。現在、菊池市の対して、平成19年6月 21日に養鶏場建設業者が市の確認ミスで建設が困難になったとして、土地購入費 や営業損害を含む総額1億6,000万円の損害賠償を求めて提訴し、係争中であ ります。市としても確認ミスを認めた上での裁判でありますので大変だと思われま すが、現在の状況を詳しくお示しください。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 裁判の現況についてということでございますが、この裁判は今、議員仰せのとおり、原告、有限会社コスモチキンが、大野城市に在住の方から購入した菊池市原字木護の元市営牧場跡地について、菊池市が誤発行した農用地区域に含まれない旨の書面をもとに計画していた養鶏施設が建設できなくなったとして、土地の購入費及び準備費用並びに養鶏により営業利益を上げることができた合計額約1億6,000万円の損害を被ったとして、熊本地方地裁の山鹿支部に、平成19年5月21日に受け付けでございますけれども、訴状が提出された事

件でございます。その後、原告側より請求の縮減があり、請求額は約1億2,00 0万円に減額となっております。

提訴後の経過につきましては、第1回の口頭弁論が、平成19年7月24日、その後、訴訟委任しています顧問弁護士由井、林両弁護士と協議を重ねながら、これまで平成19年9月18日、同年11月2日、同じく12月21日、平成20年2月19日、同年4月15日、同年5月16日、同年7月4日、同年8月8日、9月26日、11月11日、それと平成21年1月16日の計11回の弁論準備がありました。また、先月24日には、原告、被告側の証人尋問が行われました。この間主なものは、平成20年7月4日の第8回の弁論準備で、原告が大野城市に在住の方への土地の買戻しに対する訴えを取り下げ、また同年8月8日の第9回の弁論準備で、裁判官から求められました和解勧告案に対し、同年9月26日の第10回弁論準備で原告が応じず判決を求めたこと。平成21年1月16日の第12回の弁論準備で、1つに違法原因有無、2つに損害の存否と額について、本件の争点の整理が行われることなど、現在係争中でございます。今後、4月21日に最終弁論の取りまとめが行われ、その後判決の言い渡しになると予定されております。

以上、お答え申し上げます。

○議長(北田 彰君) 木下雄二君。

[登壇]

○15番(木下雄二君) はい、ありがとうございました。

4月には最終的な大詰めに入ってくるということでございます。いずれにしましても、先ほども申しましたように、市が確認ミスを認めた上での裁判ですので、大変厳しい判決になるのではないかと思っております。

そこで、土地の買戻し等にも関連してまいりますので、市長にお尋ねしたいと思いますが、この裁判の件についてはどのように考えておられるのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

- ○市長(福村三男君) ただいま総務部長の方から答弁いたしましたとおり、ただいま係争中でもございます。裁判の行方を4月に見なければなりません。その行方によって、判断をしてまいりたいと、このように思っております。
- ○議長(北田 彰君) 木下雄二君。

[登壇]

○15番(木下雄二君) 係争中であるから、今のところは何もわからない。先ほど坂 井議員もおっしゃいましたように、菊池市は裁判で勝ったことがありませんので、 非常に心配しているところでございます。土地の買戻しにも、相手が土地の方は今 現在持っておりますので、買戻しの約束等にも含めてですね、どうぞよろしくお願 いしたいと思います。

それでは次に、集落支援について質問をいたします。集落支援員は、総務省が平成20年4月に過疎問題懇談会の過疎地域等における集落対策に関する提言を受けて、集落を元気付ける新たなサポーターとして設置が決まったとのことであります。集落支援員の仕事は、市町村職員と連携しながら集落を巡回して状況把握や集落点検に努め、それに基づく集落の話し合いをコーディネーター、アドバイザーとして促進し、話し合いの結果を踏まえた集落の維持、活性化策をサポートするのが主な仕事で、役場職員OBや農業委員OBだけではなく、NPO関係者や地域の実情に詳しい集落内外の人材が登用されているようであります。人件費などの経費を国が支援するが、雇用条件や仕事の中身などは市町村に任せられる極めて自由度の高い画期的な施策であり、集落を元気にするサポーターとして活用が期待されています。菊池市においても、高齢化、過疎化が進む中、このような施策には一番に取り組むべきだと考えますが、現在の集落支援員の設置の状況と今後の取り組みについてお示しください。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

「登壇」

○企画部長(石原公久君) 集落員支援制度というのは、初めてお聞きになった議員さん方も多いと思います。これ、今議員さんの方からご紹介がありましたとおり、重複いたしますけれども、認識の上でもう1回申し上げさせていただきます。集落員制度とは、市町村が市町村職員と連携して集落を巡回し、状況把握を行う目配りのほか、集落の状況や課題等を話し合う人材を設置する制度でございます。この制度は、総務省が平成20年4月の過疎問題懇談会の過疎地域等における集落対策に関する提言を踏まえまして、平成20年8月、昨年の8月に基本的な考え方をまとめたものでございます。人件費については、国費の方で支援していくというようなことで言われておりますし、特別交付税の中で措置したいというような制度でもございます。平成20年度現在で1,000人の集落員制度は、全国で199人ございまして、都道府県数にいたしまして11府県、それと66市町村で取り組まれているところもございます。現在、市といたしましては、この設置はいたしておりませんが、今後におきましては、県の説明会等も予測されますので、なるべく早くそういった制度を熟知しながら、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

「登壇」

○15番(木下雄二君) はい、ありがとうございました。

現在は、市としては集落支援については取り組んでいないということであります。この不況、雇用不安の中、また菊池市のように中山間地の多い地域にとっては、真っ先にですね、取り組むべき事業だと思います。実にもったいない話だと思います。全国にはいち早く取り組み、成果を上げているところも少なくありません。今回の集落支援に関する施策では、国の財政処置の対象となるのは、集落支援員の報酬、活動旅費、連絡の点検にかかる点検項目の検討費、点検アンケート表印刷代、調査委託費、集落における話し合いの実施にかかる資料印刷代項2データへの謝金、旅費などとなっており、国が人件費や事業経費を出すものの採用や仕事内容については、ほとんど市町村の自由裁量に任された格好になっています。市としてはですね、私としては雇用対策創出といいますか、それでやっぱりつながると思うもんですから、ぜひともですね、早急に取り組んでいただきたいと思います。今後、どういうふうな形で取り組もうと思ってらっしゃるのか、もう1回、よろしければお願いしたいと思います。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

「登壇」

○企画部長(石原公久君) 議員さんおっしゃるように、本市におきましても今後、山間地、中山間地を中心に集落としての機能が維持できなくなる限界集落が増加してくることが予想されます。市といたしましては、これらの地域への支援といたしまして、現在便利カーやあいのりタクシーによる交通手段の確保、都市と農山村の交流による活性化策といたしましてグリーン・ツーリズムの推進、沿地整備計画に基づいた道路の整備、地域の人たちが主体となって地域の活性化を図る地域づくり推進事業やコミュニティ助成事業等を行っているところでございます。集落支援員の設置につきましては、まだ熊本県内では取り組みがなされていない状況でございます。今、国からの提言を踏まえて、そういった制度が設けられたところでござしまして、今後国や県での集落支援員の制度についての説明会等が予想されると思います。その事業内容等を熟知しながら、今後本市にあった取り組み方というものも模索してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 木下雄二君。

「登壇]

○15番(木下雄二君) はい、ありがとうございました。

県下では今からだということでございます。私どもの菊池市にはですね、NPOきらり水源村がありますが、そこは国県の連携を密にしてですね、いろんな事業を全国に先駆けて行っているようであります。今月からはですね、国の農村活性化人材育成派遣支援モデル事業、農林水産省が農村漁村で働きたい人材を都市から地方に派遣する「田舎で働きたい」というプログラムで、水源村の事務局長の小林さんが中心となって、まだ予算的なものは決まっていないんですけれども、いち早く名乗りをあげて取り組んでいるそうであります。そういったですね、市もほかの地域に負けないようなですね、取り組みを急いでやっていただきたいと思います。国の事業は、やっぱりスピードが肝心だと思います。モデル事業でやるときには、予算的なものはほとんど国から来ます。だから、追加でやるよりもモデル事業でやって、きちんとした取り組みをとられた方がいいと思いますので、今後はしっかり、先ほど何か本田議員もおっしゃってましたけど、そういうですね、情報をしっかりとって取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、環境整備基金の積み立ての現状と使途について質問をいたします。この件につきましては、これまで何回も質問させていただきましたが、環境整備基金は廃棄物処理施設周辺の環境整備に要する経費として最も重要でありますので、確認を含め、改めてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長(村山 隆君) 菊池市環境整備基金は、市外からの一般廃棄物を本市へ搬入することに対する菊池市環境保全協力金、また九州産廃株式会社からの寄附金及び基金利子を積み立てております。菊池市環境整備基金の積み立て状況につきましては、まず菊池市環境保全協力金の年度別状況からご説明を申し上げます。平成16年度は9団体から1,525万9,000円、平成17年度は10団体から2,348万6,000円、平成18年度は15団体から2,466万4,000円、平成19年度は16団体から2,529万3,000円、平成20年度は確定の数字ではございませんけれども、予定額としまして12団体、2,591万4,000円となっており、合計の1億1,461万6,000円となる予定です。次に、九州産廃株式会社からの寄附金は、平成16年度に7,452万7,000円となっております。また、これらの積立金の利息が平成16年度から平成20年度の上半期分までで約108万円となっており、積立金の総額は約1億9,022万3,000円となる予定でございます。

以上、お答えします。

○15番(木下雄二君) 使途について、基金条例の中の使途があったでしょう。要

するに、こういうのに使うという使う項目があったじゃないですか、あれを改めて。

- ○市民部長(村山 隆君) 環境整備基金につきましては、周辺住民へのためにといいますか、整備のために使うというようなことになっております。
- ○議長(北田 彰君) 木下雄二君。

「登壇」

○15番(木下雄二君) はい、ありがとうございました。

使途については、もっと詳しくですね、お聞きしたかったんですけれども、いずれにしても廃棄物処理施設周辺の環境整備に使うということは、もう使途目的で決まっているということでございます。それと、協力金については、1億2,000万円ぐらいだったですかね。九州産廃から16年までの分の7,450万円を入れて約1億9,000万円強になっているということですね、そうでしょう。この九州産廃からの基金についてはですね、私も何回も一般質問をさせていただきましたけれども、協定で決まっている経常利益の5%を基金を積み立ててそれを寄附すると、そういうことになっておりますけれども、16年以降でしたか、それは会社にも1回ぐらいしか積み立ててなくて、そのあとは積み立てもされていない。もちろん、寄附はその後はあってないということで、確認をしておきたいと思いますけれども、九州産廃からは7,450万円を、以降は市に対して寄附はないということですね。そうでしょう、わかりました。

じゃ、これまでですね、何度も環境整備基金の使途については質問、要望してまいりましたから、周辺地域、すなわち水迫地区は、昭和56年、旧菊池の柏地区に産業廃棄物の最終処分場が操業して以来28年間、地域住民は今日まで産廃問題に悩まされ、心休まる日はなかったのであります。平成16年1月から菊池市での埋め立て処分を1日でも早く終わってもらうため、また協議に参加することによって水迫地区の活性化になるのであればと断腸の思いの中、地元水迫区長会の決断によって、四者協議や環境保全協議会での問題解決に向けて協議が始まったのであります。その後、環境保全協力金も水迫地区のご理解と協力のおかげで徴収できているのでありまして、先ほどから部長が申されましたように、使途目的は決まっておりますので、早急に地元水迫地区の環境整備に活用されるべきであります。これまで環境整備基金を廃棄物処理施設周辺の環境整備にと何回も要望しておりましたが、やっと昨年の12月の定例会において市長は協力金の使途について、別に水迫地区に使うことを否定しているわけではなく、今後水迫地区に果たして何が今求められているのか、環境の整備ということで水質汚濁にならないように、あるいは飲料水等のちゃんとした加工をするために水道の整備であるとか、あるいはまた合併浄化

槽の整備であるだとか、いろいろなものがあると思いますが、そういったものの中において、適時適切に使うことをお約束したいと思いますと答弁をされました。しかし、本来であれば、このようなお願いは、私が一般質問を何度もして要望するのではなく、市長自らが産廃問題の解決に対しての地元への当たり前の施策であるのではないでしょうか。この水道問題については、平成16年に福村市長自ら、水迫地区に対して要望するようにとの話があり、平成16年11月に要望書が提出されています。今回改めて戸城区の水道整備及び市道整備に対する陳情書が出ておりますが、本来は平成16年からの市長の産廃周辺地域への約束であり、公約であります。現在、環境保全協定の一部書き換えの4年間短縮も協定破棄となる可能性が出ており、協定破棄になれば一番迷惑するのは水迫地区の住民であり、これまでの努力が水の泡となります。市長を信頼して産廃問題に協力してきたことの真が問われております。市長は、環境整備基金は適時適切に使うと約束されましたが、何に使うのか、具体的にお示しをしていただきたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

○市長(福村三男君) 水迫地区の生活環境の整備ということが背景にありますが、水 迫地区については、ただいま議員述べられたように、大変長きにわたりまして産廃 問題で揺れ動き、地域の住民の皆さん方に大変な不安感、あるいは嫌悪感を与え続 けてきたわけであります。そういうことを背景にいたしまして、私は旧菊池市長に 就任いたしまして、1日も早い解決を目指すとともに、それぞれ地元の区長さん方 との会合の中におきまして、住民の声としてあらゆる生活環境の整備について、道 路であったり、あるいは里山の家であったり、また水道のことであったりとかいう ことでございました。そういった意味では、この環境整備基金というものよりもむ しろ、地域住民の皆様方の要望については、原資は、財源はいずれにいたしまして も何ら遅れがないようにということで施策の充実をこれまで図ってきたと、このよ うに思っております。

なぜこの整備基金に手を出さない、使わなかったのかといわれれば、これにつきましてはやっぱり産廃が今でも議会でこのいろいろと皆様方からの質問が続いておりまして、大変ご心配をかけておりますが、解決というものがやはりこの明らかに見えたときに使うべきだろうと、またそういう方向性が12億600万円という債務負担行為をしているということからして、市民の皆さん方のご理解が得やすいというふうな思いを持っておったところでございます。

この環境整備基金の使途につきましては、条例において市民の環境保全に関する 意識の高揚及び地域における環境保全活動に関する事業、廃棄物処理施設周辺地域

の環境整備に関する事業等に充てる財源と、このようにしてあります。また、菊池 環境整備基金運営要項において、基金の使途を定めておりまして、ただいま部長が 申し上げましたけども、1つ目には地域の環境施策経費の一部の補助金に充てると いうことであります。2つ目には、廃棄物処理施設周辺の環境整備に要する経費と いうことでございます。3つ目には、その他の環境保全を推進するために必要と認 められる経費と、このようにしております。なお、具体的な基金の使途につきまし ては、菊池市環境整備基金運営要綱に定められておりまして、菊池市環境整備基金 運営委員会で審議をされ、報告を受けるということになっております。議員がおっ しゃいますとおり、これまでの産廃問題に直接携わり、大変苦労されてこられまし た地元住民の皆様方の思いということにつきましては、大変重く受け止めておりま す。このようなことから、昨年の12月におきます産廃施設がある周辺地域におき まして、12月議会におきまして、この基金をやはり一部を使うということをお答 えしております。お述べいただいたとおりであります。また新たなる解決はしたも のの、この皆様方の方に対しまして、大変また不安感を抱くような見直しに関する 13項目の問題というのが出てきているということもありまして、不安をやはり解 消すべきであろうというふうに思ってお答えをしたところであります。

また、廃棄物処理施設周辺地域の環境整備につきましては、平成16年の11月に産廃施設の地元であります水迫区長会より埋立処分地域の下流域を水源とする簡易水道を利用していることから、将来使用不可能になる恐れがあること、あるいはまた産廃運搬車輌の往来によります生活環境が悪化することを懸念し、早急な住環境整備について要望書が提出をされております。

また、さらに先日産廃施設の地元であります戸城地区より地域住民の環境整備のために基金を活用して事業費を助成してほしいとの陳情が上がっております。今後は、この条例や要項に基づきまして、地元の意向を十分踏まえながら、特に水迫地域内におけるこの公平性、必要性、あるいはまた緊急性などの観点から、どのような事業に使うかを菊池市環境整備基金運営委員会で審議をいたしまして、具体的に進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長(北田 彰君) 木下雄二君。

「登壇〕

○15番(木下雄二君) はい、ありがとうございました。私もですね、この問題については、何度も質問しております。同じような答弁をずっと繰り返し聞いております。その協議会といいますか、あれは確か代表は副市長か何かが代表になって、あとは執行部だと思いますけれども、今このような状況で今、副市長はいらっしゃいません。そういう状況の中で、いつになったらですね、もう地元のためにきちんと

そういうことの要望に応えていくのかというのが、本当にできていないと思いま す。産廃のですね、基金については7,400万円ですか、それはですね、地元の 人にとってはですね、あまりそれを使ってどうのこうのっていうのはですね、やっ ぱり気持ち的には遠慮したいと。しかしながら、その協力金はですね、ほかの自治 体が一般廃棄物を持ってきた場合の協力金ですから、それはあくまでも産廃のあれ とはちょっと関係がないと思います。だから、そのお金をですね、やっぱり地域の 活性化のために使っていただきたいということで、私はずっと申し上げとったと思 います。ですから、もうとにかく水迫地区もですね、市長ももうご存じのようにも う高齢率が50%を超してるところが何箇所もあります。そういう中で、もう毎年 毎年やっぱり命を削ってですね、その地域の人たちは生活をしております。だか ら、早く早く対応してあげないとですね、やっぱり私ももう何年もこの産廃の反対 運動には携わっておりますけれども、地元の方、自分が健在のときに何か対応がで きるかなという形で亡くなられた方もたくさんいらっしゃいます。だから、とにか く先ほどから申しますように、もう16年からその要望を聞きとりをされて、それ からほとんど推進をされておりません。ですから、その本当にですね、地元の立場 に立てば、もうちょっときちんとした対応をですね、毎回同じような答弁じゃなく て、ちゃんときちんとしたですね、答弁を貰わないと地元の人たちも安心できない と思いますので、改めて市長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇〕

○市長(福村三男君) 繰り返しになるかもしれませんが、水迫地区の皆様方の生活環境の整備、そういったことでいろんな要望、要請もございましたし、そういったことの1つひとつが、この環境整備基金が使わないからできなかったよというのは、私は皆無だと思っております。おおよそ要望、陳情されたものについては、通常の財政としてこれまで処理させていただいております。ただやはり、この環境整備のための基金として蓄えたものが、地元のいろんな施策の中で使われなくって別財源になっているということについて、それをほかの用途に使うんではないかと、そういうふうな思いに立たれているとすれば、それは大変まずいことでもありますので、これについて昨年12月に申し上げましたとおり、今回も繰り返しになりますけれども、一歩踏み込んだような形でちゃんとした要綱をつくって、そして使うことを前提として整備を進めて、不公平さがないようにしなければならないと。今出ております道路の問題であったり、あるいは簡易水道の負担金の問題であったりとした場合に、同じ地域内で不公平、不平等性が発生してはならないために、それは整備をちゃんとした整備を進めて、事務的に、そしてやろうということでございま

すので、そんなに時間がかかることではないので、今しばらくの間お待ちいただき たいと、このように思います。

○議長(北田 彰君) 木下雄二君。

[登壇]

- ○15番(木下雄二君) ありがとうございました。
- ○議長(北田 彰君) ここで、暫時休憩します。

休憩 午後2時54分 開議 午後3時06分

_____O___

○議長(北田 **彰君**) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○12番(隈部忠宗君) 本定例会の一般質問の最後でございます。先般、通告いたしました3点について、ご質問をしたいと思います。最後のことを、「とり」というそうでございますが、辞典によれば真打ちの意匠と書いてあります。真打ちとは、落語家の最高の階級で、寄席などで最後に出演する一番格の上の人という釈がなされていて大変恐縮に思っております。一所懸命質問をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

2点の思いを述べて、質問に移りたいと思います。1つは、去る2月22日、熊本県がまちづくりの担い手育成を目指して開いている「くまもとまち育て塾」の最終講座がございました。昨年9月より月1回、計6回行われておりました。菊池市内30名、市外25名の55名が今まで市内各地を歩き発見したことをもとに、6つの班で発表がございました。豊かな農畜産物と食、温泉などを活用し、健康をキーワードにした長期滞在型観光の提案や市内の名所や観光施設を年代によって整理し、それを具体的に組み合わせ、文教、農村交流、菊池川流域、滞在型温泉などのコースで、時間と空間を超えた時空ツアーとの提案がありました。農業、歴史、文化等、現在ある本物の真理、すなわち生命、文化、産業を編みつづけるプロセスでまちを蘇らせたらという提案がございまして、今後養生詩塾、詩は私ではなくて、俳句とかそういう詩塾を立ち上げ、町の発展につなげていこうというまとめでございました。単なる講座ではなく、55名の参加者をもとに多くの市民をまき込んだまち育て塾に発展してほしいと思いました。

2つ目は、今年度の社会教育の予算で、山口泰平氏の肥後渋江氏伝家の文教 7 2 8ページからなる素晴らしい本が発刊されました。江戸中期から122年間の渋江

家の家軸の歴史を追う大書です。山口泰平氏は、本市中片のお生まれで、明治前期に渋江家塾孫子堂で、短期間ですが学ばれた方で、昭和14年から23年までの10年間、渋江氏に関する調査研究をされ執筆されたもので、江戸期の菊池の教育についてこれほど詳しく記述されたものはないそうでございます。文教菊池の再興を願うものとして、これに携わられました関係者の皆様に深く敬意を表したいと思います。

それでは、一般質問をいたします。老人福祉について質問をいたします。国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、我が国の65歳以上の人口は、現在約2,900万人で全人口の22%を占め、この高齢化率は2030年には30%を超え、55年には40%に達するそうです。国においては、こうした超高齢社会の到来を前にして、年金、介護、医療、税政等を含めた社会経済システムの抜本的な見直しを重要な課題としています。本市におきましても高齢化率は25.8%、県平均よりも2.2%上回っております。平成26年には30%近くに達し、要介護、要支援の認定者数も増加しております。このような状況の中で、地域において高齢者の方々の生活状況やニーズに的確に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することが求められております。本市として、老人福祉をどのように考えておられるか、質問をいたします。

2点目は、昔は三世代同居の世帯が多かったのですが、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えてきました。お年寄りの方々の豊かな人間性と豊富な知識、特にその地域の歴史や伝統伝承のためにも子どもたちとの交流は教育上からも必要かと思います。子どもとお年寄りの交流について、どのように考えているかお伺いをいたします。

以上、第1回の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

「登壇]

○市民部長(村山 隆君) 本市の65歳以上の一人暮らしの高齢者は1,885人、また高齢者夫婦などの高齢者のみのご家庭は3,687世帯で5,593名おられます。一般高齢者福祉サービスにつきましては、ふれあいサロンやふれあいヘルパーなどのサービスを実施しており、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できるまちづくりを進めています。特に、地域に根ざした事業としまして、各校区単位で地域のボランティアなどで構成されています地区社協によりまして、ふれあいデイサービスを実施しています。これは、現在19地区で開催されており、平成19年度の実績としまして、延べ2,336人の参加がございました。

また、同じく市内の36行政区で開催されています語らいの場でありますサロン

につきましては、平成19年度実績としまして、延べ3,283人の参加がありました。このような地域活動は、健康体操やレクリエーションなど、高齢者のための健康と生きがいづくりをはじめ、介護予防施策としましても重要な事業と考えており、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

「登壇」

○教育長(田中忠彦君) お年寄りと子どもの交流についてでございますけども、学校教育におきましては、小学校の低学年の生活科や中高学年の高学年での社会科におきまして、地域の人とのふれあいの単元の中でお年寄りの方々からあやとりや竹馬、お手玉などの昔遊びを教わるなどのふれあいの機会を持っております。また、祖父母学級や運動会、学習発表会などを開催する中で祖父母への参加を呼びかけたり、学校によりましては子どもが一人暮らしのお年寄りのお宅に訪問し、案内状を手渡し学校へ招待、交流を行っております。中学校におきましても、キャリア教育、いわゆる職場体験学習の中で老人ホームを訪問し、介護の体験を通じてふれあいの機会を持っております。その他、市内の各小中学校におきまして、それぞれ総合的な学習の時間の中で地域のお年寄りの方々から戦争体験の話を聞いたり、農業体験学習の指導をお願いするなど様々な交流の機会を持っております。子どもたちが地域の老人の方々との交流の時間を持ち、お年寄りの経験や知識を享受することは、児童生徒たちにとりましても敬老精神の醸成や地域の自然や歴史への敬意、また郷土を愛する心の育成につながる大変有意義なものと考えております。

以上、お答えします。

○議長(北田 彰君) 隈部忠宗君。

「登壇]

○12番(隈部忠宗君) 再質問をいたします。

本市においては65歳以上の一人暮らしの高齢者が1,885人、高齢者のみの家族が3,687世帯、5,593人おられるということでございますが、このような高齢者の方々が住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活ができるまちづくりが大切であると思います。老人福祉は、地域住民の方々のつながりや歴史を大切にしながら、地域から発信する福祉の力が今後大切と思います。そのためには、地域で支え合う仕組みづくりといいますか、体制が必要であると思いますけれども、現状をお伺いをいたしたいと思います。

2点目に、身近なところから集落の公民館等を活用して、お年寄りと子どもとの 交流、あるいは交流による地域興しも考えられますが、先進的な地域がございまし たら紹介をしていただき、今後の方針をお伺いしたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長(村山 隆君) 近年は、少子高齢化や各家族化の急速な進展やプライバシーの意識の高まりなどから、身近な人との交流関係が希薄化しており、家族や地域で支え合う意識、機能が弱体化しているように思われます。また、制度の谷間にある人、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人など、現行の仕組みでは対応しきれていない様々な問題に対応するために、議員さんおっしゃるとおり、地域から発信する福祉の力、いわゆる地域福祉を推進することが必要な状況になってきております。菊池地区におきましては、11の地区で地区社会福祉協議会を結成し、高齢社宅へのゆうあい訪問やサロンなどの交流会活動を実施し、地域で支え合う組織づくりはできておりますけれども、七城、旭志、泗水地区におきましては、まだまだできていない状況でございます。平成20年度に地域福祉計画を策定いたしますので、この機会に地域での仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

「登壇」

○教育長(田中忠彦君) ただいま市民部長からもいわれましたとおり、地域コミュニティの希薄感が近年の地域社会において広がりを見せている現状にありますが、地方自治の原点や地域社会の原点は、各自治区のコミュニティづくりが基本であると思います。各区長さんを中心とした、活力ある自主的な地域づくりが望まれるところです。

教育委員会におきましては、各自治区の地域づくりや人づくりの自主的な活動推進を図り、地域住民の生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与するために、各自治区における自治公民館のハード部分の整備や公民館活動推進のための自治公民館活性化事業助成金のソフトの部分の充実、並びにその推進にあたる自治公民館活動推進委員の育成を図ってきているところです。年度当初に、各地区の自治公民館活動推進委員の皆様方には、公民館活動の進め方や各補助金の内容について説明しておりますが、これまで申請されている自治公民館活性化事業の事例といたしましては、高齢化と子どもたちの交流をも含めた自治公民館の活動が展開され、各地区でしめ縄、竹細工、わら細工、門松づくり、もぐら打ち、伝承料理、伝承遊び、どんどやなど様々な活動が多く行われております。その中、多くの高齢者がその知恵と経験を生かし、地域の子どもたちを含め交流が図られているところです。そのほか

旭志地区においては、十数年前から自治公民館長等の指導により花を育て、旭志内の70歳以上で一人暮らしの家庭、約90世帯への花の配付を行うといった活動も実施されております。これらの活動は、例年開催している自治公民館活動推進委員連絡協議会等において活動事例として取り上げ、各公民館活動として広がるよう努めているところです。平成20年度では、七城の加恵区から花の植栽、川祭り等の活動を通した事例発表がありました。高齢者と子どもたちの交流が図られ、地域活動として定着していきたいと述べられております。

教育委員会としましては、こういった様々な公民館活動を支援すべく、自治公民 館活性化助成事業等により、今後も支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番(隈部忠宗君) 再々質問をいたします。

今お聞きしますと、菊池地区におきましては、11の地区で地域社会福祉協議会が結成され、地域福祉の取り組みが行われているようでございますけれども、七城、旭志、泗水地区ではこれからのようでございます。地域福祉計画の中で、地域から発信する福祉の力の仕組みづくりが大切ではなかろうかと思います。高齢者医療がますます増大する中で、地域からの福祉の取り組みが、これから重要になってくると思われます。本市の今後の老人福祉、お年寄りと子どもの交流促進について、市長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

「登壇」

○市長(福村三男君) ただいま教育長並びに市民部長の答弁にございましたが、公民館活動によります世代間交流や伝統行事の継承及び高齢者福祉としましても、老人クラブの体力測定や健康体操など、今まで以上に、特にこの前年度等からモデル的なものでスタートをされておりまして、力強い思いを感じております。

また、子どもたちとの交流につきましては、先ほど教育長の答弁聞いておりまして。ずいぶん私たちの菊池というのは、先を行っているんじゃないのかなと。祖父母学級、発表会について祖父母に案内状を個別にご案内をしてまわるとか、あるいは中学生の体験学習として施設に介護の体験をするだとか、あるいはまた旭志も七城もそうだったと思いますが、農家に対するファームステイのことであったりとかして、ずいぶん先行した形でやって取り組んでいただいているんだなという感じを持っております。特に、本年度は地域福祉計画の策定を行いまして、各地域でワークショップを開催し、地域で抱えている問題点など話し合っていただきました。住

民がお互いに助け合い、近隣同士のつながりを強くしなければならない、そういった 意識が表れてきたように思います。

ただいま菊池地区社協については、ただいま隈部議員がご指摘のとおり、11社 協を基本として活動がこれまで展開をされてきたところであります。

世代間交流としましては、教育長のお話もありましたように、こま回しだとかお 手玉だとか伝承遊びなどを、子どもたちを含めて地域福祉がより充実するように推 進しておられると思っております。

今後は、地域福祉をまだ未結成でありました七城、旭志、泗水、この地域にも広く浸透させまして、語らいの場でありますサロン、あるいは見守りお互いさま活動など、地域での支え合い活動を行う体制づくりを進めていきたいと、このように考えております。

また、市といたしましては、平成20年度から21年度の2年間で社会福祉協議会に委託をいたしまして、国の補助を受けまして小地域福祉活性化事業を実施しております。本事業は、国のモデル事業として地域福祉の仕組みづくりを各地域において実践できるように進めるものでございまして、地域での福祉コミュニティ立ち上げへの支援や地域福祉の意識づくりを啓発広報するものでございます。今後も市民と行政、社協が一体となりまして、誰もが地域で安心して暮らせるような菊池づくりを目指してまいりたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 隈部忠宗君。

「登壇]

○12番(隈部忠宗君) ありがとうございました。

続いて、2番目の定住促進について質問をしたいと思います。書店を見ますと、田舎暮らしの本が多く目立っております。各自治体も定住促進について、いろいろのアイディアで施策を講じております。団塊の世代を迎えまして、都市部ではセカンドハウス等がささやかれているのが現状でございますが、人口増加は本市活性化の1つであると思います。

そこで、定住促進についてどう取り組まれているか、お伺いをしたいと思います。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長(石原公久君) 定住促進のまず考え方、基本的な考え方でございますが、 農業、工業、商業の各種、業種におきまして、就業の場の確保と所得の向上、安定 収入が最重要課題だと思っております。また併せて、教育、福祉、医療、住環境の 充実などすべての市民が豊かで安心して暮らせることが基本であると考えます。

将来人口の目標といたしましては、総合計画の基本構想に平成27年度の人口を5万2,800人と定めております。この目標は、少子高齢化社会に伴い、また日本の人口減少時代に突入した今、市内アパートの空き家の増加、また集落における空き家の増加の状況下のもとで、人口増を図ることは非常に厳しいものがあると思われます。

定住促進の具体的施策といたしましては、まず就労の場の確保のために、企業誘致を積極的に推進いたしております。成果といたしまして、合併から平成20年度までに新設企業6件、増設企業6件で349人の雇用の場の確保をいたしました。今後におきましても、世界金融危機の中ではございますが、県の川辺工業団地の早期整備や田島、蘇崎工業団地等に企業の誘致に積極的に努めて、就労の場の確保を図ってまいります。

また、グリーンツーリズムの推進による定住の促進を図るとともに、子育て支援 のための菊池市すくすく子宝祝金制度や放課後児童育成クラブへの支援を行ってま いります。

また、住環境の充実におきましては、本市の恵まれた自然環境等を有効活用した 定住化促進に向けたガイドラインを策定中であります。

以上、現在におきます取り組みについてご紹介を申し上げました。お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 隈部忠宗君。

「登壇」

○12番(隈部忠宗君) 再質問をしたいと思います。

先日、議員の皆さん10名で遠野市を訪問をいたしました。目的は、1つには民泊をしてグリーンツーリズムを体験すること。2つ目にどぶろく祭り、どべっこ祭りといいますけれども、これに参加をすること。3つ目に、木工団地の視察。4つ目に、道の駅等産直の状況を視察する。5つ目に、市民の舞台であります遠野ファンタジーの見学。6つ目に、遠野物語等まちづくりがどのように進められているかということをお聞きすること。7つ目に、遠野市議員の方との交流ということで、2泊3日をフルに活用した研修を行ってきました。その中で、遠野市では定住促進室を設け、ふるさと遠野定住プラザ「で・くらす遠野事務局」を設置して、市挙げて定住促進に努力をしていました。

本市として、今後定住促進をどのように進めるか、お伺いをしたいと思います。 ○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

「登壇」

○企画部長(石原公久君) 遠野のご紹介いただきましたが、遠野には学ぶべきところがたくさんあると思います。今後も友好都市でございますので、交流を深めながら、そこあたりも勉強させていただきたいというふうに思います。

第1回目の答弁でいたしました施策は、現在関係各課で取り組んでおりますが、既存の施策のみではすぐに定住の増加にはつながることは難しい面があると考えております。特に、本市におきましては菊池渓谷を中心とする自然や菊池一族や鞠智城などの歴史、豊かな農畜産物など、他市にはない魅力が溢れております。都市と農村の交流拠点として、設置しておりますきくちふるさと水源交流館には、平成19年度で1万2,000人を超える方々が訪れられております。また、21年度から取り組む予定でございますが、光・ブロードバンドをはじめとする高速情報通信網の整備や国道325号線の四車線化など、都市基盤の整備にも取り組みまして、さらに菊池市の魅力を増加させるよう努めていきたいと思います。また、昨年11月には町内のグリーン・ツーリズム推進会議及び各種団体、商業、工業、観光業の従事者の方々により組織されます「菊池市グリーン・ツーリズム推進会議」を設立しておりまして、議員がご紹介された遠野市の事例等を参考にしながら、交流から滞在、定住へとつなげるような様々な施策の検討を行い、定住の促進に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 隈部忠宗君。

「登壇〕

○12番(隈部忠宗君) ありがとうございました。

遠野での、またことでございますけれども、定住促進をですね、平成18年より進めておりまして、市民組織として「で・くらす遠野サポート市民会議」、行政の組織として「で・くらす遠野推進委員会」をつくって、市民と行政が一体となった定住促進体制を構築をしておりました。その1つに、遠野ふるさと市民制度というのがありまして、3つのスタイルがありました。ちょこっと市民というのが会費が1,000円で、のんびり市民というのが5,000円、どっぶり市民というのが1万円で、共通の特典として、ふるさと市民広報を年4回、それから市民証を発行をいたしまして、市内の観光施設の割り引き、優待、それから市内の宿泊施設の割り引きという恩典がついております。5,000円以上になりますと選択特典として、遠野の物産、農畜産物を年1回ないし2回を贈るというものでございまして、平成19年に関東県本部を設置し、平成20年には中京地区に本部を推進しておられまして、現在まで入会者数は293名ということでございまして、私たちも職員のあまりにも熱心さにほだされまして入会したわけでございまして、本年度の目標

の300人が達成されたそうでございます。市民と行政が一体となった定住促進を 今後進めていかなければならないと感じたわけでございます。

次に、第3の質問であります農業の振興について、質問をいたします。農業の振興につきましては、5人の議員さんが質問をされまして、ほとんど回答が得られていると思いますけれども、一応農業の振興について質問をしたいと思います。

農業所得の向上対策について、どのように考えておられるか質問をしたいと思います。本市の基幹産業であります農業は、最近特に食の安全・安心、自給率の向上が求められております。しかし、えさの高騰、燃料の高騰の余波を受けまして、また景気低迷による農畜産物の大幅な下落や環境コストの増大、生産性向上に向けた規模拡大の投資増が追い討ちをかけまして、非常に厳しい現状であります。本市として、農家所得の向上対策をどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

2番目に、農家所得の向上対策の1つに、先ほどお答えがありましたグリーンツーリズムの取り組みがあると思います。平成17年9月定例会において、怒留湯議員が一般質問をされました。平成19年3月定例会で質問をいたしました。その後、グリーンツーリズムの取り組みの状況についてお伺いをいたしたいと思います。

3番目に、厳しい農業情勢の中ですが、農業後継者の育成は、本市の大切な課題であると思います。農業後継者の状況、認定農業者の状況、その中で女性認定農業者の活動状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

「登壇〕

○経済部長(後藤 定君) 私の方ではですね、1点目の所得の向上対策、それから3 点目の農業後継者の育成という形で答弁させていただきたいと思います。

まず1点目の所得向上対策につきましては、今日の農業を取り巻く大変厳しい状況の中、足腰の強い農業、持続的な農業の発展を目指して、国・県の各種事業、各種補助事業等を有効に活用しながら、土地基盤の整備や農業機械、施設の近代化等に取り組んでまいりました。国関連事業では、耕種部門で普通作、園芸作物を対象としました「生産総合対策事業」、畜産部門で「畜産総合対策事業」、そのほか耕種・畜産の認定農業者や集落営農組織を対象としました「地域担い手経営基盤強化総合対策事業」、「担い手経営展開支援リース事業」などが設けられております。県事業におきましては、集落営農を対象としました「水田地域営農体制整備支援事業」、園芸作物を対象としました「園芸新たな挑戦強化対策事業」、葉たばこや茶、その他の徳用作物を対象としました「地域特産物産地づくり支援対策事業」、畜産農家を対象としました「飼料作物増産緊急対策事業」などが設けられておりま

す。これらの各種補助事業を有効に活用し、農家初期投資の軽減を図るとともに、 農業制度資金など長期で有利な資金を融通することによりまして、経営の安定化を 図ってまいりました。今後も引き続き関係機関と連携し、本市農業の振興、農家支 援を行ってまいりたいと考えております。

3点目の後継者育成につきましては、市町村合併後、本市の農業後継者の新規就農状況とその就農形態といたしましては、平成17年度では、13名のうち学卒5名、Uターン8名、平成18年度では、16名のうち学卒10名、Uターン6名、19年度では、17名のうち学卒6名、Uターン10名、新規参入1名。次に、20年度の新規就農者は、現在把握しております部分では11名のうち学卒6名、Uターン5名となっております。認定農業者数の状況といたしましては、市町村合併後、平成17年度末で619名、18年度末で650名、19年度末で670名、20年度は12月末現在で684名となっております。うち女性認定農業者の状況といたしましては、平成20年度12月末現在で22名となっております。現在、熊本県認定農業者連絡会議において女性部が設置され、女性農業者の組織活動への積極的な参画を進めていくため研修、交流会等が実施されております。本市におきましても、これらの各種情報提供を行いながら、助成認定農業者の創出、育成を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長(石原公久君) グリーン・ツーリズムにつきましては、先ほどちょっと触れましたけれども、改めて取り組みについてご紹介させていただきます。

本市では、きくちふるさと水源交流館、旧東中学校跡地でございますが、をグリーン・ツーリズムの拠点施設として、グリーン・ツーリズムの広がりに向けた取り組みを行っております。これを全市的な広がりにするためには、グリーン・ツーリズムの実践団体だけでなく、農業や商工、観光、流通、行政といった各分野が一同に集い、情報交換や勉強会ができるような場づくりが必要不可欠だと思っております。

そこで、企画部、経済部、市民部、教育委員会の関係課、10課によります町内推進会議を立ち上げまして、全市的な菊池市グリーン・ツーリズム推進会議の設立に向けた勉強会や会議を重ねてまいりました。そして、昨年の11月、農業関係者、商工、観光関係者、グリーン・ツーリズム実践団体、流通関係者、県や市の職員で組織する「菊池市グリーン・ツーリズム推進会議」40名でございますが、を設立したところでございます。

この推進会議の効果といたしましては、それぞれの団体が持つノウハウや情報交換による各団体の底上げが期待できること。また、それぞれの団体が連携することによりまして、グリーン・ツーリズム活動に多様性が加わり、他地域からの訪問者へ魅力的にPRできることが考えられます。今後、この会の活動により、菊池市におけるグリーン・ツーリズムの広がりが、より大きくなっていくことを期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 隈部忠宗君。

「登壇」

○12番(隈部忠宗君) 再質問をいたします。

まず、1点目にJA菊池におきましては、平成19年9月末から平成20年から9月末までの1年間の間に、貸出金が40億円近く増加したそうであります。その中で、農業者については20億円程度ではなかろうかということでございますが、畜産だけでも412戸の農家で未集金、営農口座合わせて10億5,400万円の増加だそうでございまして、まさに危機的状況にあります。基幹産業であります農業を何とか力づけたいと思いますが、何かいい方策があるか、お伺いをしたいと思います。

2番目に、グリーン・ツーリズムの拠点でありますきらり水源村を拠点として、 活動が広域にわたって進められるようでございますけれども、この延長として、農 家民宿を広められないか、どう推進されるか、お伺いをいたしたいと思います。遠 野の例ですけれども、遠野では農家民宿の方が早くできて、グリーン・ツーリズム の拠点づくりが今行われておりまして、菊池と逆だなという感じを受けました。

3番目に、認定農業者や新規農業後継者をどう指導していく考えであるか、お伺いをしたいと思います。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) 1点目の、農業を力づける対策でございますが、近年の農業生産資材の高騰により農家は大打撃を受け、大変厳しい状況下にあることは十分認識いたしております。このような中、農林業者に対して経営の維持に必要な運転資金を融通する「熊本県飼料燃油価格高騰緊急対策資金」が創設されたところでございます。さらに、今回配合飼料価格の高騰を受け、圧迫している畜産経営を支援するため、国が行う「家畜飼料特別支援資金」に対しまして、市単独の利子補給補助金の補正予算を計上させていただいたところでございます。2つの資金の融資額は、本年2月までで18億4,200万円と、活用いただいているところでござい

ます。市といたしましても関係機関と連携し、本市農業の振興のためにしっかりと 支援をしてまいりたいと考えております。

3点目の認定農業者、農業後継者の指導につきましては、菊池地域振興局普及指導課に技術面、経営面等の専門知識のある職員が配置されておりますので、市といたしましても連携を取りながら対応しているのが現状でございます。このような中で、県において実施される認定農業者への普及活動報告会や先進事例等の研修会、認定農業者に有利な事業等の周知、情報提供を行うとともに、認定農業者の経営改善計画審査時に必要に応じた助言、指導が行われているところでございます。また、農業後継者におきましても、新規就農時に振興局管内合同の新規就農者激励会において円滑な就農を支援するため、各種施策の紹介や研修の実施、新規就農者巡回相談、青年農業者クラブ活動等への支援を実施しながら、育成を図っているところでございます。今後も関係機関との連携の中で、技術的、専門的な指導を仰ぎながら、担い手の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

「登壇」

○企画部長(石原公久君) 農家民泊は、都市住民との交流や農山村におきまして、新たなビジネスの創出として大いに期待されている分野でございます。農林水産省の調べによりますと、2005年の農林業センサス調査において、全国では3,653件が農家民泊として登録されておりまして、年間延べ244万人もの方が民泊されているというデータが出ております。そのようなことから、農家民泊は農山村の活性化に大きくかかわってくるものと考えております。ただ、受け入れ側である農家におきましても、グリーン・ツーリズムについての十分な知識と経験がなければ、持続的な受け入れは難しくなっているところでございます。本市におきましては、現在きくちふるさと水源交流館が都市住民の宿泊を引き受けまして、平成20年度には4月から12月までで1470人の方に宿泊していただいております。農家の負担を軽減しながら、農業体験等の事業展開ができているところでございます。今後、きくちふるさと水源交流館が行う事業や研修会へ参加される都市住民の方々からのニーズや声を参考に、本市にあった方法等の勉強会を行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番(限部忠宗君) 再々質問をさせていただきます。

本市の基幹産業であります農業が、活き活きと活力が得られますように、市長の所信をお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 本市の農業は、大変恵まれた自然条件に恵まれておりまして、それを活かして畜産を中心といたしまして、米、野菜、花卉、また果樹など多様な農業が営まれておりまして、県下有数の産出額を誇っております。記憶によりますと、300億円を超えてもおりまして、県下1位という立場にあります。また、市内の各物産館では県内外の来客者で賑わいを見せるなど、地産地消の取り組みも進んでおります。しかしながら、現在の農業情勢は、ご案内のとおり、大変この農業生産資材の高騰などのよりまして、農業の経営に対しまして、大きな打撃を与えるのが現況であります。

このような中におきまして、部長答弁にもありましたとおり、各種の補助事業や 融資事業を積極的に活用するとともに、市の単独、できるだけの1つの事業につい て単独事業に取り組んでおりますが、その進めをしておりますので、そういったの の利活用もしてほしいなと思っております。そのほかに、畜産堆肥舎の固定資産税 の減免措置が、既に終了した施設につきましても、議会におきましてご指摘があり まして、新たに5年間の減免の措置を講じたところでございます。さらにまた、飼 料、燃油価格等緊急対策資金への利子補給ということでございまして、大変なご利 用がありまして、今回、20年3月議会で議員各位の質問に対しまして、積極的に このことについて支援するとお約束をしておりました。家畜燃料特別支援資金への 利子補給の補正をお願いしているところでございます。市といたしましても、厳し く変化します経済情勢の中で、本市の農業を活力が得られるように、しっかりと支 援を行ってまいりたいと、このように考えております。まずは、この地産地消とい うことで、この市域住民5万2.000の中で地域農業を支えていくという理念の もとに、水環境が整備をされておりますけれども、この商品につきましても住民の 方々、市民の皆さん方に地産地消の推進にご理解とご協力をいただきますように、 これに努めてまいりたい、推進に努めてまいりたいと、このように思っておりま す。それから余談でありますけれども、先月は中国の福岡総領事館に北田議長とと もに、またJAの川口組合長もご同行いただきまして、菊池の物産を何とか輸出が できないのかというJAの強い思いがあります。これも菊池の農業に何とかお役に 立ちたい、あるいは菊池市のためにお役に立ちたいというような総領事の強い思い もありまして、国内の事情がどうなっているのか、どうしたら菊池の農産物を少し でも発送、輸出することがきっかけになるのかということで、そういった状況につ

いて、調査をして連絡をするということになっておりますので、その返事を待っているところでございます。いずれにいたしましても、大変重要な基幹産業である農業のために、行政としてできる限りのことをまた取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長(北田 彰君) 隈部忠宗君。

[登壇]

- ○12番(隈部忠宗君) ありがとうございました。 これで終わりたいと思います。
- ○議長(北田 彰君) 以上で一般質問を終わりたいと思います。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は3月18日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

散会 午後3時58分

第 5 号

3 月 18 日

平成21年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成21年3月18日(水曜日)午前10時開議

第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程(第3号の追加1)

第1 議案第47号 和解契約の締結について

上程・説明・質疑・討論・採決

第2 議員提出議案第1号 菊池市議会定数条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第3 議事第1号 農業委員会委員の推薦について

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 意見書案第1号 医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構再春荘病 院並びに菊池病院の存続・拡充に関する意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

第5 意見書案第2号 WTO農業交渉に関する意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

第6 意見書案第3号 国民健康保険制度の改善を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

第7 意見書案第4号 緊急雇用対策の強化を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

動議

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第3 議案第47号 和解契約の締結について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議員提出議案第1号 菊池市議会定数条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議事第1号 農業委員会委員の推薦について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 意見書案第1号 医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構再春 荘病院並びに菊池病院の存続・拡充に関する意見書

· () -

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 意見書案第2号 WTO農業交渉に関する意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 意見書案第3号 国民健康保険制度の改善を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 意見書案第4号 緊急雇用対策の強化を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

動議

出席議員(27名)

1番 東 裕 人 君

2番 泉田 栄一朗 君

3番 森 清 孝 君

4番 藤野敏昭君

5番 樋口正博君

6番 二ノ文 伸 元 君

7番 中山繁雄君

8番 水上博司君

9番 三池健治君

10番 怒留湯 健 蓉 さん

11番 坂本昭信君

12番 隈部忠宗君

13番 奈田臣也君

14番 葛原勇次郎 君

15番 木下雄二君

16番 坂井正次君

17番 森 隆博君

18番 山瀬義也君

19番 本田憲一君

20番 原 茂樹 栃 君 21番 松 本 登 君 22番 工 藤 恭 君 23番 境 和 則 君 24番 北 彰 君 田 25番 外 村 或 敏 君 26番 徳 永 隆 義 君 輝 27番 横 雄 田 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長 福 村 三 男 君 収 入 役 髙 本 信 男 君 総 部 務 長 緒 方 希八郎 君 部 長 原 企 画 公 久 君 石 民 部 長 隆 市 Ш 君 村 済 経 部 長 定 君 後 藤 建設 部 長 岡 崎 俊 裕 君 七城総合支所長 松 岡 敬 君 旭志総合支所長 中 村 榮 光 君 泗水総合支所長 上 林 正 章 君 企画部首席審議員 靖 木 村 弘 君 財 政 課 長 上 憲 誠 Ш 君 総務課長兼選挙 Ш 田 浩 文 君 管理委員会事務局長 忠 教 育 長 中 彦 君 田 教育次長 正 Ш 司 君 農業委員会事務局長 五 島 千 秋 君 水道局長 牧 茂 君 監查委員事務局長 大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 議 事 課 長 岩 木 精四郎 君 永 田 哲 士 君

 総務審議員
 高田早苗君

 議事係長
 上田敏雄君

○議長(北田 彰君) 全員、起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。 着席をお願いします。

午前10時37分 開議

○議長(北田 彰君) ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(北田 彰君) 日程に従いまして、日程第1、去る3月3日の会議において、 各常任委員会に審査を付託しました議案第4号から議案第45号まで、請願第1号 及び陳情第1号、陳情第2号並びに継続審査案件について、各常任委員長からの審 査結果の報告があっております。これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長(三池健治君) おはようございます。

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案は、条例関係5件、予算関係2件、議決案件1件、それと12月定例会からの継続審査1件の合計9案件でございます。3日間にわたり慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第7号、菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。この条例は、統計法などの上位法で定めた条項にあるものは、個人情報保護条例には適用しないことを謳っているものです。慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。主なものは、乳幼児及び1歳以下の検診は小児科医師で行うのが望ましいが、本市での嘱託小児科医師は1名しかいなく、乳幼児すべてを担当するのが難しいので、本市以外の小児科医院にお願いするものとの説明でした。慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを申し上げます。菊池市特別職報酬審議会の答申が2月3日に提出されました。それを尊重し、提案するものとの説明でした。審議の過程で意見がありましたのは、今回は市長が3%と副市長が2%の減額であるが、前回市長が減額案を提案され否決されたが、そのときの減額は何%であったのか。それと、審議会の答申を得てから提案されたのかとの質疑に、前回は市長10%で副市長及び収入役は7%の減額案であった。またそのときは、市長自らの提案で、審議会へは諮問していませんとの答弁でした。慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。この条例は、人事院勧告により、1日の勤務時間8時間を7時間45分に改めるものです。今までは、実働7時間30分と休憩30分の8時間勤務であったのが、今回から30分間の休憩時間を削除し、実働時間の7時間45分にする。ただし、介護職などの交代勤務は15分の休憩があるとの説明でした。慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。この条例改正は、再任用短時間勤務職員の勤務時間も8時間から7時間45分に改めるものです。本市には、該当者がいないとの説明でした。慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、平成20年度一般会計補正予算(第10号)について申し上げます。今回の補正は、そのほとんどが事業確定によるものであります。増額のうち、総務費、人事管理費の職員手当の7,043万5,000円の増額は、なぜ発生したのかとの質疑に、旧菊池市では12年間の標準化負担金、3年ごとに発生する調整負担金、これを職員退職手当組合に支払っているのですが、そのうちの旧町村職員分の特別負担金が発生したので、補正したとの説明でした。

次に、減額の主なものは、総務費、安全対策費の工事請負費50万円の減額について、防犯等やガードレール設置の入札残50万円と聞いたが、カードレール等の設置は区長さんの要望どおりに対応できていないと聞き及んでいる。市民が危険と感じたから区長さん方に要望している。入札残は出さず、順次解決していくようにとの意見がありました。

総務費、地域振興費の負担金補助金及び交付金の中の地域づくり推進補助金295万4,000円の減額について。当初予算は810万円なのに65%しか施工されていない。制度が悪いのではないか。また、祭りの補助金をなぜ3年間で打ち切るのかとの意見が出ました。それに対して、区長さん方に制度をよく説明し、減額補正が出ないようにしていきたいと考えています。また、この補正の趣旨は、区に

ある伝承祭りや伝承行事の掘り起こしを目的としています。祭りやイベントは3年 という線を引かせてもらっています。ご理解いただきたいの答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案30号、平成21年度一般会計予算についてですが、職員の給与に関して、 菊池市在住でない方、職員は何名おられますか。菊池市在住の方は地域に貢献して いると思われます。また、市に税金も支払われておられます。当然違いが出ている と思われるが、その違いに対して、何か考慮していますかとの質疑に、平成20年 度では市外在住者は80名だそうです。基本的には、違いはつけていません。ふる さと納税をお願いしていきたいと考えています。また、市内在住者で住民に貢献し ている人は、今は思考中ですが、人事評価制度で加点、点数を加えることを考えて いるとの答弁でした。

次に、消防費の中の常備消防費で広域連合負担金6億4,000円について、この6億4,000円には高機能の消防指令システム料が含まれていると思われる。 広域連合の9月の全員協議会では、空港周辺環境整備事業助成金4,000万円が 出るとの説明であった。その後、この助成金は9月の締め切りには申請ができず、 助成金は出ないとの説明であったと聞いている。詳細の説明をとの意見が出ました。 9月末での締め切りでした。若干延長されたがそれでも間に合わなく、助成金の4,000万円は出ないということでした。4,000万円が出ない分の本市の割合負 担額は1,544万4,000円になります。広域連合から公文書で一般会計予算に 係る市町村負担金の概算要求額として通知がありましたとの説明でした。

審議の結果、消防費、常備消防費の広域連合負担金6億4,000円については、委員より「広域連合議会」での財源内訳の内容と、今回上程されている財源内容に差異があるため、修正案が提出されました。修正の内容は、お手元に配付してあります修正案のとおり。修正案3ページをご覧いただきたいと思います。負担金補助金及び交付金6億4,000円を1,544万4,000円を減額し、減額後の金額を5億8,456万円に改め、減額した額を予備費に充て、予備費を2,544万4,000円に改めるものであります。採決の結果、全員一致で修正案を可決し、修正案を除く原案も全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、辺地総合整備計画の変更については、重味辺地と桜ヶ水辺地に係る変更計画であります。主なものは、防火水槽1カ所と道路を110m延長するものです。慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、12月定例会からの継続審査案件であります。議案第116号、菊池市遺産認定条例の制定については、委員会から前回までの審議で条例と予算は伴うものとして継続した。骨格予算といえども、予算化すべきではなかったかとの質疑に対

し、緊急必要性がないため、また新規事業であることから、今回は予算編成せず、 肉付け予算で計上するとの答弁でありました。審議の結果、再度継続すべきと委員 からの意見があり、採決の結果、さらに継続審査すべきものと決しました。

以上が、本定例会で当委員会に付託されました議案の審査及び結果であります。 議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同賜りますようお願い 申し上げまして、総務委員長の報告といたします。

○議長(北田 彰君) 次に、文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

「登壇」

○文教厚生常任委員長(怒留湯健蓉さん) 文教厚生常任委員長報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案は、条例案が6件、予算案12件、議決案1件、陳情・請願2件及び継続審査1件の計22案件でございます。3日間にわたり、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

はじめに、議案第4号、菊池市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、介護従事者の処遇改善と第1号被保険者の保険料軽減のため制定されるものです。

議案第12号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定については、菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ開設に伴うものです。

議案第13号、菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、少子化対策の一環として、医療費について保護者の経済的負担の軽減を図るため、現在小学校3年生までに行っている医療費助成を平成21年4月1日医療の医療費から小学校6年生までに引き上げるものです。

議案第14号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、制度の3年ごとの見直しによる保険料改定のために行われるものです。

議案第15号、菊池市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については、 文化財保護法の改正に伴う条文整理のためのものです。

議案第16号、菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定については、 メインアリーナの空調設備設置に伴い使用料を規定するもので、夏季・冬期のエネルギー消費量や県内7施設を調査・比較検討し、1時間当たり6,000円を設定したということです。

次に、議案第18号、平成20年度菊池市一般会計補正予算は、そのほとんどが 入札残や事業確定に伴う更正減でありますが、その中で衛生費中、リサイクルセン ターの建設関係費用の9,918万2,000円の減額については、本市はごみ処理 の広域化を目指しており、菊池環境保全組合の新清掃工場建設へ全市加入を協議し ており、単独での建設を見直す必要があるために減額するとの説明を受けました。また、増額した補正の主なものとして、衛生費のうち予防費844万4,000円は、新型インフルエンザ対策に関するものであり、また教育費のうち学校管理費の1,911万1,000円は、限府小学校校舎の耐震補強工事から、これを改築工事へ移行するための実施設計委託料であるという説明でした。

次に、議案第19号、平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算の 主なものは、保険給付費中、一般・退職被保険者等の入院・外来・調剤等の医療給 付費、医療費負担金等の増減であり、出産育児一時金463万円の増額は、出産育 児給付費が1月から35万円から38万円になったためとの説明がありました。

次に、議案第20号、平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算、 議案第21号、平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、議案第 22号、平成20年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算、議案第28号、平成 20年度菊池市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算については、事業確定等 に伴うものであるとの説明を受けました。

次に、議案第30号、平成21年度菊池市一般会計予算の主なものとして、総務費中、戸籍住民基本台帳費3,377万6,000円は、戸籍電算システムの更新に係る委託料です。これについては、委員から、制度の改正やシステム更新のたびに毎回多額の経費を要するため、戸籍電算や住基ネット等をはじめ全庁的な課題として、電算関係委託に関しては専門の外部団体等、あるいは専門知識の方の雇用で見積額を精査することが必要との意見が出されました。

民生費中、高齢者福祉費、シルバー人材センター補助金1,260万円に関して、委員から、職員や理事長の選任が一部の意志で決定されていることに問題はないか。また、副市長が理事長になっているが、現在不在であることは問題ではないかとの意見が出されました。これに対し部長より、定款上は問題はないと思われるが、委員会の指摘は重く受け止めて検討を加えたいとの答弁がありました。同じく民生費中、児童福祉費に関し、委員から、公立保育園は将来を見通して責任ある保育の確保が前提条件であるとして、契約期間5年の期限切れを迎える嘱託職員の身分保障と、新たな組織や条例改正等、新体制を構築する必要があるので、早急な対応が求められるとの意見が出されました。これに対して、執行部からは、現在まだ取り組まれていないが、職員課とも相談をして、庁内で早急に取り組みたいとの答弁がありました。

次に、衛生費中、塵芥処理費委託料の1億7,994万1,000円は、17項に わたる各種ごみ処理に係る経費だということですが、これも委員から、分別の仕方 や収集車の配置など、地域間にばらつきがあり、今後は統一すべきであることや回 収委託の再検討また収集運搬委託については、規制緩和を行い、地元業者が参入できるよう要綱等の精査・再点検を求める意見が出されました。これに対して執行部からは、改善すべき課題として受け止めたいとの答弁がありました。

次に、教育費中、公民館費、備品購入費のうち650万円は、現中央公民館3階 の図書室を第3庁舎1階へ移すためにかかる書架などの購入の経費ということでし た。同じく教育費中、文化施設費、委託料の3,340万円は、文化会館・泗水ホ ールの指定管理運営に係る経費ということですが、委員から、以前から市民の声と して苦情もあることから、十分実態を把握し、利用者の声を尊重するようにとの意 見が出されました。これに対して執行部から、アンケート調査や審議会などで利用 者の声を直接聞くことに務め、それを反映できるようにしていくとの答弁がありま した。同じく教育費中、文化施設費、使用料及び賃借料909万5,000円につ いては、これも以前から問題として指摘が相次いでいる文化会館の借地料のことで あり、これについては平成20年第4回定例会で決算特別委員会の委員長から報告 されましたように、本委員会でも借地料の近隣比較や抜本的な見直しを求める意見 が相次ぎ、また耐震診断とその強度不足の場合の対策を糺すなど、多くの意見が出 されました。また同じ教育費中、体育施設費の委託料5,164万3,000円は、 32項にわたる各施設の保守・点検・管理の委託料であることから、これらをすべ て業者委託する前に市職員が免許を取得するなどして、可能な限り自前で対応すべ きであることや、その他の施設なども専門職の確保で委託事業を減らし、経費節減 を図ることで合併効果を示すべきだとの意見が出されました。同じく教育費中、寄 宿舎管理費の549万3,000円は、菊池北中学校寄宿舎尚実寮に係る経費です が、委員から廃寮も視野に検討すべきとの意見に対して、執行部からは、現生徒の 卒業のあとは入寮者が途絶えるため、保護者などへアンケートをして見直す方向で あるとの答弁がありました。

次に、議案第31号、平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算、議案第32号、平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算、議案第33号、平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第34号、平成21年度菊池市介護保険事業特別会計予算は、いずれも医療費の増加が予測されるので、医療費抑制に努めることと併せて、収納対策の強化が必要であるとの意見が出されました。また執行部の説明によれば、国民健康保険事業特別会計予算については、今期は一般会計からの繰り入れを視野に入れた編成をしなければならないという説明でありました。

次に、議案第40号、平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算については、施設サービス事業費中、空調器保守点検委託料223万1,000円は高

くはないかとの問いに、執行部からは、点検は年2回であるが、緊急時の対応も含まれているとの答弁がありました。また、起債償還等が始まると一般会計からの持ち出しも考えられるため、独立化も含め早急に検討する必要があるとの意見が出されました。

次に、議案第42号、公の施設の指定管理の指定については、菊池北小学校の学 童保育開設に伴い、その管理運営を「菊池北小学校区放課後児童育成クラブ」に5 年間委託するということでありました。

以上が論議された主な点でございます。本委員会に付託されました議案につきましては、全会一致により原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、請願第1号、医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願書については、紹介議員に出席をしていただき、説明を受けました。これについては、内容は理解できるものの、国の指針と方向を逸するため反対であるといった討論や、県北での施設の役割は大きいといった賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で採択するものと決しました。

次に、陳情第2号、市町村管理栄養士設置に関する陳情書については、市町村での管理栄養士の役割は大切であるが、現在の栄養士の職域を奪いかねないとの反対 討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

最後に、継続審査となっております請願第5号、菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願書については、まだ県の報告書が出されておりませんので、引き続き継続とすることと決しました。

以上が本定例議会で当委員会に付託された議案の審査の経過と結果でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようにお願い申し上げまして、文教厚生常任委員長の報告といたします。

○議長(北田 彰君) 次に、経済常任委員長、本田憲一君。

「登壇]

○経済常任委員長(本田憲一君) 経済常任委員会委員長報告をいたします。

経済常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の結果 並びに経過についてご報告申し上げます。本委員会に付託されました案件は、条例 1件、予算2件、議決案件1件、陳情1件の計5案件であります。

はじめに、議案第5号、菊池市第三セクター検討委員会条例の制定についてですが、委員より、この経営検討委員会は諮問委員会であり、検討委員会の決定が必ずしも最高決定ではなく、議会とも相談の上、最終判断をいただきたいということでした。

次に、議案第18号、平成20年度菊池市一般会計補正予算(第10号)につい

て、事業費の確定に伴う更正減によるものです。

次に、議案第30号、平成21年度菊池市一般会計予算についてですが、主なものとして、農地費の各土地改良区の補助金について、委員より、4市町村が合併して4年になるが、各土地改良区は合併していないが、合併について様々な問題があると思われるが、早期に一本化をしてしていただきたいという意見がありました。

次に、商工施設費の浄化槽維持管理委託料263万1,000円について、立門 浄化槽ポンプです。「水迫里山の家」と「月華亭」の分の浄化維持管理委託料との ことであるが、これは毎年必要経費として予算計上されているが、受益者負担の原 則からも公費負担としている2施設に対し、合併浄化槽の設置を指導していくべき ではないかという意見がありました。

そのほか、農業振興費の補助金の予算は、畜産農家に対して国・県補助制度が多くあるが、耕種農家については、少ないので市独自での耕種農家に対しての振興費を検討してもらいたいという意見もありました。

現地調査につきましては、孔子公園孔子楼改修工事を調査いたしました。孔子廊 改修工事は3月23日が完了とのことですが、資料館改修については未定のことで あるので、泗水地区のまちづくり委員会との協議し、早急に計画予定をしていると のことでした。

次に、議案第43号、公の施設の指定管理者の指定について、「四季の里 旭志」の指定管理は、1年延長するものです。なぜ指定管理の期間が1年になっているのかとの質疑に対し、「四季の里 旭志」については、経営状況の悪化により、昨年12月にも市より3,000万円の出資を行った経緯がある。そのようなことから、上半期の経営状況を今回設立されます第三セクター経営検討委員会で協議・答申がなされるとの判断があるため、指定期間を1年間設定しているとのことでした。

以上の案件につきまして、全会一致で可決いたしました。

最後に、陳情第1号、WTO農業交渉に関する要請について、全会一致で採択いたしました。

各議員におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げますとともに、経済常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(北田 彰君) 次に、建設常任委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○**建設常任委員長(隈部忠宗君)** おはようございます。建設常任委員会のご報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案は、条例案2件、予算案14

件、議決案1件の計17件でありました。3日間にわたり慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第6号、菊池市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定について申し上げます。本案は、中心市街地における都市機能の集積の促進をより一層図るため、用途地区のうちすべての準工業地域について、中心市街地の活性化に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を指定するため制定するものです。委員より、法的許可を受けている遊技場を改築する場合や倒産して新たに建築する場合、また工業跡地等に法の盲点をついて建築物ができる場合はどうかとの質問がありました。このような場合、この条例だけでなく農業委員会等、他の関連法からもきちんと指導をしてほしいという意見が出されました。

次に、議案第17号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、市営住宅福本団地の下水道接続工事により、共益費を改定するため条例の一部を改正するものです。

議案第18号、平成20年度菊池市一般会計補正予算中、付託分について申し上 げます。繰越明許費につきましては、泗水中央線道路改良事業については、合志川 にかかる千五百石堰の取水口が道路下のため、工法の選択で地元水利組合と検討に 日数を要したためとのことです。ポケットパーク測量設計委託料については、地元 と協議を重ねる必要があるため、工事請負として西正~菊高線、正院丁~温泉通り 線が年度内完了を目指しているとのことでした。委員より、高質空間形成事業のポ ケットパークはどうして遅れているかという質問に、ワークショップをやり地元の 意見を集約し、地元との調整に時間を要しているためで、よりよくしようというこ とから時間を要しているとの回答に、国・県の予算がついて繰越では努力をしてい ないということで、事業は年度年度できちんとやってほしいという厳しい意見が出 されました。今回の補正は、各款項にわたり事業の確定に伴う事業費の追加、減額 等の調整を行うものであります。その主なものは、款7土木費、項2道路橋梁費、 目2道路橋梁新設改良費6,935万8,000円の減額で、測量設計等委託料、花 房・森北線ほか7路線の入札残と工事請負費の岡田・荒牧線ほか10路線の入札 残、工法変更によるコスト削減によるものです。項3道路橋梁維持費、工事請負費 1,130万円の減額は、道の駅旭志の浄化槽です。委員より、道の駅旭志の浄化 槽について、まだ結論は出ていないかという質問があり、執行部より、昨年9月定 例会後、菊池振興局との協議を終わり、本庁道路保全課と協議中で、今月中に方針 が出される見込みであるとの説明がありました。目2街路事業費、負担金補助及び 交付金200万円の減額は、吹付アスベスト撤去補助金の減額で、委員より、まだ アスベストの残っているところがあるかという質問に、旅館、ホテル等、人が集ま

る場所については県が調査している。民間について1件あると聞いている。把握していないが、この制度は民間に対する補助で、申し込みがなかったということでした。

次に、議案第23号、平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算及び 議案第24号、菊池市公共下水道事業特別会計補正予算については、事業確定によ る減額補正であります。繰越明許費につきましては、浄水センター改築更新事業1 件であります。

次に、議案第25号、平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてですが、事業確定によるものであり、七城、泗水地区の新規加入による加入分担金・使用料の収入増により、一般会計繰入金1,673万1,000円の歳入減額補正であります。繰越明許費につきましては、管渠整備事業で吉富地区の管渠の水浸工事の途中で何かに当たり工事が止まっているためです。委員から、汚泥処理委託料は幾らかとの質問に、担当より、汚泥処理費、泗水浄水センター・七城浄水センターとも、トン当たり1万2,600円、運搬費、泗水の場合2,625円、七城の場合3,150円で、単価の違いは距離の違いとのことでした。

議案第26号、平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算について申し上げます。事業確定によるものであり、減額の主な要因としては、工事請負費6,078万4,000円の減額であり、委員より、当初予算の半額の執行残が出ているが、市町村型の合併浄化槽は進みにくいのはなぜかという質問がありました。家の改築等に経費がかかり、昨年は55基、今年は59基になっている。今年は120基を予定していたが、21年度は80基に減らしているという説明で、委員より、今後はますます不景気で伸びないかもしれない。行政が市町村型がよいか、農集がよいか、相方のメリット、デメリットを住民の方々に十分説明し、菊池市全体を考えて、今後環境面からもどうするかを再検討してほしいという意見が出され、当委員会より強く要望しました。

次に、議案第27号、平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,115万4,00円を減額し、歳入歳出それぞれ5億3,528万1,000円とするものです。

次に、議案第29号、平成20年度菊池市水道事業会計補正予算について申し上げます。収益的収入の予算額824万3,000円を減額、4億6,399万2,000円と、収益的支出の予算額510万1,000円を減額し、4億983万1,000円とする。また、資本的収入の予定額を2,300万2,000円減額、5,750万3,000円とし、資本的支出を3,933万2,000円減額し、2億4,005万円とするものです。

次に、議案第30号、平成21年度菊池市一般会計予算について申し上げます。今回は、市長選の前であり、骨格予算ということで説明がありました。委員から、河川管理はどのようにされているか。また、今までシルバー人材センターでされていたが、その金額でよいかと質問があり、河川の管理は国・県から市が委託を受け、予算、見積り、監督管理までそれぞれ総合支所の責任でやっている。従来、シルバー人材センターにお願いをしていたができなくなり、泗水ではシルバーに登録されている方にお願いして、賃金として支払っている。七城では、シルバーに登録されている方が、年4、5回されている。年々高齢化になるので補充していきたいとのことでした。管理の基準はとの質問に、国の基準で平方メートルの単位で見積っているとのことでした。また、ブラジルチドメグサの除去について、市が委託を受けているのは堤防の管理で、ブラジルチドメグサの除去は県にお願いしているとのことでした。温暖化で繁茂するのが早く、小さいうちに除去してほしいという要望が出されました。3公園費の委託料、多目的グラウンド照明等保守点検委託料について、夏だけしか使用しないので年間を通して保守点検する必要はないのではないかという意見が出され、委託料の見直しについても要望をしました。

次に、議案第35号、平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,987万7,000円とするものであります。17公有財産購入費について、小川地区のボーリングしたあとの計画はどうなっているかとの質問に、平成21年度前半、統合認可を取り、21年度後半に着工する予定で、当初より半年ほど遅れているという説明がありました。

次に、議案第36号、菊池市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。 予算総額は、歳入歳出それぞれ11億818万6,000円とするものであります。 浄水センター等運転業務委託料5,709万9,000円について、機械を入れ替え しコンパクトになったので、業務委託料の見直しを検討するよう要望しました。

議案第37号、平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ6億5,182万2,000円とするものであります。桜山管渠整備等と桜山地区の測量設計等委託料が主なものであります。汚泥処理について、公共は産廃、農集は一般廃棄物で処理しているが、経済的比較等整合性を持ってほしいという意見が出されました。

次に、議案第38号、平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ1億3,912万2,000円とするものであります。浄化槽80基の設置を予定するものであります。委員より、徹底した普及活動を行うようにとの意見がなされました。

次に、議案第39号、平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算につい

て申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ6億8,642万3,000円とするものであります。

次に、議案第41号、平成21年度菊池市水道事業会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入4億5,759万2,000円、歳出4億210万1,000円とするものであります。

次に、議案第45号、市道路線の認定についてであります。8路線総延長6,483mを認定するものであり、住宅内の道路と農道からの移管によるものであります。

以上、3月11日の現地調査を踏まえ、慎重に審査いたしました結果、本委員会に付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願いをいたしまして、建設常任委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(北田 彰君) 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。 森隆博君。

[登壇]

○17番(森 隆博君) 文教の委員長の方に質疑を行いたいと思いますが、議案の第 18号の39ページになりますけど、平成20年度の菊池市一般会計補正予算の中の第10号でありますが、この第2表の継続費の補正の中に、リサイクルセンターの建設業務というのがあります。報告の中では、菊池環境保全組合の方に委託をするというようなことになっておりますが、21年度の1億4,000万円も、これも補正後にはもうゼロというような形になっておりますし、これに対しましての計画性といいますか、もう解体工事も終わっておりますし、そのあとの事業に対してのいろんな意見が出されたのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点はですね、議案の40号です。平成21年度の菊池市特別養護老人ホームの特別会計補正予算の37ページになりますけれども、この中の委託料です。委託料の空調の委託料に対しまして、一般質問でもお願いというかしましたように、年間2回の点検費に対しまして223万1,000円という保守点検委託料、これが適切であるかないかということで、ちょっと審議があったというふうに聞きましたが、何基あって、どのような保守点検をなされているのかという審議があったかないか、よかったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

「登壇」

○文教厚生常任委員長(怒留湯健蓉さん) ご質問にお答えしたいと思います。

1点目のご質問については、特に当委員会で突っ込んだ議論はございませんでした。当局の説明に、それを受けたということでございます。骨格予算でありますので、説明のとおりであったと。ご報告した内容に留まっております。

それから、空調設備の、ちょっと数は記憶しておりませんが、260基あったと。数はちょっと後ほど、正確に申し上げたいと思いますが、2回点検があるんですけど、緊急の場合が、台風とかで重なるということでした。そして、動員する、向こうから業者さんいらっしゃるのは2人か3人かと人数のお尋ねもありましたけれども、たぶん2人ぐらいだろうということでした。そういう中で、委員会の中でもご指摘のように高いというご指摘がありましたけれども、安心安全を確保するためには、万全の体制を敷くことがあるということで、そういう説明を受けたところです。

○議長(北田 彰君) 森隆博君。

[登壇]

○17番(森隆博君) ちょっと再度確認しておきたいと思いますけれども、このリサイクルセンターにつきましては、大体平成19年度の時点から、泗水関係の分まで含めてやるというような計画で予算化されておりましたけれども、その時点で、19年の時点では菊池環境保全組合の方は32年度まではやっていけるというような結果が出ておったわけであります。それの承知の上で泗水を含めて、この工事に入ったということでありますが、泗水を外すということになりまして、この工事がストップしているというようなことでありますので、これが泗水が入らないならば、このままでたぶんこの工事は終わってしまうと。ただ建物を解体しただけで終わってしまったというようなことになるんじゃなかろうかと思いますので、やはりその点につきましてですね、やっぱり所管の委員会とされましては、やはり計画性のあるべきものであったのか、本当にきちっとした形で計画された、されなかったかということでですね、やはりもう少し確認をしていただきたいと。

それとですね、もう1点の空調関係でありますが、確かに数の問題はあるかもしれませんけど、年間に2人、2名程度が年に2回来て220万円相当の保守点検委託料というのも、ちょっと金額的にもおかしくあります。また、これは義務付けられておるわけでありませんし、電気保安とかエレベーター保守点検というのは義務付けがされておりますけれど、義務付けがないのにそういった予算をつけるというのはですね、やはり委員会としても厳しく調査し、審議していただきたいということをお願い申し上げておきます。

市議でありますので、骨格予算というところもありまして、なかなか突き詰めた

ことは申しませんけれども、所管委員会としては、適切な判断をお願いし、これで 質疑を終わります。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま委員長の報告で、議案第116号及び請願第5号は、さらに継続審査です。

これから、継続審査案件及び議案第30号並びに陳情第2号の4案件を除き、議 案第4号から議案第29号まで、及び議案第31号から議案第45号まで、並びに 請願第1号、陳情第1号を含め討論を行います。討論はありませんか。よかです ね。ありませんね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号から議案第29号まで及び議案第31号から議案第45号までの41案件、並びに請願第1号、陳情第1号について採決します。

お諮りします。議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、請願第1号、陳情第1号、以上43案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、以上の43案件について は、各委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。ありません ね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) はい、討論なしと認めます。これで討論をおわります。 これより採決します。議案第30号の委員長報告は、修正です。委員長の修正案に ついて、起立によって採決します。委員長の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第129号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第130号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議をした部分を除く原案について、起立によって採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案について は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。 東裕人君。まず、原案に賛成の発言を許します。賛成ですね。

[登壇]

- ○1番(東 裕人君) 陳情第2号、市町村管理栄養士設置に関する陳情について、賛成討論を行います。管理栄養士の確保の問題について、その必要性については、私は何ら疑問点はないと思います。また、厚生労働省は平成20年1月17日の保険局長名の通知において、「保健指導に関する専門的知識及び技術を有するものは、医師、保健士、管理栄養士とする」と管理栄養士の位置付けを明確にしていますし、その施設運営記録の保持等に関する基準においても、「それを行うものは管理栄養士である」こう明記しています。今、国保の問題も含めて、予防医療の重要性が強調される中、本市の今後の健康推進事業の展開を考えると、管理栄養士の配置は必要であると思いますので、賛成をします。
- ○議長(北田 彰君) 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。はい。 ほかに討論はありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。陳情第2号については、委員長の報告は不採択です。したがって、可を諮る原則により原案について採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。陳情第2号は、原案のとおり採択することに賛成の方、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、陳情第2号は原案のとおり不採 択とすることに決定しました。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査について

○議長(北田 彰君) 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 議案第116号 菊池遺産認定条例の制定について
- 2 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調 査について

文教厚生常任委員会

- 1 請願第5号 菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願書
- 2 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について 経済常任委員会
- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について 建設常任委員会
- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について議会運営委員会
 - 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

1 議会広報に関すること

小川会館建設特別委員会

1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

1 新庁舎建設に関すること

企業誘致促進特別委員会

1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査・調査申し出一覧表のとおり申し出があっております。

お諮りいたします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第47号 和解契約の締結について

○議長(北田 彰君) 次に、追加日程第1、議案第47号、和解契約の締結についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

「登壇」

○市長(福村三男君) ただいま上程いただきました、議案第47号についてご説明申し上げます。追加議案の1ページをお願いします。

議案第47号、和解契約の締結についてであります。平成18年に発生しました 七城温泉ドーム浴室の天井部分の腐食による落下事故に係る瑕疵問題について、こ の度、市と相手側建設会社及び管理を請け負った業者による協議の結果、議案書の とおり和解案が示されました。つきましては、市といたしましては和解契約を締結 いたしたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願 いするものです。

これまでの経過並びに内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、議案につきまして慎重審議の上、速やかにご 賛同いただきますようにお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) おはようございます。それでは、追加議案の説明をいたします。議案の1ページをお願いいたします。

議案第47号、和解契約の締結についてでありますが、これまでの経過と和解内容についてご説明申し上げます。七城温泉ドーム浴室の野地板落下にかかります瑕疵問題は、平成17年2月から6月にかけて実施しましたリニューアル工事における木材保護のための塗装工事の際に、換気口に貼られた養生シートを請負会社がはがし忘れたことによりまして、浴場の上屋部分の換気が行われず腐食を早めたとして、その瑕疵について責任の所在と、それに起因する損害に対する賠償について、今日まで協議してまいったところでございます。

市は、平成18年3月25日に野地板の落下が確認され、養生シートのはがし忘れが発見したところでございます。大変危険な状態であったために、平成18年6

月に約5.000万円の費用をかけて屋根部分の改修工事に着手、その後、有限会 社七城振興公社は七城温泉ドームが、この改修工事のため営業を休止した50日に 対する減収分を2,530万円と試算されました。これを受けまして、屋根改修に かかる費用のうち、原形に復旧した場合で経過年数に応じた減価償却を考慮した再 建築費用890万円と温泉ドームの休業補償2,530万円を合わせた3,420万 円を、請負業者の株式会社緒方建設と管理業務委託を行った西田建築設計室の2社 に対して請求をしてまいりました。これに対しまして、株式会社緒方建設と西田建 築設計室の2社が提示されました金額は当初450万円で、市の提示した額とは大 きな開きがある状況でございました。2社の主張は、工事施工前より野地板の腐食 が進んでいたので、近い将来自ずと改修する必要があったこと。そのため、休業補 償は今回の休業による減収額と計画的に改修を実施した場合との減収額の差額であ るとするものでございました。今日まで長期にわたりお互いの提示する金額の差が 埋らないままの状態で推移してまいりましたが、双方の弁護士が協議を重ねられ、 最終的には2社より1,050万円という和解に見合う金額の提示がございました ので、和解契約のとおり和解したく、議会の議決をお願いするものでございます。 それぞれ2ページの方をお開きいただきたいと思います。和解契約書について、 ご説明を申し上げます。和解契約書、菊池市、有限会社七城振興公社、株式会社緒 方建設及び西田建築設計室との間で、七城温泉ドーム改修工事に関して、以下のと おり和解契約を締結する。第1条が、改修工事の契約内容でございます。第1号 (1) でございますが、改修工事請負契約については、受注者が株式会社緒方建設 である。第2号、管理業務委託契約については、受注者が西田建築設計室であるこ との確認でございます。第2条が、瑕疵の発生で、本件改修において、(丙)株式 会社緒方建設の下請け業者が天井部分の木材保護塗装の際に、換気口に貼られた防 護・養生シートの撤去を解体したことにより、七城温泉ドームの天井部分の腐食に よる落下事故の発生及び復旧・改修工事を要する瑕疵が発生したことを(丙)株式 会社緒方建設及び(丁)西田建築設計室は確認するというものでございます。第3 条が、施工及び管理業務の契約責任で、本件改修工事の受注者、元請施工者でござ いますが、丙の株式会社緒方建設及び管理業務を受注者であります(丁)の西田建 築設計室は、前条の瑕疵の発生について、受注者としての契約上の過失責任がある ことを認めるというものであります。第4条が損害賠償で、本件改修工事の瑕疵に よって、七城温泉ドームの所有者たる(甲)、これは旧七城町で合併後の菊池市で ございますが、これに生じた復旧・改修の損害及び営業者たる(乙)有限会社七城 振興公社に生じた休業等の損害は、(丙)株式会社緒方建設及び(丁)の西田建築

設計室が、これを賠償する責任があることを認めるというものでございます。第5

条が和解で、七城温泉ドームの本件改修工事によって被った(甲)菊池市と(乙) 有限会社七城町振興公社の前条記載の損害につき、下記のとおり(丙)株式会社緒 方建設及び(丁)西田建築設計室がこれを支払うことで、項・乙・丙及び丁との間 で和解(合意)するというものでございます。(1)の1号でございますが、これ につきましては、(丙)株式会社緒方建設と(丁)西田建築設計室は、連帯して (甲) 菊池市に対して、金583万7,831円を、平成21年3月31日までに 支払うというものでございます。2号で(2)でございますが、(丙)と(丁)は 連帯して(乙)有限会社七城振興公社に対し、金466万2,169円を、平成2 1年3月31日までに支払うというものでございます。3番、3号でございます が、(3)でございますが、支払いを怠ったときには、遅延損害金を直ちに支払う ということの取り決めでございます。4号でございますが、(4) 菊池市に対する 損害賠償額は583万7,831円と、有限会社七城振興公社に対する損害賠償額 466万2,169円の合計金1,050万円及び第3項に該当する場合は、遅延損 害金が支払われること等により、(丙)及び(丁)の(甲)及び(乙)に対する本件 改修工事の瑕疵に伴う損害賠償金は完済となり、各当事者間にその余の債権・債務 がないことを確認するというものでございます。5で、本件和解に要した各当事者 の費用は、各自の負担とする。第6条、その他で、前条の和解により、第2条に規 定する本件改修工事の瑕疵に伴う問題は終了し、今後異議申し立てをしないものと するという和解契約書でございます。

以上、議案第47号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありません ね。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を 省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第47号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 **彰君**) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、原案のと おり可決されました。

追加日程第2 議員提出議案第1号 菊池市議会議員定数条例の制定について

○議長(北田 彰君) 次に、追加日程第2、議員提出議案第1号、菊池市議会議員 定数条例の制定についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。 議員、横田輝雄君。

「登壇」

○27番(横田輝雄君) 菊池議会の定数条例に関する提案でございますが、菊池議会の議員の定数は、地方自治法第91条第1項の規定により、23人としたいということでございます。附則といたしましては、この条例は21年4月1日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から施行するというものでございます。

提案理由の説明を申し上げますが、20年の3月に、第1回定例会において設置されました「議会改革検討特別委員会」の結果に基づき提案をいたしたわけでございます。財政再建が大きな課題となっております今日の情勢において、我が菊池市においても大きな課題であります。そのような中、議会改革検討特別委員会が設置され、7回をもった会議を開催して、慎重審議の結果、全員一致をもって決定いたしましたことを、先の議会で報告をいたしましたとおりであります。先の議会で特別委員長としてご報告をいたしましたことと重複すると思いますが、内容について少し説明させていただきますと、本市の財政状況を勘案するとき、大幅な議員の定数削減をすべきだとする意見や、合併後、日も浅いことや広大な面積を抱えることから、今回までは小幅な削減として、段階的に年数をかけて削減をしていってはどうかというふうなご意見が多く出されました。しかし、最終的には総合的に判断をして、満場一致をもちまして、法定定数より7名減、現行条例より5名減の23名に、菊池市議会議員の定数を平成21年4月1日以降告示される一般選挙から施行するというものでございます。

以上、提案の理由の説明に代えさせていただきます。

○議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 東裕人君。

「登壇]

- ○1番(東 裕人君) 特別委員会の委員長にお伺いします。審議の中で、市民の参政権との関わりでの議論があったのかどうか、この1点だけ、議論があったのであれば、その中身についてお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(北田 彰君) 横田輝雄君。

「登壇」

○27番(横田輝雄君) 東議員の質疑について、お答えいたしたいと思います。

過去7回の委員会を開きましたということを申し上げましたが、その中でいろんなご意見が出されました。その中に、やはりただいまご質問ございましたように、人口、1人当たりの議員の定数で割ってみるとどうかというふうな、その論議もなされまして、城北地区のものだけ簡単に申し上げますと、熊本市は例外でございますが、熊本市は人口を議員定数で割りますと1万3,776名の割合ということになりますが、その状況でいきますと、玉名市の場合で2,748名、山鹿市で1,951名、それから宇土市で2,137名、阿蘇市の場合は少し人口が少のうございますので1,133名、それから合志市が2,252名。菊池市が今回改定をいたしまして、23名で人口を割ってみますと2,273.9名、約2,274名。これが定数を決めた大きな要因だということではありませんけれども、こういったことを参考にですね、あるいはまた財政的な合併当時からの、一度議員報酬というのが下がっておりましたので、それからすると若干議員報酬を値上げしたことによって、市民感情的なことも考えながら、やはり総合的に勘案をしながら23名という線で落ち着いたわけでございます。

以上でございます。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) これで質疑を終わります。

議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略する ことに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案の反対者の発言を許します。

東裕人君。

「登壇」

○1番(東 裕人君) 議員定数条例に反対の討論を行います。

議員定数の問題は、先ほど質疑でもお聞きしましたが、私はこの市民の参政権に関わる問題であると思います。議員は、主権者である市民の声を市政に反映させるパイプ役であり、議員定数削減は、このパイプを細くし市民の声を届きにくくするものであると思います。このことは、合併した本市の住民がこの4年間体験したことであると思います。合併後、議員数が半分になり、地域の声がどれだけ届いたのか、さらに大幅減となればどうなるのか、こういう議論が市民の中でも今起こっています。議員定数は、財政論はもちろん、議会議員のあり方からも検討すべきであり、その議論はまだ緒についたばかりです。よって、現時点での定数削減には反対します。

以上です。

○議長(北田 彰君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。 松本登君。

「登壇]

○21番(松本 登君) 議員提出議案第1号、菊池市議会議員定数条例の制定について、賛成の討論をいたします。

今日、地方分権改革が進み、地方議会に対しても活性化が求められております。 議員はただ単に会議への出席だけでなく、日々市民に接し、その多様な民意を吸収 し、新たに政策提案を興すことが肝要であり、また求められてもおります。合併 後、広大な地域を持つに至りましたが、議員として日々の活動を旨として、その職 務に専念することが常識の時代となってきました。昨年の3月、議員報酬の改定も ありました。多くの市民の抗議の声があり、議会内においても自然発生的な発言が 集約をされまして、平成20年4月に議会改革検討特別委員会がスタートをしたと ころであります。このことは、まさに時期を得たものでありました。委員会の存在 は、市政における行政改革の議会版といえるものであります。市の将来を見据えた 人口計画、財政改革に基づく財政計画、今日の厳しい社会経済情勢での市民の生活 の厳しい現実、議会の改革合理化等々、議会自らが改革の意思を市民に示す必要が あります。改革検討委員会の最大の目的は、議会のスリム化を目指す議員定数の削 減でありました。委員会は、全議員の合意のもとに設置され、委員も12名で構成 されました。議会を代表するというようなことで審議にあたったところでありま す。その審議も7回にわたり研修を含め、慎重審議が続きました。その結果、提案 のとおりの定数になったわけであります。

ただ、委員会の中でも議論がございました定数の、いわゆる偶数、奇数というのがありましたが、ともに法には抵触をしないということでありました。県内にも多

くの自治体で奇数はあるということであります。問題はないということを申し上げているつもりでございます。委員会での審議の結果は、全会一致であったということであります。同時に、委員会の審議を多ととらえていただきまして、議員各位におかれましては、ぜひともご理解をいただきたいのうえ、賛成をお願いしたいと思います。終わります。

○議長(北田 彰君) ほかに討論はありませんか。

坂本昭信君。

「登壇]

○11番(坂本昭信君) 私は、反対の討論をさせていただきます。

住民主役といたしましてですね、私たちが、先般、報酬見直しを行いました。そのときの住民の反対の声はすさまじいものでございました。そして、この度議員削減になりますと、その住民の声を聞いておりますと、菊池市は広い、住民の声が隅々まで届くか、意見が届くかという声も大多数の人がそういう声を上げております。そのようなことでですね、やっぱり議員は住民の声を引き上げて、議会に持ち上げて、そして進んでいくのが議会と思います。

このようなことにつきまして、私そう思いますので、削減には反対いたします。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

これで討論を終わります。

議員提出議案第1号は討論がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りします。議員提出議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成方は起立を願います。

(替成者起立)

○議長(北田 **彰君**) 起立多数です。したがって、議員提出議案第1号は、原案のと おり可決されました。

追加日程第3 議事第1号 農業委員会委員の推薦について

○議長(北田 彰君) 次に、追加日程第3、議事第1号、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推 薦の農業委員会委員の4名を議長において指名したいと思います。ご異議ありませ んか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 **彰君**) 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会委員4名 を、議長において指名することに決定しました。 農業委員会委員に、菊池市片角19番地、永田孝子さん、昭和28年7月4日生まれ、菊池市七城町蘇崎1451番地の1、鶴總子さん、昭和19年5月31日生まれ、菊池市旭志麓2516番地、工藤清子さん、昭和34年7月25日生まれ、菊池市泗水町南田島1732番地、磯田節子さん、昭和26年3月7日生まれを指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4人の方を農業委員会委員として推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。

ただいま指名しました永田孝子さん、鶴總子さん、工藤清子さん、磯田節子さん を、農業委員会委員に推薦することに決定しました。

追加日程第4 意見書案第1号 医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院 機構再春荘病院・菊池病院の存続・拡充に関する 意見書

○議長(北田 彰君) 次に、追加日程第4、意見書案第1号を議題とします。提出者 の提案理由の説明を求めます。

議員、森清孝君。

[登壇]

○3番(森 清孝君) 意見書案の提出につきまして、説明いたします。

意見書案第1号、医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構再春荘病院並びに菊池病院の存続・拡充に関する意見書について。上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由といたしましては、国立病院機構再春荘病院や菊池病院では、県北はもとより県内外からも幅広く患者を受け入れており、安全・安心の医療体制確立と急速に複雑・高度化する医療内容に対応するために、医師・看護師をはじめとする医療従事者を増員することが切実に求められているためであります。なお、提出先及び意見書につきましては、議員提出議案の案文をご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し 上げて、提案理由といたします。

○議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託

を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略する ことに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

樋口正博君。まず、原案に反対の発言を許します。

[登壇]

○5番(樋口正博君) 意見書案第1号について、反対討論をさせていただきます。

提案理由は、森議員おっしゃったとおりで、意見書の中に3点あります。1点目の医療従事者の増員、また2点目の再春荘病院、菊池病院を機能強化することについては、地域拠点として異を唱えるものではありませんが、3点目の中期目標終了時に、非特定独立法人化しないこと。この1点については、国における公務員制度改革及び行財政改革の計画を阻害するものであると感じられます。また、この点については、過去平成19年の9月議会において東議員、12月議会において泉田議員より、同趣旨の請願がなされておりますが、その際に不採択となっております。中身は若干変わっておりますが、そのときの争点も、この3点目の国の行財政改革を阻害する恐れがあるという1点について議論がなされたものと、私は感じております。

よって、この意見書第1号に反対を表明するところであります。

○議長(北田 **彰君**) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 森隆博君。

「登壇」

○17番(森 隆博君) 私は、賛成の立場から申し上げたいと思いますが、熊本県の北部地区方面に総合的な病院がないということで、今は本当に再春荘、菊池病院あたりは本当に多くの患者さんを受け入れておると。そしてその中に、昭和62年から再春荘におきましては、厚生労働省の認知症の患者の老人対策の西日本地区のモデル施設として、診療がなされております。さらに、一昨年よりまた司法、精神病といいますか、刑務所あたりの受刑者の薬剤異常者といいますか、そういう方々も受け入れているというような形で、本当に中に介護される方、医師の不足が本当に大変だというようなことの現実を、私も聞かされておりますし、また先ほど樋口議員の反対の中にありました、高度先駆的な医療や政策医療を低下させるというようなことで、できますならその中の医療器具、そういったものの整備等にも負担がかからないように、現状的な維持をやってほしいという願いでありますので、ぜひと

も議員の皆さん方に賛成の方をお願いしたいということで、賛成討論といたします。

○議長(北田 彰君) ほかに討論はありませんか。
東裕人君。

「登壇〕

- ○1番(東 裕人君) 意見書案第1号について、賛成討論を行います。請願の項目の 1つ目の医師・看護師・医療従事者を増やしてほしい。2点目の病院の機能を充 実・強化してほしい。これらの項目は、全くもって正当な要求であって、要望であって、大変切実で緊急の国民的課題であることは、先ほど反対討論の中で、この部 分については認められると、樋口議員がおっしゃったとおりであります。また、3 つ目の国立病院の非特定独法化の問題で反対討論がありましたが、私は公的医療体 制の縮小が、この間問題になっている医療崩壊の原因の大きな問題点になっている と思います。国立病院の機構が、今こそ地域医療、政策医療に対する責任を果たす べきだと考えていますので、この意見書には賛成をします。
- ○議長(北田 彰君) ほかに討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) これで討論を終わります。

意見書案第1号は、討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。意見書案第1号について、原案のとおり可決することに賛成方は起立を願います。

(替成者起立)

○議長(北田 **彰君**) 起立多数です。したがって、意見書案第1号は、原案のとおり 可決することに決定しました。

追加日程第5 意見書案第2号 WTO農業交渉に関する意見書

○議長(北田 彰君) 次に、追加日程第2、意見書案第2号を議題とします。提出者 の提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、本田憲一君。

「登壇〕

○経済常任委員長(本田憲一君) 意見書案第2号について、ご説明申し上げます。

WTO農業交渉に関する意見書について。上記の意見書を別紙のとおり、菊池市議会規則第14条第2項の規定により、経済常任委員会として提出いたします。

提案理由としまして、新たな農産物貿易ルールは、貧困の拡大、気候変動など地 球規模の課題解決に資するものとして、世界の食料・農業のあるべき将来像と関連 付けながら、中長期的な視点から議論される必要があり、早期妥結のみ優先されています世界各国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念すると思われます。よって提出し、提出先及び意見書につきましては、案文をご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨をご賛同いただき、提案理由の説明といたします。

○議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託 を省略したいと思います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 意見書案第3号 国民健康保険制度の改善を求める意見書

○議長(北田 彰君) 次に、追加日程第6、意見書案第3号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

議員、東裕人君。

「登壇]

○1番(東 裕人君) 意見書案第3号、国民健康保険制度の改善を求める意見書について。上記の意見書案を、別紙のとおり上記の意見書を別紙のとおり、菊池市議会規則第14条の規定により提出します。

提案理由の理由としましては、国保財政の破綻が叫ばれる中、6月議会では税率 改正も予定されています。健全な事業運営と住民負担を軽減するために、議会とし て今声を上げることが求められています。子どもの医療費無料化の対象拡大の条例 が、今議会で上程され、先ほど可決されましたが、現物給付は減額算定措置を伴う ものであり、現行制度には地方の積極的施策に対しペナルティが課されるという不 合理があります。また、国保税収納割合による減額措置は、現在の雇用・経済状態 にそぐわず、ペナルティによる収納強化には限界があります。よって、国民健康保険制度の改善、とりわけ減額算定措置の撤廃を求める意見書を提案します。提出先及び意見書につきましては、案文をご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いして、 提案理由といたします。

○議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託 を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 **彰君**) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略する ことに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第3号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 **彰君**) 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第7 意見書案第4号 緊急雇用対策の強化を求める意見書

○議長(北田 彰君) 次に、追加日程第7、意見書案第4号を議題とします。提出者 の提案理由の説明を求めます。

議員、本田憲一君。

「登壇」

○19番(本田憲一君) 意見書案第4号、緊急雇用対策の強化を求める意見書について。上記の意見書を別紙のとおり、菊池市議会規則第14条の規定により提出いたします。

提案の理由としまして、今日の厳しい経済状況・雇用問題は、総務省が発表しま した今年1月の労働力調査によれば、完全失業率は277万人で3ヵ月連続増加、 完全失業率は4.1%と依然厳しい状況にあり、3月末には40万人の人が職を失うといわれるほど深刻化しているためであります。提出先及び意見書につきましては、案文をご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨をご賛同いただきますようお願いし、 提案理由といたします。

○議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第4号について、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を 省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第4号については、原案のとおり可決することにご異議 ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

森隆博君。

- ○17番(森 隆博君) 動議。
- ○議長(北田 彰君) どのような動議ですか。
- ○17番(森 隆博君) 菊池市長、福村三男君の問責する決議案の提出について、動議提出をしたいと思います。
- ○議長(北田 彰君) はい、文書があれば、提出をお願いします。

「文書提出〕

○議長(北田 彰君) ただいま森隆博君から、菊池市長、福村三男君を問責する決議 案の動議が提出されました。

本動議は、文書で提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立します。 本動議を日程に追加し、日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とする ことに賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(北田 **彰君**) 起立少数です。したがって、本動議を日程に追加し、日程第8 として直ちに議題にすることは否決されました。

以上を持って本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成21年第1回菊池市議会定例会を閉会します。 全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。		
	O	
	閉会 午後0時22分	

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会議員 中 山 繁 雄

菊池市議会議員 水 上 博 司

付 録

平成21年第1回定例会付議事件一覧および審議結果表 (3月3日・3月18日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第4号	菊池市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につ いて	原案可決
議案第5号	菊池市第三セクター経営検討委員会条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制 定について	原案可決
議案第7号	菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に ついて	原案可決
議案第8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	原案可決
議案第12号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例 の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	原案可決
議案第14号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て	原案可決
議案第15号	菊池市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定につ いて	原案可決
議案第16号	菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定につ いて	原案可決
議案第17号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ いて	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第18号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第10号)	原案可決
議案第19号	平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)	原案可決
議案第20号	平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第21号	平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第22号	平成20年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第23号	平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第24号	平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第25号	平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第26号	平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第27号	平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号)	原案可決
議案第28号	平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予 算(第2号)	原案可決
議案第29号	平成20年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第30号	平成21年度菊池市一般会計予算	修正可決
議案第31号	平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第32号	平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算	原案可決
議案第33号	平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第34号	平成21年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第35号	平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第39号	平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第40号	平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第41号	平成21年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第42号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ)	原案可決
議案第43号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市四季の里旭志)	原案可決
議案第44号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第45号	市道路線の認定について	原案可決
議案第46号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第47号	和解契約の締結について	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第1号	菊池市議会議員定数条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議事		
議事第1号	農業委員会委員の推薦について	原案可決
意見書案		
意見書案第1号	医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構再春 荘病院・菊池病院の存続・拡充に関する意見書	原案可決
意見書案第2号	WTO農業交渉に関する意見書	原案可決
意見書案第3号	国民健康保険制度の改善を求める意見書	原案可決
意見書案第4号	緊急雇用対策の強化を求める意見書	原案可決
請願		
請願第1号	医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構再春 荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願書	採択
陳情		
陳情第1号	WTO農業交渉に関する要請	採択
陳情第2号	市町村管理栄養士設置に関する陳情書	不 採 択
報告		
報告第1号	平成19年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報 告について	原案報告

菊 池 市 議 会 会 議 録 平成21年第2回2月臨時会 平成21年第1回3月定例会

平成21年5月発行

発行人 菊池市議会議長 北 田 彰編集人 菊池市議会事務局長 岩 木 精四郎 作 成 熊本コピー株式会社

電 話 (096) 372-1010

菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市大字隈府888 電 話 (0968) 25-2325